

払田柵跡 I

— 政序跡 —

1985・3

秋田県教育委員会
払田柵跡調査事務所

火の見里家文化財セミナー

払田柵跡 I

— 政庁跡 —

1985・3

秋田県教育委員会
払田柵跡調査事務所



払田橋跡全景



政 府 跡



正殿跡

序

国指定史跡払田柵跡は古代の城柵官衙遺跡です。この遺跡は作家で郷土史家の後藤宙外によって発見され、昭和5年文部省嘱託上田三平の発掘調査と昭和13年刊行された報告書によって広く知られるようになりました。

発見当初『続日本紀』等の六国史に記されている「柵」の実態が姿をあらわしたと言って歴史学界で話題となり、また木簡がわが国で最初に出土した遺跡として全国的に知られていた遺跡です。

ところがこの払田柵跡が古代に何と呼ばれた城柵官衙跡であったかについては雄勝城跡、山本都衙跡など諸説がありますが未だ不明です。

秋田県教育委員会は昭和49年4月、仙北町に払田柵跡調査事務所を設置し、遺跡の解明と保護を目的に発掘調査を実施してきました。調査は11年を経過し、発掘総面積は19,622m²に達し、多くの新しい事実が確認されています。

遺構では長森の北側の水田にあって内柵跡といわれていた角材列が長森の東・西・南面で築地となって長森を囲んでいること。長森中央部に板塀で閉まれた政庁跡があり、その中には正殿、東・西脇殿などが整然と配置されていたことがわかりました。

遺物では嘉祥二年正月十日(849年)と紀年銘のある木簡をはじめ、須恵器、土師器、木器などの多くの遺物が出土しています。

本書は昭和52年度から延6年間にわたって発掘調査を実施した政庁跡の発掘調査記録、それに文字資料、文献目録等を収録してまとめたものです。

本書に収録された発掘調査記録等は、古代城柵官衙遺跡の研究に役立つものと考えます。

発掘調査事務所設置以来多大な御協力をいただいている仙北町、千畠村、仙北町教育委員会、千畠村教育委員会、土地所有者の皆様に厚く御礼申し上げます。

また調査にあたって御指導、御助言をいただいている顧問、文化庁、奈良国立文化財研究所、宮城県多賀城跡調査研究所並びに関係各位に厚く御礼申し上げます。

昭和60年3月

秋田県教育委員会

教育長 斎藤 長

刊行にあたって

昭和49年に発掘調査が開始されてから、高橋・梶原・大井・岩見歴代の所長と専ら事に当たられた船木学芸主事はじめ、文化課・埋蔵文化財センター・仙北町当局・千畠村関係者など各方面のお力によって、『払田柵跡』の科学による究明が行われてきた。

いわば放置されていたこの遺跡に対し、現代考古学の手による調査実施の必要性を主張していた私としては、この状勢展開に大きな満足感をいたるものであり、関係各位に対し心から深い感謝を捧げるものである。

ことに長大な木柵列を最特徴とするこの遺跡に、いわゆる「政府跡」が発見されたことは画期的な成果であった。

もちろんその他にも紀年銘木簡の出土など多くの新知見が加えられてきた。新しいことがわかると、わかったこと以上に新たな疑問が生まれるのが、学問研究の常である。昭和初年の調査で「不文の遺跡」と断ぜられたこの遺跡を、歴史上知名のどものに比定すべきかということさえも、未だに確実な判断を下せる段階には至っていない。しかし軽率に規定するよりは慎重に追究することが重要であるから、この後も調査研究は継続されることになる。

発掘調査11年にして、ここに政府跡の研究を中心に本報告書が纏められたことは御同慶の至りである。私も関係者の一端にいて事に連なるのであるから、その意味では広く御批判・御教示をお願いするものであるが、一方また直接努力して来られた姿を見守ってきた者としては、執筆者各位に対し深い敬意を表す次第である。

昭和60年3月

払田柵跡調査事務所

顧問 新野直吉

刊行にあたって

このたび秋田県教育委員会から秋田県文化財調査報告書第122集として『払田柵跡 I 政府跡』が刊行され、史跡払田柵跡の中枢部とも言うべき政府跡に対する払田柵跡調査事務所の方々の多年にわたる発掘調査の詳細が報告されるはこびになったことは、払田柵跡調査事務所設立当初からこの発掘調査に関心をもつとともに関与してきたものの一人として欣びに堪えないところである。

払田柵跡は東日本における古代城柵遺跡の典型的な一つとして、昭和5年の最初の発掘調査以来評価されてきた遺跡である。第2次大戦前における古代遺跡の発掘調査として、日本古文化研究所が昭和9年から10年間にわたり実施した藤原宮跡の発掘調査は、地下構造を手掛りとして宮跡の位置を確認した調査として高く評価されている。しかるに払田柵跡の発掘調査は、藤原宮跡の調査着手より遡ること4年、文献史料にも全く片鱗を見せない大規模な城柵遺跡の大きさと構造を適確に把握したものであり、古代遺跡の研究史上に大きな足跡を残すものと言えよう。ただ、昭和5年の発掘調査は内外郭の規模と構造との把握に主眼を置く調査であったため、中枢部については調査されることができなかった。昭和49年に払田柵跡調査事務所が秋田県教育委員会によって設立されて、外郭南北門跡をむすぶ縄のほぼ中心に近い長森丘陵の中央部から政府跡を発掘したことは、わが国の歴史考古学の先達が行った昭和5年の発掘調査の業績を継承発展させたものと言えよう。掘立式板塀で囲まれた長方形の政府内に、正殿を中心として東脇殿・西脇殿やその他の建物群が整然と配置されている状況は、陸奥国府多賀城の政庁や諸国の国府政庁の建物配置のあり方と共に通するところが多く、東日本の城柵の性格を考える上で重要な手掛りを提供するものである。

本書の刊行が東北地方の古代城柵遺跡のみならず、全国の地方官衙遺跡、ひいてはわが国の古代律令国家の研究に寄与するところ多大であると信じて疑わない。長年の調査の結果である報告書の作製に当られた払田柵跡調査事務所をはじめ、秋田県教育庁文化課ならびに仙北町教育委員会の研究員諸氏の勞に深甚なる敬意を表するものである。

昭和60年3月

払田柵跡調査事務所

顧問 岡田茂弘

例　　言

- 1 本報告書は払田柵政府跡の正式報告書であり、1977～1983年に払田柵跡調査事務所が実施した第12・13・28・35・47・53次発掘調査および本報告書作成のため実施した補足調査の成果を収録したものである。当事務所がこれまで公表したものと見解が異なる場合は、本報告書の記述内容が優先するものとする。
- 2 全貌を把握できる建物跡については、挿図にその規模を実線で示した。
- 3 遺物は実測図と写真によって示したが、同一遺物については両者の番号を一致させてある。
- 4 遺構の建築学的立場からの検討は、奈良国立文化財研究所平城宮発掘調査部遺構調査室長 宮本長二郎氏の御指導による。
- 5 文字資料の判読・訛説は、国立歴史民俗博物館歴史研究部助教授 平川南氏の御教示による。
- 6 第VI章で図示した土器実測図の一部は、石郷岡誠一・小松正夫・沢谷 敏・庄内昭男・杉瀬 韶・鈴木四郎・日野 久の各氏から借用したものである。
- 7 土色の記載は、小山正忠・竹原秀雄編著『新版 標準土色帳』(1976・9) を参考にした。
- 8 本報告書は編集委員会を設けて作成にあたった。委員と執筆分担は次のとおりである。

編集委員会

編集委員長	中谷雅昭	(文化課長補佐)
編集委員	富樫泰時	(文化課学芸主事)
編集委員	池田憲和	(文化課社会教育主事)
編集委員	岩見誠夫	(払田柵跡調査事務所長)
編集委員	船木義勝	(払田柵跡調査事務所学芸主事)
編集委員	山崎文幸	(仙北町教育委員会派遣職員)

執筆者

第I章	岩見誠夫・船木義勝	第V章	山崎文幸
第II章	富樫泰時・池田憲和	第VI章	船木義勝
第III章	岩見誠夫・船木義勝	別編1	船木義勝・山崎文幸
第IV章	船木義勝・山崎文幸	別編2	船木義勝・山崎文幸

- 9 挿図、表、図版の作成は船木義勝・山崎文幸が分担してあたったが、その作業は小山内透・熊谷道宏・竹村純子・佐藤せい子・戸沢典子・鷗津竜子・高橋フサ子・高野ひより・斎藤美江子・後藤正子・加藤えり子・柏谷愛子が補助した。

目 次

第I章 遺跡の概要	1
第1節 遺跡の位置と立地	1
第2節 遺跡の現況と歴史的環境	7
第II章 払田柵跡をめぐる研究史	17
第1節 遺跡の発見と研究略史	17
第2節 扜田柵跡をめぐる諸説	20
第3節 保護の歴史	29
第III章 調査の経過と記録の方法	33
第1節 調査の経過	33
1 扜田柵跡調査事務所の設置	34
2 第1次5年計画と実績	34
3 第2次5年計画と実績	34
4 第3次5年計画と実績	34
5 発掘調査の成果	34
第2節 政庁地区の発掘調査	35
1 第12次発掘調査	35
2 第12次補足調査および第13次発掘調査	35
3 第28次発掘調査	35
4 第35次発掘調査	35
5 第47次発掘調査	36
6 第53次発掘調査	36
7 补足調査	36
第3節 記録の方法	37
1 遺跡基準線と地区割り設定の標示記号	37
2 遺構・遺物の標示方法	38
第IV章 遺構	39
第1節 層序と整地地業	39
第2節 発見遺構	41
1 正殿跡	41
2 脇殿跡	43
3 政庁門跡	46
4 前殿跡	48

5	北東部建物跡	51
6	北部建物跡	53
7	北西部建物跡	54
8	板 壁 跡	57
9	豎穴住居跡	60
10	その他の遺構	61
第V章 遺 物		77
第1節 土 器		77
1	建物跡・板塙跡出土土器	77
2	豎穴住居跡出土土器	79
3	土壤出土土器	80
4	その他の遺構出土土器	81
第2節 その他の遺物		92
1	瓦・埠類	92
2	硯	97
3	その他の遺物	99
第VI章 考 察		101
第1節 遺 構		101
1	遺構期の設定	101
2	各遺構期の建物配置	108
第2節 遺 物		119
1	横手盆地の須恵器窯	120
2	横手盆地の古代土器	133
3	払田柵跡の基準土器	142
4	横手盆地における須恵器・土師器の編年	144
5	各遺構期の年代	145
第3節 政府の変遷と性格		152
1	政府の変遷	152
2	政府の性格と機能	157
第VII章 結 語		174
別 編		
1	出土文字集成	245
2	払田柵跡関係文献目録	283
付図 扟田柵跡政府遺構実測図		

第Ⅰ章 遺跡の概要

第1節 遺跡の位置と立地

史跡^{ほつせき}払田柵跡は、秋田県仙北郡仙北町払田・千畑村木堂城回に所在する（第1図）。

おおよそ北緯 $39^{\circ}27'57''$ 、東経 $140^{\circ}32'44''$ の位置で、秋田県の南東部に位置する横手盆地の北部、国鉄奥羽本線大曲駅から直線距離で東方6kmの地点にある。横手盆地は北部の大曲市を中心とした仙北地方（古代山本地方）、中央部の横手市を中心とする平鹿地方、南部の湯沢市を中心とする雄勝地方から構成されており、遺跡はこの仙北地方のほぼ中央の平野部に立地する（第2図）。

払田柵跡の立地する横手盆地は、東西約15km、南北約60kmの規模で、西奥羽内陸盆地列中最大である。盆地の東側は急峻な地貌を呈する奥羽山脈が画し、その山麓には扇状地の発達が見られ、西側は低平な山並みの出羽山地が画している。盆地床には流路延長149km、

立地の概観

古代山本地方

横手盆地の規模と地形



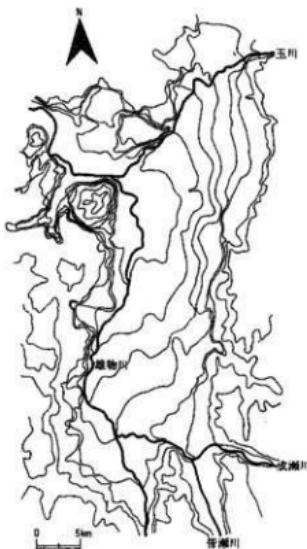
第1図 遺跡の位置

87の支流を合流し、県南東部から中央部にかけて的一大動脈である雄物川が流れている。^(註1)

盆地東側の奥羽山脈は、北方の和賀獄（1,440m）、真昼獄（1,060m）から盆地南端の栗駒山脈と出羽山地（駒山（1,628m、別名須川岳・大日岳））にかけて標高1,000mを越える山岳が連なり、その稜頂の平均値は1,030mである。ただ、和賀獄と栗駒山のほぼ中間部に当る黒森山（763m）から御岳山（744m）に至る一帯は700mの接峰面が小規模ながら閉塞して孤立している。盆地西側の出羽山地は、低い丘陵地形を呈しており、その標高は200m前後と低平であるが、部分的には平鹿郡大森町の保呂羽山（438m）や大曲市の姫神山（387m）のように400m級の孤峰が存在する。^(註2)

雄物川 市北西方で支流の皆瀬川を合わせて出羽山地の東側を削って北東方向へ流れ、その後盆地東側山地から流下する横手川等の河川を受け入れながら大曲市に至る。ここで北東方向から流下する玉川と合体した後は西流し、神宮寺、刈和野の狭窄部を経て秋田平野から日本海に注ぐ。河川勾配は上流の雄勝町院内付近で約1/80、湯沢市付近で約1/350、益央の沼館付近で約1/700で、この付近から勾配は緩くなり、大曲市においては約1/2,000、刈和野で1/3,200となる。この雄物川が曲流となるのは皆瀬川合流以後で、大森町から大曲市にかけての曲流には著しいものがある。平地河川として自由蛇行を開始するのは盆地北部の神宮寺と秋田平野の豊岩間であり、この地域には自然堤防と後背湿地が認められる。盆地床の地形は南東方の皆瀬川上流方向に高く、その標高は湯沢付近で80m、益央大森町付近で40m、北部の神宮寺付近で20mである。

原地形の復原 第2図は横手盆地の原地形の復原図で、標高100mの等高線が盆地床平野部の外縁に当たる。盆地東縁の南東部では皆瀬川、成瀬川による旧扇状地、北東部で丸子川（鞠子川とも書く。旧名は荒川）、齊内川、川口川による六郷、齊内、川口の旧扇状地が認められる。更にこの北東部には旧扇状地を覆って新しい扇状地が発達し、相互に重複しながら複合扇状地を作り、北方から白岩、五百刈、齊内、川口、千屋、六郷、金沢扇状地と相並ぶ。このうち払田檻跡に最も近接する千屋扇状地は、真昼川によって形成された旧川口川扇状地を覆う千屋扇状地と、その南方を流れる釜無川によ



第2図 横手盆地の地形復原図

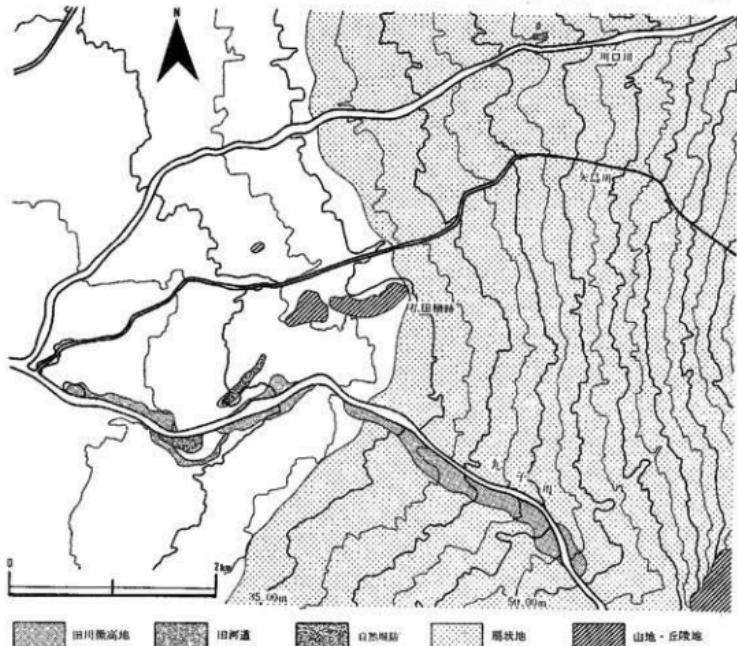
って形成された扇状地との複合したもので、その湧水帯は千畳村本堂城廻を中心とした標高50～85mに多い（第3図）。払田櫛跡の東端は扇端部に当る。

雄物川とその支流の段丘群は雄物川が山地を出て以降、すなわち湯沢以北流域、成瀬川、皆瀬川の支流では増田町から下流域、玉川流域では白岩扇状地以西においてその発達が認められる（第4図）。この低位の段丘は1～4段に分類され、第1段について述べるならば旧河道の乱流が認められ、現在の河床との比高数10cm～2mの高さを持つものである。盆地北東部の高位の段丘は千畳村善知鳥、相長根付近の標高160～200mの高所に位置し、砂礫、粘土から成る。この段丘の縁辺には繩文期の遺跡が多い。

払田櫛跡は詳しくは新第三紀吉沢層の硬質泥岩を基盤とする東西に長い真山、長森という分離丘陵（残丘）を中心とした沖積地に立地する。遺跡の北側には川口川、矢島川、烏川、南に丸子川が流れ、東側は千葉扇状地端にかかっている。真山山頂には国土地理院の二等三角点があり、北緯 $39^{\circ}27'57''$ 、東経 $140^{\circ}32'44''$ 、標高64.97mで、下の沖積地との比高は約32mである。長森の頂上は標高53.70m、政庁跡の広場の最高位は42.68mで、沖積地との比高は約9～19mである。

今までの発掘調査成果によれば、払田櫛跡の構造は上述二丘陵を包含するように沖積

払田櫛跡の地形



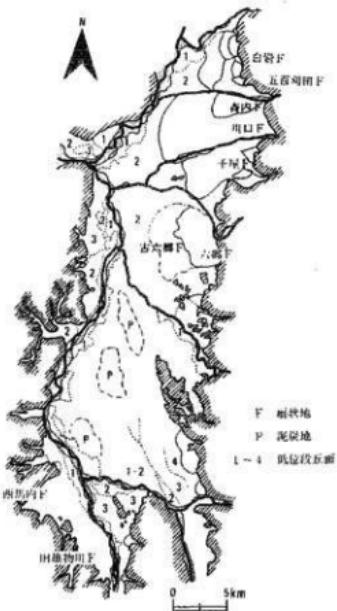
第3図 地形分類図

第1章 道路の概要

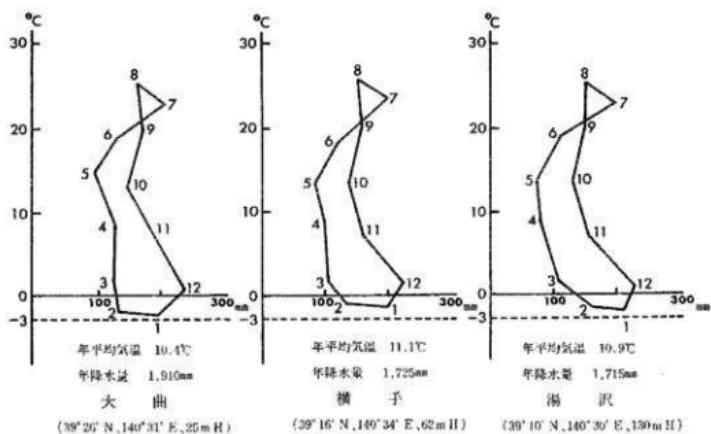
外郭と内郭 地を画する外郭線と、その内側の長森丘陵の裾と隣接する北部の沖積地を走る内郭線、および長森丘陵中央部の平坦地にある政府からなることが判明している。外郭線は角材列から構成され、東西南北に4門を具備している。

規模 東西の最大幅1,370m、南北の最大幅780mの長楕円形を呈しており、その総延長は3,600mにおよぶ規模である。内郭線は長森丘陵の裾の東西南側に築地土塹、これに連結して北側沖積地に角材列が走る。その平面形は外郭線同様に東西に長い楕円形を呈する。内郭線上には南北に2門が確認されているが、東西の2門については不明である。

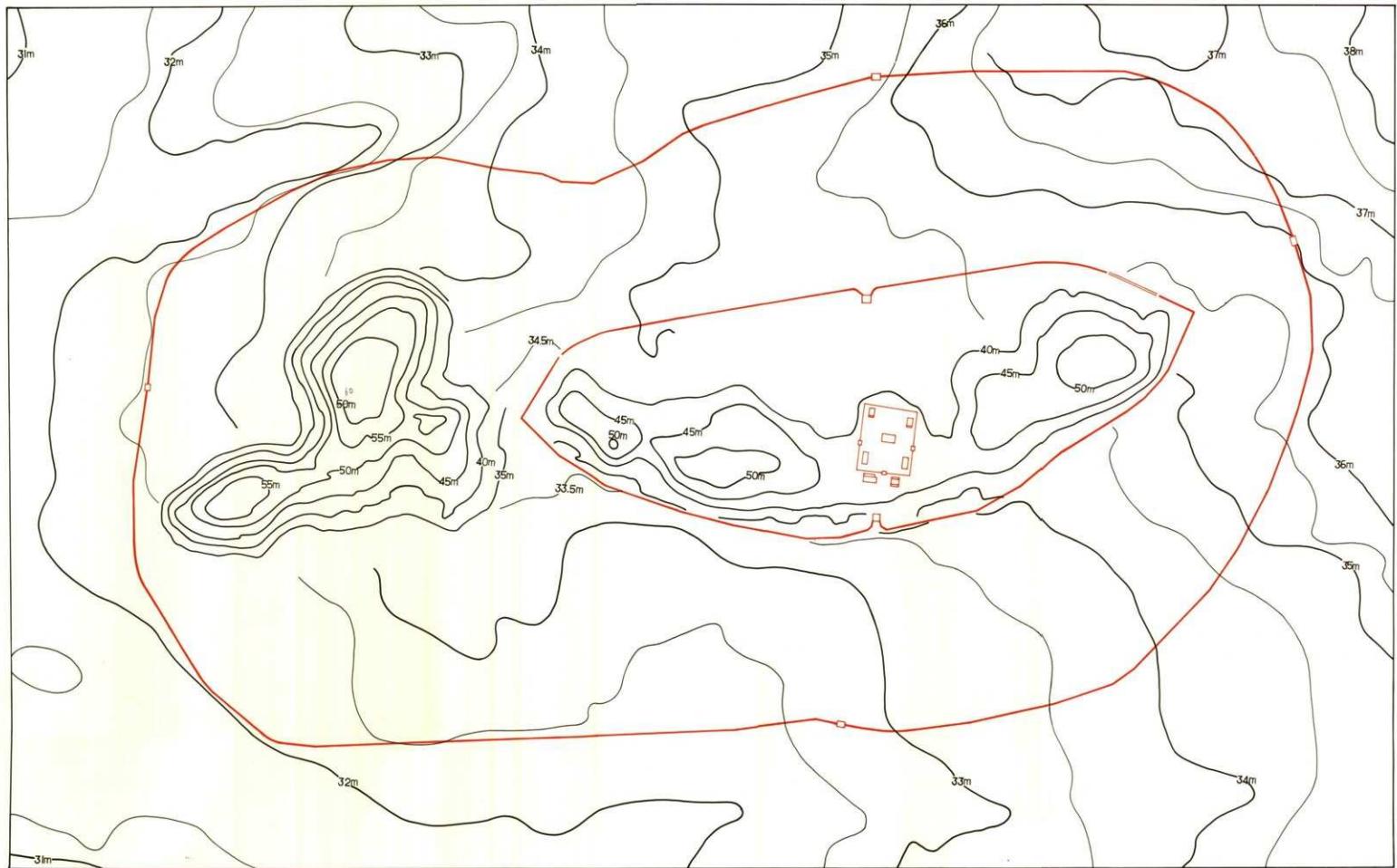
政府跡の地形 政府跡は長森丘陵中央部に削平と盛土整地によって作られた略長方形の平坦地にあって、四囲を板塀跡と推定される溝跡が囲繞している。政府の建物は5期の変遷が考えられ、最大規模のIII期は南北75~76.5m、東西63.6~64.5mで正殿、東西脇殿などの建物が設置されている。検出構造面の標高は最高位



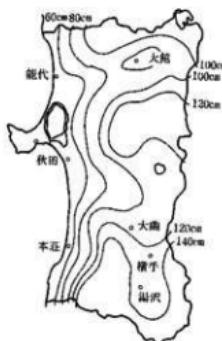
第4図 横手盆地の扇状地および段丘の分布



第5図 大曲・横手・湯沢3市のクライモグラフ



第6図 沢田横跡地域図



第7図 最深積雪の分布
(昭和16~45年までの平均)

の東部で42.67m、最低位の南東隅、北東隅はそれぞれ40.75m、40.09mで、1.92~2.58mのレベル差が認められる。

「冬季積雪多く寒冷」として知られる秋田県の気候は、時代によって変化の認められることは当然だが、明治時代以降の観測資料からその特徴をおさえると、温帯から冷温帯への漸移帯と言える。払田柵の設置された横手盆地の気候は、第5回南部の湯沢市、中央の横手市、北部の大曲市のクライモグラフから読み取れるように、ケッペンの分類法によるCta(湿润温暖気候)ないしDfa(冷温帯)に属する。冬季平年の最深積雪の分布は第7図のとおりで、横手盆地では北部が比較的少なく南部ほど多くなる。積雪は雄勝郡雄勝町院内が最も多く、大曲市の1962~1973年迄の平均積雪は90.4cmで、払田柵跡周辺も

これとそう大きな違いは無いと判断される。なお、昭和49年2月の最深積雪は横手で259cm、大曲210cmであり、この年は平均値を大幅に上回っていた。^(註5)

横手盆地の土地利用は、盆地床の平野部は米作単作地帯で、横手周辺の丘陵、奥羽山脈、土地利用出羽山地の縁辺の斜面が果樹園として利用されている。近年出羽山地の開発が活発化し、大規模な草地造成、改良事業が行なわれ、農業の多角化が推進されている。

第2節 遺跡の現況と歴史的環境

払田柵跡の総面積は約875,000m²である。この地目割合を見てみると水田は71%、山林は13%、原野7%、宅地6%となる。長森・真山の丘陵は山林と原野で、その殆んどは公有地であり、残りの私有地については、昭和54年度から家屋移転も含めた買上げを開始している。発掘調査は昭和49年度から実施しており、現在は第3次5年計画の初年度までに発掘調査の終了した面積は19,622m²で遺跡全体の2.2%にあたる。

払田柵跡を区画する外郭線の角材列は、すべて沖積地の水田の中に埋もれている。明治35年の秋に北東域で乾田馬耕のため角材約200本余が採取されてから、今日まで抜き上げられたものは相当数にのぼる。昭和54年から開始された外郭線の確認調査によれば、角材は南辺から西辺にかけて比較的良く残っており、北西辺・南東辺・東辺も部分的に抜き上げられてはいるが痕跡は追跡できる。しかし、北辺から北東辺にかけては角材は全く残存していない状況である。

外郭線上の四門のうち南門は発掘調査を実施してその規模を確認したが、北門は耕地整理で完全に破壊されてしまっている。外郭内の水田における発掘調査は数地点で実施して

横手盆地の気候と積雪

クライモグラフ

最深積雪

遺跡の面積

外郭線

第Ⅰ章 遺跡の概要

いるのみで、ここからは竪穴住居跡、柱穴などの遺構が検出されている。昭和60年度から外郭内の遺構確認調査と古代地形復原作業を計画しており、これが進めば精度の高い遺構分布図を得ることができると考えられる。

内郭線 内郭線を構成する長森丘陵の裾部の築地土塀は、その北東と東辺は良く遺存されているが、南辺はその一部しか判明していない。内郭角材列は水田と用水路側面に比較的良く残っており、その東端と現状での西端はおさえているが、築地土塀の西端の調査を実施していないため、角材西端がどのように連結するか不明である。長森丘陵の北裾ホイド井泉跡の北側および北東部の水田中に、埋没建物の伝承がある。確認されているのは内郭北門の南東地点のもので、少なくとも2~3棟は埋蔵されていたと判断される。

政府と古道 長森丘陵上の平坦地に政府があり、これと谷を挟んだ東側一帯および西側に地形の改変が認められ、ここに遺構群が存在する。政府は昭和52年から58年までの間延6年間にわたって7,880m²を発掘調査した。これは全域の約85%に当る。昭和58年度から管理団体仙北町が調査成果に基づき環境整備事業を推進しているところである。また、長森丘陵上の山林地には、政府を横切って東西に走る古道の面影が今も部分的に残っている。

横手盆地の遺跡 払田柵跡の歴史的位置付けは、横手盆地の古代史をどのように理解するかに係わってくる。そこで、横手盆地の古墳時代と古代の遺跡を概観しておくことが必要となる。

第8図は横手盆地内の古墳時代と古代の遺跡分布である。周知されている遺跡のうち、県・国指定史跡は9、集落等の遺跡は101、窯跡は11で、発掘調査の実施されたものは15遺跡である。古墳時代の遺跡は横手市オホン清水遺跡のみで、奈良時代の遺跡・遺物には大曲市上野遺跡、怒遺跡、平鹿郡平鹿町中藤根遺跡、下藤根遺跡、年子狐遺跡と同郡増田町狙半内出土須恵器蓋、仙北郡六郷町石森古墳がある。次の平安時代に入ると雄勝郡羽後町足田遺跡をはじめとし、遺跡数も著しく増加する。以下官衙遺跡の可能性を秘めた大曲市怒遺跡、発掘調査成果の公表されているオホン清水遺跡、中藤根遺跡、下藤根遺跡、雄勝城の擬定地として論議の多い足田遺跡などについて簡単にふれたい。

怒 遺 跡 現時点での調査によると木簡が出土し、横手盆地で払田柵跡以外に官衙遺跡の可能性をもつものは、大曲市怒遺跡だけである。大曲市下深井字中深井怒に所在し、雄物川の支流上総川右岸の低位段丘上に立地している。大正2年頃、所在地の水田中から多量の土師器・須恵器（米俵で5俵位）等の出土があつて注目されてきたが、実態は不明である。出土遺物は土師器、須恵器、「伴」等の墨書き土器、櫛木、桧扇、弓、木簡、籠、箸等で、墨書き土器を中心に考古資料として一括県文化財指定になっている。木簡は既に失なわれているが、高階六郎左衛門氏によるその模写が残されている。それによると第1号木簡は長さ2尺2寸5分、幅1寸5分、厚さ3分と4分で「・以今月廿八日請取己巳 但阿古經之正身月廿日以前参向六年未・仲湖書」、第2号木簡は長さ6寸、幅7分、厚さ1寸で「太口津木口口」と記録されている。怒遺跡出土土師器・須恵器は奈良時代後半から平安時代中頃にわたる幅を持つもので、出土木簡の内容からも古代官衙遺跡の可能性を持つものと考えられる。⁽¹⁶⁾

オホン清水遺跡は横手市塙掘字オホン清水に所在する。雄物川の支流大戸川を挟んで広がる低位段丘上に立地し、発掘調査報告書によれば、古墳時代の竪穴住居跡1、土壙7、遺物集中箇所3、平安時代土壙1などが検出されている。竪穴住居跡は隅丸方形で7.32×7.88mと大形であり、住居跡とその周辺から土師器（杯・椀・高杯・壺・甕）と須恵器（高杯）が出土している。土師器は南小泉式期に位置づけられる。須恵器は短脚の有蓋高杯で、脚部の3箇所に配置の不均整な長方形の透しがある。遺跡の年代は5世紀末から遅くとも6世紀初頭までの間と位置づけられ、横手盆地内での当該期の初出資料である。⁽²⁷⁾

オホン清水遺跡

中藤根遺跡は平鹿郡平鹿町中吉田に所在する。皆瀬川から分流した幅約3m程の六ヶ村堰に接する右岸の低位段丘上に立地し、発掘調査報告書によれば、竪穴住居跡3の他、竪穴造構・溝状造構などが検出されている。住居跡内からは土師器・須恵器の一括出土があり、遺跡の年代については、1号住居跡出土の土師器により上限は8世紀初頭、下限はロクロ使用直前の土師器の出土により8世紀後半までの間と考えられている。⁽²⁸⁾

中藤根遺跡

下藤根遺跡は平鹿郡平鹿町中吉田字下藤根に所在する。皆瀬川から分流した六ヶ村堰に接する低位段丘上に立地しており、中藤根遺跡の東50mに位置する。発掘調査により竪穴住居跡8軒が検出され、住居跡は3回の変遷が考えられている。第Ⅰ期は土師器（国分寺下層式）の年代から8世紀中頃、第Ⅲ期は9世紀前半から11世紀後半までで、第Ⅱ期は第Ⅰ・Ⅲ期の間と考えられている。⁽²⁹⁾

下藤根遺跡

中藤根・下藤根・年子廻遺跡など奈良時代の遺跡は、平鹿町中吉田周辺の低位段丘上に集中する傾向がみとめられる。平鹿町史によれば、平鹿町には南から北に流れる4本の河川があり、東側から清水川（六ヶ村堰）、越部川、大戸川、小勝田川と呼ばれている。清水川の沿岸には古代の集落が13箇所、小勝田川沿いにも4箇所確認され、両河川の沿岸には今後相当数の遺跡・遺構が発見されるであろうと予測されている。⁽³⁰⁾

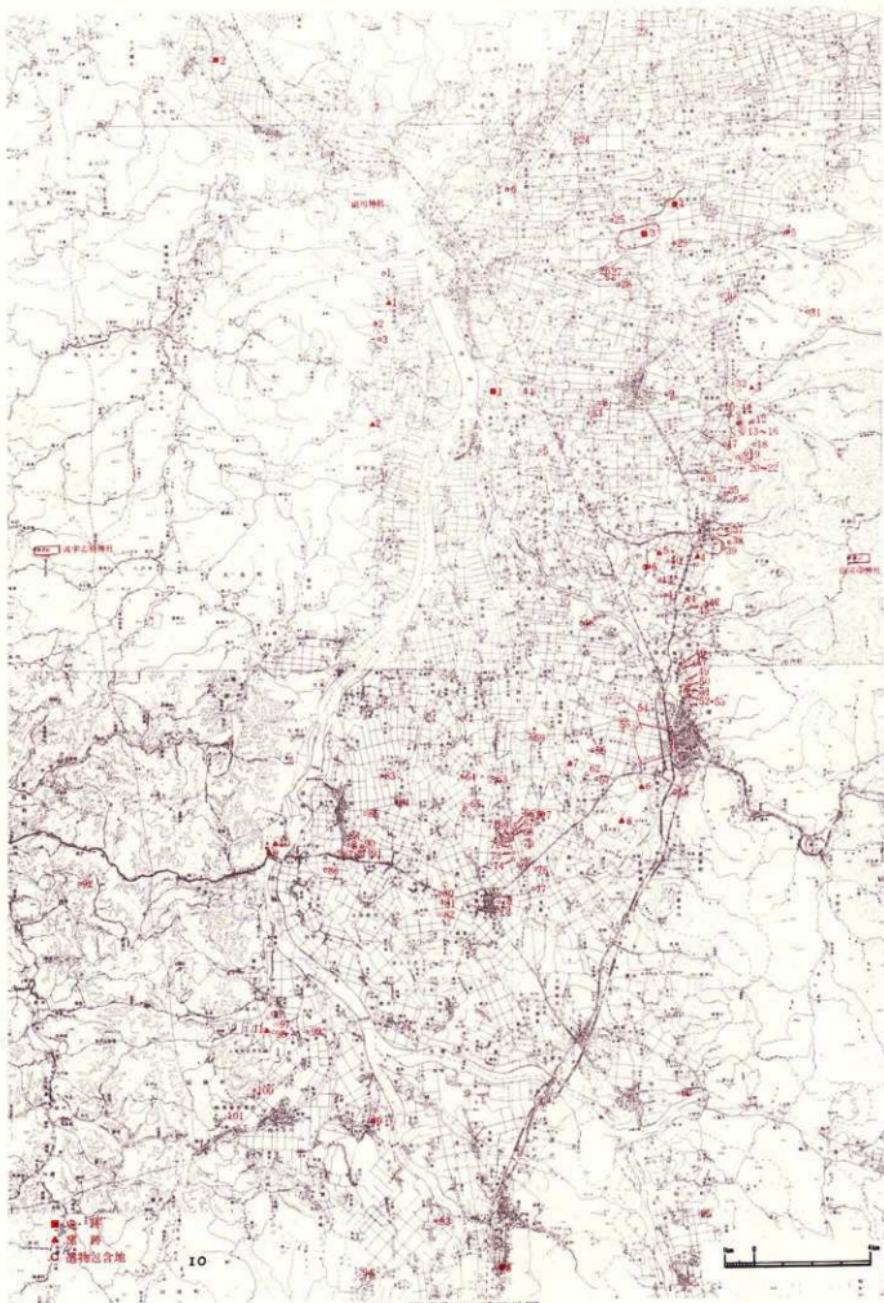
平鹿町の河川
と古代遺跡

足田遺跡は雄勝郡羽後町足田を中心に、ひばり野・新城川・七窓・門田および城神廻り地区を含む遺跡群の総称である。遺跡群は横手盆地の南端、出羽山地の東縁に接する標高70~80mの台地上と西馬音内川の形成する扇状地上に立地している。西馬音内扇状地の扇頂部の近くに元木があり、高尾田・城神廻りや郡山（上郡・下郡）など古代の雄勝城、郡衙との関連を想定させる地名が色濃く残っている場所でもある。昭和31年から昭和53年まで、8次にわたる発掘調査が行なわれて、足田を中心とした地区では七窓窯跡、櫛列などが知られ、城神廻りを中心とした地区では竪穴住居跡、多量の墨書き土器などが発見されているが、古代城柵遺跡と確認できる遺構・遺物は、いまのところ検出されていない。出土遺物は奈良時代まさかのぼるものは少なく、平安時代のものが主体である。⁽³¹⁾

足田遺跡

横手盆地内で須恵器を生産した窯跡は、現在11ヶ所確認されている。このうち、奈良時代に操業の求められるのは平鹿郡雄物川町末館I・II窯跡、平鹿郡平鹿町竹原窯跡、横手市郷士館窯跡である。その操業は末館I・II窯跡が先行し、これに郷士館窯跡が続くと考えられる。平鹿町と横手市との境界付近の中山丘陵には、上記の他に数箇所の窯跡が存在する。すると、この地域は古代開発初期の須恵器生産拠点と考えて良いと思われる。

窯跡



第8図 横手盆地の遺跡地図

史跡 (■印)	番号	遺跡名	所在地	番号	遺跡名	所在地
1 四十ヶ瀬	16	上田の戻	仙北郡六郷町大郷東根根上戻の戻	17	北明田地	仙北郡六郷町大郷東根字北明田地
2 一里塚	18	大曲市木字乙解塚	仙北郡六郷町大郷東根字南鏡ヶ崎	19	四天森	仙北郡六郷町大郷東根字四天森
3 扎木跡	20	仙北郡仙福町北柄同字長丁場・上船戸	仙北郡六郷町大郷東根字四天森	21	下四天地I	仙北郡六郷町大郷東根字下四天地
4 本堂跡	22	仙北郡千郷村本堂城回子森合・百日本	仙北郡六郷町大郷東根字下四天地	23	下四天地II	仙北郡六郷町大郷東根字下四天地
5 丈木	24	仙北郡千郷村本堂城回子森合・百日本	仙北郡六郷町大郷東根字下四天地	25	中仙町	中仙町
6 蔵跡穴群	26	仙北郡仙福町北柄同字東山本	高野	27	仙北郡中仙町下黒土字高野	66 中藤根2号
7 吉田城跡	28	平鹿郡平施町・吉田内戸字吉田	南谷地	29	仙北郡中仙町水谷字南谷地	67 中藤根1号
8 一里塚	30	湯沢市庄子西松沢	仙北町	31	一ツ森	68 中藤根A
9 十二本塚	32	雄勝郡羽後町三輪貝冢字三本塚	相長根	33	仙北郡仙北町鞍馬内字一ツ森	69 中藤根下
黙跡 (▲印)	34	大曲市大典凹模字成沢	外川原I	35	密島丘	70 中村
	36	大曲市内小友字下田谷地	仙北郡千郷村千屋序内村	37	上高梨	平鹿郡平施町中吉田字中藤根下
	38	川端山	仙北郡千郷村金沢東根字川端山	39	千郷村	71 下藤根
4 物見	40	横手市金沢字物見	相長根	41	仙北郡仙北町南桑字繁昌	平鹿郡平施町中吉田字下藤根
5 一二社	42	横手市金沢字野下矢来沢	外川原II	43	密島丘	72 中藤根B
6 繩子館	44	横手市赤坂字繩子館	仙南村	45	千郷村	73 中藤根3号
7 竹原	46	平鹿郡平鹿町上吉田内戸字竹原	石名館	47	千谷地	平鹿郡平施町中吉田字谷地
8 西ヶ沢	48	平鹿郡平鹿町西ヶ沢字西・沢	中谷地	49	中藤根C	74 中谷地
9 末館I	50	平鹿郡雄物川町大沢字末館目	元東根	51	中藤根D	平鹿郡平施町中吉田字中藤根
10 末館II	52	平鹿郡雄物川町今宿字末館	元東根	53	年子原	75 年子原
11 七瀧	54	雄勝郡羽後町足田字七瀧	仙南村	55	五味川	76 五味川
	56	大曲市大典凹模字成沢	横手市千郷村上崎字鶴川谷地	57	浅瀧II	平鹿郡平鹿町洗瀧字千刈田八幡小路
	58	大曲市内小友字下田谷地	内村	59	古館C	77 浅瀧II
	60	川端山	仙北郡千郷村千屋序内村	61	古館B	平鹿郡平鹿町見内字古館
4 物見	62	横手市金沢字物見	相長根	63	陀弥長根	78 小豆田
5 一二社	64	横手市金沢字野下矢来沢	外川原I	65	雄物川町	平鹿郡平鹿町見内字下小豆田
6 繩子館	66	横手市赤坂字繩子館	仙南村	67	大見内	79 逸瀧II
7 竹原	68	平鹿郡平鹿町上吉田内戸字竹原	石名館	69	逸瀧II	平鹿郡平鹿町洗瀧字千刈田八幡小路
8 西ヶ沢	70	平鹿郡平鹿町西ヶ沢字西・沢	中谷地	71	下作の瀧	80 逸瀧II
9 末館I	72	平鹿郡雄物川町大沢字末館目	元東根	73	蝦夷塗	平鹿郡雄物川町今宿字下作の瀧
10 末館II	74	平鹿郡雄物川町今宿字末館	元東根	75	造山神社裏	81 逸瀧II
11 七瀧	76	雄勝郡羽後町足田字七瀧	仙南村	77	雄物川高稟I	82 逸瀧II
	78	大曲市大典凹模字成沢	横手市金沢字井長根	79	雄物川高稟II	平鹿郡雄物川町今宿字副袋
	80	大曲市内小友字下田谷地	開居長根縁跡	80	雄物川高稟III	83 大見内
	82	川端山	横手市金沢字寺石名館	81	雄物川高稟IV	平鹿郡雄物川町今宿字大見内
	84	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋	82	石塚	84 石塚
	86	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋	83	下作の瀧	平鹿郡雄物川町今宿字下作の瀧
	88	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木I	84	蝦夷塗	85 逸瀧II
	90	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木II	85	逸瀧II	平鹿郡雄物川町造山字蝦夷塗
	92	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木III	86	逸瀧II	86 逸瀧II
	94	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木IV	87	逸瀧II	87 逸瀧II
	96	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木V	88	逸瀧II	88 逸瀧II
	98	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木VI	89	逸瀧II	89 逸瀧II
	100	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木VII	90	逸瀧II	90 逸瀧II
	102	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木VIII	91	逸瀧II	91 逸瀧II
	104	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木IX	92	岩井堂	92 岩井堂
	106	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木X	93	杉田	93 杉田
	108	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木XI	94	松岡塚	94 松岡塚
	110	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木XII	95	宮の前	95 宮の前
	112	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木XIII	96	雄勝郡稻川町八面字宮の前	96 新城川地区
	114	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木XIV	97	ひばり野I	97 ひばり野I
	116	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木XV	98	ひばり野II	98 ひばり野II
	118	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木XVI	99	城神廻り	99 城神廻り
	120	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木XVII	100	塙出平山	100 塙出平山
	122	大曲市内小友字下田谷地	金沢橋木XVIII	101	岩土山	101 岩土山

第1表 横手盆地の遺跡地名表

平安時代の窯跡はこの地域からやや離れた盆地周縁にあって雄勝郡羽後町足田七窯窯跡、横手市金沢の物見窯跡、十二社窯跡、大曲市成沢窯跡、九十九沢窯跡などが知られる。

これまで、横手盆地内の主要な遺跡を概観してきたわけであるが、これと古墳時代、古道の遺跡分布状況をオーバーレイさせると、雄物川町、平鹿町、横手市金沢、六郷町六郷東根を経由して払田柵に入り神宮寺に至る古代の早い段階での開発動線が浮上して来る。この一本の動線は古道とも見なすことができ、この古道の成立以後、盆地全域に集落形成が行われるようになると考えられる。

式内社とは『延喜式』の中にある「神名式」の登載された神社のこと、神祇官が管掌している神社である。出羽国九座のうち、秋田県内に属するのは三座で、平鹿郡二座、山本郡一座である。また、式内社には大社と小社の区分があり、秋田の式内社はすべて小社である。

平鹿郡の一社は出羽山地の保呂羽山に鎮座する波宇志別神社である。^{はうしづけ}平鹿郡大森町八沢木の木ノ根坂に社務所をもつ大友氏が古代以来祭祀を継承している。神主は大友・守屋氏と女人禁制のため重要な意味を持つ下居宮の遠藤氏の三氏であった。表口の平鹿郡八沢木、裏口の由利郡羽広、脇口の平鹿郡法内と三方から参拝登山口があり、横手盆地の開拓と農村社会の生活を見守る神として、四方の農村から仰がれ崇敬されてきた。現存する神楽殿は正面三間、側面四間の両流造りで室町時代中期の様式をとどめている。平鹿郡のもう一社は塩湯彦神社である。横手市郊外にある平鹿郡山内村の御獄山の神である。近世になって秋田藩佐竹氏のもとで波宇志別神社の神主大友・守屋両家を社家として社領30石で再興されている。古代山本郡の--社は副川神社である。地主の神であった副川神は小山ながら戦勝である神宮寺獄の神であろう。雄物川と玉川の合流点にそそり立つ神宮寺獄にまつられた副川神社は山本郡の鎮守神としての地位を占めたであろう。これら式内社の三座は横手盆地を東・西・北の三方から見おろす位置に鎮座していたことになる。

式内社はやがて仏教と習合し、中世になると保呂羽山は蔵王権現、御獄山は熊野権現、神宮寺獄は觀世音菩薩・八幡菩薩という修驗道信仰と深くかかわるようになり、古代の地主神としての性格が薄れてしまうのである。

古代山本郡の成立は、延暦23(804)年から弘仁2(811)年ごろまでを中心としたころの建郡とされている。山本郡名の初見は貞観12(870)年12月8日「出羽国山本郡安隆寺領之定額」である。定額寺は準官寺であり、天平勝宝元(749)年には定額寺の豊田は100町と定められている。安隆寺は古代山本郡内に建立されたものであるが、所在地は千畠村安城寺や大曲市安養寺をあてる説もあり、定まっていない。いずれにしても、9世紀末頃の段階に横手盆地にも国策としての仏教が広まってきたと理解できよう。

雄勝・平鹿・山本郡の三郡名連記の初見は元慶2(878)年7月「以。雄勝・平鹿・山本三郡不動教」とあり、山北の初見史料は元慶4(880)年2月「管諸郡中山北・雄勝平鹿山本三郡」である。これらの表記から、横手盆地の雄勝・平鹿・山本郡は「山北三郡」と称せられるように、常に一体となった広域ブロックとして認識され取扱われていたよう

波宇志別神社

神楽殿

塩湯彦神社

副川神社

式内社と修驗
信仰古代山本郡の
成立

山北三郡

第Ⅰ章 源跡の概要

ある。山北三郡の三郡を略して山北郡とも呼ばれたこともある。山北郡の初見史料は「吾妻鏡」文治6(1190)年1月6日条で三郡の総称として用いられている。寛文4(1664)年秋田藩の郡制整備により、山本郡を仙北郡と改称した。

前九年の役と清原氏

平安時代も後半になると日本各地に武士団の形成を見る。11世紀に入ると東北地方でも武士の時代の幕明けを告げるかのように、出羽、陸奥を舞台に前九年の役、後三年の役が起こり、出羽山北の豪族清原氏とその城柵、「沼柵」、「金沢柵」が史上に登場する。

前九年の役そのものは、永承6(1051)年、今の岩手県の南半、胆沢をはじめとする奥六郡の支配者安倍氏が衣川以南へ進出し、陸奥守藤原登任と衝突したことによる。破れた朝廷軍は源氏の棟梁源頼義を陸奥守兼鎮守府将軍に任命して安倍氏を討伐させた。しかし、源頼義は力量不足で出羽山北の豪族清原氏に救援要請を行い「子弟万余人」の兵を率いた清原武則の来援で安倍氏を敗北に導き終結したものである。元慶の乱からおよそ1世紀半を経過し、山北にも俘囚長と呼ばれる豪族が誕生していたのである。その功で清原武則は從五位上、鎮守府将軍に任命され以後陸奥にも勢力を伸張するようになる。

清原氏の勢力構造

清原氏の出自についてははっきりしないが、新野直吉博士は清原氏について、陸奥俘囚長安倍氏が胆沢城に関与して勢力を示したように、出羽秋田城下で俘囚長をはたしていたのが後の清原氏である。元慶2(878)年の蝦夷反乱の時、中央勢力の中にあって、後に秋田城司となった「正六位左衛門少尉兼出羽權掾清原真人令望」という人物と俘囚長との間に主従関係が生じ、やがて系譜の上でも清原氏を称するようになったのではないかという論を述べておられる。⁽¹⁾⁽²⁾この前九年の役段階での清原氏の本拠は、沼柵と目されているが、詳細については不明である。

清原武貞

安倍制圧に参陣した清原軍は、払田柵跡のあたりを中心に領地を設定していたと考えられる第一陣の清原武貞、男鹿・南秋田方面の領主であったと考えられる第二陣の橋賴貞、協和町荒川あたりを中心に領地を持っていたと推定される第三陣の吉彦秀武、羽後町三輪貝沢あたりを中心にした領主の第七陣の清原武道、秋田市・河辺郡方面の勢力とも考えられる第六陣の吉美候武忠で、その勢力構造は雄物川全流域と南秋田、男鹿島にかけてであり、秋田城の国衙勢力との結び付きが強く現われている。⁽³⁾雄物川の水運はかつて県南東部から中央部にかけて、一大動脈としての役割を果してきたが、実質的にその水運が本格化するのは平安時代も後半、この清原一族の充実と軌を一にすると考えられる。

後三年の役

後三年の役は前九年の役から20年を経過した永保3(1083)年に清原氏の内紛として勃発した。清原氏は武則、武貞から真衡の代へ進んでおり、真衡の二人の異母弟清衡・家衡の争いがこれである。清衡を助けて内紛に介入した陸奥守源義家は応徳3(1086)年に家衡のこもる沼柵を攻撃して敗退し、翌寛治元(1087)年には叔父武衡の招きで金沢柵に移動した家衡を清衡とともに付き従う坂東兵で攻撃した。11月14日に金沢柵が落ちるや戦勝した清衡は旧姓の藤原に復し陸奥国江刺郡豊田館から磐井郡の平泉に移り、平泉政権を確立する。

沼の柵

家衡の本拠地沼柵の位置については、平鹿郡雄物川町沼館（後の戦国時代の小野寺氏の

居館跡)を中心とする一帯と考えられている。この沼館は雄物川に接する右岸の低位段丘上に立地し、南に黒石沼、北に船沼、東に大沼などの沼沢と西に雄物川を配した構であつたと考えられる。^(註14)周辺からは古代の土器と、「永延三」(989)年紀年銘を持つ端花双鳳八稜鏡などが出土している。^(註15)

端花双鳳八稜鏡

清原本流の家衛が滅んだ金沢槽は、仙北郡仙南村の南端から横手市北端に位置する奥羽山脈西端の丘陵上とその裾一帯とされている。丘陵上には本丸、二の丸、三の丸などの地名と平場の郭が残っており、山北三郡の平野を一望できる景勝地でもある。昭和41年以来秋田県教育委員会によって本丸、西の丸(安本館)、北の丸など数回の発掘調査が実施され、北の丸からは掘立柱建物群、焼けた木炭屑、焼米が検出され、火災を受けていることが判明している。^(註16)丘陵裾の水田地帯から槽木の発見もあり、これから金沢槽の範囲を「60町歩」と想定しているものもある。

金沢槽

横手盆地では、多くの河道および湧泉列に沿って開拓が推し進められてきた。水利に恵まれた扇頂と扇端地帯は比較的早く水田化していたが、仙北都東部地域の複合扇状地帯は礫層、腐植質土壤のため保水力に乏しく、それに地下水位も低く、かつて山林原野61%、畠地32%という状況であった。現在では田沢疏水の完成により白岩扇状地から六郷局状地まで2,362haの水田(土地総面積の80%)が開田されている。雄物川本流とその支流は灌溉用水としての役割を果しており、とりわけ近世以降はその水利による益央の開田が増大し、現在の横手盆地は県最大の標式的米産単作地帯となっている。盆地東縁の山麓斜面と扇状地は果樹園地帯でリンゴ、ブドウなどの栽培が盛んである。旧成瀬川、旧皆瀬川の旧河道に分布堆積する泥炭層(地元では「根木=ねっこ」と呼ぶ)は乾燥して燃料として用いられ、1912(大正元)年には平鹿郡大雄村田根森地区だけで約2,500トン採掘された。集落の構成について見ると、横手市以北は防風林によって囲まれた散村形態が目立ち、以南ではほとんど集村形態である。雄物川は明治38年の奥羽本線の開通まで重要な物資輸送の交通機関で、河港の多くは羽州街道筋の宿場町としても盛えていた。

横手盆地の開発と現況

盆地から外部への交通は、雄物川による以外は峠越えによった。古代の多賀城から雄勝城への官道は雄勝地方の有屋岬越えによって行なわれ、前九年の役における秋田城司平重成と清原氏による陸奥国援兵は鬼首峠を経由している。^(註17)玉川上流の生保内から東方へ通ずる国見峠、仙岩峠は岩手県半石町に出る。平鹿地方では横手市金沢から黒森山・御獄山の鞍部を通る笠峠があり、岩手県湯田町に通ずる。この他、萱峠・白木峠・黒沢峠は岩手県北上方面に出る。さらに増田町から手倉番所を経由して柏峠を越えると、岩手県水沢市に出る。雄勝方面では前述したように鬼首峠を経て宮城県鳴子方面に出るもの、また雄勝町院内から水昌森と黒森の鞍部、有屋峠を越えて山形県金山町有屋に通じていたものもあったが、後者は近世以降院内から雄勝峠を越えて及位に出、新庄方面に通じるようになった。西の由利方面へは高瀬川(石沢川)沿いの雄物川町大沢口のほか、幾筋かの峠道が通じていた。

泥炭層

峠道

第Ⅰ章 道跡の概要

- 註1 小西泰次郎 1966 : 『秋田県横手盆地の水理地質学的研究』 地質調査所報告216 (昭和41年8月)
- 註2 註1文献
- 註3 註1文献
- 註4 秋田県 1962 : 『秋田県史』 第1巻 古代・中世編 (昭和37年)
- 註5 秋田県地域開発研究会 1974 : 『横手盆地の雪害に関する研究』 (昭和49年)
- 註6 高橋健治 1974 : 『藤木墨書き土器の出土状況報告書』①~⑧ 秋田民報 (昭和49年7月27日~8月20日)
- 註7 横手市教育委員会 1984 : 『オホン清水』 (昭和59年3月)
- 註8 秋田考古学協会 1973 : 『中藤根遺跡』 (昭和48年12月)
- 註9 秋田県教育委員会 1976 : 『下藤根遺跡発掘調査報告書』 (昭和51年3月)
- 註10 平鹿町史編纂委員会 1984 : 『平鹿町史』 (昭和59年9月)
- 註11 秋田県教育委員会 1967 : 『足田遺跡発掘調査概報』 (昭和42年3月)
- 註12 新野直吉 1981 : 『古代史上の秋田』 魁新書1 (昭和56年4月20日)
- 註13 註12文献
- 註14 註12文献
- 註15 雄物川町郷土史編纂会 1980 : 『雄物川町郷土史』 (昭和55年10月30日)
- 註16 板橋源 1966 : 『金沢柵跡の調査』 出羽路31 (昭和41年10月)
- 註17 註12文献

第II章 払田柵跡をめぐる研究史

第1節 遺跡の発見と研究略史

払田柵跡の発見について後藤宙外は『高梨村郷土沿革紀』に次のように書いている。「明治三十五年秋より同三十六年の春にかけて、千屋村（現在千畠村千屋）の坂本理一郎氏が自己的所有田地に乾田馬耕実施の為、深く溝渠を掘らしめた際、偶然この柵跡の東端に掘り当り、凡そ二百本餘を採取したが、これが柵木最初の出土で、單に不思議な底木が出たと云て驚いたのみであった。」という。その後明治39年10月、高梨村耕地整理組合（初め耕地整理区域と称す）が結成され、以後昭和9年6月に解散するまで20余年間の耕地整理事業で発掘された柵木はおびただしい量にのぼった。

この間に刻字のある角材がいくつか発見され、さらに角材が整然と配列されていることに後藤宙外は着眼したのである。宙外は「此等の埋木は、或は奥羽地方の古代史に散見せる柵の遺材」と考えるに至った。そして昭和4年11月から12月にかけて現地を調査し、昭和5年1月には五千分の一の略図を完成し、十数通を研究者に送った。

遺跡の輪郭をつかんだ後藤宙外は『高梨村郷土沿革紀』編纂事業として、同年3月28・29日に數箇所の発掘調査を実施した。この時長森北方の内柵を新たに発見（現在内郭線）し、西部では門柱と思われる丸太材が確認されて奈良朝より平安朝初期の古代城柵であることが推定されるに至ったのである。

昭和5年6月16日、文部省の荻野仲三郎、上田三平が視察し、調査者と会い、出土品の閲覧、現地踏査を実施して秋の本調査に備えたのである。

昭和5年10月20日から文部省嘱託、上田三平の発掘調査が実施された。その成果は次のとおりである。

- (1) 外柵は単柵で真山・長森の二丘陵を囲繞し、全体の形は橢円を呈し、延長約33町20間余で橢円の長径（東西）は12町25間、短径（南北）は6町50間である。柵列中の東西南北に4個の門跡がある。外柵内の総面積は約88町2反9畝である。
- (2) 内柵は四～二重柵であり、弓形をなす長森の北側の弦に相当し、約350間の角材列である。柵列線中央の約43尺内側に門跡があり、柵列と門を連絡するために特別に単柵をついている。内外柵とも杉材を使い、角の長径9寸ないし1尺位、短径は7寸ないし8寸位である。
- (3) 外柵には、東門・西門・南門・北門があり、規模はほぼ同じで円柱掘立様式八脚門の様式をもつ。円柱は直径約1尺8寸ないし2尺ぐらいであり、材質は栗、桂、檜の

柵木の発見

文部省の発掘
調査

類である。門跡の保存状況は南門跡がもっとも良好であり、正面約30尺、側面約22尺、中間の真真約12尺、両脇間共に真真約9尺あり、側面の両間は共に真真11尺である。真円柱12本中1本を欠くのみである。

- (4) 内櫛には北門があり、八脚門で南門跡の大きさにはほぼ等しい。円柱のうち4本は杉材を割って作った桶のクレの如き木材で囲っている。北正面における東西の両脇間は単櫛によって遮断されている。
- (5) 内櫛内側において櫛木の倒壊状況を把握し、櫛の高さは地上10尺及至12尺位と推定できた。さらに外櫛西南側において内側約四間の距離に木材4本を伍ノ目にならべ、その幅3尺7寸、延長3、40間にわたる敷木が土中に存在することを確認した。
- (6) ホイド清水から貴重な墨書き器、木札、木器等が発見され、払田櫛跡の築城年代を奈良朝末から平安朝初期に推定する資料をえた。官衙的性格をもつ遺跡である。
- (7) 長森の南糀水田中から白玉の石帶飾石が発見された。これは胆沢城・多賀城跡付近城輪櫛跡および平城宮跡からも発見され、櫛の実用年代における有力な人物を想定する一傍証となる。

上田三平は、払田櫛跡が、秋田城と雄勝城の設置以後仙北平野を守る軍事的設備をもつものとして威容を整えていたのは、胆沢城・志波城を築いた延暦の末年か若しくはそれに近い年代に置くべきであろうと推定した。そして払田櫛跡は、およそ『六国史』以下明治に至るまでの歴史書、地誌、古代文書等の歴史資料に一度も登場したことのない無名不文の遺跡であると考えたのである。

これより前、上田三平が文部省から派遣されて発掘調査を終了した直後の昭和5年10月24日から17回にわたって後藤宙外は秋田魁新報誌上に「払田櫛跡は河辺國府の遺蹟」と題する論文が発表された(20頁に詳述)。この論文は同年12月に発行された『秋田考古会々誌』(第2巻第4号)の「拂田櫛址」に再録され、さらに昭和9年3月発行された『秋田郷土叢話』にも再録され、宙外の払田櫛=河辺府説は広く知られるにいたったが、これについて研究者からの反応はほとんどなかった。

「秋田考古会々誌」
宙外の論文が再録された秋田考古会の機関誌『秋田考古会々誌』(第2巻第4号)には外に次のような論文が掲載され、払田櫛について広く論じられたのである。

喜田貞吉 「払田櫛址に就いて二、三の考察」

藤原相之助 「貴重な発見、唯一の遺蹟」

増村卯助 「払田古櫛用材の伐採及運搬に就て」

後藤寅之助 「平安朝初期の古櫛址と決定する迄」

室谷精四郎 「払田櫛の古さ、門柱と櫛木による考証」

この他、柴田熊蔵、伊藤政治、藤井東一等が論文、日誌等を寄せ、さらに上田三平の講演要旨も掲載されている。

国指定史跡 このように払田櫛跡にとつては昭和5年は記念すべき年となった。文部省の調査で遺跡の範囲等が確認され、翌6年3月30日付けで国史跡に指定された。これは秋田県最初の国

指定史跡であった。

昭和13年7月、文部省から『史蹟精査報告書』第三——払田柵址・城輪柵址——が刊行された。報告書の内容は四章からなり、その内容は調査の事実記録が中心で、この柵跡性格等について特別な頁は設けていない。しかし、その年代は出土遺物や木簡から「恐らく奈良朝末か平安初期を降らざるべく、隨って柵の築造年代を推定する」とし、その名称等については「此の柵址の創建年代の如き、或は當時之を何と唱へて居たかと云ふが如き事は、口碑伝説又は文献に従しても知る由もなく、遺跡発見以来種々の臆測を逞しくするものも現はれたが、所詮定説を認むべきものは未だ見当らない状態である。」といい、きわめて慎重な表現を行っている。
払田柵の名称

これより以後、社会情勢が変化するなかにあって払田柵跡は重要な遺跡という意識はあつたものの具体的な形の動きはほとんどなかったのである。

払田柵跡が学会に再び登場してくるのは昭和33年である。この年滝川政次郎氏は「短冊者——払田柵址出土の木札について」(『古代学』第7巻第2号)と題する論文を発表し、払田柵跡から文字の記された遺物(木札)の出土していることを広く知らしめたのである。その後、これと相前後して新野直吉氏、伊東信雄氏、坪井清足氏等の論考がある。中でも注目されるのは『秋田県史』第1巻古代中世編である。この中で払田柵について、外の河辺府説を批判し「おそらく正史(日本後紀)の散佚した部分に該当する弘仁7年(816)から天長10年(833)1月までの間に建置され、その使命を終わることによって、史上にその該当柵名を見出せないのであろうか。しかしいずれにしてもその規模・構造からいって、この仙北北辺鎮撫開拓のために果した役割は極めて重要なものであったろうことは明らかである。」と述べている。

払田柵が特に注目されたのは高橋富雄氏の『蝦夷』が出版されてからである。高橋は払田柵=雄勝城跡であるとした。高橋論文の主旨は「払田柵が文献になく、記録に残るのは雄勝城だけである。故に払田柵が雄勝城である。」というのである。高橋は更に昭和48年7月『払田柵と雄勝城』(『日本歴史』7月号)を発表し、払田柵が雄勝城であることを力説したのである。これに対して雄勝城の所在地を羽後町足田付近であると考えていた柿崎隆興氏が反論、又新野直吉氏は「非常に推定の多い一仮説であるにすぎず、簡単に認められない難点を持っている。」として批判的である。この雄勝城説については別項で詳述する。

このように払田柵跡が学界で論争的となってきた時期に、新野直吉氏は「払田柵址の現況と柵に関する若干の考察」を(『古代文化』第24巻第4号・7号)に発表した。

発掘調査の
監督

その中で「払田柵に関する説が、どれも、絶対的でもなく、すぐれた説得性も持たないのは文献史料ではこれを解明すべき有力なものが存在しないからである。結局考古学によって新たな史料を加える外はない。」とし、「この際新たな精査を行ない、学問的には未知と不備とを追補しながら、新視点を増して、マンネリズムに陥っている管理体制をひきしめるような刺激を与え、一層有効な保護を加えるような新施策をなすべきであることを主張するものである。」として発掘調査すべきことを説いた。

総事業 昭和40年代になって仙北町では新農村基盤整備総合パイロット事業が計画され、払田柵跡のある地域もその中に入っていることが判明した。そこで県教育委員会は管理団体仙北町と協議を重ね、また文化庁の指導を得て、昭和49年4月1日「払田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査に着手したのである。

第2節 扟田柵跡をめぐる諸説

払田柵跡説 発見以来、払田柵跡は奈良時代末から平安時代の城柵官衙遺跡と考えられている。この時期と性格については大略一致しているが、具体的にそれは何と呼ばれたものか、となると諸説がある、未だ決着がつかないでいるのが現状である。

払田柵跡の発見者である後藤宙外はいち早く払田柵跡＝河辺府説を提唱した。また昭和5年払田柵跡を発掘調査し報告書をまとめた上田三平は「口碑伝説又は文献に微して知る由」のない無名不文の城柵とし、秋田県史も同様の考え方を説いている。

その後、昭和30年代後半になって高橋富雄氏は『蝦夷』において払田柵＝雄勝城説を提唱し、これに考古学者の工藤雅樹氏、桑原滋郎氏、阿部義平氏等も考古学的見地から雄勝城説となえている。

^(註9) 新野直吉氏は山本郡衙説を提唱しており、さらに柿崎隆興^(註10)氏は志波城説を提唱している。

以上のように払田柵跡は多くの研究者によって注目され、諸説が提唱されてきたが、昭和49年以来の発掘調査によって新しい事実が確認され、改めてこの事実と上記諸説との検討を必要とする時期に来ているように考えられる。

諸説の紹介 ここでは、諸説のうち河辺府説、無名不文の城柵説、雄勝城説、山本郡衙説を紹介し、今後の研究の参考にしたいと考えるものである。

河辺府説

後藤宙外の説である。宙外は払田柵跡の重要性をいち早く認識し、払田柵跡の調査、保護に尽力した人である。

河辺府については、昭和5年10月24日から17回にわたって秋田魁新報紙上に「払田柵址は河辺國府の遺蹟」と題して発表されたのが最初である。その後この論文は、昭和5年12月発行『秋田考古会誌』第2巻第4号に再録され、さらに昭和9年3月発行『秋田郷土叢話』にも再録されている。その間に「払田柵は何か」と題して、昭和7年10月発行『文芸春秋』に考證隨筆を書いている。これでは、今までの河辺府説にいくつかの傍証を加えて河辺府であることを説いている。

このように同一論文を再三発表したことから推測すると、宙外が払田柵跡＝河辺府であることに執着していたことがうかがわれる。そして昭和15年9月発行、後藤寅之助(宙外)編『高梨村郷土沿革記』の「払田柵跡の検討梗概」の中で簡明に結論を述べている。

宙外の河辺府説の論点をまとめると次のようになる。

払田権は「宝亀六年に秋田城から遷された出羽国府、即ち当時、国史に河辺府と称されたものの遺跡」で「延暦二十三年より秋田城再置の天長以前、弘仁年間までは国府の政務と兵鎮（軍団）軍務が、悉く払田権址の所在地なる、河辺府に統一された」というのが結論である。その論証を紹介すると、次のとおりである。

(1) 宝亀の初めから「秋田城は保ち難く河辺は治め易し」という理由で、従来秋田城に併置された出羽国府を河辺の地に移転する問題があった。この「保ち難し」という意味は延暦23年紀の秋田城廃棄の理由とせられた所の「土地硗確にして五穀に宜しからず」と「北隅に孤立し、隣、相救え無し」という2箇條の理由によるものと考える。しかしこの移転問題は「前代将相の會議して建設」したものであるから、軽々しく之を遷すのは策の得たるものではない、姑く保留して再考すべきであるとの事であった。その後四圍の形式が一変して移転の遅くべからざる事情となり、宝亀6年6月「出羽守まをす、蝦夷の餘燐、猶未だ平殄せず、三年の間、鎮兵九十六人を請うて、且つは要害を鎮め、且つは国府を遷さんと勅して相模、武藏、上野、下野四国の兵士を簡びて發達す」とある。これが出羽国府を秋田城より河辺の地に移した明徵と見るべきである。

延暦23年紀に「秋田城を停廢して河辺府を保たん」とあるのは、既に国府を河辺に移してしまった後の事を云ったものである。

(2) 『和名抄』に「出羽国、国府在平鹿郡」と劈頭に特筆してある外に、末に「出羽（郡）として、その下に「国府」細字で割注がある。恐らく古記には劈頭の「国府在平鹿郡」とのみあったものに、後に出羽郡井ノ口に国府が遷されてから書添へられたものであらう。今払田権址のある仙北郡高梨村は、宝亀以前には平鹿郡内（山本郡建置まで）に属したので『和名抄』の記録は誤謬ではない。したがってこの国府が払田権跡=河辺府である。

(3) 薬師堂別當寺の清応院にある縁起に「山本郡高梨、郷、河野辺ノ里」とあり、同文と思われるものが「佐竹領上三郡寺社縁起」にもある。現在も丸子川の北方を「北川目」と呼ぶのであるが、これは「北河辺」の音便によって变成了ものである。正徳四年の「検地帳」に荒川の北を「北川目」、南を「南川目」とあることから古くは両岸を一括して「河野辺の里」と呼んだ。

(4) 国府（コフ・カウ）と思われる地名がある。「佐竹領上三郡寺社縁起」の真山の大日堂に関する記事の中に「弗田城香の森（カウ・モリ）大日堂、宝玉山道城寺云々」と見える。云ふまでもなく「コフ」は音便「カウ」と読むので………払田権址が河辺に在った出羽国府の遺跡であることを傍證するものである。

(5) 秋田城と雄勝城との中間に中繼の城柵が必要であった。また陸奥国の諸城柵と交通及び連絡から見ても宝亀年代に於いて、出羽国府を払田権址の所在地、即ち高梨、郷、河野辺ノ里に東遷したのは当然であった。

第II章 払田柵跡をめぐる研究史

(6) 扜田柵址の真山から、鳥海山、保呂羽山、神宮寺獄、御獄山が一眸の中に集まる。

即ち式内社の大物忌神社、波宇志別神社、塩湯彦神社が此の四山に鎮座し、払田柵址から遠からぬ地に式内社が多いのは「払田柵址は河辺府」の傍証の一つとなる。

「秋田県史」 この宙外の論文に対して昭和37年刊行された『秋田県史』古代・中世編では宙外の論文を要約して紹介し「8世紀70年代以降における出羽北部の蝦夷叛乱の状況からすれば、雄勝城と由理柵を結ぶ線以南でなければ、国府の安全を期することができなかつたことは論を俟たない。この点において秋田城から払田柵址の地へ国府を遷することは不可能であり、払田柵址を河辺府とする説は、その着想の優れているにも拘わらず、残念ながら成立しない」といっている。この県史以外宙外の論文について本格的に論じられたものはない。

しかし、宙外が根拠とした『続日本紀』の宝亀6年10月、宝亀11年8月の条文、『日本後紀』延暦23年11月の条、『三代実錄』の仁和3年5月の条の解釈については諸説がある。そこでまずその条文をあげ、宙外の河辺府説と直接関係してくる吉田東伍氏、新野直吉氏、高橋富雄氏、平川南氏の説を紹介しておきたい。吉田、新野、高橋の三氏の説は平川南氏が「出羽国府論」(昭和52年)において簡明にまとめられているのでそれによって紹介しよう。

(1) 続紀宝亀6(775)年十月癸酉条

出羽国言。蝦夷餘燼。猶未平移。三年之間。請鎮兵九百九十六人。且鎮要害。且遷国府。勅差相模。武藏。上野。下野四国兵士。発遣。

(2) 続紀宝亀11(780)年八月乙卯条

出羽国鎮狄將軍安倍朝臣家麻呂等言。狄志良須伴囚宇奈古等疑曰。己等擣憑官威。久居城下。今此秋田城。遂永所。棄城。為番依。旧還保乎者。下報曰。夫秋田城者。前代將相會議所。建也。稟敵保民。久經歲序。一旦拳而棄之。甚非善計也。宜且遣多少軍士。為之鎮守。勿令。或彼帰服之情。仍即差使若國司一人。以為專當。又由理柵者。居賊之要害。承秋田之道。亦宜遣兵相助防禦。但以宝亀之初。國司言。秋田難保。河辺易治者。當時之議。依治河辺。然今積以歲月。尚未移徙。以弦言之。百姓重遷明矣。宜存此情歷問狄俘并百姓等。具言彼此利害。

(3) 後紀延暦23(804)年十一月癸巳条

出羽国言。秋田城建置以來卅餘年。土地境域。不宣五穀。加以孤居北隅。無隣相救。伏望永從停廢。保河辺府者。宣停城為郡。不論土人浪人。以住彼城者。編附焉。

(4) 三実仁和3(887)年5月20日条

先是。出羽守從五位下坂上大宿祢茂樹上言。國府在出羽郡井口地。即是去延暦中。陸奥守從五位上小野朝臣岑守。拠大將軍從三位坂上大宿祢田村麻呂論奏所。建也。

吉田東伍説

吉田東伍説

- (1) 天平5年、出羽の鎮域を秋田城へ移る。而も府務は之を旧城に行ひ、河辺府とふ。
天平宝字の此に至り、府治をも秋田郡へ移さる。宝龜中に及び、又国府を鎮域に分ち河辺府を復す。
- (2) 河辺は出羽郡最上河辺の旧府を指す、延暦23年、河辺府を保つとの明文を、仁和3年「出羽郡井口国府、即是延暦年中論奏所建也」とあるに対照して、河辺府即井口の地たること、火を望むより瞭なり。
- (3) 秋田には、国府をも兼ねしが、宝龜中にその府を出羽郡の南へ復せし事は、6年紀、11年紀に明文あり。

新野直吉説

- (1) 天平5年、秋田高清水岡に遷された出羽権はその後改称されて秋田城となった。
- (2) 国府が置かれたのは、秋田高清水岡出羽権が「秋田城」と呼ばれるようになった時であると考えられるのが最も妥当であろう。
- (3) この出羽国府は宝龜年間のうちに、ふたたび、旧府の河辺府（旧出羽国府の地つまり出羽郡）に南遷している。
- (4) 延暦23年には城制を停めて郡制に移行することで、軍政を停めて民政に移る。

高橋富雄説

- (1) 天平5年秋田高清水岡に進出した出羽権がそのまま秋田城になったのではない。
- (2) 出羽国府が秋田城に移転したという事実はない。その地（秋田城）は南秋田郡五城目町石崎に見出されている城柵遺跡の地で、それは天平宝字年間に築造された。
- (3) 天平宝字に石崎に秋田城ができると、これまでの高清水の施設は「河辺府」と呼ばれるようになった。
- (4) 延暦の「秋田城は永く停廃し、河辺府を保つ」というのは、石崎から後退して高清水の旧府に撤収したことである。
- (5) 仁和3年紀は仁和3年現在の国府が出羽郡井口にあること、それは延暦年中つまり、平安初頭からのものであることをいっているから、宝龜6年の国府移転計画が出羽郡内でのことでなければならない。
- (6) 城輪権は仁和3年移転後の出羽国府遺構に比定すべきものであり、井口国府の位置もこの城輪権の近くであったろう、——それは明成寺遺跡が該当しよう。

以上である。

ここで一部重複するが宙外の史料解釈をまとめてみると次のようになる。

史料解釈のまとめ

- (1) 天平5年には軍務即ち兵鎮だけが高清水岡に移された。
- (2) 天平宝字5・6年になって初めて国府を秋田城に移した。
- (3) 宝龜の初め河辺に移す話が出たが決行されず、宝龜6年に国府を河辺府（払田権）に移した。
- (4) 「国府は出羽郡井ノ口に在り」とあるのが井ノ口府の存在を証明する唯一のものである。史料(4)のとおり延暦年中の遷府とすれば、坂上田村麿呂が陸奥の夷賊討平の延

暦20年以降と見るのが至当。さらに小野岑守が陸奥守に任せられたのは弘仁6年正月だから井ノ口府が存在したのはそれ以降と考えるのが妥当。

とするものである。特に語句を強調して説いていることは史料(2)、(3)も「河辺」、「河辺府」とあるだけで「旧河辺府」なぞというものは国史のどこにも見当たらない。といって吉田東伍説を批判している。

平川南説 最後に平川南説を見てみよう。平川論文はその目的が国府論であって河辺国府について論じたものではないが、その解釈は研究の現状を示すものと考えられるので河辺府に関するところを中心に紹介してみよう。

- (1) 宝亀6年の史料は兵士派遣を記したもので国府移転の成功を意味するものではない。
- (2) 史料(2)の末文は、使もしくは国司は秋田城周辺の住民に対して移転計画に関する事情説明および意見を垂問するため派遣された専当使とみるべきである。したがって国府が河辺府への移転は延暦23年の時点と見て間違いないであろう。
- (3) 国府移転先となった河辺府は全く新らたな施設ではないかもしれない。というのはたびたび、秋田と比較する形で、その良否を問うているし、河辺府という呼称からも以前において行政府であった可能性が予想される。その点では吉田氏の「天平5年、出羽の鎮城を秋田郡へ移さる。而も府務は、之を旧城に行ひ、河辺府といふ」(「出羽国府遷廃考」)とした指摘が注目される。
- (4) 史料(4)は出羽国府を併置した秋田城は延暦23年に国府に河辺府を移したと解することができる。この河辺府こそ出羽郡井口地の出羽国府のこととなるであろう。(小野岑守陸奥守、坂上田村磨呂陸奥出羽按察使に任せられた時期を検討した上で)

以上が現在までの河辺府に関する諸説である。

吉田東伍、新野直吉、平川南の各氏は、河辺府は旧府であって、その所在地は出羽郡(現在の庄内地方)にあるといい、吉田は井口府と河辺府は同一地を指すとし、平川氏は井口府が河辺府である可能性が強いというものである。また高橋富雄氏は秋田高清水岡が河辺府であるというのである。

宙外の払田柵=河辺府説は現在までほとんど無視されてきたが、現在あらためて見てみると多くの問題が提起されており、この説は考古学の発掘調査の成果をふまえてさらに検討してみると必要があると考えられる。

昭和49年以来の発掘調査の結果、政庁は5期あり、少なくとも4回は建て替えられていることが判明した。1期を仮りに40年として計算すると少なくとも200年は続いた施設である。創建時代は8世紀末であると考えられる。以上のような発掘調査の成果をふまえて検討を繰り返せば、払田柵跡が何であるか判明してくるであろう。

無名不文の城柵説

上田三平・秋田県史等の説である。上田三平は、昭和13年刊行の『史蹟精査報告書』第三の中で「此の柵跡の創建年代の如き、或は当時之を何と唱へて居たかと云うが如き事は、口碑伝説又は文献に徴しても知る由もなく、遺跡発見以来種々の臆測を逞しくするも

のも現はれたが、所詮定説と認むべき程度のものは未だ見当らない」とした。

昭和36年刊行された『秋田県史』第1巻古代中世編では次のように述べている。宙外の河辺府説を批判する形で「おそらく正史(日本後紀)の散佚した部分に該当する弘仁7(816)から天長10(833)年1月までの間に建設され、その使命を終ることによって、史上にその該当柵名を見出せないのであろうか。しかしいずれにしてもその規模・構造からいって、この仙北北辺鎮撫開拓のために果した役割は極めて重要なものであったろうことは明らかである。」というものである。これを見ると払田柵の創建が816年～833年の間ということになる。現在までの発掘調査の結果から、政庁域の創建は8世紀末と考えられており、それとは合付しないのが現状である。

雄勝城説

雄勝城説

高橋富雄氏の説である。この学説は、はじめ『蝦夷』(昭和39年刊)において提唱し、その後、「払田柵と雄勝城」(『日本歴史』第302号、昭和48年刊)で詳細に論じられた。

この学説の論拠は、以下の6点である。

- (1) 扉田柵は東西1,350m、南北720m、外柵周3,636m、柵内総面積88haの規模をもち、この規模は城輪柵(推定出羽国府跡)や多賀城(陸奥国府跡)よりも大きく、二つの丘を取り込んで延べ4kmにわたり厚い板の塙を環状にめぐらす形状を呈し、厳重な構えを示している。これは、辺境經營の城柵としては最大級といつてもよく、出羽国の北辺第一級の大鎮城であることは疑いない。

また、単なる軍事的防禦施設にとどまらず、周柵四方の中央に八脚門を開き、南門-内柵門-北門が南北一直線上にならんで中央の都城制にならった城の構えであること、轍の受領にかかる律令公文(木簡)と律令官僚にかかる白玉の石帶飾石が出土している等、ここが出羽北辺における官衙的な鎮城つまり軍政の府城であったことは疑いない。

出羽国では、雄勝城は一府二城の一つで、秋田城に準ずる鎮城国府制をとっており、一府二城出羽第三国府の扱いだったのである。このように規模が大きく政庁機能も分担できる古代城柵址が文献上に記載されないはずではなく、この方面的文献上の大城柵は雄勝城しかないのである。

- (2) 天平9年の大野東人の出羽遠征記事がある。正月22日条に、陸奥国から出羽柵に達するには、現道はきわめて遅いので、男勝村を討つて直路を開きたいとの目的のもとに、4月14日条に約六千人から成る大部隊による遠征を行なうことが詳録されている。しかし、この遠征は一つには雄勝村の俘長ら3人が来降して征討の中止を求めたこと、もう一つには出羽国守田辺難破が力づくで直進するのでは現地民の反発を招くだけだという進言したこともある、途中で中止された。結局、この時は陸奥国賀美郡から出羽国比羅保許山まで開道されたわけである。

この記事で注意すべきことは、狄仔がいう「從_比羅保許山_至_雄勝村_五十余里。其間亦平。唯有_両河_。毎_至_水漲_並用_船渡」という個所である。ここでは、里程

の終点として雄勝村がはっきり特定されており、しかも雄勝の地に城を築いて民を居らしめることが問題になっており、のちに雄勝城が築城される地点はまさにこの雄勝村の地だったと推定される。

比羅保許山

また、比羅保許山は、天平宝字3年の駅家平戈に由来する地名であり、現在の山形・秋田県境のある山をさすことは疑いない。4月14日条の読みかたは、南の玉野から計る場合の比羅保許山は、この山の南麓までについてい、逆に北の雄勝村への起点としての比羅保許山は、山北の平野に臨む北麓のこととして、それが書かれていることに注意しなければならない。この山の北麓からは全くの平坦な道を北に50余里進んだところに雄勝村があり、これは現今の30~35kmぐらい先という勘定になる。そこで、県境の山地を越えた平地よりの地から起算するとなれば、それは平鹿郡内にすらとどまりえないで、さらに北の仙北郡に入らざるをえないである。そしてそこに払田柵があるのである。

雄勝城の位置

- (3) 天平宝字3年9月26日条にみえる出羽国雄勝・平鹿二郡の設置と玉野以下六駅の設置は、雄勝城の位置を考える上で決定的な意味をもつものである。

まず、この記事は、天平9年の大野東人計画の完成という性格をもつものである。東人の計画は、陸奥国から出羽柵に通ずる直路を開くことにあった。雄勝城はその中継基地であり、駅路は雄勝城を結節点として多賀城と出羽柵を直路で結ぶための制度的措置であった。

従来の研究は、吉田東伍の『大日本地名辞書』にもとづいて、この大野計画を全く無視した駅路の理解をしてきた。これによれば、秋田県南端からは西に向きを変えて由理柵に結び、ここから既設の官道によって秋田城に通じたと説明するものである。しかし、これは雄勝城築城の趣旨も六駅設置の目的も全く解きないものである。雄勝城築城の目的は、多賀城から出羽柵への直路を通すための山北の安全を確保することであり、雄勝城にかかる駅路は山北の直路を雄物川ぞいに北上したと解せねばならない。

また、『秋田県史』では、秋田城を目指したと思われるこの駅路は、雄物川ぞいに秋田に向かったとも考えられるとしているが、雄勝までの五駅の比定は全く従来通りで、ただ残りの一つの助河駅だけを南北直路に置く考え方で、河辺郡河辺町の岩見川流域かないし平鹿郡のどこかということで、そのどちらの場合も一区間80kmというような異常な駅路を出してしまっている。これは当時の駅路の常識にあわないのである。山谷の特別な難所でもない限り、平均して置かなければ駅路としての意味をなさないものである。

- (4) このような矛盾が生ずるのは、一に雄勝城=雄勝駅を必ず雄勝郡内に求めるのを至上命題としているためである。古代の駅路の原則に照らして、天平宝字3年条を素直に読むならば、玉野から助河までの約187kmの全区間を6区間平均とすれば一区間約31kmとなり、この原則で駅家を配置すれば、雄勝駅は終着出羽柵からわずか二つ手前

の駅であり、山北としては最も北となることはまちがいない。これは、最終的にこの間に設置された七郡に、ほぼ一郡一駅の見当となり、まことに理解しやすい。また、助河は元慶2年条の俘囚村の一つ助川村と同じであり、これは河辺郡河辺町と考えられるが、助河駅から出羽柵までおよそ20km、これを逆に雄勝駅間に求めると、それは現仙北郡あたりにならざるをえず、仙北駅あたりの雄勝城となれば、払田柵をおいて他に考えようがないのである。

- (5) 雄勝城の位置を考える上で重要な記事は、元慶2年7月10日条である。ここに、「向化浮地者。添河。霸別。助河。助川三村也。令『此三村俘囚并良民三百余人。拒、賊於添河』。次攻、雄勝。後將、侵、府。其雄勝城承、十道、之大衝也。国之要害。尤在、此地。……以、雄勝。平鹿。山本三郡不動穀。給、郡内及添河。霸別。助川三村俘囚。慰、喻其心。令、相勵勉」とある。

この記事で重要なことは、秋田城を攻撃した秋田河北の賊は、余勢を駆って山北の雄勝郡、雄勝城をいきなり侵攻の目標としていることである。ここでは、山本・平鹿二郡の郡衙や郡倉の存在は全く無視されており、通説のように北から山本郡、平鹿郡、雄勝郡のように並んでいたと考えるのでは理解しがたいことである。これは、雄勝郡=雄勝城が山北最北部にあり、南下する賊の最初の攻撃目標にさらされていたのだと考えると初めて理解できるのである。

次に、山北に南下する賊を防衛しようとして、山北三郡の不動穀を、雄勝郡および添河・霸別・助川三村の俘囚に与えて、その防衛に期待をかけている事実である。雄勝城の防衛に、河南三村および雄勝城下の俘囚だけが組み合わされていることは、河南三村を含む秋田城下と雄勝城が緊密に連携すべき位置にあることを意味し、三村の位置が秋田市およびその周辺、河辺郡あたりまでの村だったのだから、雄勝城=雄勝郡が河北の賊の南下を真先に受けとめる位置にあり、河南三村とも隣接する山北の最北にあったとして初めて納得できるものである。

このようにして、雄勝城が山北の南辺ではなく、その北辺になければならぬということになり、十道を承ける大衝ということになれば、払田柵をこれにあてる以外、比定すべきものはないのである。

- (6) おわりにあたり、足田=雄勝城説を批判し、ここにかなりの規模の古代城柵風施設があったことは、遺跡・遺物の現況と地名等から推して明瞭であるが、どのように大きく見積っても払田柵のような規模ないし構えのものにはならない。雄勝城は出羽國の大鎮城であり、雄勝にあればどのようなものでもよいというような城ではない。古代の府城としての資格を十分に備えたものでなければ、いくら雄勝にあっても歴史上の雄勝城と呼ぶことはできないとしている。

雄勝城説批判

雄勝城説批判

- (1) 新野直吉氏は、「雄勝城と山道駅路」(『東北の歴史上巻』昭和42年)、「出羽柵と秋田城」(『古代の日本8東北』昭和45年)、「律令古代の東北」(昭和44年)、「古代東北の開拓」

新野直吉説

(昭和44年)などで反論を展開する。

まず、天平9年条の雄勝村は比羅保許山から50里という羽後町西馬音内扇状地の扇頂部付近がこの指示箇所に当たると思われる。そして、出羽柵をめざす直路は雄勝村の地から由理権経由で出羽柵へむかうとして指向路を図示している。

次に、天平宝字3年条の平鹿・雄勝二郡及び六駅の設置については、開拓の進んだ雄勝郡の北半をさいて平鹿郡とし、南半は旧來の雄勝郡のままであり、両郡界は雄物川・皆瀬川であろうと考える。そして、六駅の設置はあくまでも雄勝・平鹿二郡分界にかかることであるから、平鹿の郡家に至るべき駅路の設営であるとし、雄勝駅は羽後町糠塚付近、助河駅は増田町八木付近とし、雄勝城はあくまでも羽後町新成付近にあるとした上で、秋田城までのことを路程に置いて駅家の位置配分を行なうことは、むしろ歴史の眞実から遠ざかることになるとしている。

ついで、元慶2年条の俘囚三村は高橋説に同意しつつも、十道を承くるの大衝である雄勝城が払田柵であるというのは充分に検討に値する説であるが、この表現は羽後町新成付近の状況にもよくあう。そこは、遺跡が集中し古代以来の伝統をひきつぐ街道があり、鎮守府にも直路が通じていた。また、中世・近世の史料をみると、南から雄勝・平鹿・山本という郡の順序になっており、その逆になっている例はない。また、郡名はその郡域の一番南辺の村名によって建てられているのである。さらに、「次攻雄勝、後将侵府」という表現は、莊内にある国府と雄勝城が比較的近接しているということで、それはいうまでもなく西南辺の雄勝郡羽後町方面と考えられる。また、「三郡不動穀、給郡内及……三村俘囚」とあるので、三郡の不動穀を放出して、それらの郡内と三村の俘囚に賑給したということであって、雄勝一郡の俘囚に給したというのは誤認であるとしている。

なお、新野直吉氏は『古代史上の秋田』^(註9)（昭和56年）では、さらに雄勝城説批判を展開する。まず、払田柵は雄勝郡北方の郡域予定地にあり、天平9年には柵を建てるほどの安定掌握地域ではなかった。天平宝字3年以降は平鹿郡域となり、平鹿城とあるべきだが、その名は史上に表れない。やはり雄勝城は雄勝郡内にあったのであり、払田柵は雄勝城とは別のものである。また、払田柵はその出土遺物などから主たる活動の時期は9世紀以後であり、8世紀半ばに建置された雄勝城とは時代がずれてしまうとし、払田柵は古代山本郡の中心地域にあるので、あえていうなら山本郡衙などにあたるものであろうとしている。

- 柿崎隆興説 (2) 雄勝城説を最初に批判したのは、羽後町在住の郷土史家柿崎隆興氏である。『高橋富雄氏の「払田柵（雄勝城）」説に疑問』、「蠍螂の斧」で高橋説への疑問をのべる。まず、比羅保許山は後の有屋峠であり、雄勝峠とは信じ難く、平戈も雄勝郡の院内ではないのではないか。横河駅は雄勝町寺沢、雄勝駅は羽後町糠塚、助川駅は今の仙北郡も当時は平鹿郡に含まれていたので大曲市六郷西根字糠塚と考えられるとし、現地踏査によらない文献涉獵による推論をしりぞける。天平宝字3年条は、雄勝城と雄勝・

平鹿二郡を置くことが同時に記されており、雄勝城が築かれた時は、すでに北はどこまでも雄勝郡ではなくっていた。また、「和名類聚抄」には、「雄勝乎如知有、城謂之答合」とあり、山本には「有城」の記載は見ないので、雄勝城は雄勝郡にあったと考えるのが妥当であろうとし、考古学者の手による発掘調査で解明されるだろうとする。また、たとえ比羅保許山の北麓から50余里に雄勝村がありそこが払田柵であったとしても、逆にここから南に50余里とすれば比羅保許山は平鹿郡内となってしまう。しかも、払田柵はその規模や構造から大古代城柵であることに異議はないが、奈良朝の遺物の出土はあったかどうか。他方、足田遺跡からはこの時代の遺物が出土している事実をもっと直視すべきであると結んでいる。

山本郡衛説

山本郡衛説

新野直吉氏の説である。その著『古代史上の秋田』に明記してある。それをまとめると、

- (1) 払田柵跡の所在地は古代山本郡の中心地域であったこと。
- (2) 山本郡名の初見は『三代実録』貞觀12(870)年12月8日の条であるが、建郡は北の秋田郡が成立した延暦23(804)年から弘仁2(811)年ごろまでを中心としたころである。その理由は延暦の坂上田村磨呂と、弘仁の文室綿麻呂との征夷段階が建郡の最適期であるとする歴史の大勢に関する認識と、山本郡に余戸(内小友)があることによる。
- (3) 設立年代は出土遺物の年代と合致する。
- (4) 規模の大きすぎることについては、古代白河郡衛であるといわれている福島県関和久遺跡も規模は大きく、また八脚門であるのは同類であり、国家機関が新たに建設する東北の郡衛が国衛を模した整然たるものになるのは自然である。
- (5) 水沢市の胆沢城、盛岡市の志波城から秋田城と連絡をとる、ちょうど中程に払田柵がある。これは多賀城から内陸を秋田城に向う順路の中繼基地に雄勝城があったのと軌を一にした配置である。

以上の諸点から払田柵跡は、「出羽郡団・山本郡衛・鎮守府出先機関などの総合庁舎的役割を果していた」ものであろうとしている。

第3節 保護の歴史

昭和5年3月、この遺跡が発掘調査によって確認されるとともに、後藤宙外が作成した「高梨村拂田柵址略図」が実体をもつものとなり、新聞で大きく報道されるようになった。発掘調査に参加した菅野義之助は、文部省保存課に調査結果を報告している。同年7月には秋田考古会春季総会が高梨神社で開かれ、「文部省並びに県当局に対して、専門家を派して払田柵址を徹底的に調査せられんことを陳情の件」を満場一致で可決している。同年4月25日、県史跡調査員深沢多市は現地を視察し、史跡指定の価値ありと判断し保存を講ず

るよう力説した。この時同道した東北帝国大学教授喜田貞吉も、このような大規模な城柵跡は全国最初で原形をよく残しており、重要な部分を決定して出来るだけ保存法を講すれば、学界にも資するところ頗る大なるものがあるとした。

このような動きに対して村当局も具体的に保存について動くことになった。昭和5年5月25日県の松岡四郎学務部長一行が現地を視察し、村と保存について協議をおこなった。そして柵木の散逸を防ぐため柵跡に「秋田県」名を付した標木を立てること、県上の内務省へ史跡調査員派遣申請を提出すること、県がとりあえず仮指定することなどが決められた。高梨村では柵木を保存するため2間×3間の保存小屋を建てる事になった。

藤井東一の保護策

また現地で街外の調査を助け、払田柵研究日誌を書き残した藤井東一は「払田の柵址保存について」という意見を発表した。それは次のようなものである。

- (1) 柵の位置に十間又は三十間なりの間隔をおいて畦畔に標識を建てる事、門柱を掘った跡又は田の中でも標識を建てて置きたい。
- (2) 掘り出した柵は土中にあるままに一定の場所に並列して風雨を防ぐだけの建物に入れない。
- (3) 臨時、払田集会場に出土品の陶・土師其他の関係品を陳列して研究者の便に供したい。
- (4) 柵の建設当時の実物を想像して、実物大の原型を新造して住者の当時を偲ばしむことは最も意義のあることだと思ふ。これについては、今は基礎工事しか残っていないが私は伊藤忠太博士の御研究を願いたいものと思ふ。
- (5) 千二百分の一の平面図に柵の位置関係等を記入して会場に掲げたい。又菅野先生が調査の際撮った写真を引延ばして掲げたい。図面は私が調整中だから出来次第備え付けたいと思っている。
- (6) 自然の地勢と自然の勝景と展望を有する真山・長森の二丘陵に逍遙する小径を適当に作り、長森の南面に桜樹を植栽して一會の風致を添ふることは研究家、視察者、修学者の旅情を満足せしめるのみならず柵跡と関連して村の名勝とする事は村の誇りであり、繁栄の意味にもなることと思いますから、村当局に陳情して実現を期したいと思います。

というものであった。

昭和5年6月16日現地調査した上田三平は史跡保存のため秋に本調査を実施することなどを述べ、その本調査が10月20日から開始されたのである。この調査は新聞等にも報道され、秋田考古会員、秋田史談会員、地元住民、秋田師範学校生徒等多数の見学者が訪れた。

それより前、秋田考古会は7月13日、払田柵址に於いて総会を開催し、「文部省並びに県当局に対して、専門家を派して払田柵址を徹底的に調査せられんことを陳情の件」が満場一致可決され、9月8日県知事あて陳情書が提出された。

秋田県は上田三平の指導により指定のための作業を実施し、地籍図・地籍調査・土地所有者の同意を得て昭和6年1月9日付けで指定申請書を提出した。

これをうけて國では同年3月19日史蹟指定を決定し、同月30日官報第1272号文部省告示「史跡指定第115号」をもって國史跡に指定されたのである。これは秋田県にとって最初の國指定史跡であった。

指定とともに指定後の保護策について具体的に動き出した。管理者には高梨村が指定され、保存施策（標柱石、標石、制札等）が国庫補助金を得て具体化され、昭和7年6月に終了した。現在、遺跡の要所に残る標柱石、標石はこの時の建立になるものである。

このようにして指定になった払田柵跡も社会情勢の変化によって次第に忘れられていったのである。

戦後の復興と昭和30年代後半以降の高度経済成長のなかで、農業基盤整備事業等の地域開発計画が具体化されるようになった。農村地帯に立地し、今まで比較的破壊をうけることの少なかった払田柵跡にも開発の波がおしよせてきたのである。

これを見かねて新野直吉氏は昭和43年『古代文化』誌上に「払田柵跡の現況と柵に関する若干の考察」なる論文を発表、払田柵跡の保護の現状を公にし、発掘調査の必要性を説いたのである。

管理団体の仙北町では昭和45年「払田柵跡出土品収蔵庫」を国庫補助を得て建設し、出土品の散逸を防ぐとともに『指定史蹟払田柵跡』を再刊し、遺跡の保存と保護思想の普及をはかってきたが、開発計画が具体化し、払田柵跡は存亡の危機にさらされたのである。

「払田柵跡出土品収蔵庫」

そこで秋田県では仙北町の協力を得て昭和49年4月1日払田柵跡調査事務所を設置し、遺跡の歴史的性格を解明しながら、保存の基礎資料を得るために学術調査に着手したのである。

昭和52年度に秋田県教育委員会は仙北町と協議の上「国指定史跡払田柵跡保存管理計画策定報告書」をまとめたのである。これは、指定の事実を確認し、保存管理の基本方針（地区区分等）を定め、将来の環境整備計画をも予想したものであった。この計画にもとづいて仙北町は重要部分の土地公有化を事業化し、さらに昭和57年度からは払田柵跡発掘調査事務所の調査結果に基づいて環境整備事業に着手し継続して実施され現在にいたっている。

- 註1 後藤寅之助 1940 : 「高梨村郷土沿革記」 高梨村 (昭和15年9月)
- 註2 上田三平 1938 : 「払田櫓址」 『史蹟精査報告三』 文部省 (昭和13年7月)
- 註3 新野直吉 1959 : 「多賀城と秋田城」 東北出版 (昭和34年9月)
- 註4 伊東信雄 1961 : 「東北の古代城櫓」 『日本城郭全集』 東京堂出版 (昭和36年5月)
- 註5 坪井清足 1961 : 「城柵の設置」 『世界考古学大系4』 平凡社 (昭和36年7月)
- 註6 柿崎隆興 1963 : 「高橋富雄氏の『払田櫓(雄勝城)』説に疑問」 (昭和38年12月)
「越鄧の斧」 『出羽路52』 1973 秋田県文化財保護協会 (昭和48年7月)
- 註7 新野直吉 1972 : 「払田櫓址の現状と櫓に関する若干の考察(下)」 『古代文化』24
-4 古代学協会 (昭和47年5月)
- 註8 工藤、桑原は図等で払田櫓(雄勝城)と表記しているのみで払田櫓が雄勝城であることについての説明はない。阿部義平は1982年「古代城柵跡について」(『国立歴史民俗博物館研究報告第1集』)で「払田櫓は高橋富雄氏の論じたように雄勝城であることが、規模、出土品、木簡、構造からも裏付けられているものと考える。」と断定し、高橋富雄説を考古学の立場から裏付ける発言をしている。雄勝郡羽後町の足田遺跡周辺には墨書き土器の出土地、また「郡」の地名の残っていることから考えると、この周辺に雄勝城が存在する可能性があり払田櫓=雄勝城と断定するには時機尚早と思われる。
- 註9 新野直吉 1981 : 「古代史上の秋田」 秋田魁新報社 (昭和56年4月)
- 註10 柿崎隆興 1968 : 「出羽国志波城考」 『秋田魁新報』に発表、その後この説については撤回している。
- 註11 藤井東一 1930 : 「払田櫓址について」 『仙北新報』 (昭和5年12月)
- * その他の文献については発刊、発表年等を記してあるので文献目録を参照されたい。

第III章 調査の経過と記録の方法

第1節 調査の経過

政府跡は長森丘陵上のはぼ中央部にある。当地域は旧高梨村の運動場、軍馬訓練場、射撃場、児童遊園地などに利用されてきた。古来南側が高く北側へ低い傾斜地となっているため、南側を削平して北側に盛土する土木工事が明治年間から昭和20年頃までにかけて、3回におよんでいることが古者の証言でわかっている。

長森の発掘は、払田槽跡発見の功労者の一人である藤井東一氏の「払田槽跡研究日誌」
長森の発掘
の中に次のように記されている。

「昭和5年6月29日

朝石川屋敷を掘って柵列を出した正七を半日頬んで掘出す。午後長森に行って見る。斬築は東よりは道路の南45間にあり運動場の東二丁位いの処にて道路に沿い又は道路と同軌とおりて運動場の西に来て道路の北に沿うて土取り場に来て道路に這入っている。長森最上の平地其他を少し掘って見たが土が硬くて力が及ばぬ、何物も発見し得ず運動場東の平地には陶土師の破片が沢山あることを発見した且つ布目が見えないがその小破片を拾った必ずや建物のあった処だろうことが推定せられる。

昭和5年10月27日

千葉の掘っていた四角な焼物を見て貰ったら磚だと云う、これも今日の大収穫だ。磚は奈良時支那から入ったもので、今の縁瓦のようなもので敷瓦とか腰の張りとか縁を組んだりしたものだ。愈て都にあるものが皆あの時代はどうしても奈良朝だと云う。」

藤井氏は運動場から土器、瓦、磚を発見し、建物の存在を推定していたのである。昭和5年の段階では掘立柱建物の痕跡を検出できなかったことは、当時の研究水準から考えてやむをえないことであった。

昭和52年度から、内郭地区中央部として政府の発掘調査を開始した。開始以前の政府跡はバレーボールのネットを張る支柱、キャンプのためのカマド、焚火の跡、競走馬の障害土盛などがあり、真中を囲むように荒芝・茅が茂り、東前殿のあたりには桜の木があつて政府跡のおおよそ3分の1は杉木立となっていた。南側の杉木立の中に「長森」と書かれた標石が見え隠れしていたのが印象的であった。

発掘前の政府

1 払田柵跡調査事務所の設置

昭和49年4月 仙北郡仙北町に払田柵跡調査事務所を設置した。

2 第1次5年計画と実績（昭和49年度～昭和53年度）

基 本 計 画	実 績
a 大規模調査に対応する基準測量の実施	a 発掘調査地域 21地区28地点
b 開発計画に対応しうる基礎調査の促進	b 発掘面積 8,814m ²
c 現状変更届出に伴う緊急調査の実施	c 事業費 46,974千円
d 史跡保存のための基礎資料の作成 —管理計画の策定—	(国庫補助対象事業)

3 第2次5年計画と実績（昭和54年度～昭和58年度）

基 本 計 画	実 績
a 中枢施設の全面発掘	a 発掘調査地域 34地区35地点
b 内・外郭線の位置と構造の把握	b 発掘面積 9,532m ²
c 現状変更届出に伴う緊急調査の実施	c 事業費 59,710千円
	(国庫補助対象事業)

4 第3次5年計画と実績（昭和59年度～昭和63年度）

基 本 計 画	実 績（昭和59年度）
a 内郭南部・北部の学術調査	a 発掘調査地域 5地区8地点
b 内郭東門・西門推定地の学術調査	b 発掘面積 1,276m ²
c 外郭南部地区の学術調査	c 事業費 14,000千円
d 現状変更届出に伴う緊急調査の実施	
e 「政府跡」報告書（学術報告書第1冊）刊行	(国庫補助対象事業)
f 内郭東部の微地形測量調査	

5 発掘調査の成果

- ① 大規模調査に対応するため、遺跡内に基準測量原点（コンクリート杭）を合計41本埋設し、「基準点成果簿」「基準点測網」を作成した。
- ② 外郭線（角材列）と内郭線（角材列・築地土堤）の位置を確認した。外郭南門跡、内郭南門跡、内郭北門跡の調査から、外郭線は一時期、内郭線が二時期の造営であるとの見通しを得た。
- ③ 遺跡の中核施設である政庁（政治執政の場所）を解明することができた。政庁は正殿・東西脇殿を板塀で囲み、南前面に東西前殿を付設している。この建物配置型式は地方官衙の研究に新資料を提供した。
- ④ 遺跡の年代は8世紀末から11世紀初頭まで官衙として機能していたと推定できる。
- ⑤ 木簡は23点出土した。払田柵跡は日本で最初に木簡が発見された遺跡として有名である。木簡出土による情報は古代史研究に貴重な資料となっている。
- ⑥ 紋馬は1点出土した。古代の風俗や信仰の実態を知る手がかりとして貴重な資料である。

ある。

⑦ 古代の建築遺材は、建築史や年輪年代学、古代の植生、気候の変遷の手がかりをもつものとして貴重な实物資料となっている。

以上、過去11年間の主要な成果は、秋田県の開拓の歴史や考古学上の諸問題を解決する一つの基準資料を提供している。

第2節 政府地区の発掘調査

1 第12次発掘調査

調査期間 昭和52年5月16日～12月24日

発掘面積 1,800m²

主要成果 正殿・東脇殿、政府東門および東側を画する板塀などを発見することができた。当初は外郭北門、内郭南門、外郭南門の位置から想定南北中軸線を割り出し、この中軸線上に正殿の存在を予想していた。しかし、正殿は中軸線より約30m東側に寄っていたことになる。政府の北東部は古代の盛土整地作業(S X176)が広がっているらしいこともわかった。
正殿・東脇殿・政府東門

2 第12次補足調査および第13次発掘調査

調査期間 昭和53年5月16日～12月25日

発掘面積 1,400m²

主要成果 第12次補足調査は東脇殿の建替回数の把握につとめた。第13次発掘調査はA政 府 南 門 地区(政府)とB地区(内郭南門跡)の2地区にわたった。政府地区では、広場内に建物はないこと、政府南門が1本柱と八脚門の時期があること、南側の板塀は2列(S D 144・S D 240)となっていることなどを発見した。また、東前殿の北側柱列の一部が見えたので、政府が南側に広がることになった。

3 第28次発掘調査

調査期間 昭和54年6月4日～9月24日

発掘面積 500m²

主要成果 東前殿と南側の板塀(S D144・S D240とS D123)の関連について把握する 東 前 殿 ことができた。本調査では東前殿が規模の小さかった創建期の建物から附帯建物へと大きく変遷し、この拡大に伴って板塀が北に移動していることなどがわかった。政府と内郭南門を結ぶ階段などの検出をめざしたが、遺構の発見はなかった。

4 第35次発掘調査

調査期間 昭和55年5月15日～11月20日

発掘面積 500m²

主要成果 北東部掘立柱建物群と土塁群、正殿北側の東西に走る板塀(S D139、S D 北東部建物群

142・S D143・S D187) および竪穴住居跡などを発見することができた。本報告書では掘立柱建物群について第53次発掘調査の成果により、新しい解釈と位置づけを行なった。また、鍛冶工房跡とともに鉄滓、フイゴの羽口などを発見した。

5 第47次発掘調査

調査期間 昭和57年4月26日～10月16日

発掘面積 1,200m²

西脇殿・西前殿・政庁西門
主要成果 西脇殿、西前殿、政庁西門跡と西側を画する板塀(S D481など)を発見することができた。本調査によって、政庁主要建物の建物配置は左右対称に位置することが確認できた。また、西脇殿、政庁西門にかけて南北に細長く盛土整地作業(S X546)が広がっていることがわかった。板塀S D224とS D143の西端がS X529とS X524に破壊されていたのが惜しまれてならない。

6 第53次発掘調査

調査期間 昭和58年4月4日～8月12日

発掘面積 1,200m²

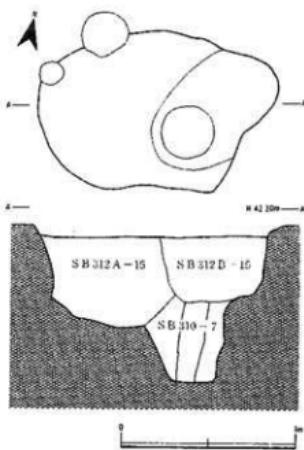
**北西部・北部
建物群**
主要成果 北西部・北部掘立柱建物群と竪穴住居跡、北側を区画する板塀(S D139・S D143・S D187)などを発見することができた。本調査における成果は大きく、列記すると次のようになる。①S B638・S D639・S B640A・S B640B建物は第35次発掘調査の建物群と対称形をなしてて、遺物が豊富であったこと。②S D187掘形内とS B620柱窓内出土の灰釉片が接合し、年代と板塀変遷の手がかりを得たこと。③政府北門がつかめたこと。④S D139板塀が最も新しい板塀であることがわかった。

7 補足調査(第9図)

本報告書作成にあたっては全実測図を点検し、再検討をおこなった。この点検作業により不十分な箇所について部分的な補足調査を実施したので、新しく発見した遺構の事実関係について報告する。

S B310

東前殿 S B310については当初東西棟桁行5間×梁行1間の掘立柱建物とした。しかし、その後の検討により、東への桁の延びは柱筋上に柱掘形及びピットなどが存在しないため否定されるが、西への桁の延びは、東側で認められる柱間平均距離をS B310-6及び12柱痕跡から西へ延長することによって得られる柱推定位置がS B312-16・18柱掘形内に含まれるため、S B312B-16・18柱掘形下にS B310柱掘形及び柱痕が



第9図 S B310・312実測図

残されていればS B310桁行は西に1間延びる可能性を残していることが判明した。推定柱位置はS B312B-16・18柱掘形の東部になるため、S B312B-16柱掘形を東西に割り、その掘形下にS B310柱掘形及び柱痕の存在有無を確認する補足調査を実施した。その結果、S B312A・B柱掘形下にS B310柱掘形及び柱痕の存在を確認し、S B310が東西棟桁行6間×梁行1間の建物であることが判明した。

S B540～542

S B540～542東側柱列部分は近世・近代における擾乱が多く、その柱掘形も正確に把握 既 前 駄 できない部分があり、また各建物間の時期変遷の検討においても資料不足な面が生じてき た。各建物間の変遷を検討するうえで、各建物の西側柱列がほぼ同一柱筋上であるため、各建物の時期及びその変遷をより確かに把握できると考えられる S B540～542西側柱列の補足調査を実施した。その結果、西前殿は全4期の建物で、S B540が東西棟桁行6間×梁行1間の掘立柱建物、S B541が東西棟桁行7間×梁行3間で、北に北東隅欠きの廂をもつ掘立柱建物、S B542Bが東西棟桁行7間×梁行4間で、南北に廂をもつ掘立柱建物であることが判明した。

第3節 記録の方法

本遺跡は今後長期間にわたって調査を行なうため、調査地域・検出遺構や遺物の整理にあたっては統一的な分類標示で行なうこととし、原則として宮城県多賀城跡調査研究所の「遺跡の調査計画と調査整理方法」に準拠して定めた。^(註2)

調査次数は、昭和5年文部省による調査を第1次とし、当事務所が昭和49年度から開始した内郭北門跡の調査を第2次として、調査地域単位に連続する番号を付して整理することにしている。

1 遺跡基準線と地区割り設定の標示記号

払田柵跡は調査対象面積が広大であるため発掘調査にあたって全域を対象とした統一的な基準が必要である。このため、第2次発掘調査地域の南東の農道上にコンクリート柱を埋設して原点とした。この原点からトランシットで任意の磁北を求めて南北方向の基線を定め、さらにこの基線に対して直交する線を求めてこれを東西方向の基線とした。南北方向の基線は、真北に対して4°51'46"西偏している。しかし、現在はこの基線に誤差が生じていることがわかったので、第11次発掘調査までしか使用していない。第12次発掘調査から、国土調査法第X座標系に基づいて実測図を作製することにした。第X座標系のX (-59 原点と基準線 km)、Y (-24km) の交点を原点とし、この原点をとおる東西ラインをOA、南北ラインを50とした。したがって、原点(OA50)の移動をおこなうことになる。調査区画の割り付けは、基線に沿って3m方眼を設定し、個々の調査区画を呼ぶ記号としてアルファベッ

ト2文字と2桁の数字の組合せをもちいている。すなわち、原点をとおる東西方向の基線をOAと定め、北へ3m毎にOB、OC～OTとし、東西方向の基線から60mの21番目にあたる基線をPAとし、南の基線も3m毎にNT、NS～NA、MTと順次定めた。原点をとおる南北方向の基線を50と定め、西へ3m毎に51、52～99、00、01とし、東へも3m毎に49、48～00、99と順次定めた。そして、東西方向線と南北方向線の直交する地点の北西に接する調査区画を交点の記号で呼ぶことにしている。従って、東西がNA南北が50の北西に接する3m方眼の区画はNA50と標示される。さらに払田柵跡では、全地域に対し中地区割りで字界を中心にA～Uまでの地区割りを行ない、その上に払田柵跡の略号であるDHTを冠してDHTI-NA50、DHTR-NA50、DHTU-NA50などと標示することにしている。第X座標系の座標北を基準とすれば、磁北はN 7°30'00"Eであり、真北はN 0°10'58"Eである。

2 遺構・遺物の標示方法

遺構の表示 発掘調査により発見される遺構には一連番号を付いている。この番号の前に遺構であるSと遺構の種類を示すアルファベット記号（第2表）を付して用いている。また、同位置で変遷している遺構については番号のあとにA・B・Cをつけて区別している。たとえばSB110Cといえば政府正殿110建物の3番目の遺構をさすことになる。これらの記号および番号は遺構登録台帳に記載する。

遺物の標示 遺物の標示は遺構毎から3m四方のグリッド単位で一連番号を付して取り上げている。この際番号の前に遺物であることを示すRと遺物の材質を示すアルファベット記号（第2表）を付することにしている。遺物カードには遺物の一連番号、出土層位・取上期日も記入している。

遺構				遺物				
SA	柱列・欄列	SH	広場	RL	漆器	RT	瓦・埴	
SB	建物	SI	豊穴住居	RM	金属器	RU	織維製品	
SC	廊溝	SK	土壙	RN	自然遺物	RW	木製品	
SD		SKF	プラスコ状	RP	土製品	RY	その他	
SE	井戸	SL	河道路	RQ	石製品			
SF	築地	SM	旧道路					
SG	窩池	SX	その他					

第2表 遺構・遺物標示記号表

註1 この間、奈良国立文化財研究所の宮本長二郎氏から、実測図の点検と建物構造を含めて、具体的な指導をいただいた。

註2 宮城県多賀城跡調査研究所 1972：「遺跡の調査計画と調査整理方法」 宮城県多賀城跡調査研究所年報1971（昭和47年）

第IV章 遺構

第1節 層序と整地地業

政庁地区は内・外郭線にかこまれた長森丘陵上のはば中央に位置し、北東部は沢によつて限られており、北西部にも沢が入り込んでいる。当地域は、旧高梨村（現仙北町）の運動場、軍馬訓練場、児童遊園地などに利用するため南側を削平して北側に盛土する土木工事が明治年間以降3回に及んで行なわれたことが知られており、遺構への影響が心配されたが、最高約30cm程度の削平を受けていただけで、南側の古代遺物包含層と、遺構面の一部を失ったことどまっていたのは幸いであった。

旧地形は北東部の沢が現地形よりもさらに深く入り込んでおり、西側は沢が一本完全に入り込んでいたと思われる。このような地形に立地しているため、北東部と西部には平坦面の確保を目的とする整地地業が行われている。これらの整地地業は払田柵創建時における最初の仕事であったと思われ、政庁地区全体の構築計画を考える上で重要な要素となるものであり、また東西にさらに延びている点を考慮すると政庁隣接地区を考える上でも重要なものである。以下整地地業の詳細を述べる。

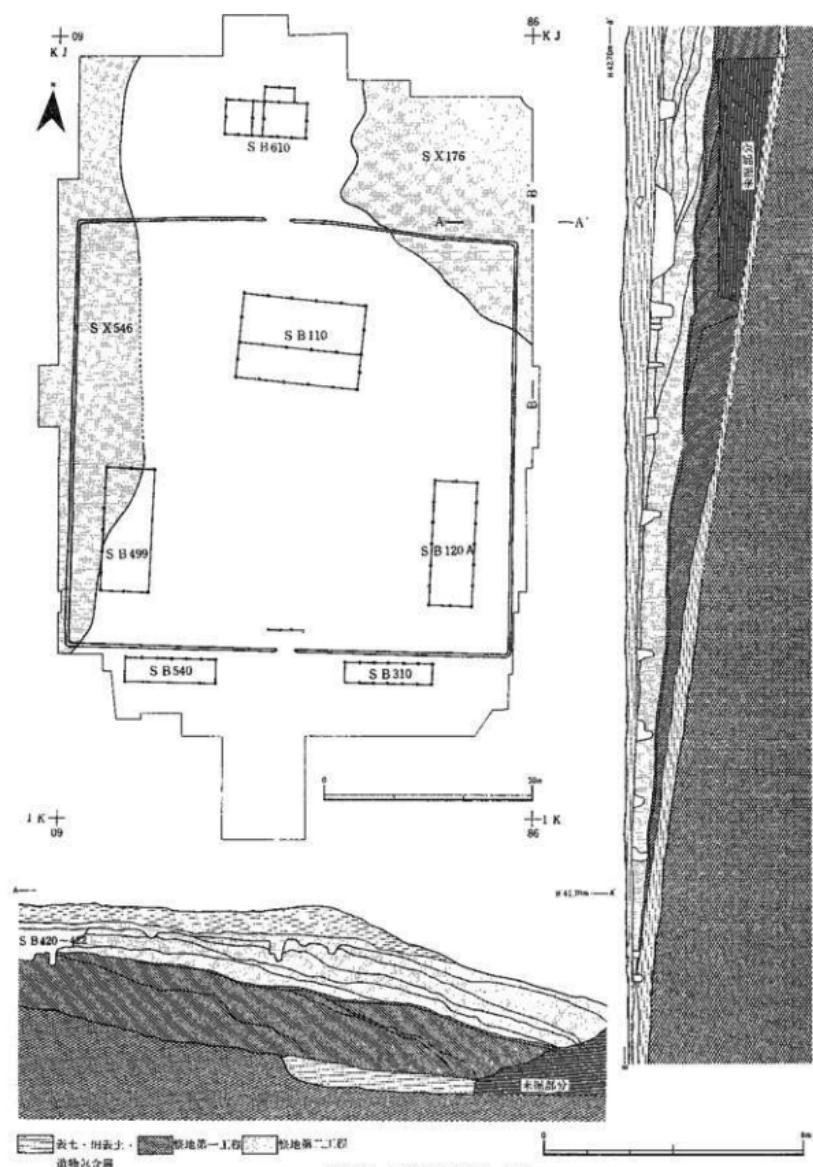
立地
整地地業

S X176 (第10図)

政庁地区北東部の盛土整地地業で、盛土工法はI a～I dまで大きく4工程に分けられる。I a工程は盛土を繰り返し行ない平場の拡張を計っている。I b工程はI c工程の基礎的仕事と思われ、I a工程の盛土上面を褐色粘質土を主体に明褐色粘質土と黒色土を交互に敷き叩いており、非常に強固である。I c工程はI a工程とほぼ同様の作業内容である。I d工程は整地地業の最終段階のもので褐色粘土で全面仕上げ盛土地業を行っている。またI b・I cにおいて構築されたと思われる遺構の検出がないことから、きわめて短期間に一連の仕事として行われたものと考えてさしつかえないものである。整地地業中から遺物はまったく出土していない。整地地業上には順に古代遺物包含層・自然堆積土・明治年間以降の整地事業による盛土・表土の各層がある。

北東部整地地業

第IV 東道 構



第10図 整地層の範囲と土層

S X546 (第10図)

政庁地区西部の盛土整地地業である。断面観察による部分的な確認にとどまるため詳細は不明であるが、政庁地区西側一帯の範囲で認められる。北部で約40cm、南部で1m以上の盛土がなされており、S X176と相対させて考えれば、S X176の規模よりも大きな土木工事であったことを推定させる。盛土工法は不明であるが、S X176と同時期における同性格の仕事と思われることから、ほぼ同様の工法を用いたものと推察される。政庁地区の西側には政庁地区とほぼ同一平坦面が広がっており、これらもS X546により盛土整地された平坦面であるとすれば、政庁地区西方に隣接する場所に古代施設の存在を予想させる。

第2節 発見遺構 (第11~23図、第3表)

政庁から検出した遺構は、掘立柱建物34・柱列5・板塀11・竪穴住居5・溝19・土壙100・道路1・その他の遺構82の計257遺構である。掘立柱建物については正殿・脇殿・前殿と便宜的に表記しそれらの建物を総括した。その他の建物については建物群ごとに総括して記述した。また政庁内において明らかに東西に対称に配置されている建物については並列して東・西の順に記述した。政庁門においては南北軸を優先させ、南・北・東・西の順に記述した。その他の遺構はすべて遺構番号順に記述した。

建物は原則として、規模・柱間・柱掘形及び柱痕・重複状態・関連出土遺物の順に記述し、平面模式図を付した。その他の遺構は原則として、検出位置・形状・規模・重複状態・関連出土遺物の順に記述した。

平面模式図は、すべて縮尺400分の1とし、北を上にして掲載した。模式図の各記号は理解の便を考慮して以下のとおりとした。

○ 柱掘形 ● 柱痕跡 ● 磚石 + 推定柱位置

模式図の記号

1 正殿跡 (第11図、P L.4~6)

政庁の中央やや北寄りに位置する東西棟の掘立柱建物跡である。ほぼ同位置での建て替えで、全5時期の重複が認められる。^(註1)以下、時期の古い順にその概要を記述する。

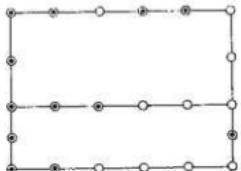
S B110 (P L.4~6)

東西棟桁行5間×梁行4間の南廂つき掘立柱建物跡である。総間は桁行17.7m、梁行規12.14mで、計画尺による桁行60尺(12尺等間)、梁行41尺(12+12+9+8)である。1尺は29.6cmである。柱掘形は一辺約1.2mの方形で、直径45~60cmの柱痕が認められる。南柱掘形は約85cmの方形ないし長方形で、直径35~40cmの柱痕が認められる。S B110-7柱

横

第IV章 造 構

柱 挖 形



掘形の深さは約1mで、抜き取り痕跡があり、柱底面に根石がある。掘形埋土は赤褐色粘質土・黄褐色粘質土の互層である。

S B111A (第11図, P L. 4~6)

規 模 東西棟桁行5間×梁行3間の南廂つき掘立柱建物跡である。身舎と廂掘形の一部を確認

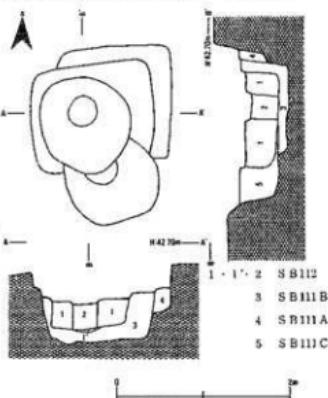
柱 挖 形 した。柱掘形の深さは約53cmで、埋土は明褐色粘質土ないし褐色粘質土である。

S B111B (第11図, P L. 4~6)

規 模 東西棟桁行5間×梁行3間の南廂つき掘立柱建物跡である。^(H.2) 総間は桁行16.67m、梁行11.25mで、計画尺による桁行55尺、梁行37尺である。1尺は30.3

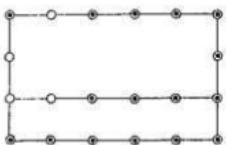
柱 挖 形 cmである。身舎柱掘形は1.3~1.9mの不整梢円形で、直径45cm前後の柱痕跡がある。柱掘形の深さは約84cmで、掘形埋土は黒色土である。廂柱掘形は0.8~1mの梢円形で、直径35cm前後の柱痕跡がある。S B111C - 7 柱掘形の埋土は褐色土が主体で、焼土(10%以下)・炭化物(15~20%)が含まれる。

S B111C・S A114 (第11図, P L. 4~6)



第11図 S B111・112・6 実測図

規 模



東西棟桁行5間×梁行2間に、南廂(S A114)がつく掘立柱建物跡であろう。^(H.3) 総間は桁行15.9m、梁行9.75mで計画尺による桁行53尺、梁行32.5尺であろう。1尺は30cmである。身舎柱掘形は1.5m前後の梢円形で、直径40cm前後の柱痕跡がある。身舎掘形埋土は暗褐色土が主である。南廂(S A114)は柱列5間(16.8

m)で、柱間寸法は西側1間が12尺で東側4間が11尺等間である。身舎と廂との距離は、3~3.1mである。S B111C建物から南廂を切り離してS A114柱列とし、S B111C建物に伴なう目隠し壁となる可能性も付記しておく。

S B112 (第11図, P L. 4~5)

規 模 東西棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。総間は桁行14.45m、梁行6.92mで計画尺による桁行48尺、梁行23尺である。1尺は30.1cmである。柱掘形は1~1.2mのほぼ円形で、直径35cm前後の柱痕跡がある。柱掘形の深さは69cm、柱痕の深さは70cmで、掘形埋土は黒褐色土である。

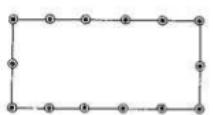
SD117 この他、溝が3条ある。SD117は長さ1.5m・幅16~36cm・深さ15~20cmである。SD

118は長さ2.6m・幅30cm・深さ23cmである。SD129は長さ1.85m・幅5cm・深さ9cmである。SD117・118は東西に連続する位置にあり、正殿の雨落溝とも考えられるがその一部

SD118

を確認したのみで詳細は不明である。この他、軒周りに小さなピットがある。このピットの中には、積雪時に軒出の屋根を支える仮柱として、使用されたものもあるであろう。

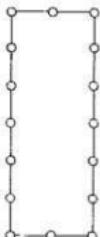
SD129



2 脇殿跡 (第12・13図, P.L. 7~11)

正殿の南前方に東西に位置する一対の南北棟掘立柱建物跡である。掘形はほぼ同一位置での建て替えで、全5時期ずつの重複と東脇殿に1回の補修が認められる。^(a4)以下、時期の古い順に記述する。

SB120A (第12図, P.L. 7~9)



南北棟桁行6間×梁行2間の掘立柱建物跡である。^(a5)柱間寸法は桁行10尺等間、梁行12尺等間であろう。柱掘形は一辺が1.3~1.4mのほぼ方形で、深さは約65cm、埋土は明褐色土が主である。南西隅柱・北西隅柱で柱掘形の一部を確認したものである。

床束の掘形は一辺0.9~1mの方形を呈し、埋土は明赤褐色土で混入物はない。

SB120B (P.L. 9)

南北棟桁行6間×梁行2間の掘立柱建物跡である。^(a6)本建物はSB120A建物の南妻側柱列のみを補修したもので、南妻側柱列の柱掘形はS B120A柱の抜き取り穴を利用し、ほぼ同一位置に柱を建て替えたものであるため、建物規模はS B120Aと同規模である。柱掘形は東西1.3~1.5m、南北1.6~1.7mの不整梢円形を呈し、直径約60cmの柱痕が認められる。柱掘形の深さは約1.05m、柱痕の深さは約66cmで、掘形埋土は明赤褐色土が主である。

SB121A (第12図, P.L. 7~9)

南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。^(a7)柱掘形は切り合いのため一部しか確認できなかった。柱掘形の深さは1.05mで、掘形埋土は明赤褐色土が主である。また建物規模は、S B120A・B建物の南側一間に取れた建物に規模が縮少されている。

床束の掘形は平面観察によると、長軸80cm、短軸65cm前後の梢円形で、第I期床束掘形と同一箇所にある。掘形内には大小(約45×48cm, 15×20cm)の根石が入っている。掘形埋土は明赤褐色土・褐色粘質土が主で、土器片・炭化物が5%程度混入している。

規
模
柱
掘
形

規
模
柱
掘
形

規
模
柱
掘
形

・S B121B (第12図, PL. 7~9)

規 模 南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。⁽²⁸⁾柱掘形は切り合いのため一部しか確認できなかった。柱掘形の深さは1.1mで、掘形埋土は明赤褐色土が主である。S B121A建物と同規模であろう。

・S B121C (第12図, PL. 7~9)

規 模 南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。⁽²⁹⁾柱間平均距離は桁行14.19m(北から2.99+(5.31(2間分))+2.98+2.95)m)、梁行6.34m(東から3.22+3.28m)であり計画尺による桁行47尺(北から10+9+9+10+10尺)、梁行21尺(11+11尺)であろう。1尺は30.2cmである。北から2間目の東・西側柱は柱痕跡がなく礎石である。柱掘形は1.6~2mの楕円形で直径50cm前後柱掘形の柱痕跡がある。柱掘形の深さは89cm、柱痕の深さは85cmで、掘形埋土は褐色土が主である。S B121A建物と同規模であろう。

・S B122 (PL.7)

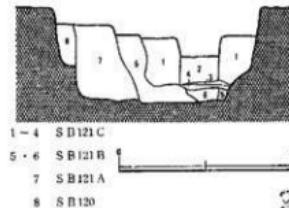
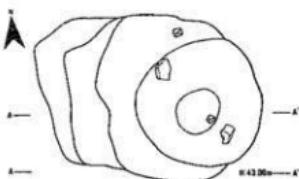
規 模 南北棟桁行5間×梁行2間で総柱の掘立柱建物跡である。柱間は不揃いであるが平均距離は桁行12.6m(北から2.53+2.46+2.42+2.58+2.42m)、梁行6.3m(東から3.21+3.15m)であり、計画尺による桁行42尺、梁行21尺であろう。1尺は30cmである。柱掘形は1~1.2mのほぼ円形で直径45cm前後の柱痕跡があり、掘形埋土は明褐色土が主である。S B120・S B121建物に比較して規模が縮少され、建物方位はわずかに北東方向に動いている。

S B499 (第13図, PL.10・11)

規 模 南北棟桁行6間×梁行2間の掘立柱建物跡である。⁽³⁰⁾柱間は重複のため南妻側柱列梁行7.15m(東から3.6+3.61m)がわかるだけにすぎない。計画尺による梁行24尺である。一尺は29.8cmである。柱掘形は一部しかわからぬが、一辺1.3~1.4mのほぼ方形、柱痕直径は平均50cmである。柱掘形の深さは92cmで、掘形埋土は褐色土である。建物を復原すれば、桁行18m×梁行7.2mの規模となろう。

S B500 A (第13図, PL. 10・11)

規 模 南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱掘形は、切り合いのため一部しか確認できなかった。柱掘形の深さは1.1mで、掘形



第12図 S B120・121-3実測図



南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。⁽²⁹⁾

柱 間 平均距離は桁行14.19m(北から2.99+(5.31(2間分))+2.98+2.95)m)、梁行6.34m(東から3.22+3.28m)であり計画尺による桁行47尺(北から10+9+9+10+10尺)、梁行21尺(11+11尺)であろう。1尺は30.2cmである。北から2

間目の東・西側柱は柱痕跡がなく礎石である。柱掘形は1.6~2mの楕円形で直径50cm前後柱掘形の柱痕跡がある。柱掘形の深さは89cm、柱痕の深さは85cmで、掘形埋土は褐色土が主である。S B121A建物と同規模であろう。



南北棟桁行5間×梁行2間で総柱の掘立柱建物跡である。柱間は不揃いであるが平均距離は桁行12.6m(北から2.53+2.46+2.42+2.58+2.42m)、梁行6.3m(東から3.21+3.15m)であり、計画尺による桁行42尺、梁行21尺であろう。1尺は30cmである。柱掘形は1~1.2mのほぼ円形で直径45cm前後の柱痕跡があり、掘形埋土は明褐色土が主である。S B120・S B121建物に比較して規模が縮少され、建物方位はわずかに北東方向に動いている。

S B499 (第13図, PL.10・11)



南北棟桁行6間×梁行2間の掘立柱建物跡である。⁽³⁰⁾柱間は重複のため南妻側柱列梁行7.15m(東から3.6+3.61m)がわかるだけにすぎない。計画尺による梁行24尺である。一尺は29.8cmである。柱掘形は一部しかわからぬが、一辺1.3~1.4mのほぼ方形、柱痕直径は平均50cmである。柱掘形の深さは92cmで、掘形埋土は褐色土である。建物を復原すれば、桁行18m×梁行7.2mの規模となろう。

S B500 A (第13図, PL. 10・11)



南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱掘形は、切り合いのため一部しか確認できなかった。柱掘形の深さは1.1mで、掘形

柱掘形

埋土は褐色土である。建物規模はSB499建物より、南側一間が取れた建物に規模が縮少されている。

SB500B (第13図, PL.10・11)

南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱掘形は、切り合いのため一部しか確認できなかった。柱掘形の深さは80cmで、掘形埋土は褐色土である。建物規模は、SB500A建物と同規模である。

SB500C (第13図, PL.10・11)



南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行

14.5m (北から2.48+3.25+3+2.85+2.92m)、梁行6.95m (東から3.49+3.49m)で、計画尺による桁行48尺 (北から8+10+10+10+10尺)、梁行23尺 (東から11.5+11.5尺)である。一尺は平均30.2cmである。SB500C-6柱は当初掘立柱であったが、補修の際に根石を使用したものである。柱掘形は1.3~1.5mの不整橢円形を呈し、直径

45~50cmの柱痕跡が認められる。柱掘形の深さは約1.05m、柱痕の深さは1.04mで、掘形埋土は褐色土である。またSB500-3柱掘形立割りの土層観察によって、掘形に柱を入れて根元を一度固定してから残り部分を埋めていることが判明した。建物規模は、SB500A・Bと同規模である。

SB501 (PL.10)

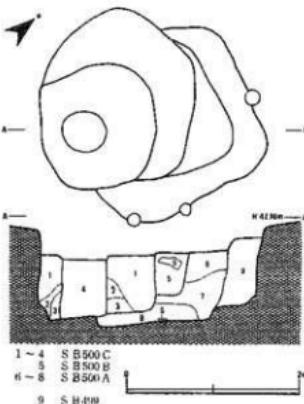


南北棟桁行5間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行11.82m (北から2.27+2.42+2.3+2.44+2.56m)、梁行6.36m (東から3.06+3.04m)で、計画尺による桁行39尺 (6尺等間)、梁行21尺 (10尺等間)である。1尺は平均30.3cmである。柱掘形は0.75×1.1mの楕円形で、直径35~50cmの柱痕跡が認められる。掘形埋土は褐色土である。建物規模はSB499・SB500建物からさらに縮少され、建物方向がわずかに東にふれている。

SB544 (PL.10)



SB500建物との切り合いのため、東西1間(2.29m)×南北1間(2.35m)だけ確認した。一尺は30.5cmである。柱掘形は50~60cmの隅丸方形で直径14~25cmの柱痕跡が認められる。掘形埋土は褐色土である。4本の柱穴は一連のものであり、掘立建物跡であるか否か、判断できなかったが、一応建物として取り扱うこととした。柱穴はSB500C建物に切られているので、SB500C建物以前であり、仕

規 模
柱 掘 形規 模
柱 間

柱 掘 形

規 模

柱 掘 形

規 模
柱 掘 形

事からみて西脇殿以前のように思われる。あるいは、西脇殿の足場穴であった可能性も考えられる。

3 政府門跡 (第14~16図, PL.23~25)

政府を区画する東・西・南・北の板塀のほぼ中央に位置する門跡である。大きく八脚門と一本柱門の2つに分かれ、南は両者混合、東・西は八脚門、北門は一本柱である。以下、南・北・東・西門の順にその概要を記述する。

S B284 A (PL.23)

規 模		S B246の真南に位置する東西間口一間の掘立柱建物跡で、東に S D240・241、西に S D244が延びている。柱掘形は一辺60~70cmの方形を呈し、
柱 掘 形		S B284 B柱掘形に切られているため柱痕は認められない。掘形埋土は明黄褐色土が主である。S A285が目隠塀として伴うものと考えられる。
		S B284 B・S A285 (PL.23)

S B284 B・S A285 (PL.23)

規 模		S B284 Aと同位置、同規模での東西間口一間の掘立柱建物跡で、東に S D240・241、西に S D244が延びている。柱掘形は径50~70cmの不整梢円形を呈し、直径30~33cmの柱痕が認められる。掘形埋土は明赤褐色土が主である。縦間は
柱 掘 形		目隠塀 3.73mで、計画尺による12.5尺、1尺は29.8cmである。S A285はS B246南側柱列の北に位置し、S B246南側柱掘形に切られている東西3間の柱列である。 ⁽¹¹⁾ 柱掘形は径0.95~1.3mの不整梢円形を呈し、S B246柱掘形に切られているため柱痕は認められない。柱掘形の深さは80~85cmで、掘形埋土は明赤褐色土が主である。計画尺は推定16.5尺と思われる。S A285柱掘形の形状をS B284 A・Bと比較すると、S B284 Bのものに近く、S B284 Bに伴う目隠塀を考えるのが至当であろう。しかしS B284 Aとの共伴を否定するだけの根拠もないため、一応S B284 A・B両期の可能性を考えておきたい。またS A285については、これまでの調査では当該箇所が擾乱を受けていることもあり検出されていないが、S D240・241・244を中心として相反する位置に柱掘形の存在を考えれば東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物を想定することができよう。しかし、ここではその可能性を示唆するにとどめておきたい。
		S B246 A (第14図, PL.23)

規 模		東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱掘形は不整梢円形を呈し、S B246
柱 掘 形		Bに切られているためその一部しか認められない。柱掘形の深さは50~74cmで、掘形埋土
重複状況		は明黄褐色土が主である。計画尺は推定桁行16.5尺×梁行14尺と思われる。東西妻側中央

柱掘形は S D144に切られており、両妻柱に接する状態に溝（板塀）を設けたものと思われる。本建物は棟通り中央柱2本を欠いている。

S B246B (第14図, PL.23)



東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡である。⁽²¹³⁾ 総間は桁行5.02m(東から1.7+1.64+1.68m)、梁行4.56mで、計画尺による桁行16.5尺(5.5尺等間)、梁行15尺(7.5尺等間)である。1尺は平均30.4cmである。柱掘形は0.7~1.15mの不整梢円形を呈し、直徑20~25cmの柱痕が認められる。柱掘形の深さは57~64cm、柱痕の深さは57~64cmで、掘形埋土は明褐色土が主である。東西妻側中央柱掘形はS D144に切られており、両妻柱に接する状態に板塀を設けたものと思われる。本建物は棟通り中央柱2本を欠いている。

S B100

S D143のほぼ中央に位置する東西筋一間の一本柱門跡である。⁽²¹⁴⁾ 総間は4.14mで、計画尺による14尺であろう。1尺は29.6cmである。柱掘形は不明瞭であるが、直徑15~20cmの柱痕が認められる。S D142に付設される門跡もほぼ同位置であったと思われるが、S D143がS D142を完全に切っているため、検出されなかった。

S B645 (PL.21・25)

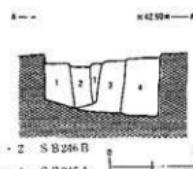
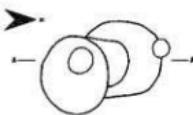
東西筋2間の一本柱門跡で、門部分は板塀が途切れている。政府南門中軸線にのることから政府北門とした。総間は3.67m(東から1.77+1.58m)で、計画尺による12尺であろう。1尺は平均30.6cmである。中央柱は柱痕といつよりも扉止め施設の痕跡と思われる。柱掘形は不明瞭であるが、板塀が途切れる部分にそれぞれ直徑18~20cmの柱痕が認められる。

S B101

S D139のほぼ中央に位置する東西筋一間の一本柱門跡である。⁽²¹⁵⁾ 総間は4.24mで、計画尺による14尺であろう。1尺は30.3cmである。柱掘形は不明瞭であるが、直徑16~23cmの柱痕が認められる。

S B129A (第15図, PL.24)

南北棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡である。⁽²¹⁶⁾ 柱掘形は径0.85~1.14mの不整梢円形で、切り合ひのため一部しか確認できなかった。柱掘形の深さは約61cmで、掘形埋土は褐色土である。本建物は棟通り中央柱2本を欠いている。



規格柱間
柱掘形

重複状況

4 S B 129 B (第15図, P L.24)

規 柱

横 間



南北棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行4.71m(北から $1.53+1.7+1.56$ m)、梁行4.56mであり、計画尺による桁行15.5尺(北から5+5.5+5.5尺)、梁行15尺(東から7.5+7.5尺)である。一尺は30.4cmである。

柱 挖 形

柱掘形は南北棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱掘形は径56~96cmの円形ないし不整橿円形を呈し、径28~37cmの柱痕も認められた。柱掘形の深さは約95cm、柱痕の深さは約95cmで、掘形埋土は褐色土である。本建物は棟通り中央柱2本を欠いている。

S B 530 A (第16図, P L.25)

規 柱

横 間

南北棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡であろう。柱掘形はS B 530 Bとの切り合いのため一部しか確認できなかつ

柱 挖 形

たが、隅丸方形・不整橿円形であったと思われる。柱掘形の深さは約98cmで、掘形埋土は褐色土が主である。S D 483に北西隅柱掘形を切られている。本建物は棟通り中央柱2本を欠いている。

S B 530 B (第16図, P L.25)

規 柱

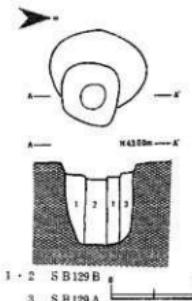
横 間



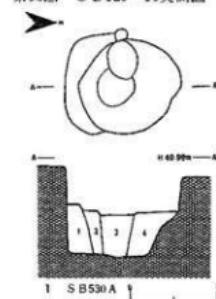
南北棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行4.67m(北から $1.68+1.47+1.53$ m)、梁行4.21mで、計画尺による桁行15.5尺(北から6+5+5尺)、梁行14尺(7尺等間)である。

柱 挖 形

一尺は30.1cmである。柱掘形は一辺0.8~1.2mの不整形ないし不整橿円形を呈し、直径35~45cmの柱痕跡が認められる。柱掘形の深さは約97cmで、掘形埋土は褐色土である。S D 481 Bに南北妻柱掘形が切られている。本建物は棟通り中央柱2本を欠いている。



第15図 S B 129-10実測図



第16図 S B 530-8実測図

4 前殿跡 (第17~18図, P L.12~16)

政庁南門の南方東西に位置する一对の東西棟の掘立柱建物跡である。相方ほぼ同一位置での建て替えで、東前殿全5時期・西前殿全4時期の重複が認められる。以下、東・西の順で古い時期からその概要を記述する。

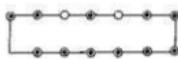
4 S B 310 (P L.12~14)

規 柱

横 間

東西棟桁行6間×梁行1間の掘立柱建物跡である。総間は桁行12.64m(東から $1.89+4.16$ (2間分)+4.4(2間分)+2.29m)、梁行2.86mで、計画尺による桁行42尺(東から $6.5+6.5+7.5+7+7.5+7.5$ 尺)、梁行9.5尺である。1尺は平均30.1cmである。

柱 据 形



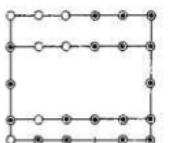
柱据形は40~50×60~70cmのほぼ方形を呈しており、直径20~30cmの柱痕が認められた。柱据形の深さは約90cm、柱痕の

深さは約90cmで、掘形埋土は褐色土である。S B310-4~7・14柱据形はS B312-13~16・18に切られている。

・ S B311A (第17図, PL.12・13)

東西棟桁行5間×梁行4間で、南北に廊をもつ掘立柱建物跡である。⁽¹²²⁰⁾柱据形は梢円形ないし不整円形を呈し、すべての柱据形はS B311B柱据形に切られているため一部しか認められない。柱据形の深さは約58cmで、掘形埋土は暗褐色土である。建物規模はS B311Bと同規模の計画尺による桁行35尺、梁行32尺と思われる。北側廊柱据形はS D240を切っている。

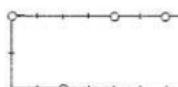
・ S B311B (第17図, PL.12・13)



東西棟桁行5間×梁行4間で、南北に廊をもつ掘立柱建物跡である。⁽¹²²¹⁾総間は桁行10.68m(東から2+1.96+6.46(3間分)m)、梁行9.76m(北から2.32+2.71+2.94+1.61m)で、計画尺による桁行34尺(東から7+6+7+7+7尺)、梁行32尺(北から8+9+10+5尺)である。1尺は平均30.5cmである。柱

据形は径60~80cmの不整円形ないし梢円形を呈し、直径20~30cmの柱痕が認められる。柱据形の深さは約43cmで、掘形埋土は褐色土である。北側廊柱据形はS D240を切っている。

・ S B312A (PL.12-14)

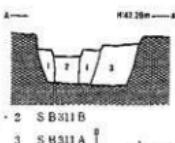
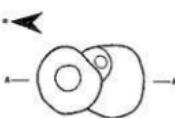


東西棟桁行7間×梁行2間の掘立柱建物跡である。⁽¹²²²⁾柱据形は不整円形を呈し、すべての柱据形はS B312B柱据形に切られている。柱据形の深さは約55cmで、掘形埋土は明赤褐色土が主である。建物規模はS B312B身舎と同規模の計画尺による桁行46尺、梁行19尺と思われる。

・ S B312B (PL.12-14)



東西棟桁行7間×梁行4間で、南北に廊をもつ掘立柱建物跡である。⁽¹²²³⁾身舎の柱間平均距離は桁行14.03m(東から2.02+1.94+2+2.01+1.98+2.05+2.03m)、梁行5.49m(北から2.78+2.86m)で、計画尺による桁行46尺(東から6.5+6.5+6.5+6.5+6.5+7+6.5尺)、梁行18尺(9尺等間)である。この身舎に南北に1間(推定7尺)ずつの廊が付いて推定総間は計画尺による桁行46尺、梁行32尺と思われる。1尺は平均30.5cmで

規 模
柱 据 形

第17図 S B311-7 実測図

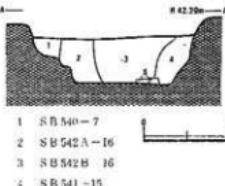
規 模
柱 据 形規 模
柱 据 形

柱掘形 ある。柱掘形は径0.8~1.2mの不整円形ないし不整橢円形を呈し、直径24~33cmの柱痕が認められた。柱掘形の深さは約55cm、柱痕の深さは約55cmで、掘形埋土は赤褐色土が主である。

S B 540 (第18図, PL.15・16)

規 模
柱掘形

東西棟桁行6間×梁行1間の掘立柱建物跡である。^(注24)柱掘形は隅丸方形ないし不整橢円形を呈し、そのすべてをS B 541・542柱掘形に切られているため一部を認めたのみである。柱掘形の深さは約39cmで、掘形埋土は明褐色土が主である。



第18図 S B 540~542実測図

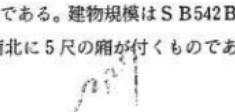
規 模
柱掘形

東西棟桁行7間×梁行3間で、北に北東隅欠き一間の廊をもつ掘立柱建物跡である。^(注25)柱掘形は不整橢円形ないし不整円形を呈し、その多くをS B 542に切られているため一部を認めるのみである。柱掘形の深さは約75cmで、掘形埋土は明褐色土が主である。廊柱掘形はS D 244を切っている。

S B 542 A (第18図, PL.15・16)

規 模
柱掘形

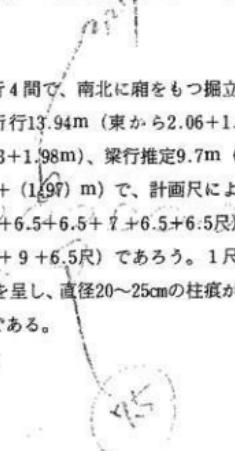
東西棟桁行7間×梁行4間で、南北に廊をもつ掘立柱建物跡である。柱掘形は不整橢円形ないし不整円形を呈し、その多くをS B 542 Bに切られているため一部を認めるのみである。柱掘形の深さは約71cmで、掘形埋土は明褐色土が主である。建物規模はS B 542 Bとほぼ同規模で、計画尺による桁行46尺、身舎梁行18尺、南北に5尺の廊が付くものであろう。廊柱掘形はS D 244を切っている。



S B 542 B (第18図, PL.15・16)

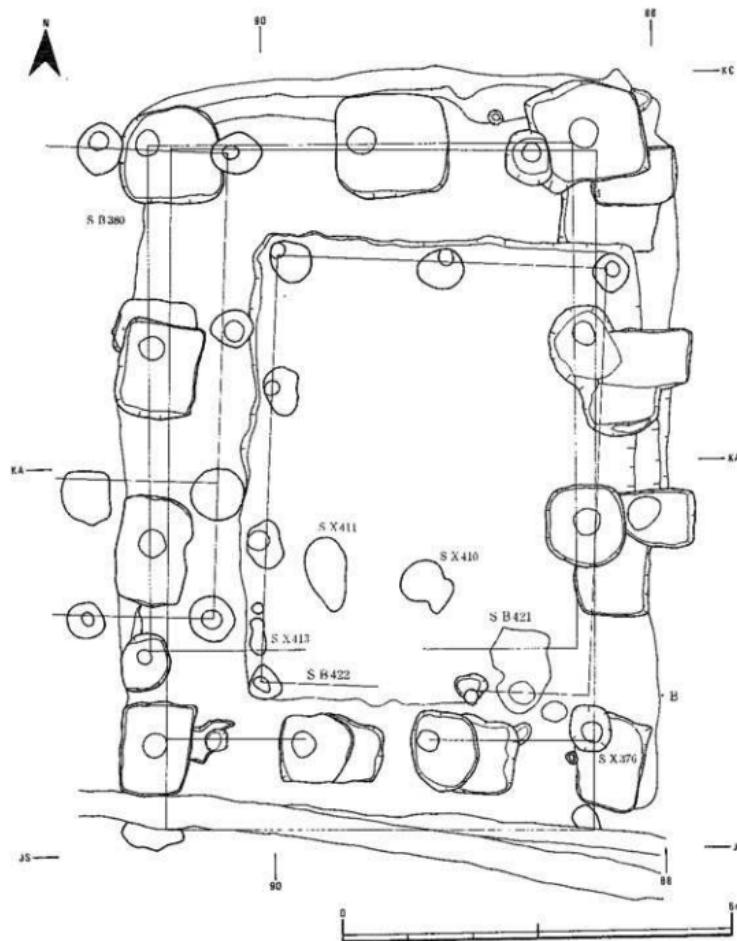
規 模
柱 間
柱掘形

東西棟桁行7間×梁行4間で、南北に廊をもつ掘立柱建物跡である。総間は桁行13.94m(東から2.06+1.93+2.14+1.93+2.01+1.93+1.98m)、梁行推定9.7m(北から1.97+5.52(2間分)+(1.97)m)で、計画尺による桁行46尺(東から6.5+6.5+6.5+6.5+7+6.5+6.5尺)、梁行32尺(北から6.5+9+9+6.5尺)であろう。1尺は平均30.3cmである。柱掘形は長軸0.6~1mの不整橢円形を呈し、直径20~25cmの柱痕が認められる。柱掘形の深さは約72cmで、掘形埋土は褐色土である。



5 北東部建物跡 (第19図, PL.17・18)

政府の北東部において5棟の掘立柱建物跡を検出した。うち4棟はほぼ同一位置での重複である。これらの建物は後述するSB638～641と多少のずれはあるが東西対称に位置するものである。以下、その概要を記述する。

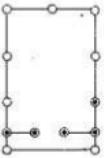


第19図 SB420～422実測図

S B 420 A (第19図, PL.17・18)

規 模 南北棟桁行3間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物跡である。^(#28)
 柱 挖 形 Bにすべて切られており、一部しか確認できない。柱掘形の深さは約38cmで、掘形埋土は明褐色土と暗褐色土の混合土である。建物規模はS B420Bと同規模であったと思われる。またS B420Bの廊柱掘形の一つに2時期の重複の可能性を示すものがあるため、S B420 Aにおいても南に1間の廊が付くこともあり得る。

S B 420 B (第19図, PL.17・18)

規 模 南北棟桁行3間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物跡で、^(#29)

 南側に1間の廊が付くものである。総間は桁行推定10.68m、梁行6.71mで、計画尺による桁行35尺（廊1間4尺を含む）、梁行22尺であろう。柱掘形はS B241にその多くを切られており、柱痕跡等を確実に把握できるのは南側柱列のみである。1尺は南側梁部分で30.5cmである。柱掘形は0.55~1.1mの隅丸方形で、直径30~35cmの柱痕が認められる。柱掘形の深さは約65cmで、掘形埋土は黒褐色土である。廊の柱掘形は一部を認めるのみであるが、直径25cmの柱痕が確認された。身舎部分には柱痕のやや壁溝外側を壁溝が巡っており、壁溝の上面幅40~50cm、底面幅20~30cm、深さ20cmで、断面においては板材痕跡等は認められなかった。壁溝に重複は認められないため、S B420Aには重複状況 壁溝が伴わなかったと思われる。S B420B柱掘形はS B420A柱掘形のすべてを切っており、S B421柱掘形にはその多くを切られている。またS B420B-3柱掘形はS B380-1・2柱掘形にも切られている。

S B 421 (第19図, PL.17)

規 模 南北棟桁行3間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物跡である。^(#30)
 柱 間 総間は桁行7.96m、梁行6.73mで、計画尺による桁行26尺、梁行22尺(11尺等間)である。1尺は平均30.6cmである。柱掘形は約75×90cmの楕円形を呈し、直径20~35cmの柱痕が認められる。柱掘形の深さは約77cm、柱痕の深さは約65cmで、掘形埋土は褐色土である。柱痕のやや外側を壁溝が巡っており、壁溝の上面幅35~55cm、底面幅20~23cm、深さ20~40cmで、断面においては板材痕跡等は認められなかった。S B421柱掘形はS B420B柱掘形の多くを切っており、S B421-8~10柱掘形はS B422によって切られている。

S B 422 (第19図, PL.17)

規 模 南北棟桁行3間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物跡である。^(#31)
 柱 間 総間は桁行6.69m、梁行5.17mで、計画尺による桁行22尺、梁行17尺であろう。1尺は平均30.4cmである。柱掘形は50~70×60~75cmの楕円形を呈し、直径22~30cmの柱痕が認められる。柱掘形の深さは約30cmで、掘形埋土は黒褐色土である。柱痕のやや外側を壁溝が巡っていた

と思われるが、全体を把握することはできなかった。S B421-8～10柱掘形を切り、S X 重複状況410～413に切られている。(S X410～413はS B422埋没過程の中で営まれたものである)。

S B380 (P L.17・18)



南北棟桁行3間×梁行3間で、南側に1間の廊をもつ掘立柱建物跡 優 横
である。柱間平均距離は桁行7.27m、梁行6.06mで、計画尺による桁 柱 間
行24尺(北から9+4.9+6尺)、梁行20尺(東から7+6+7尺)で、
1尺平均桁行30.3cmである。柱掘形は身舎で直径70～75cm、廊は直径 柱 挖 形

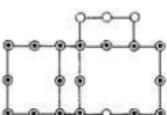
55～70cmとほぼ円形を呈し、柱痕は身舎で直径24～28cm、廊で直径20～24cmである。柱掘形の深さは約50cm、柱痕の深さは約55cmで、掘形埋土は明褐色土と褐色土の混合土である

S B380-1・2柱掘形はS B420B-3柱掘形を切っており、S B380-14柱掘形もS K 重複状況179を切っている。S B380-6柱掘形はS K346に切られている。

6 北部建物跡 (P L.22)

政庁の北部において3棟の掘立柱建物跡を検出した。うち2棟はほぼ同一位置での重複である。以下、その概要を記述する。

S B610A・B (P L.22)



東西棟桁行6間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は北側桁行11.88m(東から2.06+2.01+2.16+2.01+1.58+1.95m)、南側桁行11.88m(東から2.12+(2.045)+(2.045)+1.88+2.03+1.76m)、東側梁行5.05m(北から2.31+2.62m)、西側梁行5.05m(北から2.55+2.54m)で、

計画尺による桁行40尺(北側桁行東から7+7+7+7+5+7尺、南側桁行東から7+7+7+6+7+6尺)、梁行17尺(東側梁行北から8+9尺、西側梁行8.5尺等間)である。この掘立柱建物跡には2つの間仕切りと1間の廊が付されている。東側間仕切りは南北筋に東側3間×2間を画したもので、南北4.88m(北から2.52+2.36m)、計画尺による17尺(北から9+8尺)である。西側間仕切りは南北筋に西側2間×2間を画しにしたもので、南北5.08m(北から2.42+2.66m)、計画尺による17尺(北から8+9尺)である。廊は建物北側に1間付されており、東西は2間である。南北1間(西側2.25m、東側2.28m)×東西2間(4.01mで東から1.96+2.04m)で、計画尺による南北7.5尺、東西14尺(7尺等間)である。1尺は平均29.7cmである。柱掘形は60～80cmの方形および橢円形で、直径16～35cm(平均20cm)の柱痕が認められる。柱掘形の深さは18～38cm、柱痕の深さは18～24cmで、掘形埋土は暗褐色土である。廊および西側間仕切りを除いては新旧2時期を確認した。S B610-17柱掘形はS B611-8柱掘形に切られている。またS B610-14柱掘形はSKT586を切っている。

S B611 (P L.22)

規 模
柱 間



柱 据 形

重複状況

東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行8.67m(東から3.05+2.73+2.99m)、梁行6.43m(北から3.2+3.21m)で、計画尺による桁行29尺(東から10+9+10尺)、梁行22尺(11尺等間)である。1尺は平均29.9cmである。柱据形は50~80cmの隅丸方形ないし梢円形で、直径約20cmの柱痕が認められる。柱据形の深さは20~58cm、柱痕の深さは20~45cmで、掘形埋土は黒褐色土である。柱痕部分の炭化物含有量が多いため、建物が焼失した可能性も考えられる。平面および断面観察において重複は認められず、1時期の建物と判明した。S B610-17柱据形をS B611-8柱据形が切っているが、S B611-2柱据形はS D187に切られている。

7 北西部建物跡 (第20図, P L.19~21)

政庁の北西部において6棟の掘立柱建物跡を検出した。うち4棟は同一位置での重複である。このS B638~640は前述のS B380~420~422と多少のずれはあるが東西対称に位置するものである。以下、その概要を記述する。

S B620 (P L.22)

規 模
柱 間



柱 据 形

重複状況

東西棟桁行5間×梁行1間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行10.73m(東から2.26+2.17+2.13+2.11+2.1m)、梁行2.09mで、計画尺による桁行36尺(8+7+7+7+7尺)、梁行7尺である。1尺は平均29.8cmである。柱据形は50~60cmの隅丸方形ないし梢円形で、直径20~30cmの柱痕が認められる。柱据形の深さは26~40cm、柱痕の深さは26~40cmで、掘形埋土は暗褐色土ないし黒褐色土である。平面および断面観察において重複は認められず、1時期の建物と判明した。S B620-3柱痕より出土した灰紺陶器破片がS D187

(図32)た。S B620-7柱据形はS D187に切られている。

S B640 A (第20図, P L.19・20)

規 模
柱 据 形

南北棟桁行3間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物跡で、南側に1間の廂が付くものである。柱据形はS B640 Bにすべて切られており一部しか確認できなかった。建物規模はS B640 Bと比較して身舎部分は同規模、廂部分がS B640 B廂より1尺長いと思われる。

S B640 B (第20図, P L.19・20)

規 模
柱 間

南北棟桁行3間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物跡で、南側に1間の廂が付くものである。総間は桁行10.68m、梁行6.71mで、計画尺による桁行35尺(北から11+11+10+3尺)、梁行22尺(北側11尺等間・南側東から7+8+7尺)である。廂は計画尺によ

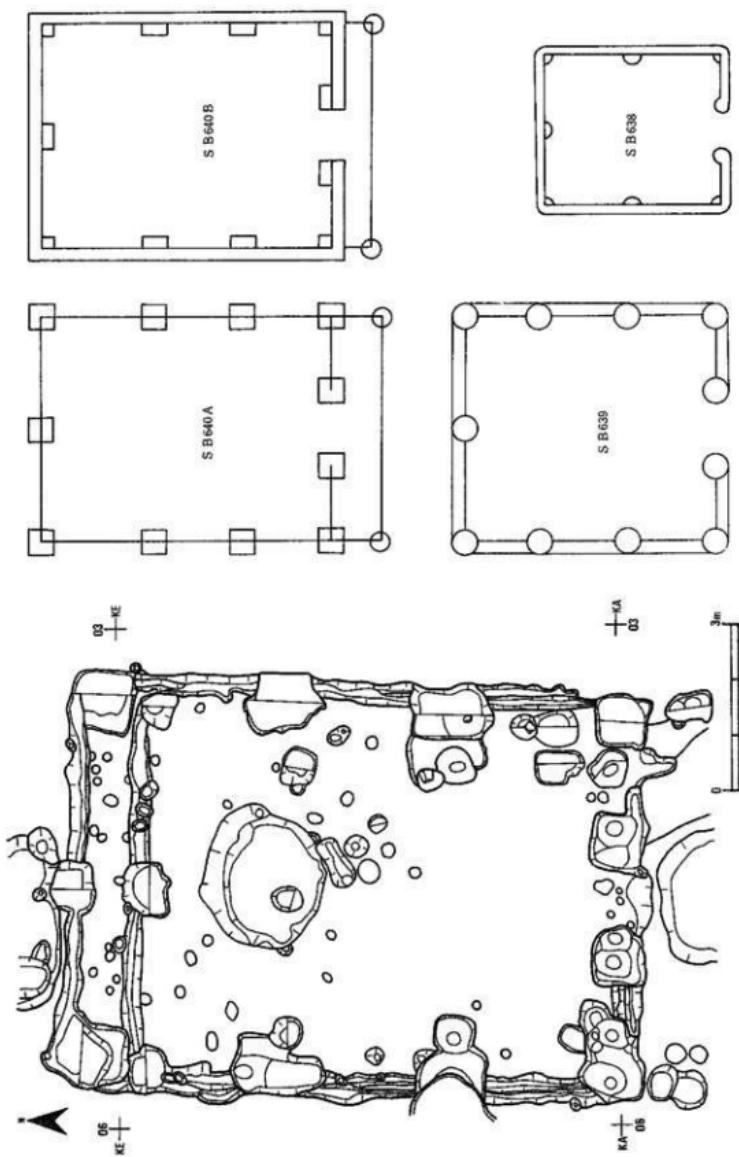
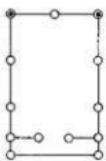


図20 図 S.B.638~640実測図・模式図

柱 挖 形



る南北3尺・東西22尺(11尺等間)である。1尺は平均30.5cmである。

柱掘形は55~80cmの隅丸方形で、直径20~25cmの柱痕が認められる。

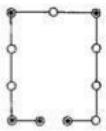
庵の柱掘形はSB640A・B共に45~47cmの楕円形で、直径25cmの柱痕が認められる。

掘形の深さは64~81cm、柱痕の深さは63~81cmで、掘形埋土は黒褐色土が主である。

柱痕のやや外側を柱掘形を切る壁溝が巡っており、南側梁中央部分のみ途切れている。壁溝は上面幅29~40cm、底面幅10~20cm、深さ12~21cmで、断面において板筋痕跡等は認められなかった。

平面および断面観察によって新旧2時期の掘立柱建物であることが判明し、SB640A・Bとした。しかし壁溝の重複は認められず、柱掘形との切り合い関係よりSB640Aには壁溝が無かったと思われる。SB640B柱掘形はSB640A柱掘形のすべてを切っており、SB640B-6~11柱掘形はSB639-6~11柱掘形・SB640B-8~11柱掘形はSB638-6~9柱掘形に切られている。

SB639 (第20図, PL.19・20)

規 模 檻
柱 間

南北棟桁行3間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物跡である。

柱間は桁行8.4m、梁行6.6mで、計画尺による桁行28尺(北から9+10+9尺)、北側梁行22尺(11尺等間)、南側梁行22尺(東から7+8+7尺)である。

1尺は平均30cmである。柱掘形は60~75cmの隅丸方形ないし楕円形で、直径30~40cmの柱痕が認められる。掘形の深さ

柱 挖 形
壁 溝

は66~69cm、柱痕の深さは57~66cmで、掘形埋土は黒褐色土ないし褐

色土である。また建物外側を各柱掘形を結ぶように壁溝が巡っており、南側梁中央部分のみ途切れている。壁溝は上面幅32~39cm、底面幅12~25cm、深さ16~22cmで、断面において厚さ2~3cmの板筋痕跡を確認した。

SB639壁溝はSB638・640B壁溝と比較して、柱掘形との新旧関係において相異点があるが、検出状態から考えて柱掘形と壁溝は同一建物の痕跡と考えて間違いないものと推察される。^(註33) 平面および断面観察において重複は認められず、1時期の建物と判明した。SB639-8~11柱掘形はSB638-6~9柱掘形に切られているが、SB639-4~11柱掘形はSB640A・B-4~11柱掘形を切っている。

SB638 (第20図, PL.19・20)

規 模 檻
柱 間

南北棟桁行2間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物跡である。

柱間平均距離は東側桁行5.78m(北から2.99+2.79m)、西側桁行5.78m(北から2.98+2.86m)、北側梁行4.86m(東から2.38+2.42m)、南側

梁行4.86m(東から(1.5)+(1.5)+1.74m)で、計画尺による桁行19尺(北から10+9尺)、梁行16尺(北側8尺等間・南側東から6+4+6

柱 挖 形
壁 溝 尺

である。1尺は平均30.4cmである。柱掘形は45~75cmの隅丸方形で、直径20~30cmの柱痕が認められる。掘形の深さは50~65cm、柱痕の深さは35~50cmで、掘形埋土は褐色土である。

柱痕のやや外側を柱掘形を切る壁溝が巡っており、すべてを確認することはできなかったが、南側梁中央部分のみ途切っていたと思われる。壁溝は上面幅16~20cm、底面

幅5~10cm、深さ19cmで、断面において板材痕跡等は認められなかった。平面および断面重複状況観察において重複は認められず、1時期の建物と判明した。S B638-6~9柱掘形はS B639-8~11柱掘形・S B640A・B-8~11柱掘形を切っている。

S B641 (PL.19)



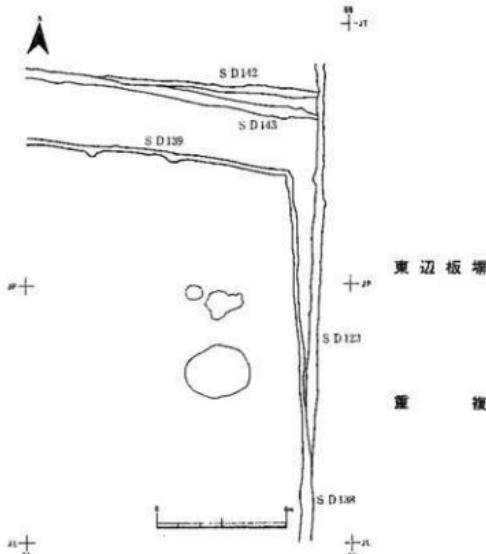
南北棟桁行2間×北側梁行2間・南側梁行3間の掘立柱建物である。規 模
柱間平均距離は東側桁行4.77m(北から2.39+2.34m)・西側桁行4.77m 柱
(北から2.5+2.24m)・北側梁行4.77m(東から2.3+2.49m)・南側梁
行4.77m(東から1.68+(1.56)+(1.56))で、計画尺による桁行16尺
(8尺等間)、北側梁行16尺(8尺等間)、南側梁行16尺(東から5.5+5+5.5尺)である。柱 堀 形
1尺は平均29.8cmである。柱掘形は40~55cmの隅丸方形で、直径20~25cmの柱痕が認められる。柱掘形の深さは38~48cm、柱痕の深さは38~48cmで、掘形埋土は褐色土である。平 重複状況
面および断面観察において重複は認められず、1時期の建物と判明した。S B641-1柱掘
形はSKT586を切っており、S B641-2柱掘形はSK587に切られている。S I580との
新旧関係は不明である。

8 板堀跡 (第21~23図, PL.26~31)

政庁の周囲を区画する施設として板堀跡を検出した。板堀で区画された政庁の規模はその時期によって異なるが、その形状は南北に長い長方形を呈する。板堀跡の痕跡からは数時期の重複が認められる。以下、その概要を記述する。

S D123 (第21図, PL.27)

政庁域東部を画する南北79mの溝状造構である。北端はほぼ直角に西に折れSD187と接続しており、約19m南では東西に走るSD142、約20m南でも東西に走るSD143とほぼ直角に接続している。中央部はSB129建物を通り、南端ではほぼ直角に西に折れSD240と接続しており、約4m北では東西に走るSD144とほぼ直角に接続している。SD123は断面において3時期の重複を確認した。⁽²³⁴⁾ SD123 A+BはともにSD123Cにその大半を切

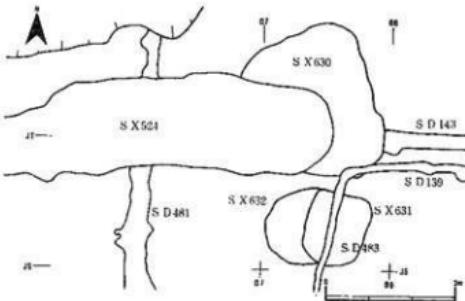


第21図 板堀実測図①

SD123C られており、その一部を認め
るのみである。SD123Cは上
面幅35~46cm、底面幅15~35
cm、深さ40~70cmで、板痕跡
は幅約15cm、厚さ約10cmでは
ば東壁に接している。

SD138 (第21図, PL.27)

SD139東端からほぼ直角
に約56m南へ走り、SD144に
接続する。⁽¹³⁵⁾溝掘形は、上面幅
20~25cm、底面幅約20cm、深



第22図 板塀実測図②

さ15~20cmである。また、ほぼ12尺等間に並ぶ柱痕跡も認められ、その掘形は45×39cmの方形を呈し、柱は26×21cmの角材もしくは径約20cmの丸太である。この12尺等間の柱痕はSD139と同様のものであり、一連の仕事として行なわれたものであろう。これらの痕跡は、板塀の構造解明に深いかかわりをもつものであるが、他の板塀跡では十分に把握できていない。

SD139 (第21・22図, PL.28・29)

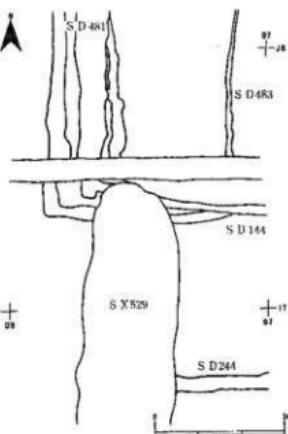
正殿の北を東西に約59m走る溝状遺構である。東端は南にほぼ直角に折れSD138と接続し、西端も南にほぼ直角に折れSD483と接続している。上面幅17~49cm、底面幅6~20cm、深さ9~44cmである。掘形内の一部においては幅25~30cm、厚さ15~20cmの角材痕跡を確認した。この角材痕跡は3.6+3.8+3.3+2mの間隔をもつことからSD123で検出した12尺等間の柱痕跡と関連するものと思われる。SD123とSD139・143・481・483の切り合いで関係によりSD139・483が一番新しい遺構であることが判明した。

SD142 (第21図, PL.27・28)

北辺板塀 西端をSD143に切られ、東端は南北に走るSD123とほぼ直角に接続する全長約11mの溝状遺跡である。上面幅25~35cm、底面幅約20cm、深さ20~25cmの布掘りである。

SD143 (第21・22図, PL.27~29)

北辺板塀 政庁域北側を画する施設で、東端は南北に走るSD123とほぼ直角に接続しており、西端はSX524・630に切られている。現長約59m、上面幅34~43cm、底面幅7~16cm、深さ37~71cmの



第23図 板塀実測図③

溝である。S D142・S X609を切っている。

S D144 (第23図, PL.26・30)

政庁域南側を画する東西約65mの溝状遺構である。S B246を中心にして、東端は南北に走るS D123とほぼ直角に接続し、西端も南北に走るS D481と接続している。また南北に走るS D483と接続していたと考えられるが、確証は得られなかった。S D144は2時期の重複を確認した。S D144AはS D144Bにその大半を切られているため、平・断面においてその一部を確認できるにすぎない。S D144Bは上面幅40~71cm、底面幅31~35cm、深さ55~63cmである。平・断面において板痕跡が認められ、板材の厚さは7~12cmである。

S D187 (PL.31)

政庁域北側を画する東西約64mの溝状遺構である。^(a36) S B645東側柱から東へ33.46m延びてその東端は南北に走るS D123とほぼ直角に接続し、S B645西側柱から西へ27.21m延びてその西端は南北に走るS D481とほぼ直角に接続する。上面幅19~33cm、底面幅7~24cm、深さ10~58cmである。掘形埋土中より出土の灰釉陶器片がS B620-3柱痕より出土の破片と接合したため、両遺構の新旧関係はS B620がS D187より古いことが判明した。^(a37) S B611-3柱掘形・S B620-7柱掘形を切り、S K619・623に切られている。

S D244 (第23図, PL.26・30)

政庁域南側を画す施設で、S B284の西側に接しS D144より3~4m南側を東西に平行に走る溝である。上面幅20~43cm、底面幅17~35cm、深さ約30cmである。溝内を精査したが、板痕跡は認められなかった。S D244は、S B541北廻柱掘形・S B542北廻柱掘形によって切られているため、両建物以前につくられたものである。S D244は西端において、S D481と接続していたと思われるが、S X529によって切られており詳細は不明である。

S D481 (第22・23図, PL.30・31)

政庁域西部を区画する南北約78mの溝状遺構である。北端はほぼ直角に東に折れS D187と接続しており、約20m南においてはS D142・143とほぼ直角に接続していたと思われる。中央部はS B530建物を通り、南端では東西に走るS D144とほぼ直角に接続している。またS X529に切られているため確証は得られなかったが、さらに南に延びてS D244と接続していた可能性も考えられる。S D481はその南端部分で3時期の重複を確認した。^(a38) S D481Aは幅45~55cm、深さ10~35cmで、その大半をS D481Cに切られている。S D481Bは幅20~38cm、深さ20~40cmで、J Bラインで途切れているため全長約3mを確認したのみである。S D481Cは幅20~40cm、深さ30~60cmで、3時期の中では最も明確なものである。S D142・143との接続部分をS X524・S D144・244との接続部分をS X529に切られしており、これらの遺構とS D142~144・244・481との関連はつかめなかった。

S D 482 (P L.30)

西 辺 板 場 S D 481の西を南北に走る溝である。溝幅は24~25cm、深さ約10cmで、S B 530-11柱掘形とJ E ラインの間約14.5mを検出した。北端はS B 530建物を意識したつくりであったと思われる。南端はJ E ラインで途切れるが、それを補うかのようにS D 481AがJ E ライン付近から西に張り出すため、両者の関係は、板塀の部分補修が考えられよう。

S D 483 (P L.29・30)

西 辺 板 場 政府域西側を画する施設で、全長56.53m、上面幅14~30cm、底面幅6~20cm、深さ12~21cmの溝状遺構である。S B 500(西脇殿)柱掘形を切り、S D 143を切るS X 630および覆土中に火山灰を含むS X 599を切ってS D 139と接続する遺構で、政府を画する施設の中では一番新しいものである。

9 壇穴住居跡 (P L.17・32・34・35)

政府北部で5軒の壇穴住居跡を検出した。壇穴住居跡は政府北部で確認したのみで、他の地点では検出されなかった。以下、その概要を記述する。

S I 331 (P L.34)

平面形・規模 平面形の規模は東西3.3m×南北4.3mと南北に長い長方形である。周溝を西側と北側の一部で検出した。溝幅は20~30cm、深さ約10cmである。柱穴は四隅4本と北辺中央に1本カマドの計5本を検出した。カマドは南壁東寄りに構築されているが、崩壊が著しく詳細は不明である。

S I 332 (P L.34)

平面形・規模 S I 331の北に位置する壇穴住居跡で、平面形は長方形を呈し、その規模は南・西辺約4.4m、東辺約3.8mである。カマドは南壁中央に構築されているが、崩壊が著しく詳細は不明である。周溝は検出できなかった。柱穴は検出されず、住居内にピットを3個認めたのみである。ピット1は直径75cm、深さ20cmほどの浅い円形の落ち込みで、にぶい赤褐色のなかに炭化物と土器を検出した。ピット2は直径75cm、深さ20cmほどの浅い円形の落ち込みで、暗褐色土のなかに炭化物と数点の土器を検出した。

S I 368 (P L.17・32)

平面形・規模 S B 420の北に位置する壇穴住居跡⁽ⁿ³⁹⁾で、平面形は隅丸方形を呈し、その規模は東西7.08m×南北4.56mである。壁高は約30cmである。カマドは検出されなかつたが、住居中央と東辺中央部壁際床面において焼土を認めた。柱穴は対角線上に4本検出され、その他壁際柱穴等に6個のピットが認められた。柱穴は径45~80cmの円形を呈し、直径25cmの柱痕が認められる。壁溝は北辺と東西辺の一部で確認したが、板材痕等は認められなかつた。壁溝幅は18~20cmで、深さ約6cmである。床面全体を炭化物・焼土・土器片が覆った状態で検出された。

S I 571 (P.L.35)

S B645の北西に位置する竪穴住居跡で、平面形は隅丸方形を呈し、その規模は東西3.2m×南北3.7mである。壁高は25~38cmで、住居南東隅(対角線上)にカマドが構築されている。カマドは角礫を袖部の芯材として粘土で構築されており、焚口部に焼土が検出された。柱穴は住居跡内外ともに認められなかったが、壁際に径10cm前後・深さ5~10cmの小ピットが列をなしている。住居南壁に位置する一対のピットは径15cm・深さ10cmと他のピットより大きめで、周辺の床面も踏み固められていることから出入口施設に用いられたと思われる。覆土は南から流入した状態で12層に分けられ、第3層は一括して廃棄された炭化材である。床面積は13m²である。出土遺物には須恵器、鉄錆、瓦があり、第3層を境に上・下層で区分できる。またS I 571カマド焼土下床直上より出土の須恵器蓋破片がS B638、639覆土中出土の破片と接合したため、両遺構の関連が考えられるが、同時代資料とはならないと思われる。S I 571床面下では時代を異にするSK F575を検出した。

S I 580 (P.L.35)

S B641の南に位置する竪穴住居跡で、平面形は長方形を呈し、その規模は長軸7m×短軸5.4mである。壁は削平を受けており、現存部で壁高1~6cmである。カマドは認められないが、南壁際に焼土の広がりがみられる。床面積は39m²である。柱穴は住居四隅(西隅のみ不明)に位置し、径15~30cm・深さ18~37cmである。各柱穴を結ぶように壁溝が認められ、幅9~35cm、深さ1~12cmである。覆土は削平のため厚さ20cm以下のところが多いが、全体に焼土が認められるため焼失家屋と思われる。S I 580はSK 585・589に切られ、SK 605を切っていると思われるが、検出状態が悪く切り合い関係を決定するには問題が残る。

10 その他の遺構

前述した主要遺構の他に古代遺構として柱列3、溝状遺構19、土壙98、道路状遺構1、その他の遺構78の計199遺構を検出しておりその概要を柱列～その他の遺構の順に記す。

(1) 柱列

S A 498 S B499の西に位置する南北筋2間の掘立柱列である。柱間平均距離は5.88m(北から3.03+2.85m)で、柱掘形は40~50cmの方形を呈し、直径15~20cmの柱痕跡が認められる。柱掘形埋土は褐色土である。

S A 523 S X598の西に位置する南北筋2間の掘立柱列である。柱間平均距離は5.7m(北から2.85+2.85m)で、計画尺による19尺(9.5尺等間)であろう。柱掘形は55~60cmの方形を呈し、直径15~20cmの柱痕が認められる。柱掘形埋土は褐色土である。

S A 543 S B499の西に位置する南北筋2間の掘立柱列である。柱間平均距離は5.78m(北から2.85+2.93m)で、柱掘形は35~40cmの方形不整梢円形を呈し、直径15~20cm

平面形・規模
カマド
遺物出土状態

柱 穴
重複状況

の柱痕跡が認められる。柱掘形埋土は褐色土である。S A498・543は柱筋方向にわずかなずれはあるが一連の仕事と考えられる。南北筋2間の2柱列が一直線上に直列に並んでいたと復原すれば、柱間平均距離は14.51m（北から2.85+2.93+2.85+3.03+2.85m）で、計画尺による47.5尺（9.5尺等間）であろう。S D481とS A498・543間は通路であったとも考えられ、またS A498・543は目隠し塙的性格や、足場穴であったとも考えることができる。存在時期は柱列の位置関係から考えて、S B499に伴うものであろう。

（2）溝状遺構

S D117 S B110-4・5柱掘形間に位置する東西に走る溝状遺構で、幅16~24cm、深さ6~25cm、全長1.5mである。

S D118 S B110-3・4柱掘形間に位置する東西に走る溝状遺構で、幅25~33cm、深さ20~24cm、全長2.55mである。

S D119 S B111-9柱掘形より南西に1.91m延びている溝状遺構で、幅22~25cm、深さ9~11cmである。S B111-9柱掘形に溝の北端を切られている。

S D124 J H86でS D123に直交するように東西に走る溝状遺構である。現在残っている部分の深さは5~10cmと浅く、平・断面において板材等の痕跡は認められなかった。またS D124はプラン確認時においてはS D125と連続するものであった。

S D125 S B110の南廂柱列から約9m南にあり、ほぼ東西にやや蛇行して走る。溝の上面幅40~80cm、深さ15~25cmである。S B110~112の南北中軸線を中心にしてその部分約5mにわたって途切れる。東側はプラン確認時においてS D124と連続していた。

S D126 S B110南西部から西に長さ約12.5mにわたって発見した溝である。西に行くに従い幅と深さを増し、西端で幅約2m、深さ25cmである。

S D240 S B284東側柱より東へ約30.5m走り、S D123に接続する溝で、S D241に切られている。上面幅30~35cm、底面20~25cm、深さ30~35cmの布掘りである。溝内において部分的に幅18~20cm、厚さ10~15cmの板痕跡を認めた。

S D241 S B284東側柱よりS D240を切り東に約6.2m走る溝で、S B312B北西隅柱により切られて東側にはのびていない。上面幅は25~30cmである。溝内において部分的に幅25~30cm、厚さ13~15cmの板痕跡を認めた。^(注40)

S D252 S D144と、S X296を結ぶ約5mの溝状遺構で、上面幅約25cm、底面幅約15cm、深さ約20cmである。S D240を切っている。

S D283 S B246東西妻柱間に位置する全長3.65mの溝状遺構で、幅5~15cm、深さ38cmである。S D144と一連の仕事と考えられ、S B246内部に板材を埋設した痕跡と思われる。

S D299 S D240の南を東西に走る溝である。幅20~25cm、深さ5~6cmで、東に進むほど浅いため長さ12.4cmを確認したにすぎない。

S D 493 S B 542 - 11柱掘形の南に位置する溝状遺構で、溝幅25~35cmである。北端はS B 542 - 11柱掘形に切られているが、南側はさらに未調査区に延びている。

S D 494 S D 483の東を蛇行しながら南北に走る溝である。溝幅は20~30cmで、埋土は黒褐色土である。S D 494はS B 500・S D 483に切られており、位置関係から考えるとS B 499以前と思われるが、詳細は不明である。

S D 531 S D 481の東約1.5mを南北に蛇行して走る溝で、全長約3.3m、上面幅13~19cm、深さ6cmで、S X 524に切られている。

S D 534 S D 144の北に位置する溝状遺構で、溝幅30~35cmである。南端はS D 144に切られているが、北側はさらに未調査区に延びている。

S D 549 S B 542 - 26柱掘形の西を東西に走る溝状遺構で、西端は未調査区に延びている。溝幅は28~30cm、深さ25cmで、全長1.3mを確認した。

S D 606 S X 599の南に位置するL字形の溝で、全長3.95m、上面幅22~32cm、底面幅11~26cm、深さ54cmである。S X 599に切られている。

S D 613 S D 614とともにS D 139・143と平行して東西に走る溝で、全長6.03mを確認し、上面幅19~26cm、底面幅14~20cm、深さ5~7cmである。

S D 614 S D 613とともにS D 139・143と平行して東西に走る溝で、全長5.93mを確認し、上面幅20~32cm、底面幅11~27cm、深さ7cmである。S X 608に切られている。

(3) 土壌 (P L.33)

S K 109 S K 127の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、径2.7~2.9m、深さ約35cmである。

S K 127 S K 109の北に位置し、東西約1.3m、南北約1.5mの楕円形と東西約1m、南北1.5mの円形、南北50cm、東西60cmの楕円形のものが重複した不整形を呈する遺構で、深さはそれぞれ約20cm、10cm、7cmである。

S K 128 S K 127の北に位置し、隅丸方形を呈する遺構で、東西約1.4m、南北約1.4m、深さ約15cmである。

S K 140 S D 123・142の交点北に位置し、楕円形を呈する遺構で、東西95cm、南北1.15m、深さ7~8cmである。

S K 159 S K 196の西に位置し、隅丸方形を呈する遺構で、東西約1.75m、南北約1.95m、深さ約17cmである。

S K 162 S K 197の北に位置し、隅丸方形を呈する遺構で、東西約65cm、南北約2.55m、深さ約12cmである。S K 196に切られている。

S K 170 S K 193の西に位置し、不整円形を呈する遺構で、径約80cm、深さ約15cmである。

S K 174 S D 143の北に位置し、不整形を呈する遺構で、東西約2.2m、南北約85cm、深さ約13cmである。S K 194に切られている。

S K 175 S K 194の東に位置し、不整形を呈する遺構で、東西約1.2m、南北約1.4m、

深さ27cmである。

S K 178 S K205の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西約2.5m、南北約3m、深さ25cmである。

S K 179 S D143の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西2.4m、南北2.2m、深さ20cmである。S B380・14柱掘形、S K205に切られている。

S K 180 S K140・S D123の東に位置し、東側半分は未調査区に延びている橢円形を呈する遺構である。南北2.2m、深さ約50cmである。

S K 181 S K175の北に位置し、隅丸方形を呈する遺構で、東西約2.15m、南北約1.7m、深さ38cmである。

S K 188 S K193の東に位置し、隅丸方形を呈する遺構で、東西約1.8m、南北約2.2m、深さ28cmである。S D139に切られている。

S K 189 S K188の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西約2.5m、南北約2.3m、深さ約15cmである。S D139に切られている。

S K 190 S K189の南に位置し、不整形を呈する遺構で、東西約2.05m、南北約1.3m、深さ約18cmである。

S K 192 S K193の南に位置し、略円形を呈する遺構で、径1.95～2m、深さ11cmである。

S K 193 S K188の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西約3.55m、南北約4.8m、深さ約35cmである。

S K 194 S K193の北に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西約2.5m、南北約2.3m、深さ約43cmである。S K174を切り、S D143を切っている。

S K 196 S K197の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西約1.5m、南北約1.3m、深さ約10cmである。S B110・14柱掘形に切られている。

S K 197 S K196の北に位置し、略円形を呈する遺構で、東西約90cm、南北約85cm、深さ約19cmである。S K162を切っている。

S K 198 S K200の北東に位置し、隅丸方形を呈する遺構で、東西約1.75m、南北約1.75m、深さ約29cmである。

S K 200 S K198の南西部に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西約1.15m、南北約80cm、深さ約12cmである。

S K 204 S K178の西に位置し、円形を呈する遺構で、径約1.8m、深さ約35cmである。

S K 205 S D143の北に位置し、不整方形を呈する遺構で、一辺約2m、深さ約20cmである。S K178・179を切っている。

S K 206 S K205の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、径約1.3m、深さ約10cmである。

S K 220 S D144の北に位置し、略円形を呈する遺構で、径約1.8m、深さ約40cmであ

る。

S K 221 S D144の北に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸2.2m、短軸1.5m、深さ約30~40cmである。S D144・S K222・247に切られている。

S K 222 S K223の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、径約1.1m、深さ60~80cmである。S D144を切っている。

S K 223 S K222の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、径約1.1mである。S K224を切っている。

S K 224 S D144の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸3m、短軸2.05m、深さ30cmである。S K225を切り、S K223に切られている。

S K 225 S K227の西に位置し、円形を呈する遺構で、径約1m、深さ約10cmである。S K224に切られている。

S K 226 S D144の南に位置し、円形を呈する遺構で、径約1.35m、深さ約23cmである。S K227を切り、S D144に切られている。

S K 227 S D144の南に位置し、楕円形を呈する遺構で、長軸約2.15m、短軸約1.55m、深さ6~10cmである。S K226に切られている。

S K 247 S D144の北に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸約2.3m、短軸約1.4m、深さ約65cmである。S K221を切っている。

S K 325 S D123・138の交点西に位置し、楕円形を呈する遺構で、東西3m、南北2.4m、深さ約20cmである。

S K 327 S B610の南東に位置し、楕円形を呈する遺構で、長軸約5m、短軸約3.3m、深さ約40cmである。

S K 329 S B610の東に位置し、隅丸方形を呈する遺構で、東西1.8m、南北2.1m、深さ約26cmである。

S K 333 S X346の西に位置し、円形を呈する遺構で、径約2m、深さ30~35cmである。

S K 334 S K357の西に位置し、楕円形を呈する遺構で、東西2.3m、南北1.95m、深さ55~60cmである。

S K 335 S K336の南西に位置し、不整円形を呈する遺構で、径1.2~1.5m、深さ約33cmである。S K336を切っている。

S K 336 S K337の南西に位置し、不整円形を呈する遺構で、径約1.7m、深さ約42cmである。S K335・337に切られている。

S K 337 S K336の北東に位置し、略円形を呈する遺構で、径約1.5m、深さ15~20cmである。S K336を切っている。

S K 343 S X346の東に位置し、不整形を呈する遺構で、東西約1.9m、南北約1.8m、深さ15~25cmである。

S K 345 S K343の北に位置し、略円形を呈する遺構で、径約80cm、深さ約30cmであ

る。

S K 348 S X346の北に位置し、橢円形を呈する遺構で、東西1.2m、南北1.6m、深さ約30cmである。S X346に切られている。

S K 350 S K343の東に位置し、略円形を呈する遺構で、径約1.4m、深さ10~12cmである。S B420 - 5柱掘形を切っている。

S K 353 S X358の南に位置し、橢円形を呈する遺構で、東西約2.3m、南北1.55m、深さ30~40cmである。S I 368を切っている。

S K 354 S X379の北に位置し、略円形を呈する遺構で、径約1.8m、深さ25~35cmである。

S K 355 S X340の北に位置し、橢円形を呈する遺構で、東西2.3m、南北70cm、深さ35~45cmである。S X340に切られている。

S K 357 S K353の北に位置し、略円形を呈する遺構で、径約1.6m、深さ20~25cmである。

S K 365 政府北東部に位置し、円形を呈する遺構で、径約60cm、深さ約20cmである。

S K 366 S K365の北に位置し、橢円形を呈していたであろう。南北70cm、深さ約10cmと浅い。底面は平坦で壁面は急傾斜をして立ち上がる。堆積土は土器片・炭化物を含む暗褐色土である。

S K 367 S K366の北に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、南北90cm、深さ約20cmである。

S K 484 S B500の北西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西2.95m、南北1.5m、深さ24cmである。S B500 - 3柱掘形、S D483に切られている。

S K 485 S B501 - 2柱掘形の東に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西95cm、南北1.46m、深さ14cmである。S B501 - 2柱掘形・S B500 - 1柱掘形に切られている。

S K 487 S B500の北東に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西1.06m、南北77cmである。中央に直径約35cmの柱痕跡と思われるプランが認められるが、対応する柱穴は検出されなかった。

S K 489 S D144の南に位置し、橢円形を呈する遺構で、東西1.62m、南北1.78m、深さ30.5cmである。S D144・S K518に切られ、S K509・S K517を切っている。

S K 490 S K509の西に位置し、橢円形を呈する遺構で、東西1.08m、南北1.16mである。

S K 492 S B542北西隅柱の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西2.17m、南北2.18m、深さ32cmである。

S K 497 S K484の南西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西1.45m、南北1.97m、深さ11cmである。S D481Cを切っている。

S K 508 S K492の東に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西68cm、南北73cm、深さ22cmである。S K492に切られている。

S K 509 S K 489の西に位置し、不整形を呈する遺構で、東西59cm、南北1.11m、深さ13cmである。S K 489・S K 517に切られている。

S K 510 S K 489の東に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西1.27m、南北95cm、深さ35cmである。

S K 511 S D 144の南に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸2m、短軸1.34m、深さ41cmである。S D 144に切られている。

S K 514 S B 500の西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、東西94cm、南北2.4m、深さ44cmである。

S K 515 S B 500の西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、東西2.15m、南北2.4m、深さ47cmである。S D 481C・S X 504に切られている。

S K 516 S B 500の西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、東西1.65m、南北1.2m、深さ21cmである。S X 503・504に切られている。

S K 517 S K 489の北に位置し、不整形を呈する遺構で、東西44cm、南北36cm、深さ21cmである。S K 489・S K 518に切られ、S K 509を切っている。

S K 518 S K 489の北に位置し、不整形を呈する遺構で、東西1.1m、南北1.2m、深さ20cmである。S D 144に切られている。

S K 522 S K 497の西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、東西83cm、南北65cm、深さ5cmである。S D 481A・482を切っている。

S K 536 S B 499-21柱掘形の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、東西93cm、南北1.4m、深さ22cmである。

S K 572 S I 571の西に位置し、円形を呈する遺構で、径1.03～1.05m、深さ24cmである。

S K 573 S B 611-2柱掘形の北東に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸65cm、短軸54cm、深さ28cmである。

S K 574 S I 571の南東に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸60cm、短軸58cm、深さ28cmである。

S K F 575 S I 571床面下に位置し、不整円形を呈するフラスコ状遺構で、長軸1.44m、短軸1.08m、深さ41cmである。S I 571に切られている。

S K 576 S K 617の西に位置し、不整円形を呈する遺構で、径2～2.04m、深さ70cmである。

S K P 579 S I 571の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸43cm、短軸30cm、深さ54cmである。S D 187に切られている。

S K 584 S K T 583の北に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸2.36m、短軸1.7m、深さ8～18cmである。S K T 583を切っている。

S K 585 S B 641-9柱掘形の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸2.87m、短軸2.54m、深さ23cmである。S I 580を切っている。

S K 587 S I 580の北に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.87m、短軸1.26m、深さ30cmである。S B641-2柱掘形を切っている。

S K 589 S B641-6柱掘形の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、径64~69cm、深さ12cmである。S I 580を切っている。

S K 590 S K T 583の南東に位置し、不整橢円形を呈すると思われる遺構で、調査区外に拡がるものである。現状で長軸90cm、短軸57cm、深さ15cmである。

S K 596 S B641-8柱掘形の北西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.06m、短軸88cm、深さ13cmである。

S K 597 S B620-6柱掘形の北西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸3.65m、短軸3.38m、深さ24cmである。

S K 616 S K 627・628の東に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸94cm、短軸74cm、深さ27cmである。

S K 617 S D 613の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸60cm、短軸48cm、深さ21cmである。

S K 619 S B620-3・9柱掘形の中間に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.27m、短軸92cmである。S D 187を切っている。

S K 623 S B620-5・11柱掘形の中間に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸66cm、短軸54cmである。S D 187を切っている。

S K 627 S X 630の北東に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸65cm、短軸49cm、深さ22cmである。S K 628に切られている。

S K 628 S X 630の北東に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸90cm、短軸57cm、深さ35cmである。S K 627を切っている。

S K F 629 S X 625の東に位置し、不整円形を呈するフラスコ状ビットで、開口部の長軸1.19m、短軸1.07m、底面の長軸1.28m、短軸1.15m、深さ1.02mである。

S K 633 S B639-7柱掘形の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸2.58m、短軸2.2m、深さ22cmである。S B638-2柱掘形・S K 634に切られている。

S K 634 S K 633の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸92cm、短軸34cm、深さ11cmである。S K 633を切っている。

S K 635 S K 636の南東に位置し、不整円形を呈する遺構で、径30~34cm、深さ12cmである。

S K 636 S K 634の南東に位置し、円形を呈する鍛冶工房跡で、径40~42cm、深さ12cmである。断面形は鍋底状を呈し、底面は受熱変化により明赤褐色である。

覆土は第1層が炭化物鉄滓を含む黒褐色土、第2層が焼けて固くなったと思われる青黒色粘土、第3層が焼けて固になった暗赤褐色粘土である。

S K 637 S B638-6柱掘形の北に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸91cm、短軸59cm、深さ12cmである。

S K642 S B640 - 8 柱掘形の北に位置し、円形を呈する遺構で、径46cm、深さ17cmである。S K643を切っている。

S K643 S B640 - 8 柱掘形の北に位置し、不整梢円形を呈する遺構で、長軸79cm、短軸67cm、深さ20cmである。S K642に切られている。

S K644 S B638 - 9 柱掘形の北に位置し、不整梢円形を呈する遺構で、長軸49cm、短軸44cm、深さ9cmである。

(4) 道路状遺構

S M545 政府西門跡の西側中央から西に延びている道路状遺構である。幅60~75cmで、中央が約10cmほど低くなっている。古くから伝わる古道の位置とも合致するため、古代における政府西門からの道と断定することはできない。

(5) その他の遺構 (P L.36)

S X130 S B120・121 - 9 柱掘形の西に位置し、略円形を呈する遺構で、径1.65m、深さ2.45mである。底面から約1.15mは角礫が密につめ込まれており、井戸としての可能性を残すものである。仮りに井戸とした場合には、政府建物配置等から推定するに東脇殿との同時存在はあり得ないものと思われる。

S X157 東脇殿の南東に位置し、不整形を呈する遺構で、長さ約5.44m、幅約80cm、深さ約10cmである。

S X202 S X201の南に位置し、東西約80cm、南北約1m、深さ約5cmの落ち込みである。S D123に切られている。

S X203 S K198の南東部に位置し、不整形を呈する遺構で、東西約1m、南北約1.7m、深さ約5cmの落ち込みである。S D123に切られている。

S X248 S X250の西に位置し、不整形遺構で、東西約2.35m、南北1.5m、深さ約16cmで底面は凸凹がある。

S X249 S X248の東に位置し、略円形を呈する遺構で、直径約1.4m、深さ約20cmである。S X250を切っている。

S X250 S X248の東に位置し、不整梢円形を呈する遺構で、長軸約1.2m、短軸約1m、深さ約20cmである。S X249に切られている。

S X253 西前殿の南東に位置する階段状の礫群を認めた。礫群は長森丘陵の岩盤(第三紀硬質頁岩)で方形・長方形に割れやすい性質をもち、いわゆる切石のようであるが、配列が岩脈方向と一致することや、人工的に据えられた痕跡が認められなかつたため自然石が露頭したものと考えられる。

S X254 S D144の南に位置し、不整梢円形を呈する遺構で、南北約3.8m、東西約2.8m、深さ15~25cmである。S D144・252に切られている。

S X255 S D144の南に位置し、不整梢円形を呈する遺構で、東西約90cm、南北約75cm、深さ約42cmである。S X254を切り、S X256に切られている。

S X 256 S X 255の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、東西約1m、南北約60cm、深さ約21cmである。

S X 296 S B 312の東に位置し、不整形を呈する遺構で、上面プラン長軸4.53m、短軸3.24m、落ち込みプランで径2.4~2.8m、深さ2.63mである。埋土上部には多量の角礫が投げ込まれており、その規模、深さからして井戸としての可能性を残すものである。

S X 297 S B 311の東に位置し、橢円形を呈する遺構で、長軸2.5m、短軸1.7m深さ10~15cmである。

S X 301 S B 312 B - 18柱掘形の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、径1~1.5mである。S B 312 B - 18柱掘形に切られている。

S X 302 S B 310 - 1柱掘形の北に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、規模は径0.9~1.2m、深さ10~13cmである。S D 240を切っている。

S X 304 S X 297の東に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、規模は径70~85cm、深さ約55cmである。

S X 326 S B 421 - 1・4柱掘形間に位置するS B 422 - 1柱抜き取り痕に一括廃棄された土器群である。土器の内訳は土師器を主に須恵器・灰釉陶器片が出土している。

S X 328 S K 329の東に位置し、橢円形を呈する遺構で、東西約2m、南北1.9m、深さ10cmである。

S X 338 S I 332廃絶後の遺構で、現状での平面規模は東西4.15m×南北3.61m、深さ約65cmである。堆積土をみると、大きく第1・2・3層と第4・5層とに分けられる。第1層は黒褐色土で、少量の炭化物と土器片が混入している。第2・3層は褐色土で、炭化物と土器が第1層より多く含まれている。第2・4層間に厚さ約3cmの火山灰層があり、第1・2・3層にもわずかではあるが、火山灰が含まれている。第4・5層は黒褐色土で、上層は明るく下層は濃い。出土遺物は第2層が多く、鉄滓は第4・5層で検出できた。

S X 340 S K 357の北に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸4.8m、短軸2.1m、深さ10~35cmである。^(注41)底面は平坦で、壁面はゆるやかな傾斜をして立ち上がる。第3層暗褐色土の中に点々と火山灰が混入している。

S X 346 S K 348の南に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸2.9m、短軸1.9m、深さ15~35cmである。^(注42)底面は平坦で壁面は急傾斜をもち立ち上がる。堆積土は、炭化物を含む褐色粘質土・明褐色粘質土で、一部に火山灰がブロック混入している。S B 380 - 5柱掘形を切っている。

S X 358 S K 353の北に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.7m、短軸1.45m、深さ25cmである。

S X 360 S B 420 - 1柱掘形の西に位置し、円形を呈する遺構で、直径約80cm、深さ37cmで、直径約28cmの柱痕を有する。S B 420 - 1柱掘形に切られている。

S X 364 S K 365の南に位置し、隅丸長方形を呈する遺構で、長軸1.7m、短軸27~30

cm、深さ17cmである。

S X 376 S B 420の南東に位置し、S B 420 - 8柱掘形に東側を切られている炉遺構の一部である。直径80~90cmの円形ないし椭円形を呈していたであろう。土層観察によれば、深さ20~25cmで、底面は平坦で、壁面はゆるやかに立ち上がり、掘込み後下から、木炭、粘土、木炭を互層に敷いて炉の基礎をつくり、さらに粘土を敷いて炉体をつくった炉遺構と思われる。

S X 377 S K 343の南に位置し、椭円形を呈する遺構で、東西約60cm、南北70cm以上、深さ約10cmと浅い。S X 378を切り、S B 380 - 9柱掘形に切られている。

S X 378 S X 377の東に位置し、椭円形を呈する遺構で、東西約1m、南北約1.3m、深さ10~12cmである。S X 377に西側を、S B 380 - 9柱掘形に南側を切られている。

S X 379 S K 354の南に位置し、ほぼ隅丸方形を呈する遺構で、一辺が約1m、深さ7cmである。S B 380 - 2柱掘形に切られている。

S X 381 S K 325の北に位置し、不整形を呈する遺構で、東西約1.2m、深さ約20cmである。

S X 384 S B 420 - 7・11柱掘形間に位置し、不整円形を呈する遺構で径約1.5m、深さ約30cmである。S B 421 - 11柱掘形に切られている。

S X 385 S B 370 - 11柱掘形の北東に位置し、S X 384を切っている炉遺構の一部である。東西約35cm、南北約70cmの椭円形を呈し、平面観察によれば、外側から暗赤褐色土、明赤褐色土、橙色土の焼土が環状に認められ、全体に固くしまっている。炉底の一部と思われる。

S X 386 S B 420 - 9柱掘形の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、S D 142・143に切られている。

S X 404 J R 88内に位置し、不整形を呈する遺構で、S X 386・390の南側に位置する。

S X 405 S X 387の東に位置し、不整形を呈する遺構で、S X 387・S D 142に切られている。

S X 406 S X 387の南に位置し、不整形を呈する遺構で、S X 405を切り、S X 387・S D 142に切られている。

S X 407 J S 89内に位置し、不整形を呈する遺構で、S X 408に切られている。

S X 408 J S 89内に位置し、不整形を呈する遺構で、S X 407を切っている。

S X 410 S B 422覆土中にて検出した鍛冶工房跡である。不整形を呈する遺構で、長軸80cm、短軸70cm、深さ12cmである。

S X 411 S B 422覆土中にて検出した鍛冶工房跡である。不整椭円形を呈する遺構で、長軸1.2m、短軸65cm、深さ20cmである。

S X 412 S B 422覆土中にて検出した鍛冶工房跡である。不整円形を呈する遺構で径15~20cm、深さ13cmである。

S X 413 S B 422覆土中にて検出した鍛冶工房跡である。不整形を呈する遺構で、長軸55cm、短軸25cm、深さ12cmである。

S X 488 S D 244の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西2.31m、南北2.68m、深さ15cmである。S D 244・S K 510を切っている。

S X (F) 491 S B 500-15柱掘形の東に位置し、不整形を呈する遺構で、東西95cm、南北1.57mの範囲に焼土を検出した。焼土範囲はさらに東へ広がるもので、焼土の厚さは約18cmである。焼土中より壙が出土している。S B 501-15柱掘形を覆っている。

S X 495 S X 524の南に位置し、不整椭円形を呈する遺構で、長軸1.66m、短軸1.39m、深さ11cmである。

S X 496 S K 508の東に位置し、楕円形を呈する遺構で、東西1.57m、南北1.45m、深さ10cmである。

S X 502 S K 522の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西85cmの範囲にコブシ大の礫が密集している。S D 482を切っている。

S X 503 S K 516の北に位置し、不整椭円形を呈する遺構で、東西56cm、南北98cmにコブシ大の礫が密集している。S K 516を切っている。

S X 504 S K 515の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西88cm、南北67cm範囲にコブシ大の礫が密集している。S K 515・516・S D 418Bを切っている。

S X 506 S K 514の南西に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西95cm、南北1.24mの範囲にコブシ大の礫が密集している。S D 481A・Bを切っている。

S X 507 S A 498-3柱掘形の西に位置して、不整円形を呈する遺構で、東西1.47m、南北2.19mである。S X 533を切り、S D 481Bに切られている。

S X 513 S X 488の西側底面で確認した不整円形を呈する遺構で、東西1.46m、南北2.06m、深さ21cmである。S X 488に切られS B 541-3柱掘形・S B 542-2柱掘形を切っている。

S X 519 S K 509の西に位置し、不整形を呈する遺構で、東西56cm、南北33cm、深さ19cmである。

S X 521 S B 541の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西1.45m、南北1.03m、深さ17cmである。

S X 524 正殿跡の北西に位置する遺構で、上面幅1.4~2.5m、底面幅20~50cm、深さ1.53mである。SD481に直交して東西にのびる溝状の遺構で、S D 481・139・143の交点と思われる部分を切っている。覆土はほぼ水平堆積で、炭化物・土器片を含んでいる。S D 481・S X 630を切っており、S X 525に切られている。S D 481南端を切るS X 529と同一の仕事と思われ、板塀との関連を含めて今後検討する必要があろうと考える。

S X 525 S D 531の東に位置し、不整形を呈する遺構で、東西1.42m、南北42cm、深さ6cmである。S D 481・S X 524を切っている。

S X 528 政庁西門跡の北に位置し、不整形を呈する遺構で、東西1.75m、南北4.2m

であるが、さらに西に広がるものである。深さは94cmで、西に行くにしたがって深くなる。覆土中に火山灰の堆積が見られ、上下層中には炭化物及び土師器片が含まれている。S X 528内からは火山灰が多量に検出された。火山灰の上下層に炭化物・土師器片が含まれているため、火山灰降下年代は払田権存統期間内と考えてよいだろう。

S X 529 政府南西隅に位置し、S D144とS D244を切って南へ延びる溝状遺構で、上面幅1.5~1.95m、底面幅5~20cm、深さ1.22mである。覆土中には土器片・炭化物を含み、わずかに礫も混入している。また土層観察によると2回にわたる仕事がなされていた。S X 524・S X 529は同一期の仕事と予想できるが、その目的と性格について見極めることはできなかった。

S X 533 S B499-21柱掘形の西に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西1.42m、南北2.08mである。S D483・S X 507に切られている。

S X 537 S B500-15柱掘形の東に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西1.24m、南北2.35mである。S B501-12柱掘形・S X 539を切っている。

S X 538 S B500-12柱掘形の南東に位置し、不整形を呈する遺構で、東西40cm、南北83cmである。S B500-12柱掘形・S B501-12柱掘形を切っている。

S X 539 S B500-15柱掘形の東に位置し、不整形を呈する遺構で、東西50cm、南北90cmである。S B500-15柱掘形・S B501-15柱掘形・S X 537に切られている。

S X 581 S I 571の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、両側が未調査区に延びるものである。現状で長軸1.92m、短軸1.6m、深さ32cmである。

S X 588 S B638の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.99m、短軸1.54m、深さ26cmである。S B638-柱掘形・S B639・S X 607を切っている。

S X 592 S X 605の南西に位置し、不整橢円形を呈すると思われる遺構で、長軸7.48m、短軸1.98m、深さ2~14cmである。S B640・639-9柱掘形・S B638-7柱掘形・S X 609を切っている。

S X 593 S B638~640の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸2.66m、短軸2.37m、深さ32cmである。

S X 594 S B640の北に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸3.1m、短軸1.54m、深さ24cmである。S B640-2柱掘形を切っている。

S X 595 S B640-11柱掘形の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸70cm、短軸59cm、深さ36cmである。S X 624に切られている。

S X 598 S X 631の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸3.32m、短軸2.1m、深さ9~20cmである。

S X 599 S X 598の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸3.11m、短軸2.75m、深さ30cmである。S D483に切られ、S D606を切っている。

S X 605 S I 580の床面下に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸4.7m、短軸4.2m、深さ22cmである。S I 580・S B639・S K585に切られている。

S X 607 S B 640の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸2.01m、短軸1.14m、深さ12cmである。S X 588に切られている。

S X 608 S X 609の南西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸2.22m、短軸1.43m、深さ10cmである。S D 139・614を切っている。

S X 609 S B 638～640の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸3.61m、短軸2.55m、深さ8～32cmである。S D 143・S X 592に切られている。

S X 621 S I 571の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸89cm、短軸81cm、深さ5cmである。

S X 624 S B 640-11柱掘形の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸68cm、短軸50cm、深さ41cmである。S X 595を切っている。

S X 625 S K F 629の西に位置し、不整方形を呈する遺構で、長軸68cm、短軸50cm、深さ41cmである。

S X 626 S K F 629の東に位置し、不整方形を呈する遺構で、長軸60cm、短軸57cm、深さ14cmである。

S X 630 S X 524の東に位置し、不整形を呈する遺構で、現状で長軸3.66m、短軸90cm、深さ33cmである。S D 143を切り、S D 139・S X 524に切られている。

S X 631 S X 630の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.68m、短軸1.43m、深さ14cmである。S D 483に切られ、S X 632を切っている。

S X 632 S X 631の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.73m、短軸93cm、深さ5cmである。S X 631に切られている。

(6) 火山灰検出遺構 (第3表, PL.36)

政府域から検出した遺構には、その覆土中に火山灰を含むものがある。火山灰は政府域全体を層位的に覆っているものではなく、これらの遺構の埋没過程において混入したものと思われる。

検出された火山灰については過去に分析を依頼しているが、その噴出源・噴出時期の特定はできなかった。^(d 43)また遺構・遺物からの降下時期の推定も極めて困難である。

以下、火山灰検出遺構の一覧である。

火 山 灰 の 混 入 し て い る 遺 跡			
S K 220	S K 221	S K 333	S K 334
S K 335	S K 353	S K 355	S K 489
S K 490	S K 511	S X 338	S X 346
S X 376	S X 528	S X 605	S X 609

第3表 火山灰検出遺構

註1 6時期を5時期に訂正。

註2 S B111C→S B111B

註3 S B111D→S B111C S A114の柱位置を観察すれば、中心点を設定してから東西に延長したように見える。このことがS B111Cに伴う施設にもかかわらず、S B111Cの東西側柱の延長線上より少しづれた位置にS A114があるという結果となっている。このような観察から、当初S A114はS B111Cの目隠し塀と理解した。しかし、宮本長二郎氏により、柱位置のずれが小さく構造的に無理なく、また目隠し塀とすれば身舎との距離が狭すぎるるので、塀とすべきであるとの教示があった。本稿では、S B111Cは南廂つきの掘立柱建物とするが、南廂を切り離した理解も付記しておくことにした。

註4 各6時期を各5時期に訂正。

註5 S B120→S B120A

註6 S B121A→S B120B

註7 S B121B→S B121A

註8 S B121C→S B121B

註9 S B121D→S B121C

註10 S B499A・B→S B499

註11 S B246A→S A285 年報1978でS B246Aとしたが、北側の柱の痕跡が認められず、本稿ではS B284に付属する目隠し塀と理解した。

註12 S B246B→S B246A

註13 S B246C→S B246B

註14 S D142に付属する政府北門もほぼ同一位置に存在したと思われる。

註15 S B129B→S B129A

註16 S B129C→S B129B

註17 各時期設定の新旧について訂正が生じたため混乱を避け、新規に遺構番号S B310~312を付した。

註18 5時期を4時期に訂正。

註19 S B303→S B310

註20 S B300A→S B311A

註21 S B300B→S B311B

註22 S B229A→S B312A

註23 S B229B→S B312B

註24 西前殿は、補足調査成果に基づくものである。

註25 註18・24文献

註26 註18・24文献

註27 註18・24文献

註28 S B370A→S B420A

註29 S B370B→S B420B

註30 S B638~640との対比により判明した建物である。

註31 S X368→S B422 鋼冶工房跡はS B422廃絶後に營まれたものである。

註32 第V章第1節5参照

註33 S B639-1・3柱掘形は明らかに壁溝を切っており、S B640B・638壁溝とは様相が異なる。柱掘形内には柱痕を確認し、柱掘形に重複は認められない。これらの事実は從来考えて

きた建築技法、建築手順では充分に解明できないため、専門諸氏の御検討及び御教示をいただければ幸いである。

註34 ここで述べる S D123A・B・C とは年数1977、1978、1980における S B123A・B・C とは一部異なるものである。

註35 年報1977、1978、1980で一部 S D123C として取扱い報告したが、ここで訂正する。

註36 S B645以西を年報1983では S D646と報告したが、北辺区画施設として一括し、S D187とした。

註37 註32文献

註38 年報1982における S D481A・B・C とは異なる。また本稿における S D481A・B・C は3時期の重複を示す仮番号であって必ずしも新旧関係と一致するものではない。

註39 S X368→S I 368 当初2時期の重複と考えたが、重複を示す明確な資料がないため本報告では一時期とした。

註40 S D240補修痕跡の可能性もある。

註41 年報1980において S K340~342としたものである。

註42 年報1980において S K346~347としたものである。

註43 年報1983第6章を参照。

第V章 遺物

第1節 土器

土器類には土師器・内黒土器・須恵器・施釉陶器がある。数量では土師器が圧倒的に多く、施釉陶器は極めて少量である。土器類は政庁地区のほぼ全域から出土しているが、中でも政庁城北部からの出土量が多い。層位的には表土から出土したものが大半を占め、遺構内から出土したものは少ない。また原形を復原し得ない小破片が過半を占め、原形を因化し得る資料はさらに限られる。

以下、原形を復原し得た土器類を主として各出土地点ごとに記述する。

1 建物跡・板塀跡出土土器

(第24図, PL.37・38)

(1) 正殿跡出土土器 (第24図, PL.37)

S B112 - 6 柱掘形内からは、ロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(1)が出土している。

(2) 脇殿跡出土土器 (第24図, PL.37)

S B121A - 19・21柱掘形内からは、ロクロ成形右回転糸切り無調整の須恵器杯が各々1点ずつ(2・3)出土している。2は覗として転用されており、内底面に墨痕が認められる。^(註1)

S B500 - 16柱掘形埋土からは、ロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器皿(4)が出土している。

(3) 政庁門跡出土土器 (第24図, PL.37)

S B129 - 1 柱掘形内からは、ロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(5)が出土している。

(4) 前殿跡出土土器 (第24図)

S B311 - 17柱掘形内からは、ロクロ成形の土師器杯(6・7)と皿(8)が出土している。8は右回転糸切り無調整で、6・7は風化が著しいため切り離し及び調整は不明である。

S B312 - 12柱掘形内からは、ロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(9)が出土している。

(5) 北東部建物跡出土土器 (第24図)

S B421からはロクロ成形回転ヘラ切り無調整の須恵器杯(10)が出土している。底外面に墨痕が認められるが、硯として使用された痕跡はない。

S B422からは須恵器5点、土師器6点が出土している。11~14はロクロ成形の須恵器杯で、11~13は右回転糸切り無調整、14は回転ヘラ切り無調整である。12は硯に転用されており、内面に墨痕が認められる。また外底面に「犬」と判読できる墨書も認められる。15はロクロ成形の須恵器蓋で、擬宝珠状のつまみを有し、つまみ周辺部には回転ヘラケズリが施されている。16~20はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯である。21はロクロ成形の土師器皿で口唇部を挽き出している。切り離し及び調整は風化が著しいため不明である。

(6) 北西部建物跡出土土器 (第24図, PL.37)

S B620~9柱痕内からは、ロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(22)が出土している。

S B640からはロクロ成形の土師器杯(23)が出土しているが、切り離し及び調整は風化のため不明である。

S B639からはロクロ成形の須恵器杯(24~29)が出土している。24は右回転糸切り後に台部分をケズリ出している。26・29は右回転糸切り無調整である。29は硯に転用されており、内面に墨痕が認められる。^(H33) 25・27・28は回転ヘラ切り無調整である。^(H34) 25の外底面には墨書が認められるが、判読は不能である。

S B638からは須恵器12点、土師器5点が出土している。30~34はロクロ成形の須恵器杯で、30・32・34は回転ヘラ切り無調整、31・33は右回転糸切り無調整である。39はロクロ成形の蓋で、擬宝珠状のつまみを有し、つまみ周辺部には回転ヘラケズリが施されている。35~38・40はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯で、40は大形杯である。35は内・外面に漆が付着している。おそらくは漆を小分けした容器であろう。41~43は須恵器胴張要である。41は胴部回転ヘラケズリ後、胴部下半に縦位のヘラケズリを施している。42・43は外面に平行叩き目、内面に同心円文のあて板痕跡が残るもので、ロクロ調整により仕上げている。43は頸部にカキ目→ロクロ調整を施している。44~46は須恵器長頸瓶である。いずれも体部下半回転ヘラケズリ後ロクロ調整を施している。44・46は頸部に隆帯が巡っており、46は頸部から肩部にカキ目→ロクロ調整が施されている。46の肩部には3条の平行沈線が2段に施されている。

(7) 板塀跡出土土器 (第24図)

S D143からはロクロ成形の須恵器蓋(47)が出土している。つまみ周辺部は回転ヘラケズリが施されている。

2 竪穴住居跡出土土器 (第24~27図, PL.38~41)

(1) S I 331出土土器 (第24図)

須恵器2点、土師器4点が出土している。48はロクロ成形回転ヘラ切り無調整の須恵器杯で、外底面に「名」と判読できる墨書が認められる。^(註5)49はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯である。50はロクロ成形右回転糸切り後、体部下端に回転ヘラケズリ調整を施している。51・52はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯である。53は非ロクロ成形の長胴甌で、胴部下半は縦位に手持ちヘラケズリされている。外面には平行叩き目が一部に認められ、断面観察において粘土紐の接合面が認められることから、粘土紐巻き上げ成形→叩き締め→ロクロ調整→胴部下半手持ちヘラケズリ調整→焼成の手順で製作されたものである。

(2) S I 332出土土器 (第26図, PL.38)

須恵器2点、土師器3点が出土している。54・55はロクロ成形回転ヘラ切り無調整の須恵器杯である。ともに外底面に墨書が認められるが、判読は不能である。^(註6)56・57はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯である。58はロクロ成形の内黒土師器大形杯である。内面はヘラミガキ→黒色処理されており、底面は全面回転ヘラケズリが施されている。口縁部に2条の平行沈線が巡っている。

(3) S I 338出土土器 (第26図, PL.38・41)

土師器が23点出土している。59はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器大形杯である。60~68・71~78・80・81はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯である。69はロクロ成形右回転糸切り無調整の内黒土師器大形杯である。内面はヘラミガキ→黒色処理が施されている。70・79はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器皿である。

これらの土器はいずれもS I 368覆土中からの出土ではあるが、調査資料の不足でその出土状態が把握できないため、S I 368共伴遺物なのかS I 368廃絶後の遺物なのかは断定できない。

(4) S I 571出土土器 (第26・27図, PL.38・39・41)

須恵器3点、土師器16点が出土している。これらの土器はS I 571覆土中に一括廃棄された炭化物層の上・下層からの出土で、その新旧関係が明確なものである。上層出土土器は82~93の杯、皿、甌、鍋である。下層出土土器は94~100の杯、高台杯である。

83~87はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯である。82・88・89はロクロ成形の土師器皿である。89は右回転糸切り無調整で、88は風化が著しいため切り離し及び調整は不明である。90はロクロ調整の鍋である。91~93は非ロクロ成形の長胴甌である。91・93はロクロ調整後胴部下半に手持ちヘラケズリを施している。

94・96はロクロ成形の須恵器杯である。94は回転ヘラ切り無調整、96は回転ヘラ切り後一部ナデ調整が施されている。96は灯明皿として使用されており、口縁部内・外面に煤が付着している。また内外面には火燐痕が数条認められる。95はロクロ成形回転ヘラ切りの

須恵器高台杯である。97～99はロクロ成形右回転糸切りの土師器杯である。100はロクロ成形の土師器杯で、切り離し及び調整は風化のため不明である。

(5) S I 580出土土器 (第27図, PL.39)

須恵器1点が出土している。101はロクロ成形回転ヘラ切り無調整の須恵器杯である。

3 土壌出土土器 (第27・28図, PL.39)

S K109からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(102)とロクロ成形の土師器高台皿(103)が出土している。103は成形後、高台を付しており、口唇部は横に挽き出されている。

S K127からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(104)・大形杯(105)が出土している。

S K179からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(106)が出土している。

S K181からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器皿(107)・大形杯(108)が出土している。

S K189からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(109)が出土している。

S K194からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器皿(110)、杯(111・113)、大形杯(112)が出土している。110は口唇部が横に挽き出されている。

S K204からはロクロ成形の土師器杯が出土している。114～122は右回転糸切り無調整で、116は風化のため切り離し及び調整は不明である。

S K224からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(123)が出土している。

S K327からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(124・125)が出土している。

S K329からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(126)が出土している。

S K334からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(127・128)が出土している。

S K335からはロクロ成形の土師器皿(129)、杯(130)が出土している。130は右回転糸切り無調整、129は風化のため切り離し及び調整は不明である。

S K336からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(131～134)、皿(135・136)が出土している。

S K345からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(137)と、ロクロ成形の高台杯(138)が出土している。138は付高台で貼付後外面をナデ調整、内面を棒状工具で菊花状に押圧している。

S K353からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(139～141)が出土している。

S K489からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(142)が出土している。

S K490からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯(143～145)が出土している。

S K511からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器皿(146)が出土している。

S K515からはロクロ成形の土師器杯（148・149）、皿（147・150）が出土している。149・150は右回転糸切り無調整で、147・148は風化のため切り離し及び調整は不明である。

S K536からはロクロ成形の須恵器杯（151）と、土師器杯（152～159）が出土している。151は右回転糸切り無調整で体部内外面に3条の沈線が巡っている。整形後にぶい黄橙色土をハケ塗りし、焼成したものである。152・154～158は右回転糸切り無調整である。153・159は風化のため切り離し及び調整は不明である。

S K597からはロクロ成形の須恵器杯（160）が出土している。底部は回転ヘラ切り後、周囲に回転ヘラケズリを施している。⁽²⁷⁾外底面には墨書が認められるが、判読は不能である。

4 その他の遺構出土土器 (第28図, PL.39)

S X326からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯（161～167）が出土している。162は内面にヘラミガキ→黒色処理を施している。

S X338はロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯（168）が出土している。

S X340からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯（169）が出土している。

S X346からはロクロ成形回転ヘラ切り無調整の須恵器杯（170）が出土している。硯として転用されており、内底面に墨痕が認められる。⁽²⁸⁾

S X495からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯（171）が出土している。

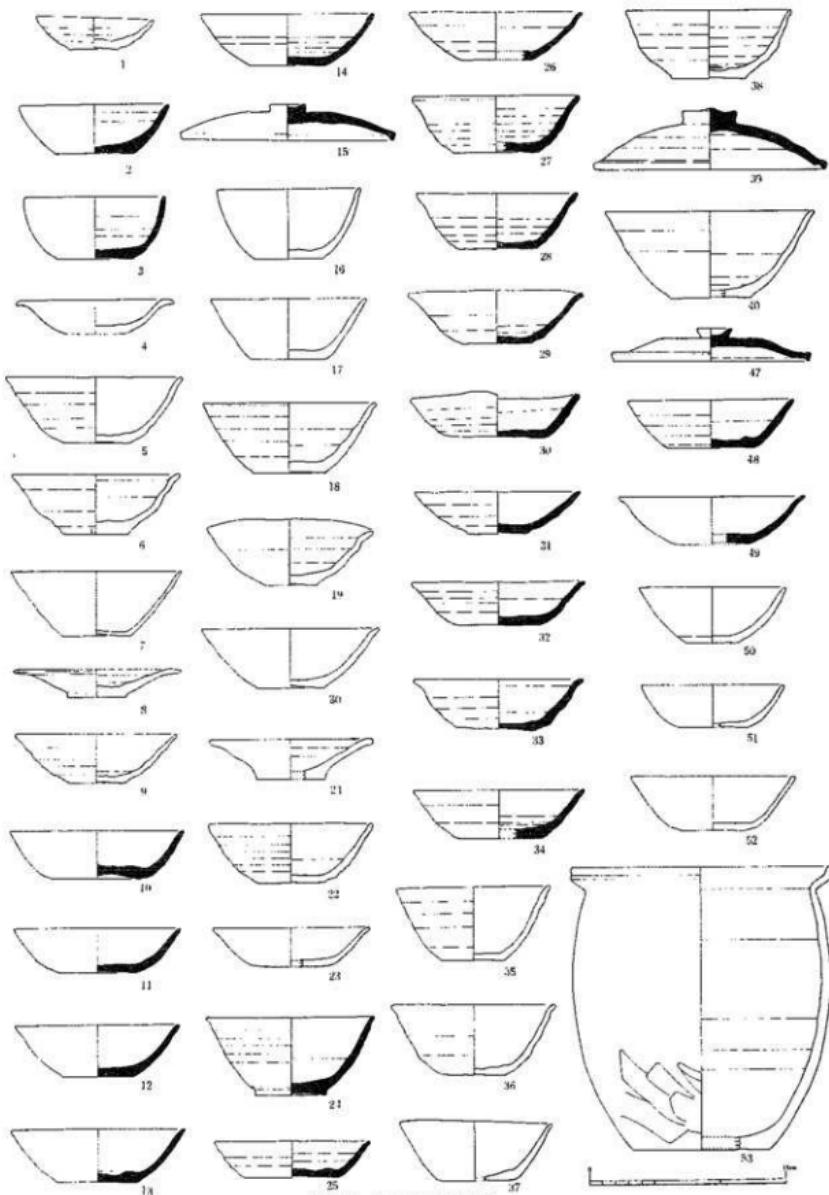
S X524からはロクロ成形回転ヘラ切り無調整の須恵器杯（172）が出土している。

S X528からはロクロ成形の土師器杯（173）が出土している。切り離し及び調整は風化のため不明である。

S X588からはロクロ成形右回転糸切り無調整の土師器杯（174・175）と土師器長胴甌（178）が出土している。178は粘土紐巻き上げ成形で、叩き締め→ナデ調整が施されている。

S X599からはロクロ成形の土師器皿（177）、杯（176）が出土している。どちらも風化のため切り離し及び調整は不明である。

第V章 造 物

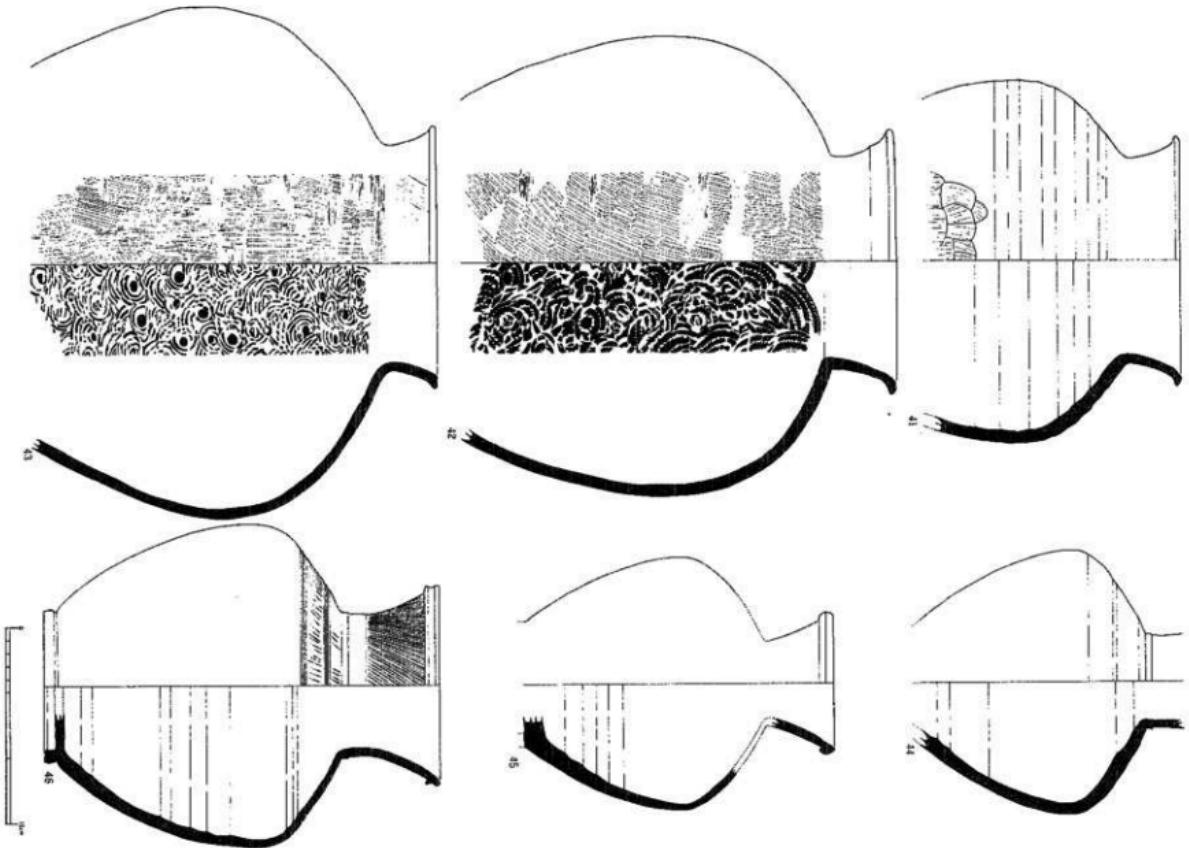


第24图 出土遗物实测图①

第1節 土器

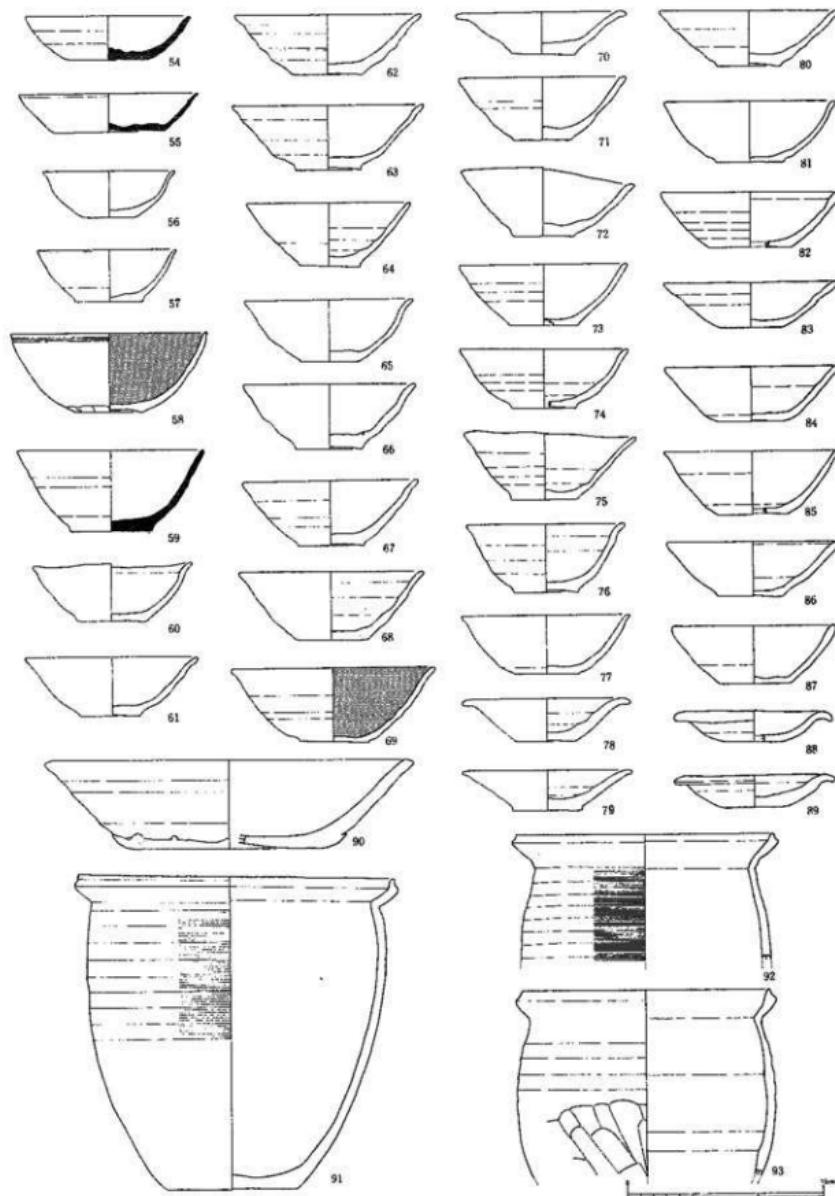
番号	出土地点	器種	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾角度(in)
1	SB112-6	土師器	杯	9.0	4.0	2.45	0.44	27	35
2	SB121A-19	須恵器	杯	11.6	6.2	3.8	0.53	33	29
3	SB121A-21	須恵器	杯	11.0	6.0	4.8	0.55	44	13
4	SB500-16	土師器	皿	12.2	4.7	2.8	0.39	23	51
5	SB129-1	土師器	杯	13.8	5.5	5.1	0.40	37	32
6	SB311-17	土師器	杯	13.0	5.0	4.6	0.39	35	35
7	SB311-17	土師器	杯	13.2	5.2	5.0	0.39	38	35
8	SB311-17	土師器	皿	13.0	4.6	2.2	0.35	17	63.5
9	SB312-12	土師器	杯	12.6	4.4	3.8	0.35	30	38.5
10	SB421	須恵器	杯	13.3	6.4	3.7	0.48	28	30
11	SB422	須恵器	杯	13.0	6.2	3.4	0.48	26	33
12	SB422	須恵器	杯	12.7	5.5	3.95	0.43	31	35
13	SB422	須恵器	杯	13.5	6.2	4.1	0.46	30	33
14	SB422	須恵器	杯	13.4	5.6	4.0	0.42	30	33
16	SB422	土師器	杯	11.1	5.2	5.4	0.47	49	18
17	SB422	土師器	杯	12.0	5.6	4.7	0.47	39	28
18	SB422	土師器	杯	13.4	5.6	5.4	0.42	40	29
19	SB422	土師器	杯	12.8	4.4	5.1	0.34	40	35
20	SB422	土師器	杯	13.8	5.2	4.6	0.38	33	37
21	SB422	土師器	皿	12.6	5.3	3.1	0.42	25	58
22	SB620-9	土師器	杯	12.7	5.4	4.6	0.43	36	29
23	SB640	土師器	杯	12.0	5.8	3.0	0.48	25	41
24	SB639	須恵器	杯	13.0	5.5	6.1	0.42	47	29
25	SB639	須恵器	杯	12.0	7.2	2.8	0.60	23	33
26	SB639	須恵器	杯	13.3	5.5	3.7	0.41	28	40
27	SB639	須恵器	杯	12.6	6.5	4.4	0.52	35	27
28	SB639	須恵器	杯	12.4	6.2	4.3	0.50	35	30
29	SB639	須恵器	杯	13.5	5.4	4.1	0.40	30	41
30	SB638	須恵器	杯	13.0	7.8	3.4	0.60	26	37
31	SB638	須恵器	杯	12.7	4.6	3.2	0.36	25	43
32	SB638	須恵器	杯	13.4	6.4	3.3	0.48	25	38
33	SB638	須恵器	杯	13.0	5.0	4.0	0.38	31	37
34	SB638	須恵器	杯	13.0	6.3	3.7	0.48	28	33.5
35	SB638	土師器	杯	12.0	4.8	5.8	0.40	48	25
36	SB638	土師器	杯	12.6	4.8	5.4	0.38	43	26

第4表 出土遺物法量一覽①



番号	出土地点	器種	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾角度(°)
37	SB638	土師器	杯	11.7	5.8	4.6	0.50	39	28
38	SB638	土師器	杯	12.7	5.7	5.3	0.45	42	22
40	SB638	土師器	大形杯	16.3	6.3	6.7	0.39	41	30
48	SI331	須恵器	杯	12.8	6.6	3.7	0.52	29	33
49	SI331B	須恵器	杯	14.4	5.6	3.8	0.39	26	26
50	SI331B	土師器	杯	11.2	4.0	4.3	0.36	38	33
51	SI331B	土師器	杯	11.0	5.2	3.3	0.47	30	32
52	SI331B	土師器	杯	12.4	5.0	4.2	0.40	34	33
54	SI332	須恵器	杯	12.8	6.6	3.4	0.52	27	35
55	SI332	須恵器	杯	13.9	8.6	3.0	0.62	22	41
56	SI332	土師器	杯	10.2	4.0	3.6	0.39	35	31.5
57	SI332	土師器	杯	10.7	5.2	4.0	0.49	37	31
58	SI332	土師器	大形杯	15.2	5.3	6.1	0.35	40	27
59	SI368	須恵器	大形杯	14.6	6.35	6.3	0.44	43	28.5
60	SI368	土師器	杯	12.4	5.4	4.6	0.44	37	33
61	SI368	土師器	杯	13.5	4.7	4.6	0.34	34	35
62	SI368	土師器	杯	14.4	5.4	4.6	0.38	32	40
63	SI368	土師器	杯	14.8	5.0	5.1	0.34	34	40
64	SI368	土師器	杯	12.7	4.7	4.95	0.37	39	36.5
65	SI368	土師器	杯	12.9	4.6	4.9	0.36	37	34
66	SI368	土師器	杯	13.3	5.2	5.05	0.39	38	35
67	SI368	土師器	杯	13.6	5.2	5.0	0.38	37	35
68	SI368	土師器	杯	14.1	5.2	5.35	0.37	38	34
69	SI368	土師器	大形杯	15.6	5.3	5.8	0.34	37	34
70	SI368	土師器	皿	13.2	4.9	3.35	0.37	25	53.5
71	SI368	土師器	杯	13.0	4.5	4.9	0.35	38	35
72	SI368	土師器	杯	13.0	4.8	5.3	0.37	41	37
73	SI368	土師器	杯	13.0	5.3	4.7	0.41	36	38
74	SI368	土師器	杯	13.0	5.0	4.6	0.38	35	36
75	SI368	土師器	杯	13.2	5.1	5.3	0.39	40	31.5
76	SI368	土師器	杯	12.2	5.0	5.3	0.41	43	26.5
77	SI368	土師器	杯	13.1	5.1	4.5	0.39	34	33
78	SI368	土師器	杯	13.0	4.8	3.3	0.37	25	47
79	SI368	土師器	皿	13.2	5.4	3.1	0.41	23	53
80	SI368	土師器	杯	14.0	5.0	4.3	0.36	31	43

第5表 出土遺物法盤一覧②



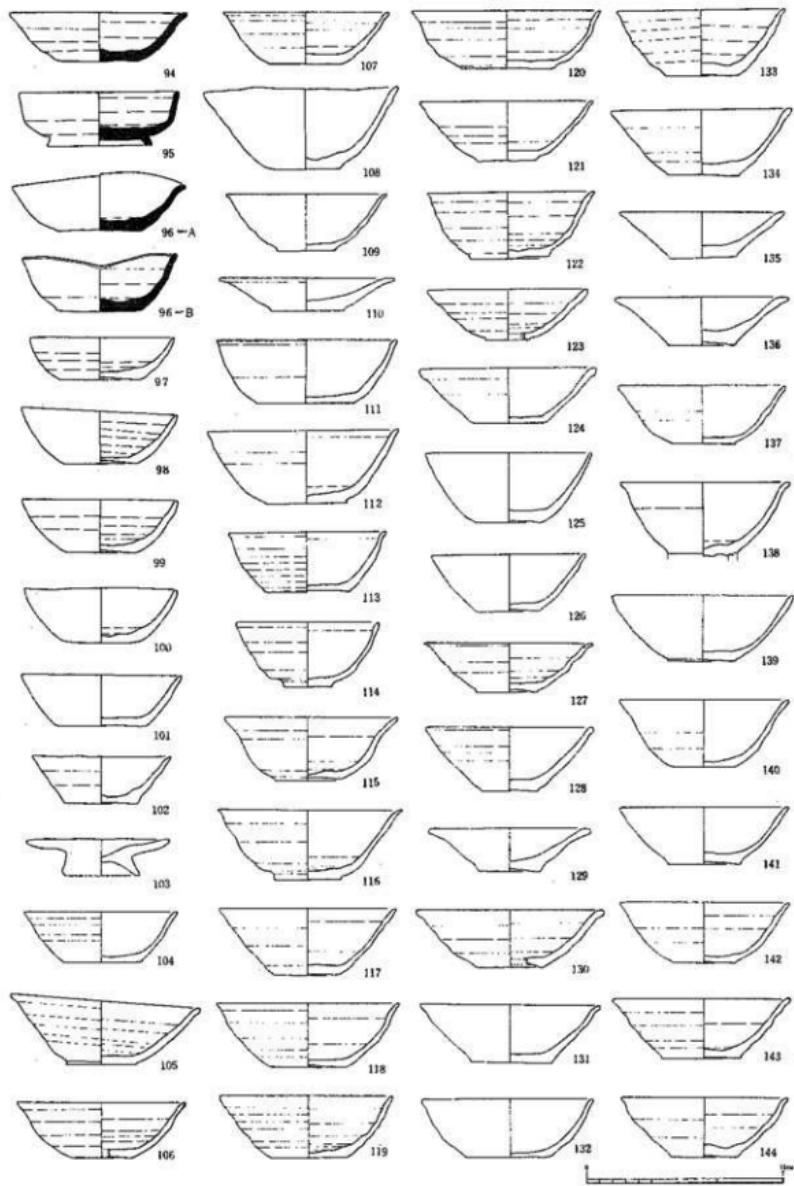
第26図 出土遺物実測図③

第1節 土器

番号	出土地点	器種	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾角度(°)
81	SI368	土師器	杯	13.0	5.2	4.7	0.40	36	30.5
82	SI571(上層)	土師器	皿	13.6	6.3	4.3	0.46	32	34
83	SI571(上層)	土師器	杯	13.4	5.0	3.5	0.37	26	46
84	SI571(上層)	土師器	杯	13.4	5.4	4.3	0.40	32	37
85	SI571(上層)	土師器	杯	13.6	5.4	4.9	0.40	36	36
86	SI571(上層)	土師器	杯	13.4	5.0	4.3	0.37	32	38
87	SI571(上層)	土師器	杯	12.6	5.4	4.6	0.43	37	32
88	SI571(上層)	土師器	皿	12.2	4.5	2.4	0.37	20	60
89	SI571(上層)	土師器	皿	12.4	4.9	2.45	0.40	20	57
90	SI571(上層)	土師器	鍋	28.4	15.0	6.7	0.53	24	44
94	SI571(下層)	須恵器	杯	13.8	6.0	3.7	0.44	27	36
95	SI571(下層)	須恵器	高台杯	12.4	8.0	4.2	0.65	34	15
96-A	SI571(下層)	須恵器	杯	13.5	6.6	4.3	0.49	32	35
96-B	SI571(下層)	須恵器	杯	12.1	6.8	3.5	0.56	29	25
97	SI571(下層)	土師器	杯	11.2	6.2	3.3	0.55	29	23
98	SI571(下層)	土師器	杯	12.2	5.7	4.4	0.47	36	27
99	SI571(下層)	土師器	杯	12.0	5.4	4.1	0.45	34	31
100	SI571(下層)	土師器	杯	11.8	4.4	4.2	0.37	36	28
101	SI580	土師器	杯	12.4	7.0	4.0	0.57	32	29.5
102	SK109	土師器	杯	10.8	5.8	3.6	0.54	33	33.5
103	SK109	土師器	高台皿	11.0	5.3	1.8	0.48	16	71
104	SK127	土師器	杯	11.7	6.0	3.9	0.51	33	31.5
105	SK127	土師器	大形杯	14.6	5.5	5.0	0.38	34	35
106	SK179	土師器	杯	13.0	4.7	4.2	0.36	32	34
107	SK181	土師器	杯	12.7	5.6	4.0	0.44	31	34
108	SK181	土師器	大形杯	15.1	5.4	6.3	0.36	42	35.5
109	SK189	土師器	杯	12.4	4.5	4.4	0.36	35	37.5
110	SK194	土師器	皿	13.5	5.5	2.5	0.41	19	58
111	SK194	土師器	杯	13.8	7.4	4.9	0.54	36	23
112	SK194	土師器	大形杯	14.8	6.2	5.6	0.42	38	28.5
113	SK194	土師器	杯	12.2	6.5	4.6	0.53	37	26
114	SK204	土師器	杯	11.0	3.7	5.0	0.34	45	26
115	SK204	土師器	杯	13.5	5.0	4.9	0.37	36	31
116	SK204	土師器	杯	14.3	5.2	5.4	0.36	38	32.5
117	SK204	土師器	杯	13.65	5.2	5.1	0.38	37	35.5

第6表 出土遺物法量一覧③

第V章 陶 物



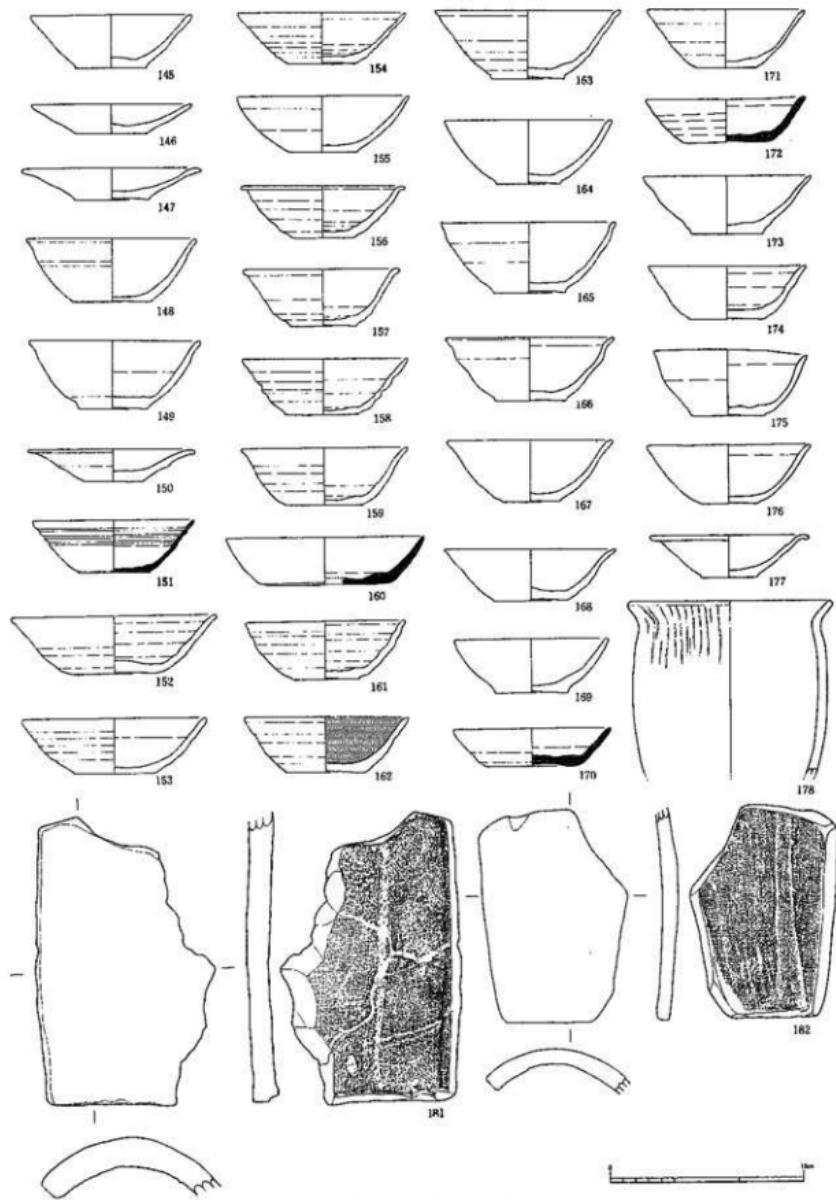
第27図 出土遺物実測図④

第1節 土 器

番号	出土地点	器種	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾角度(°)
118	SK204	土師器	杯	14.2	5.8	4.9	0.41	35	33.5
119	SK204	土師器	杯	13.4	5.8	4.8	0.43	36	35
120	SK204	土師器	杯	14.6	7.2	4.5	0.49	31	29
121	SK204	土師器	杯	13.5	4.7	4.6	0.35	34	38
122	SK204	土師器	杯	13.0	6.2	5.1	0.48	39	23
123	SK224	土師器	杯	12.4	3.4	3.9	0.27	31	43
124	SK327	土師器	杯	13.7	5.5	4.2	0.40	31	41
125	SK327	土師器	杯	12.6	5.2	5.4	0.41	43	26
126	SK329	土師器	杯	11.8	4.9	4.4	0.42	37	32
127	SK334	土師器	杯	13.0	5.0	4.2	0.39	32	44
128	SK334	土師器	杯	13.0	4.4	4.9	0.34	38	36.5
129	SK335	土師器	皿	12.6	4.8	3.3	0.38	26	55
130	SK335	土師器	杯	14.6	5.0	4.4	0.34	30	39
131	SK336	土師器	杯	13.8	6.1	4.5	0.44	33	40
132	SK336	土師器	杯	13.4	6.7	4.5	0.50	34	26.5
133	SK336	土師器	杯	13.0	5.4	5.1	0.42	39	30
134	SK336	土師器	杯	14.0	5.6	5.2	0.40	37	38
135	SK336	土師器	皿	12.8	5.2	3.5	0.41	27	48
136	SK336	土師器	皿	13.4	5.2	3.7	0.39	28	51
137	SK345	土師器	杯	12.9	5.0	4.5	0.39	35	33
138	SK345	土師器	高台杯	13.0	4.8	5.7	0.37	44	28
139	SK353	土師器	杯	14.0	5.2	5.1	0.37	36	32
140	SK353	土師器	杯	12.8	4.8	5.2	0.38	41	30
141	SK353	土師器	杯	13.0	5.6	4.4	0.43	34	35.5
142	SK489	土師器	杯	12.8	4.7	4.7	0.37	37	31
143	SK490	土師器	杯	13.1	5.3	4.2	0.41	32	36
144	SK490	土師器	杯	12.8	5.2	4.6	0.41	36	35
145	SK490	土師器	杯	12.5	5.6	4.2	0.45	34	35.5
146	SK511	土師器	皿	12.6	5.6	2.3	0.44	18	54.5
147	SK515	土師器	皿	14.0	5.9	2.5	0.42	18	59.5
148	SK515	土師器	杯	13.1	6.1	5.0	0.47	38	28
149	SK515	土師器	杯	13.3	5.3	5.4	0.40	41	28.5
150	SK515	土師器	皿	13.0	4.6	2.7	0.35	21	60
151	SK536	須恵器	杯	12.7	5.6	4.3	0.44	34	35.5
152	SK536	土師器	杯	16.3	6.5	4.5	0.39	28	38

第7表 出土遺物法量一覧④

第V章 遺 物



第28図 出土遺物実測図⑤

第1節 土 器

番号	出土地点	器種	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾角度 ^(a)
153	SK536	土師器	杯	14.4	6.3	4.3	0.44	30	34
154	SK536	土師器	杯	13.0	4.8	4.1	0.37	32	39
155	SK536	土師器	杯	13.4	5.4	4.3	0.40	32	32
156	SK536	土師器	杯	12.6	5.2	4.1	0.41	33	37
157	SK536	土師器	杯	11.8	5.2	4.5	0.44	38	32
158	SK536	土師器	杯	13.0	5.2	4.7	0.40	36	34
159	SK536	土師器	杯	13.0	6.0	4.4	0.46	34	29
160	SK597	須恵器	杯	15.3	10.0	3.7	0.65	24	29
161	SX326	土師器	杯	12.4	5.2	4.6	0.42	37	29
162	SX326	土師器	杯	12.8	6.2	4.3	0.48	34	30
163	SX326	土師器	杯	14.5	5.7	5.4	0.39	37	35
164	SX326	土師器	杯	13.2	5.0	5.0	0.38	38	31.5
165	SX326	土師器	杯	13.7	5.6	5.5	0.41	40	30
166	SX326	土師器	杯	13.2	2.7	4.9	0.21	37	32
167	SX326	土師器	杯	13.0	4.5	4.8	0.35	37	33
168	SX338	土師器	杯	13.3	5.5	4.0	0.41	30	39.5
169	SX340	土師器	杯	12.0	5.6	4.2	0.47	35	31.5
170	SX346	須恵器	杯	12.2	7.0	2.9	0.57	24	36
171	SX495	土師器	杯	12.2	4.6	4.5	0.38	37	32
172	SX524	須恵器	杯	12.5	6.8	3.5	0.54	28	34
173	SX528	土師器	杯	12.5	5.6	4.5	0.45	36	37.5
174	SX588	土師器	杯	12.2	5.8	4.2	0.48	34	31
175	SX588	土師器	杯	12.0	5.6	5.2	0.47	43	25
176	SX599	土師器	杯	12.8	4.6	4.6	0.36	36	34
177	SX599	土師器	皿	12.4	4.4	3.3	0.36	27	50

第8表 出土遺物法量一覧(⑤)

5 緑釉陶器・灰釉陶器 (第29図)

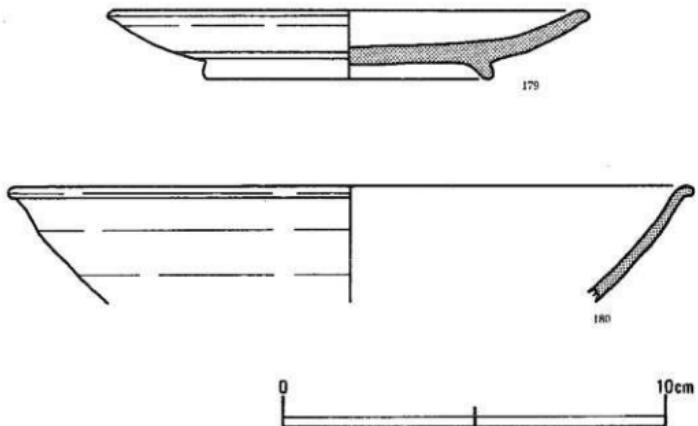
政庁から緑釉陶器1点・灰釉陶器1点が出土している。いずれも破片資料から復原実測したものであり、細片(SX346共伴資料)で復原できなかったものもある。なお、これらはすべて搬入品であり、器種名について生産地で一般に使用されている呼称を用いる。

179は緑釉陶器の皿で、西前殿とSD144間の第1層から出土したもので、遺構との共伴関係はない。緑釉の素焼段階のもので、釉がよく出ている。ロクロ成形、回転ヘラ切りによって切り離され付高台がある。器面のヘラミガキ痕跡はなく、内外面はナデ、底部外面

緑釉陶器

にヘラケズリの調整がある。胎土は灰・淡オリーブ色に近く、多孔質で須恵器の胎土に似ている。法量は口径12.6cm、底径7.6cm、器高1.8cmである。折戸53号窯様式期。

灰釉陶器 180は灰釉陶器の椀で、S B 620-3柱痕内と S D 187掘形内埋土出土の接合である。口縁部はナデ調整のように見える。施釉法は内面は均一でいねいな刷毛がけであろう。復原口径18cm、器厚は3mm均一である。美濃窯産光ヶ丘1号様式期。^(註3)



第29図 出土遺物実測図⑥

第2節 その他の遺物

政庁地区からは土器類の他に、瓦、埠、硯、土製品、鉄製品、銅製品、石製品などが出士している。

1 瓦・埠類 (第28・31図, PL.42・43)

政庁地区から出土した瓦は、いずれも原形を復原し得ない小破片で、34点の丸瓦と39点の平瓦がある。これらの中には軒丸瓦、軒平瓦が一点も含まれておらず、他の遺跡で出土している道具瓦や文字記号・絵などを記した文字瓦類の出土もない。

原形を復原し得る資料は、今のところ内郭南門西部地区で実施した第55次発掘調査出土の丸瓦1点、平瓦1点のみである。

以下、丸瓦・平瓦・壇の順に記述する。

(1) 丸瓦

すべてが破片資料であり詳細な検討は与え難いが、これらの資料を観察する限りでは有段丸瓦は認められず、無段丸瓦のみである。また原形を知り得る資料が政庁地区では皆無のため、法量は厚さを計るのみである。厚さは多様で0.9~2.7cmである。

胎土には大きな差は認められないが、焼成後の瓦表面による色調の観察では黄褐色を基 胎土・色調調とするもの、灰色を基調とするもの、青灰色を基調とするものに大別できる。この色調は瓦の硬度との関りが深く、青灰色→灰色→黄褐色の順に硬度が高い。

凹面には糸切り痕跡及び粘土板合わせ目痕跡が認められ、粘土板巻き作りである。また 凹面痕跡
凹面には幅1.2~2cmの模骨痕及び布の縞じ合わせ目が残るもの、布の重複が認められる資料もある。

凸面には無文叩き目及びロクロナデの痕跡が認められる。

凸面痕跡

側面・小口面には1~3面取りのヘラケズリがみられる。

(2) 平瓦

丸瓦同様にすべてが破片資料のため原形を知り得る資料が政庁地区では皆無であり、法量は厚さを計るのみである。厚さは多様で1.5~3cmである。

胎土には大きな差は認められないが、焼成後の瓦表面による色調の観察では黄褐色を基 胎土・色調調とするもの、灰色を基調とするものに大別できる。

凹面には布目及び布端がみられ、不明瞭ではあるが糸切り痕跡が認められる。また粘土 紋の痕跡、粘土板の合わせ目痕跡、模骨痕跡などが全く認められることから、平瓦は粘土板を素材とした一枚作りのみであったと思われる。

凸面には格子叩き目、渦巻状叩き目がみられる。両者を比較すると渦巻状叩き目が施さ れている平瓦の方が厚手であり、黄褐色を基調とするものが多い。

凸面痕跡

側面・小口面には1~3面取りのヘラケズリがみられる。

(3) 塚

政庁地区から出土した塚は、いずれも原形を復原し難い小破片である。またこれらの資料は他遺跡で出土している塚とはややその様相を異にしており、塚とすることが妥当か否か判断に苦しむものであるが、本報告では塚として取り扱いたい。

塚はその形態を部分資料からあえて復原するとすれば、長さ20cm以上、幅13~17cm、厚 形 態
さ7~9cmの略長方形を呈するものであったと思われる。胎土は砂粒を含まず密であるが、胎土・色調
気孔が多い。色調は赤褐色ないし黄橙色で、一部表面が黒ずんでいる。

凹面はすべてヘラケズリによって整形しており、端部のケズリによって厚さは中央部に
その最大値を求めることができる。形態には統一性がみられず、その成形が型造りであっ
たとすれば数種類の型を必要としたであろうと思われる。

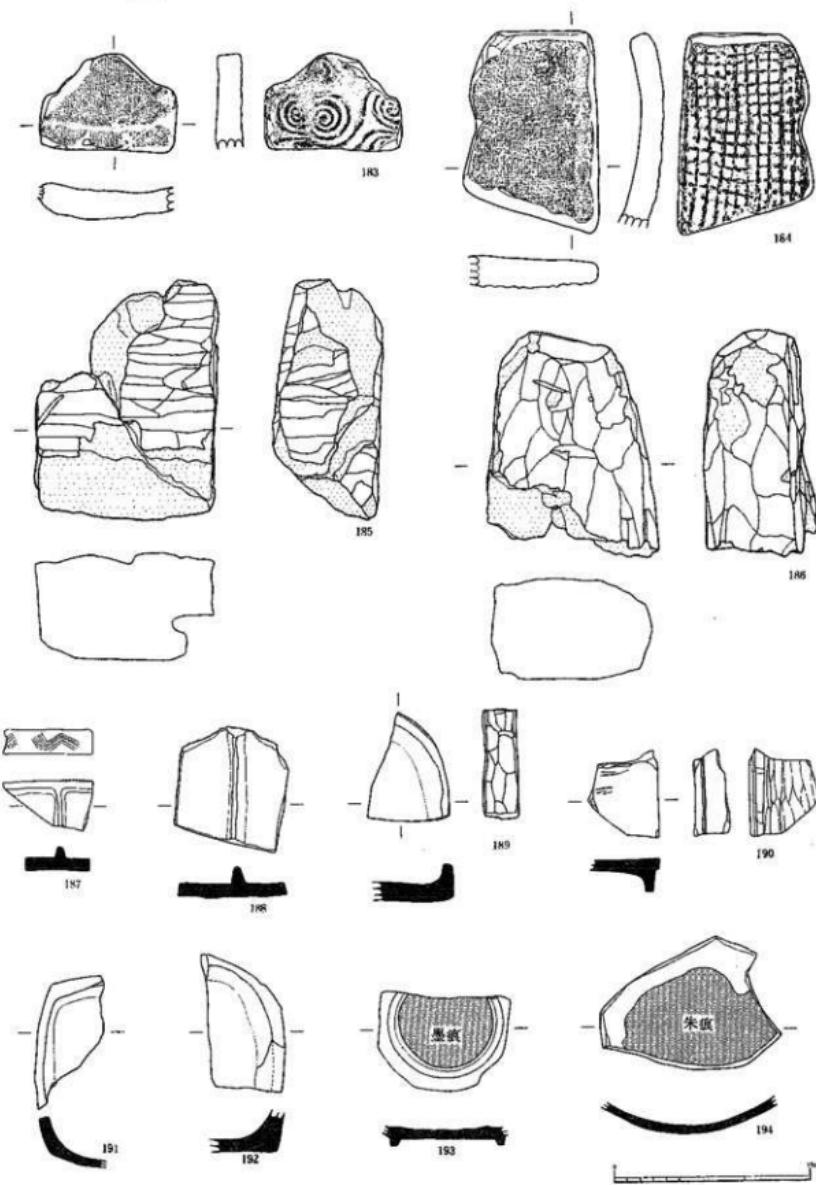
番号	出土地点	凸面 無文印き→ナデ	凹面	面 取 り		厚 さ	色 調	焼 成	備 考
				側 縁	小 口				
SB638		○		—	—	1.3cm	青灰色	良好	
SB638				—	—	1.3cm	青灰色	良好	
SB638		○		—	—	1.5cm	青灰色	良好	
181 SB638- 9		○	糸切り	二面取り	一面取り	2.1~2.5cm	灰 色	良好	布とじ合せ
SB639				—	一面取り	2.3cm	灰 色	良好	
SB639				—	—	2.3cm	黄褐色	良好	横骨痕跡
SB639+640				二面取り	—	1.1~1.4cm	黄褐色	良好	
SB640- 7		○		一面取り	—	2.0cm	黄褐色	粗	
SI368			糸切り	—	—	1.5cm	灰 色	良好	
SK597				不 明	—	1.5cm	灰 色	良好	
SX524				な し	—	1.7cm	灰 色	良好	
SX592			糸切り	—	—	1.5~1.7cm	灰 色	良好	
SX605				な し	—	1.2cm	灰 色	良好	
182 SX605		○	粘土合せ目	一面取り	不 明	0.9~1.4cm	灰 色	良好	横骨痕跡
SX605		○	粘土合せ目	不 明	不 明	1.0~1.4cm	灰 色	良好	
SX608				—	—	不 明	灰 色	良好	
IP95				—	—	1.7cm	灰 色	良好	
JC06				—	—	不 明	黄褐色	良好	
JF07				一面取り	—	1.5cm	灰 色	粗	
JG03				—	—	不 明	灰 色	良好	
JJ08				—	—	1.5cm	灰 色	良好	
JK06				—	—	不 明	黄褐色	良好	
JR88		○	粘土合せ目	二面取り	な し	1.0~1.8cm	灰 色	良好	
JS06		○		—	一面取り	1.2cm	青灰色	良好	布の重複
JS・JT06			粘土合せ目	—	—	1.5cm	灰 色	良好	
JS・JT06			粘土合せ目	—	—	1.5cm	灰 色	良好	
JS08				—	—	不 明	灰 色	良好	
JS08				—	—	不 明	灰 色	良好	
JS86				不 明	—	1.5cm	灰 色	良好	
JT07				—	—	不 明	灰 色	良好	
KA04			糸切り	—	—	2.0cm	灰 色	良好	
KA07				—	—	1.3cm	黄褐色	良好	横骨痕跡
KB01 II				二面取り		2.7cm	青灰色	良好	布の重複
KC04		○	糸切り	二面取り	—	1.2~1.5cm	青灰色	良好	

第9表 丸瓦法量一覧

第2節 その他の遺物

番号	出土地点	凸面(叩目)	凹面	面 取 り		厚さ	色調	焼成	備考
				側縁	小口				
SB422		渦巻状		—	—	2.8cm	黄褐色	粗	
SB638-9	格子			—	—	2.3cm	灰色	良好	
SB638-639	格子			—	—	1.8cm	灰色	良好	
SB639	格子					1.8cm	黄褐色	良好	
SB639	格子					1.8cm	黄褐色	良好	
SB639-9	格子					1.5cm	灰色	良好	
SB639-9	格子					1.5cm	灰色	良好	
SB639-9	格子		一面取り			1.8cm	灰色	良好	
SB639-640	格子		二面取り			1.8cm	黄褐色	良好	
SB640-11東	格子		二面取り			1.8cm	灰色	良好	
SB640-11西	格子		一面取り	なし		1.7~2.0cm	灰色	良好	
SI571内	格子			不明		2.2cm	灰色	良好	
SD143	渦巻状					3.0cm	黄褐色	粗	
SK180	格子		一面取り			2.0cm	灰色	良好	
SX598	格子					1.7cm	黄褐色	良好	
SX524	格子					不明	灰色	良好	
SX524	不明					2.1cm	黄褐色	粗	
SX605	格子		不明			1.8cm	灰色	良好	
183 SX605	渦巻状	布端		なし		1.9cm	黄褐色	粗	
SX609	格子			なし		1.9cm	灰色	良好	
SX631	格子	糸切り	二面取り			2.0cm	灰色	良好	
SX631	格子					1.8cm	灰色	良好	
IE98	格子		不明			1.6cm	灰色	良好	
JH08	格子		二面取り			2.5cm	黄褐色	粗	
JS-JT06	格子					2.0cm	灰色	良好	
JS90	不明					2.2cm	灰色	良好	
JT90	渦巻状		なし			2.5cm	黄褐色	粗	
KA04 III	格子					2.5cm	黄褐色	良好	
KB03	渦巻状	布端	一面取り	なし		2.7cm	黄褐色	粗	
KB04	渦巻状					2.6cm	灰色	粗	
KB04 III	不明					不明	黄褐色	粗	
KC07 I	不明					不明	黄褐色	粗	
KD03 I	格子		不明			1.9cm	灰色	良好	
KD04	格子					1.9cm	灰色	良好	
KD06	渦巻状					2.5cm	黄褐色	粗	
KF03	格子					2.2cm	灰色	良好	
KF98	格子					1.7cm	灰色	良好	
KG03	格子		不明			1.5~1.8cm	灰色	良好	
184 KG98	格子	布端	二面取り	なし		1.9~2.1cm	灰色	良好	

第10表 平瓦法量一覧



第30図 出土遺物実測図⑦

2 砚 (第31図, PL.44)

政庁地区から出土した硯は、風字硯14点・転用硯26点で、円面硯は一点も出土していない。

(1) 風字硯

風字硯はすべて破片資料のため原形を復原し得る資料は一点もない。14点の資料内訳は前方部5点・側辺部5点・後辺部1点・区画隆帯部3点である。脚部は内郭南門西部地区(第55次発掘調査)において出土例^(註10)があるのみで、政庁地区からの出土はない。

風字硯の材質はすべて須恵質のもので、その形態は前方部資料5点中3点は前方部から形側辺部にかけて弧を描くが、他の2点は明瞭に角をなすため大きく2つに分類できる。

成形は型造りではないかと思われるが確証は得られない。硯面を区画する隆帯はいずれ成形も成形後に貼付したものである。

内面にみられる調整痕には、ナデ・ヘラケズリ・ヘラミガキがあり、外面にはナデ・ヘラケズリがみられる。また外面には成形後まったく調整の施されていないものも2点認められる。

使用痕としては摩耗痕及び墨痕が認められるものがあり、摩耗痕の顕著なもの4点・墨の付着したもの5点がある。

硯面に区画の隆帯をもつ風字硯は3点あり、隆帯の断面形が三角形を呈するものと台形を呈するものとに大別できる。前者は隆帯の貼付が粗雑で側辺に弧を描いて接するが、後者は隆帯の貼付も丁寧で側辺に直交するが如く接し、側辺外面に櫛目状工具により波状文が描かれている。

(2) 転用硯

須恵器の杯類・蓋・瓶類・壺類には、硯に転用されたための使用痕である摩耗痕・墨痕・朱痕が認められるものがある。転用硯26点中摩耗痕の顕著なもの5点、墨の付着しているもの19点、朱の付着しているもの2点で、摩耗痕の顕著なものには墨痕も併せて認められる。以下、須恵器の器種ごとにその特徴を記述する。

杯類

杯類を転用したものは17点あり、その内訳は杯15点、高台杯2点である。

杯・高台杯

使用痕としては摩耗痕の顕著なもの4点、墨の付着しているもの12点、朱の付着しているもの1点で、摩耗痕の顕著なものには墨痕も併せて認められる。

高台杯の1点が底外面を利用している他はすべて底内面の利用である。底外面を利用している高台杯は明らかに破損後の転用であるが、他は完形時の転用なのか、破損後の転用なのかは不明である。

底部切り離しは回転ヘラ切り無調整4点、回転ヘラ切り後ヘラケズリ調整の施してあるもの1点、回転糸切り無調整12点である。

墨書の認められるものが6点あり、内訳は底外面4点、体外面2点である。

墨書

蓋

蓋を利用したものは5点で、いずれも天井内面に墨の付着が認められるものである。天井内面中央部に墨痕のある資料から、事前につまみ部分を打ち欠いて硯に利用したことが窺える。つまみ周辺部は回転ヘラケズリが施されている。また天井外面に墨書の認められるものが1点ある。

瓶類

瓶 類 瓶胴部破片の内面を利用したもので、墨痕の認められるもの1点、朱痕の認められるもの1点がある。

壺類

壺 類 壺胴部破片の内面を利用したもので、墨痕の認められるもの2点である。うち1点は摩耗痕が顕著である。

番号	形 態	出 土 地 点	使 用 痕	備 考	番号	形 態	出 土 地 点	使 用 痕	備 考
風字硯	SB530-11	摩耗痕			転用硯	SB638	墨 痕	須恵器・壺	
風字硯	SB422				転用硯	SB638	墨 痕	須恵器・杯	
188	二面硯	SK327		区画の隆帯	転用硯	SB638・639	墨 痕	須恵器・瓶	
風字硯	SK140	摩耗痕			29	転用硯	SB639	墨 痕	須恵器・杯
187	二面硯	SK179	摩耗痕	区画の隆帯	転用硯	SB639	墨 痕	須恵器・蓋	
風字硯	SB638				転用硯	SB639	墨 痕	須恵器・杯	
191	風字硯	HT00	摩耗痕		転用硯	SB639	墨 痕	須恵器・杯	
風字硯	IT05				転用硯	SB640	墨 痕	須恵器・杯	
風字硯	JM08				転用硯	SD481	墨 痕	須恵器・高台杯	
190	二面硯	JQ06	摩耗痕	区画の隆帯	転用硯	SD614	朱 痕	須恵器・杯	
189	風字硯	JR92			転用硯	SI331	墨 痕	須恵器・蓋	
192	風字硯	JS91	摩耗痕		194	転用硯	SX363	朱 痕	須恵器・瓶
風字硯	JS92	摩耗痕			170	転用硯	SX346	墨 痕	須恵器・杯
風字硯	KA88～90	摩耗痕			転用硯	SK353	墨 痕	須恵器・杯	
転用硯	SB110-11	墨 痕	須恵器・杯		転用硯	SX605	墨 痕	須恵器・蓋	
転用硯	SB121A-19	墨 痕	須恵器・杯		転用硯	IP04	墨 痕	須恵器・瓶	
転用硯	SB121C-7	墨 痕	須恵器・杯		転用硯	JJ07	墨 痕	須恵器・蓋	
転用硯	SB422	墨 痕	須恵器・杯		転用硯	JJ08	墨 痕	須恵器・杯	
転用硯	SB638	墨 痕	須恵器・杯		193	転用硯	JS05	墨 痕	須恵器・瓶
転用硯	SB638	墨 痕	須恵器・杯		転用硯	JS93	墨 痕	須恵器・杯	

第11表 砥観察一覧

3 その他の遺物

(1) 土製器

土錘 政府地区から出土した土錘は56点あり、すべてが土師質で円筒状をなし、長軸方向に貫通孔を有するものである。

形態は、側辺が膨らんで縦断面が梢円形に近い。法量は長さ2.8~4.4cm、最大径0.9~1.3cm、貫通孔の直径0.3~0.4cm、重さ2.1~6.1gである。法量から長さ3.9cm以上の大型品とそれ以下の小型品とに大別することができる。完形品52点、中大型品23点、小型品29点である。貫通孔内には細繩が遺存しているものもあり、細繩の擦りはL字である。これらの資料はすべてSB638壁際からの一括出土である。

番号	長さ (mm)	厚さ (mm)	直径 (mm)	重さ (g)	番号	長さ (mm)	厚さ (mm)	直径 (mm)	重さ (g)	番号	長さ (mm)	厚さ (mm)	直径 (mm)	重さ (g)	番号	長さ (mm)	厚さ (mm)	直径 (mm)	重さ (g)
1	36	11	4	3.7	15	35	11	3	3.5	29	38	12	3	4.3	43	41	12	3	4.5
2	37	12	4	4.1	16	33.5	11	3	3.6	30	39	11	3	4.3	44	40	11.5	3	4.4
3	38	12	3.5	4.3	17	33	11	3	3.1	31	42.5	12	3	5.4	45	43	12	3	5.5
4	37	12	3	4.8	18	32	11	3	3.8	32	40	12	3	4.5	46	42	13	3	6.3
5	34	11	3	3.3	19	32.5	10.5	3	3.0	33	42	12	3.5	5.1	47	43	12.5	3	5.8
6	33	12	3	4.3	20	30	11.5	3	3.3	34	44	13	3	6.1	48	40	11.5	3	4.4
7	34	12	3	4.3	21	36	11	3	3.3	35	41	11.5	3	4.3	49	44	12	3.5	4.6
8	33.5	11.5	3.5	4.0	22	34.5	11	3	3.1	36	41	12.5	3	5.1	50	39	11.5	3	4.3
9	32	13.5	4	5.5	23	34	11	3	3.6	37	40	12	3	5.4	51	39	11.5	3	4.7
10	34	12	3	4.5	24	38	12	3	4.2	38	39	12	3	4.7	52	39	11.5	3	4.2
11	37	12	3	4.0	25	32	10	3	2.7	39	39	11	3.5	4.0	53	—	13	3	—
12	33	11.5	3	3.3	26	28	10	3	2.1	40	40	11	3	4.2	54	—	11	3	—
13	34	12	3	4.2	27	37	9	3	3.1	41	43	12	3	5.4	55	—	12	3	—
14	36	11.5	3	3.8	28	38	12	3	4.6	42	41	12	3	4.9	56	—	11	3	—

第12表 土錘法量一覧

フイゴ羽口 政府地区から出土したフイゴ羽口は82点で、いずれも原形を復原し得ない小破片である。形態は基部が開き気味になる円筒状で、色調は赤褐色ないし灰色を呈している。全体的に強い火熱を受けたため脆く、先端部資料には鉄滓の付着しているものもみられる。

(2) 鉄製品

鉄鎌 基部を欠損しているものが1点あり、横断面は四角形を呈している。

鎌 原形が長さ20cm、幅22cm程度と思われるもの1点で、柄の挿入部は断面V字形である。

釘 断面が四角形の釘が4点出土している。いずれも遺存状態が悪く、原形は知り得ない。

その他 遺存状態が悪く、鏽による腐食でその原形を知り得ないものである。刀子の刀身の一部と思われるものや鉄鎌・釘などではないかと思われるが、あくまでも推測の域を出ないものである。

鉄滓 鉄滓は多量に出土しており、その出土地点は政府北東部SX140~143鍛冶工房跡、政府北西部SX636鍛冶工房跡を中心として政府全体にわたる。

(3) 銅製品

政府地区から出土した銅製品は1点で、原形を復原し得ないものである。形態が不整形で、全体に小気孔がみられることから、銅滓の可能性もある。

(4) 石製品

砥石 政府地区から出土した砥石は2点で、泥岩を素材としたものである。ともに2面に使用痕が認められる。

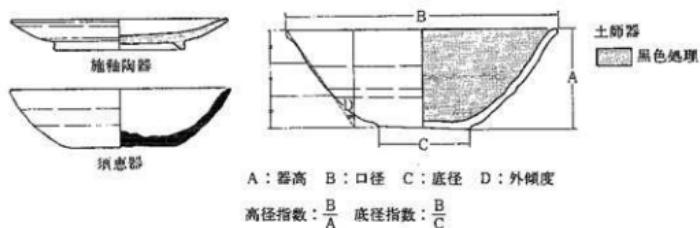
水晶平玉 透明度の高い水晶を研摩することによって径1.1cm、厚さ4mmの円形に整形したものである。

石皿 SD187埋土中より出土した石皿で、凝灰岩を素材としている。

石製品 泥岩を扁平にして4×3.4cmの略方形に整形したものである。厚さは5mmで、側辺はすべて研摩による面取りがなされている。また縁辺部の一部には使用痕と思われる擦痕が認められる。表・裏面より径6mmの孔を穿とうとした痕跡が認められるが、貫通はしていない。

その他の石製品 安山岩質凝灰岩を素材とした台形状の石製品で5面に研磨面が認められることから砥石として用いていたものであろう。

石英安山岩を素材とした円盤状石製品である。



第31図 杯類土器の法量計測基準

第VI章 考察

第1節 遺構

1 遺構期の設定

遺構の変遷を把握するためには、④盛土整地層の時期、②遺構間の重複状況による新旧関係の確定、③政府建物としての対称性と平面での類似性を中心に、政府を構成する遺構群の細分をおこなって遺構期設定の手がかりを得ることにする。このなかで、対称性をもつ遺構については第13表に、遺構の新旧関係については第32図にまとめた。

(1) 盛土整地層の時期

盛土整地層（S X176・S X546）の時期はすでに第IV章に詳述したように、西脇殿SB499と新旧関係にあり、西脇殿SB499造営にさきがけた地業である。また、各辺の板塀はすべて盛土整地層より新しい遺構である。したがって、盛土整地層は創建期直前の時期に位置づけることができる。

(2) 正殿・東脇殿・西脇殿

主要建物の造営は、正殿5回、東脇殿5回、西脇殿5回と同数であり、同一期の仕事と考える。ただし、東脇殿120Bは南側柱列の部分補修であり、上記回数に含めていない。柱穴の観察では、I・IV・V期の仕事に共通する部分が多く、II・III期の仕事も同一と考えて大過ないと思われる。

(3) 政府南門

政府南門SB284A・B、SA285はSD240に、SB246A・BはSD144に対応する建物であろう。板塀は政府域を画する施設であり、SD144は3回使用されていることになるが、SB246A・B建物は2回しか造営していない。SD144の土層は2回の切り合い関係しかつかめていない。しかし、全体の板塀の変遷を考えた場合、SD144は3回使用されたと考えたいし、その間政府南門の造営は2回しかなかったとしておきたい。

(4) 政府東門・政府西門

政府東門SB129A・SB129Bは、政府西門SB530A・SB530Bに対応する建物であった。SB129B・SB530B以後、政府東西門の造営はないが、SB129A・SB530A以前に一本柱規模の門であれば存在していたかもしれない。しかし、遺構は確認していない。

(5) 政庁北門

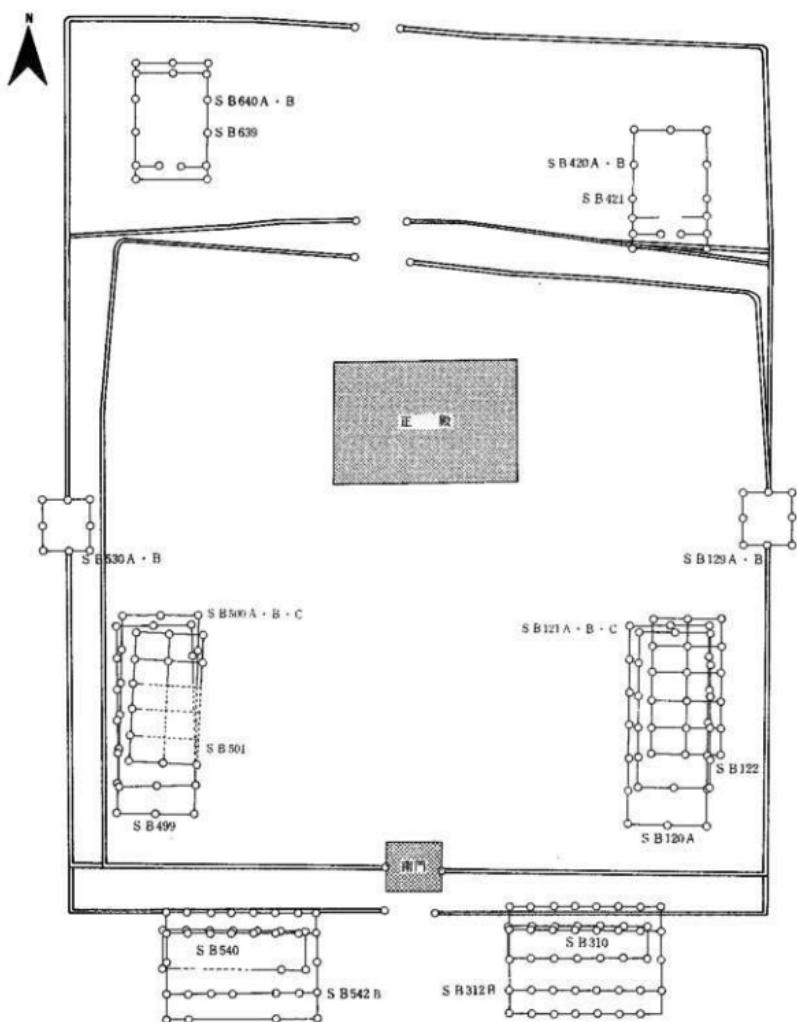
政 庁 北 門 政庁北門S B100・S B101・S B645はすべて一本柱1間の建物である。S B645には柱間に扉止めと思われる痕跡を認めている。S B100はS D143に伴なった柱痕であるが、S D142も同位置であり、遺構の確認はないが、S B100と同様な政庁北門であったと考えたい。政庁北門は払田柵政庁全期を通じて配置されており、S D142に併行してS B610が配置され、機能していたと思われる。このようにS D142・S D143の時期には政庁域外北側にも建物配置がなされていた状況から判断して、上述の類推は妥当なものであろう。

(6) 東前殿・西前殿

東・西前殿 東前殿の造営は5回、西前殿の造営は4回である。東前殿は正殿などと同数の5回であるが、西前殿は一致していない。前殿の建物群のなかで、対称関係にあるのは、①最も古い建物で、規模が6間×1間のS B310とS B540、②最も新しい建物で、身舎面積が同一のS B312BとS B542Bの2遺構であろう。S B542AとS B542Bは建物面積は異なるが、7間×4間の建物であり、連続した関係にあったと考えたい。東前殿S B312Aの発掘記録は7間×2間であるが、復原建物としては両廊のつく7間×4間も可能であると考えている。S B312AはS B542Aと対応する建物になるのではなかろうか。このように考えると、S B311A・S B311Bに対応する建物はS B541だけとなってしまう。S B541はどちらの建物と対応関係にあったかはあきらかにできないが、全体の変遷を考えた場合S B540に連続した建物とみる。もし、S B311Aに対応したとしてもS B300Bに対応したか不明であり、対応する建物がなかった可能性もある。いずれにしても判断しがたいことであるが、S B541はS B311Aに対応する建物として造営され、S B311Bの時期にも再建されず存続していたと考えておきたい。

	東	西	規 模・構 造	備 考
脇 殿	S B120A	S B499	南北棟(6×2間)掘立柱建物	床束あり
	S B121A	S B500A	" (5×2間)	"
	S B121B	S B500B	" (5×2間)	"
	S B121C	S B500C	" (5×2間)	"
	S B122	S B501	" (5×2間)	純柱
政 庁 門	S B129A	S B530A	南北棟(5×2間)掘立柱建物	向面に板塀が取り付く
前 殿	S B129B	S B530B		
	S B310	S B540	東西棟(6×1間)掘立柱建物	
北東・北西建物	S B312B	S B542B	" (7×4間)"	南北に廊が付く
	S B420A	S B640A	南北棟(3×2間)掘立柱建物	南側に廊が付く
	S B420B	S B640B	(3×2間)"	"
	S B421	S B639	" (3×2間)"	

第13表 対称遺構一覧



第32図 対称遺構

(7) 北東部建物・北西部建物

北東部建物・
北西部建物

北東部建物のうち、S B420A→S B420B→S B421→S B422は一連の建物であろう。重複するS B380はS B422と新旧関係にあり、前者の方が新しい。北西部建物のうち、S B640A→S B640B→S B639→S B638は一連の建物であろう。隣接するS B641は前述建物との前後関係が問題となろう。後述するS B610・S B611との建物間距離が3m弱であり共存関係に無理があり、S B638より新しい時期の可能性があるかもしれない。

対応関係をもつ建物

北東部建物のS B420A・S B420B・S B421・S B422は、北西建物のS B640A・S B640B・S B639・S B638とそれぞれ対応関係をもつ建物と思われる。この建物のなかでS B422とS B638を除けば他は同規模の建物である。S B422とS B638の建物規模は異なるが、前述したように以前の建物と同一位置の建て替えであり、連続する一連の施設であったと考えても大過ないと思う。これらは正殿後方の東西に対称となる建物であり、板塀S D187に囲まれる時点で造営されたものである。板塀S D187が取り壊れる時点で存在しない建物群なのである。これはS B638・S B639出土土器の年代からも肯綮されよう。

SB380とSB
641

S B380・S B641について検討してみたい。S B380はS B422以降の造営であり、重複位置からみて若干の時間差があるように思える。S B641はS B620の建物方位、柱間尺度に近いが併存関係はむづかしく、またS B380との対称関係も無視できないと思う。したがって、S B641は時期不明の建物としておきたい。S I 580も時期不明である。

(8) 北部建物

北部建物

北部建物は新旧関係から、S B610A→S B610B→S B611→S D187・S B645となる。したがって、S B610A・S B610B・S B611はS D187・S B645以前の建物となり、S D142・S D143に対応する建物となる。この建物が造営された時点では政府域外の建物となる。創建時点では政府域外の北側にも官衙建物群を配置したことになる。

豎穴住居跡S I 331・S I 332・S I 571は、S B610Aとの併存はあり得ないので、創建時点で使命を終えて取り払われてしまった遺構である。もし、この考え方方が正しいとすれば豎穴住居跡出土土器は創建直前の遺構に共伴した遺物となろう。ただし、S I 331・S I 332出土土器は他遺構の重複があり、遺物取り上げの記録がないため問題を残してしまったが、S I 571床面土器は創建直前の年代を示しているように思われる。

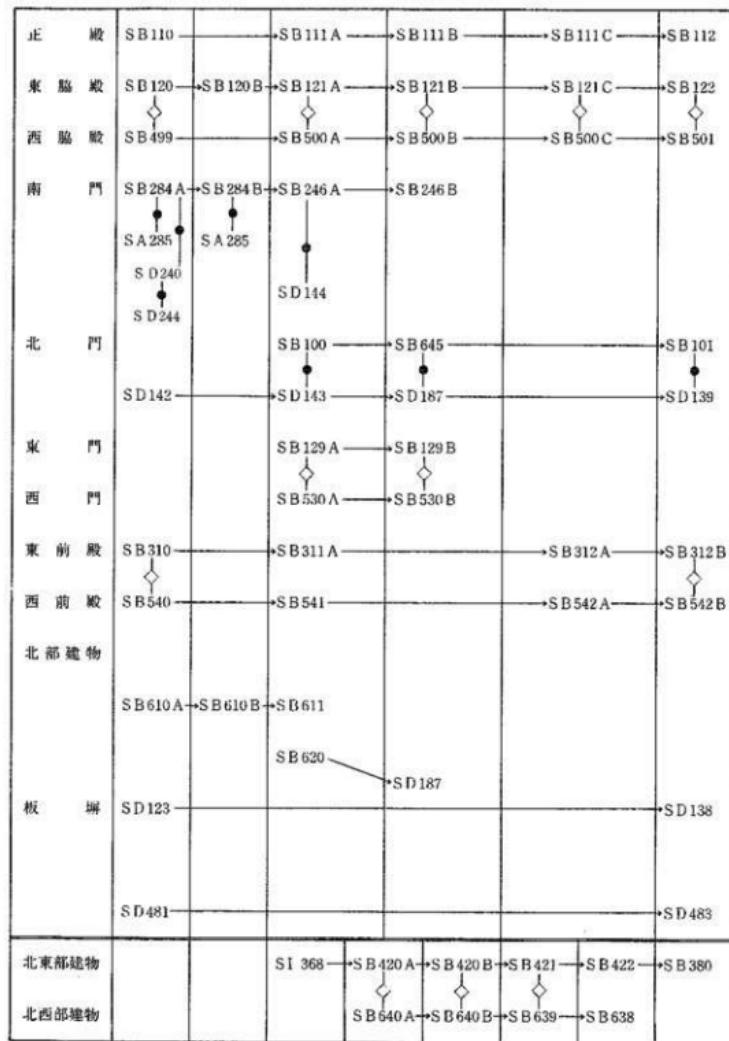
(9) 板塀の変遷

板塀の新旧
関係

政府の主要建物である正殿・東脇殿・西脇殿は、周囲を板塀によって囲まれている。この板塀は平面で数条確認されているところもあるが、全体では必ずしも整合していない。しかし、この板塀は政府域を画する施設として重要な役割を果したものであり、常に四周した構造物であったと理解している。

南

辺 ① 南辺の板塀 板塀はS D240・S D244とS D144がある。両者の新旧関係は東端がS D123と接しているが確認できず、西端はS X529により破壊されていたためわからなかつた。S D144とS D244とは、S D144の方が新しいことがわかっている。したがって、S D240・S D244が古く、S D144の方が新しい。S D240・S D244の土層では1回、S D144



凡例 → 新旧関係 ◇ 对称関係 ● 紙み合うことが明らかな遺構

第14表 遺構の新旧関係

では2回の切り合いしか、把握できなかった。

- 北** 辺 ② 北辺の板塀 板塀は S D139 (S D138) と S D142, S D143, S D187があり、後者は東端で S D123 と、西端で S D481 と連結している。これらの板塀の西端における新旧関係から、S D139が一番新しいことがわかっている。また、S D142→S D143の新旧関係がある。溝の東端における新旧関係から S D142→S D143→S D187がわかっている。従って北辺の板塀は、S D142→S D143→S D187→S D139の変遷が確定したことになる。
- 東** 辺 ③ 東辺の板塀 板塀は S D123 と S D138 がある。S D138は S D139と連結するので、上述のとおりである。S D123A・B・C、S D138は合計4回使用されているが、土層観察では2~3回しか把握できなかった。しかし、S D123が南辺の S D240・S D144と北辺の S D142・S D143・S D187に対応していたと考えている。
- 西** 辺 ④ 西辺の板塀 板塀は S D481A・B・C、S D482、S D483がある。S D483は S D139と連結するので上述のとおりである。S D481は土層や平面で明確に把握できなかつた。しかし、S D481は南辺の S D244・S D144と北辺の S D142・S D143・S D187に対応していたと考えている。

以上、各辺の板塀の新旧関係を整理すると次のようになる。

	南 边	北 边	東 边	西 边
板塀第1期	S D240・S D244	S D142	S D123A	S D481A
板塀第2期	S D144	S D143	S D123B	S D481B
板塀第3期	S D144	S D187	S D123C	S D481C
板塀第4期	S D144	S D139	S D138	S D483

第15表 板塀変遷表

- 板塀の再検討** 最後に板塀について再度検討したい。さきに板塀は各辺ごとに検討し、全4時期を設定することができた。ここで再度検討しなければならないことは、板塀がいつからいつまで存在したのか、あるいは板塀が存在しなかつた時期があったのか、一度考えておかねばならない。

北辺の板塀 S D142→S D143→S D187→S D139と変遷することはすでに述べた。S D187掘形内埋土から灰釉陶器(光ヶ丘1号窯式期)が出土している。灰釉の製作年代は後述するように9世紀後半とし、埋設された年代を9世紀末と推定している。したがって、S D142・S D143は9世紀末以前の遺構とみなすことができよう。また、S D139は正殿SB112に伴う板塀であることから最末期の建物にも板塀はあったとみなすことができる。

南辺の板塀と東・西前殿の新旧関係から S D240・S D244に対応するのは S B310・S B540、S D144に対応するのは S B311A・S B311B・S B312A・S B312Bとなることがわかっている。あらためて政府の主要建物の造営数を記すと正殿5回、東脇殿5回(補修は含んでいない)、西脇殿5回であり、西前殿は4回であるが、東前殿5回に対応する建物があった可能性が大きいことは既述した。このような事実から、東前殿 S B310から S B311

Aへの変化は前殿機能の拡充によるものであり、これに伴って板塀SD240・SD244からSD144への建て替えと理解できると思う。同種の前殿建物は陸奥国守である多賀城にみられ、築地土塀によって正殿・東脇殿・西脇殿と区別されている。

しかしながら、溝(板塀)の土層観察では各期の確認はできなかった。SD144では2回の切り合い関係しか検出できなかったことも事実である。SD142・SD143・SD481・SD482では補修の痕跡を残している部分もある。溝(板塀)というきわめて狭く、深さも60cm以内の同一造構での切り合い関係の観察には限界があるというのが、率直な感想である。部分的にはこのような課題を内在しているが、政府城全体を視野におさめたときには板塀が常に政府城を画していたとみるのが妥当のように思われる。

このような視点から、払田柵跡における板塀は創建期当初から自然廃絶するまで存在していたと考えができると思う。

造構期を設定するにあたって、造構群を分類してみた。板塀は全時期に存在し、板塀第1期から第4期まであることがわかった。板塀と政府各門の変遷とを組合せると政府第I期から第V期までの組合せができる。さらに政府第I期は東脇殿SB120Bの補修などをもって、I-A、I-Bの2つに分けた。板塀第3期は政府第III・IV期に対応する。第III期には政府東・西門が伴い、第IV期には伴わないことになる。板塀第3期の板塀SD187に囲まれた北東部・北西部建物は政府第III・IV期に対応する。

造構群の分類

造構期 名 称	第 I 期		第 II 期	第 III 期	第 IV 期	第 V 期		
	A 期	B 期						
正 廓	SB110		SB111A	SB111B	SB111C	SB112		
東 脇 廓	SB120A	SB120B	SB121A	SB121B	SB121C	SB122		
西 脇 廓	SB499		SB500A	SB500B	SB500C	SB501		
南 門	SA285	SA285 SB284A	SB246A		SB246B			
北 門			SB100	SB645		SB101		
東 門			SB129A	SB129B				
西 門			SB530A	SB530B				
東 前 廊	SB310		SB311A	SB311B	SB312A	SB312B		
西 前 廊	SB540		SB541		SB542A	SB542B		
板 塀	SD123		SD123	SD123		SD138		
	SD481		SD481	SD481		SD481		
	SD142		SD143	SD187		SD139		
	SD240		SD144	SD144		SD444		
北 部 建 物	SD244							
	SB610A	SB610B	SB611					
				第 III + IV 期				
				1	2	3	4	
北東部建物			SB620	SB420A	SB420B	SB421	SB422	SB380
北西部建物				SB640A	SB640B	SB639	SB638	

所属不明 S 1580・SB641

第16表 各期に属する造構

遺構群の整理 以上により、各遺構群を整理すると第14表のようになり、また、各遺構期に属する遺構をまとめると第16表のようになる。

2 各遺構期の建物配置

政府の遺構群を分類し遺構を遺構期に整理してみた。ここでは各遺構期の建物配置について検討してみることにする。

(1) 第I期直前

概要 直前とした遺構は、第I期創建の時点ですでに使命を終え完了した一連の仕事をさすものである。遺構は盛土整地地業S X176・S X546と竪穴住居跡S I 331・S I 332・S I 571である。竪穴住居跡S I 580は保存状態が悪く、新旧関係が不明であるが、第I期直前の可能性はある。前述した竪穴住居跡の住人は盛土整地地業や政府建物の造営工事に携わった工人のものであろうか。

(2) 第I期

概要 払田柵跡政府の創建期である。本期の板塀は南辺(S D240・S D244)、北辺(S D142)、東辺(S D123A)、西辺(S D481A)である。第I期はA期とB期に分ける。A期は創建期の建物であり、B期は東脇殿の補修と政府南門、北部建物の建て替えなどである。

第I-A期

概要 本期に造営された建物は、正殿S B110、東脇殿S B120A、西脇殿S B499、政府南門S B284Aと目隠し塀S A285、北門、北部建物(S B610A)などである。

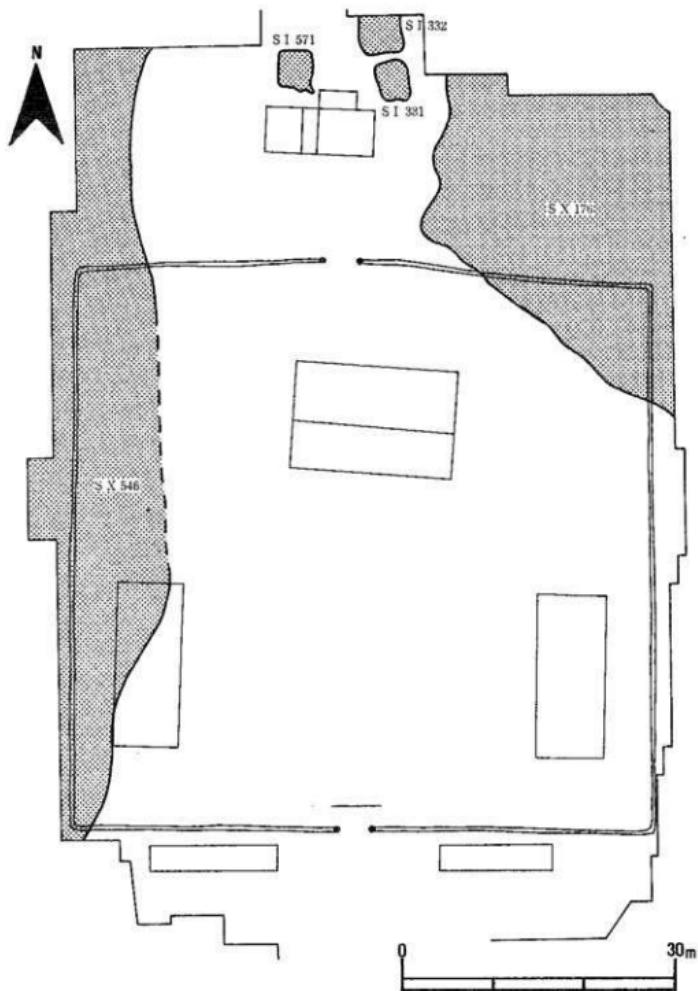
政府は東西棟南廻付(5間×3間)の正殿を中心として、その南方に床張りで南北棟(6間×2間)の東・西脇殿がコの字形に配置されている。これら3棟は四周を板塀によって囲まれ、正殿は北半の中央部に位置している。板塀の南辺には一本柱1間(12.5尺)の政府南門があり、目隠し塀がついている。北辺にも同様な門があつたと思われるが、遺構は確認していない。東辺、西辺は不明である。政府南門の南側には板塀に近接して東西棟(6間×1間)の東・西前殿が対称の位置にある。

政府域外北側 政府域外北側には北部建物S B610がある。この建物は政府北門の北正面に位置し、政府と北側の官衙群をつなぐ重要な役割を果したのであろう。本来であれば、政府域を示す板塀は盛土整地を行なった範囲をできるだけとり入れてもっと北側に設計してもよかつたはずである。それにもかかわらず、政府域の範囲をおよそ210尺四方に設定し、北側の中央に

S B610を配置したことになる。

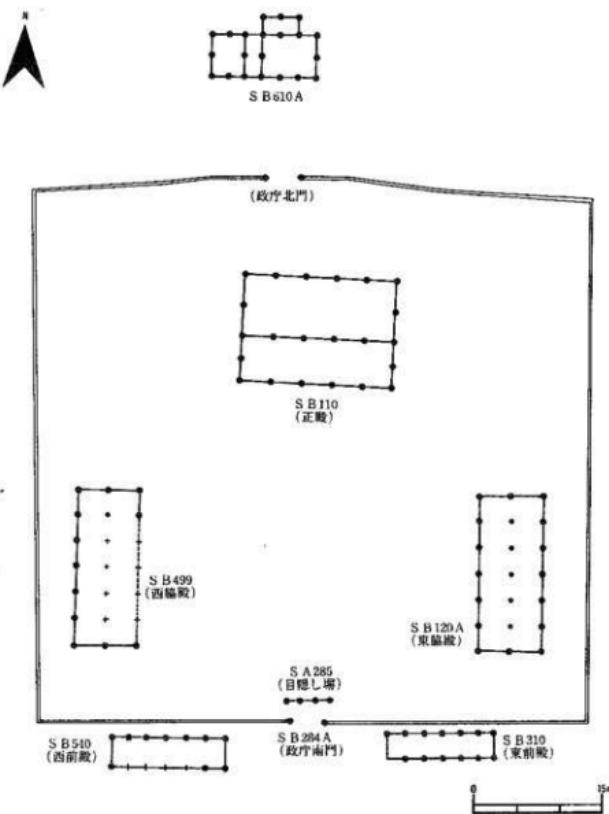
板塀は直線に走るところや外側に張り出すなど、きちんとした方形ないし長方形を呈していない。とくに北辺の曲線が著しい。板塀の各隅を復原した各辺の直線距離は、南辺63.21m (210尺)、北辺64.7m (215尺)、東辺60.2m (200尺)、西辺61.7m (205尺) である。各

板塀の尺度



第33図 第I期直前政庁平面図

辺の長さは、すべて5尺ずつ異なる。試みに、政庁北門から南辺板塀までの直線距離は約63mである。当初の造営尺度は210×210尺の方形なのであろうか。

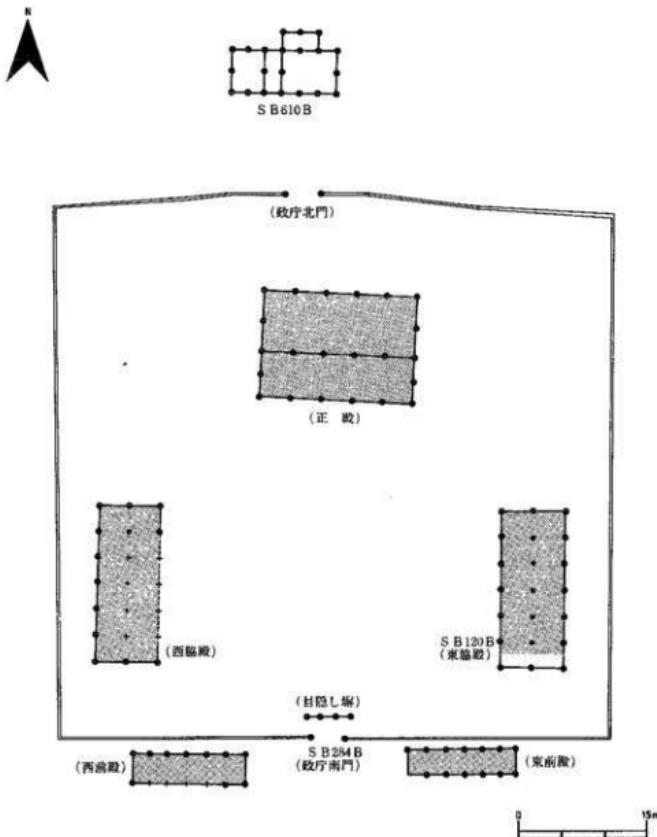


第34図 第I—A期政庁平面図

第I-B期

本期の建物は、東脇殿 S B120B、政庁南門 S B284B、北部建物（S B610B）だけである概要。

東脇殿 S B120B は、S B120A の南側柱を抜き取り新たに柱を入れた補修事業である。政庁南門 S B284B は S B284A の建て替えであり、北部建物 S B610B は S B610A の建て替えである。板塀 S D142 の部分補修も予想される。

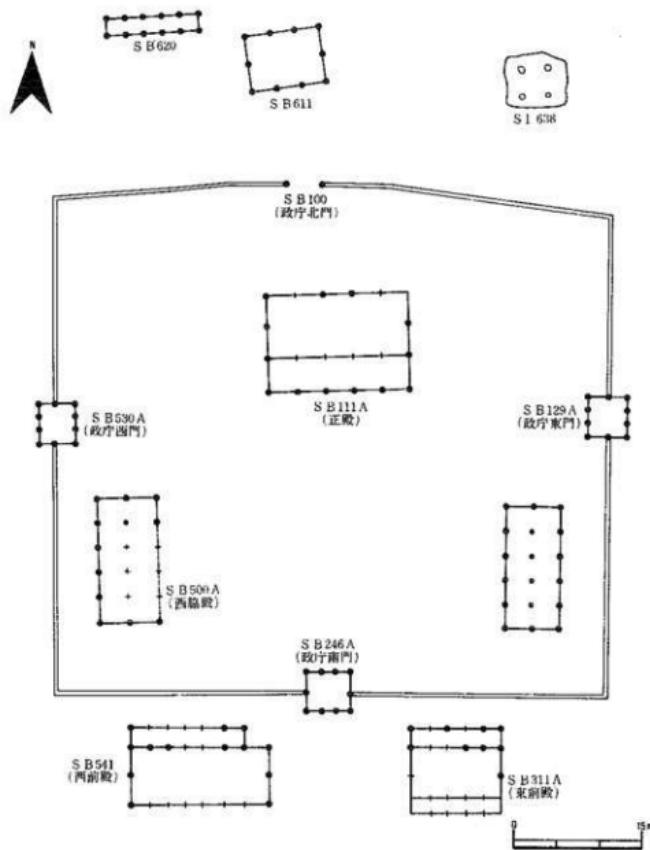


第35図 第I-B期政庁平面図

(3) 第II期

概要 第I期の掘立柱建物を撤去し、全面的に建て替えている。本期の板塀は、南辺(S D 144)、北辺(S D 143)、東辺(S D 123B)、西辺(S D 481B)である。本期に造営された建物は、正殿S B111A、東脇殿S B121A、西脇殿S B500A、政庁南門S B246A、政庁北門S B100、政庁東門S B129A、政庁西門S B530A、東前殿S B311A、西前殿S B541、北東部の竪穴住居跡S I 368、北部建物(S B611)、北西部建物(S B620)などである。

政庁は東西棟南廂付(5間×3間)の正殿を中心として、その南方に床張りで南北棟(5



第36図 第II期政庁平面図

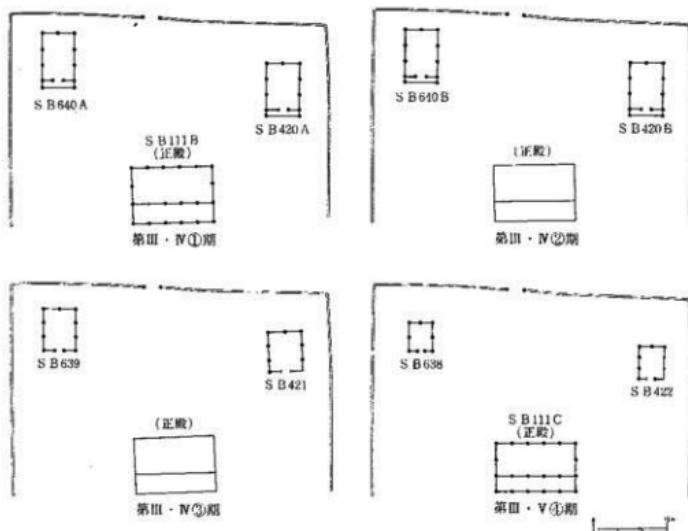
間×2間)の東・西脇殿がコの字形に配置されている。東・西脇殿が南北1間小さい建物となった。政庁南・東・西門が一段と整備された時期である。これらの建物は3間×2間で、中央柱中2本がない構造となっている。政庁北門は一本柱1間(14尺)である。政庁南門の南側には板塀に近接して東・西前殿が大規模な建物となる。東前殿は桁行5間×梁行4間の両廊をもち、西前殿は桁行7間×梁行3間で北に北東隅欠き一間の廻のつく建物である。

政庁域外の北側には、西を向くS B611(3間×2間)とS B620(5間×1間)がある。政庁域外北側また豊穴住居跡S I 368も属する。このように小さな建物が点在するようになり、今までになかった西を向く建物が出てくる。西を向く建物は外郭北門の方向を向いているようにも思えるが、むしろ長森北側に存在したであろう官衙群の一番南側の建物で、政庁に一番近かった建物とみられないこともない。

板塀は南辺が3.6~4m北側に位置をずらし、北辺では東端約11m分だけ南側へわずかに位置をずらしている。板塀の各隅を復原した各辺の直線距離は、南辺64.5m(215尺)、北辺64.5m(215尺)、東辺55.5m(185尺)、西辺57.6m(192尺)である。板塀の尺度

(4) 第Ⅲ期

第Ⅱ期の建物のうち存続、新設、建て替えなどがあり、政庁域がもっとも広く設計され概要

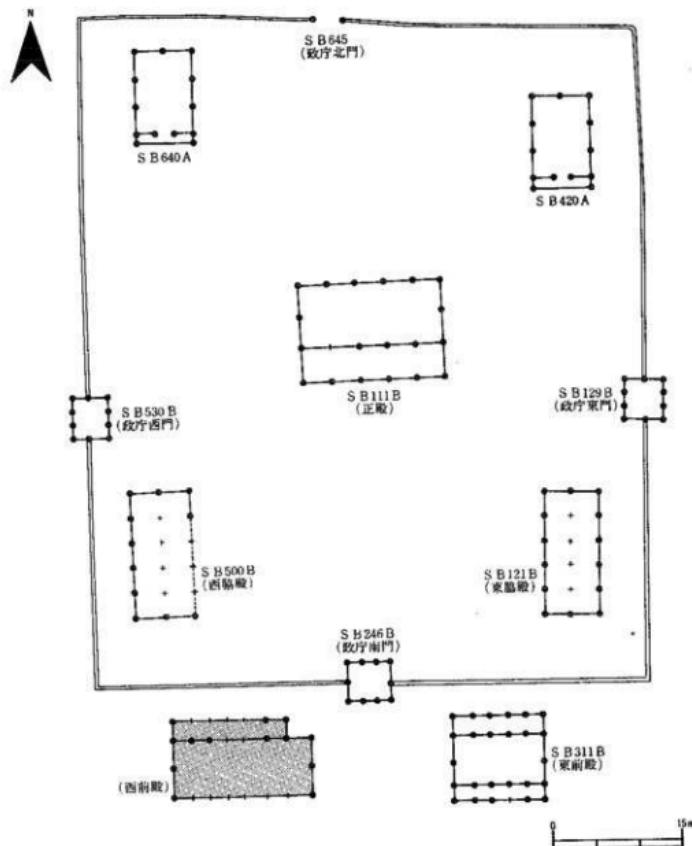


第37図 第Ⅲ-Ⅳ期(1~4)政庁平面図

た時期である。本期の板塀は、南辺（S D114）、北辺（S D187）、東辺（S D123C）、西辺（S D481C）である。北東部・北西部の建物では1・2・3・4期に分けることができる。

北東部・北西部建物群の対称性

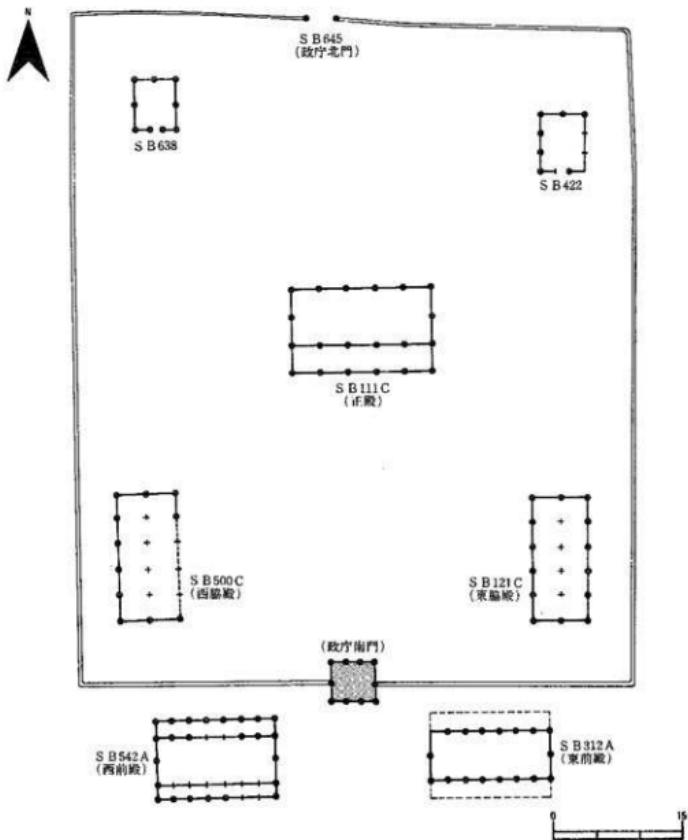
北東部・北西部建物群のうち、板塀S D187に囲まれた造構はそれぞれ連続する4期の建物によって構成され、それぞれ東西に対称性をもつことは既述した。これらの建物は、1期（S B420A・S B640A）、2期（S B420B・S B640B）、3期（S B421・S B639）、4期（S B422・S B638）の4期に分けられる。4期のうち、1期は第III期に、4期は第IV期に属することはわかるが2期、3期が第III・IV両期のどちらに属するかは、判断できなかった。



第38図 第III期政府平面図

本期に造営された建物は、正殿S B111B、東脇殿S B121B、西脇殿S B500B、政庁南門S B246B、政庁北門S B645、政庁東門S B129B、政庁西門S B530B、東前殿S B121Bと北東部建物（S B420Aほか）と北西部建物（S B640Aほか）などである。

政庁は東西棟南廂付（5間×3間）の正殿を中心として、その南方に南北棟（5間×2間）の東・西脇殿がコの字形に配置されている。東・西脇殿の床束は確認していないが、床張りの建物であろう。政庁南・東・西門は第II期の位置を踏襲して建て替えられ、東西の対称性が維持される。政庁北門S B645は一本柱1間（12尺）の建物で、主柱間中央に扉止めの痕跡を認めている。当遺跡の政庁における一本柱1間の門は、政庁南門・政庁北門にあるが、おそらくS B645と同様な扉止めをもっていたのであろう。ただし、政庁北門では



第39図 第IV期政庁平面図

政府南門に伴った目隠し塀はないようである。

この時期より、政庁域が北側に拡大されるようになり、正殿後方に付属建物群が配置されるようになる。この後方の付属建物群の平面・規模および位置は必ずしも対称とはならないが、構成および配置はほぼ同じである。当初の付属建物はSB420AとSB640Aである。

板塀の尺度 板塀の各隅を復原した各辺の直線距離は、南辺64.5m(215尺)、北辺63.6m(212尺)、東辺75m(250尺)、西辺76.5m(255尺)である。

(5) 第IV期

概要 第III期の掘立柱建物を撤去し、全面的に建て替えている。本期の板塀は第III期の板塀をそのまま使用するが、西辺南半と南辺西端に補修がある。

本期に造営された建物は正殿SB111C、東脇殿SB121C、西脇殿SB500C、東前殿SB312A、西前殿SB542Aと北東部建物(SB422ほか)、北西部建物(SB638ほか)などである。

政庁は東西棟南廂付(5間×3間)の正殿を中心として、その南方に南北棟の東・西脇殿がコの字形に配置されている。東・西脇殿の床東は確認していないが、床張りの建物で

東前殿 であろう。東前殿SB312Aの発掘記録は7間×2間であるが、復原建物としては両廂のつく7間×4間の可能性がある。このSB312Aと西前殿SB542Aは、7間×4間の対称となる建物と復原しておきたい。もし、この可能性が大きいとすれば、前殿は第I期と同様な東西対称の建物にもどったことになる。政府南門と北門は第III期の建物が存続し、東門と西門は取壊されて板塀で遮断されてしまった。

正殿後方には付属建物群が配置され、最終期の建物がSB422とSB638である。

(6) 第V期

概要 第IV期の建物のうち政府南門を除いてほぼ全面的に建て替えられ、政庁域がもっとも狭く設計された時期である。本期の板塀は、南辺(SD144)、北辺(SD139)、東辺(SD138)、西辺(SD483)である。本期に造営された建物は正殿SB112、東脇殿SB122、西脇殿SB501、政府北門SB101、東前殿SB312B、西前殿SB542BおよびSB380などである。

政庁は東西棟(5間×2間)の正殿を中心として、その南方に純柱で南北棟(5間×2間)の東・西脇殿がコの字形に配置されている。この期の正殿・脇殿の掘形は約0.75~1.2mの円形を呈し、一見してわかる特徴をもっている。正殿は廂をもたない建物となる。脇殿は純柱の建物であり、高床の2階建なのであろうか。板塀は全面的な造り替えである。南辺SD144と東辺SD138は第IV期とほぼ同一位置であるが、北辺SD139と西辺SD483

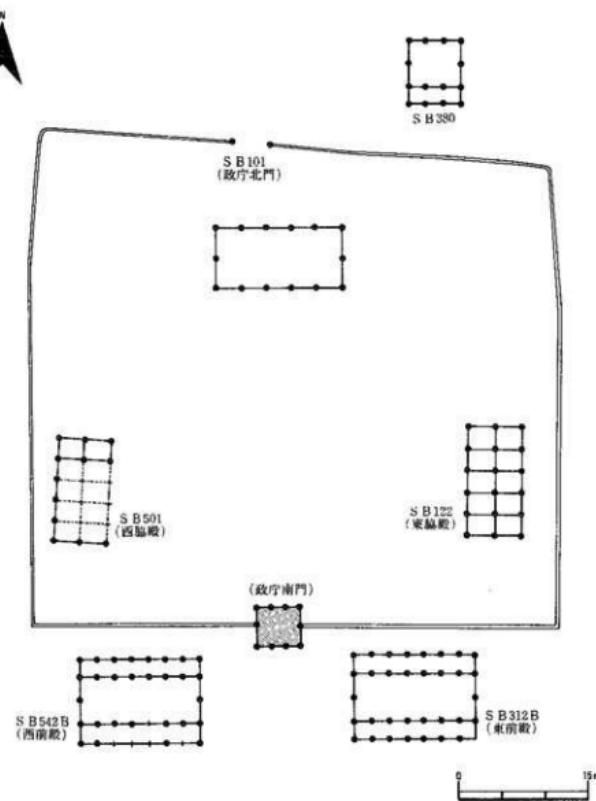
は新設である。政庁南門の建て替えはないようで、政庁北門SB101は新設である。SB101は一本柱1間の門で、主柱間は14尺である。前殿は、第II・III期よりもさらに拡充される。東・西前殿は東西棟（7間×4間）で南北廊がつく建物である。

政庁域外の北側に再び、建物が配置される。政庁域の南辺板塀が第IV期より約21m南側に移動したため、政庁域北側に大きな空間が生まれてしまったことになる。この空間の東にSB380が配置されている。時期不明の建物としたSB641は建物規模こそ異なるが、SB380と対称となる位置にある。いずれにしても、政庁域が縮小されても長森北側の官衙ブロックと政庁を結ぶための施設の配慮をしたのであろう。

板塀の南辺・北辺は直線的であるが、東辺や西辺ではわずかに弧を描いているようにさえ見える。板塀の各隅を復原した各辺の直線距離は、南辺60.2m(200尺)、北辺58.7m(145

政庁域外北側

板塀の尺度



第40図 第V期政庁平面図

尺)、東辺52.7m (195尺)、西辺57.2m (190尺) である。

終 来 なお第V期の建物の柱痕跡が認められることから、柱の根本を切って人為的に撤去したか、または自然廃絶したかのいずれかであろう。

第2節 遺物

前節では政令の遺構期の設定をしたわけであるが、本節では各遺構期の年代を推定する手がかりを得ることにする。政令出土の遺物はきわめて少量であるが、このかぎられた遺物から年代を推定することが必要である。考古資料に基づく年代は相対年代であり、必ずしも絶対年代をさすものではない。年代を推定するための相対資料は横手盆地にとどまらず、古代出羽国・陸奥国全城に求め、従来の土器編年研究と対比させ、その型式学的検討から、出土土器の年代を推定したい。

この土器の編年作業をおこなうにあたり、秋田県における編年研究史を基礎として、横手盆地の須恵器窯および集落遺跡出土の一括土器について検討を加え、あわせて払田櫛跡出土の共伴土器を紹介する。秋田県の奈良・平安時代出土土器編年の研究史については、すでに詳論されているので、ここでは簡略に記述したい。第1期は、奈良修介・豊島昂氏によって『秋田県史』『秋田県の考古学』に集成された時期である。第2期は、秋田市秋田城跡発掘調査事務所の小松正夫氏を中心とした石郷岡誠一・日野久氏等による史跡秋田城跡の発掘調査成果に基づく、豊富な資料を駆使した編年作業である。⁽⁴⁾また、この時期には横手盆地内の須恵器窯を精力的に発掘され、基準資料を提供された杉浦馨氏の一連の報告がある。上述した第1・2期の研究によって奈良・平安時代の編年大綱はすでに出来上がっているわけであるが、考古学の物指となる土器編年は無限の基礎作業によって推進されるべきであり、先学の業績の上に立って新たな編年組立てをおこなうため、既に公表されている資料の点検作業から始めることにする。

相対年代と絶対年代

土器編年の研究段階

遺跡名		所在地
1	七 濤	雄勝郡羽後町足田字七瀬
2	未 館 I	平鹿郡雄物川町大沢字蔽沢目
3	未 館 II	平鹿郡雄物川町今宿字未館
4	西 ケ 沢	平鹿郡平鹿町醸翻字西ヶ沢
5	竹 原	平鹿郡平鹿町上吉田間内字竹原
6	郷 士 館	横手市赤坂字郷士館
7	十 二 牝	横手市金沢中野字下矢来沢
8	物 見	横手市金沢中野字物見
9	川 端 山	仙北郡千畠村金沢東根字川端山
10	九十九沢	大曲市内小友字下田谷地
11	成 沢	大曲市大曲西根字成沢

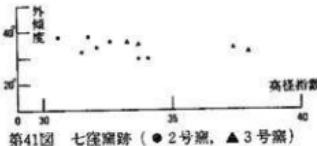
第17表 横手盆地における須恵器窯跡一覧

1 横手盆地の須恵器窯

横手盆地の古窯跡は第17表のとおり現在まで11箇所知られている。このうち須恵器窯出土と報告されている土器について観察し、編年作業を試みることにする。

(1) 七窓窯跡 (第44図)

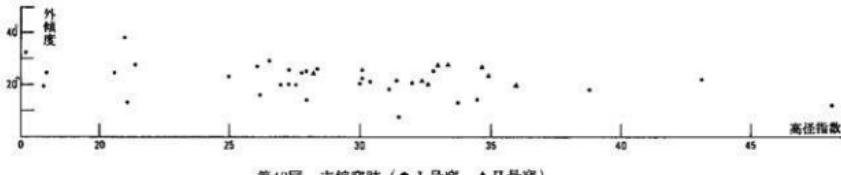
概要 本窯跡の窯体構造は半地下式容窯である。報告書によれば4基の窯跡が見つかっている。2号1次窯・2次窯・3号窯出土土器は時間差の少ない同一時期の所産とみなされている。挿図に掲げた土器は、報告書からの複写である。須恵器の器種には杯・壺・甕などがある。杯類土器はロクロからの切り離しはすべて回転糸切りで無調整である。杯を高径指数による法量により分類すると、第41図のようになる。I類(601~609)高径指数30.6~34.1、口径12.6~14.2cm、外傾度29~38°。II類(610~611)高径指数37.4~38、口径12.3~12.9cm、外傾度33~34°。このほか広口瓶(612)は口部に粘土紐を貼りつけた隆帯をもつ。甕(613~614)の口縁部形態は同様なものが多い。



第41図 七窓窯跡 (● 2号窯, ▲ 3号窯)

(2) 末館 I 窯跡 (第45~46・48図)

概要 本窯跡の窯体構造は半地下式容窯である。報告書によれば出土遺物は窯底面に密着して発見されている。第45~46図に掲げた土器は報告書挿図の複写である。須恵器は杯・蓋・甕などがある。杯類土器を法量により分類すると次のようになる。I類(615~617)高径指数17.2~18、口径13.3~14.2cm、外傾度19~33°。II類(618~621)高径指数20.6~21.4、口径8.4~13.8cm、外傾度13~38°。III類(622~630)高径指数25~28.4、口径9.7~13.2cm、外傾度14~29°。IV類(631~639)高径指数30~36、口径9.7~12.4cm、外傾度7.5~28°。V類(640~642)高径指数38.8~49.1、口径8.1~10cm、外傾度12~22°。高台杯(643~648)、蓋(649~651)、壺(652~654)、甕(655~658)は頸部に2~3段の波状文が施されている。



第42図 末館窯跡 (● I号窯, ▲ II号窯)

第48図(674~684)は雄物川町郷土資料館に展示されているもので今回実測したものである。須恵器は杯・高台杯・蓋がある。杯類土器の底面のロクロからの切り離し技法は、回転ヘラ切りである。杯は体部と底部との境界が丸味もつもの(674~678)、体部下端に回転ヘラケズリをもつもの(675)、底部から二次底部面を介して体部へ至るもの(676~677)に分けられる。法量により分類すれば、III類(674~676)、IV類(677~678)となる。高台杯(679~682) 681は体部中央に丸味もつ把手が付くようである。蓋は扁平で中くぼみをもち擬宝珠形の貼り付けつまみをもつもの(683)と宝珠形のつまみをもつもの(684)とがあり、いずれにも天井部外面2分の1ほど回転ヘラケズリ調整をもち、口縁部端は小さく下方に折り曲げている。

(3) 末館II窯跡 (第47・48図)

本窯跡の窯体構造は、半地下式窯窓である。報告書によれば焚口の下方から多量の須恵器が発見されている。挿図に掲げた土器は報告書挿図の複写である。須恵器の器種には杯・高台杯・高台鉢・盤・蓋・長頸壺などがある。杯類土器を高径指數による法量により分類すると次のようになる。なお、分類は末館I窯跡に準ずる。III類(659)とIV類(660~665)に分けられる。蓋は、すべてリング状つまみがつくようである。

第48図(685~689)は雄物川町郷土資料館に展示されているもので、今回実測したものである。杯(685)は底面の切り離しは回転ヘラ切りで、体外面から底面にかけて回転ヘラケズリのちナデ調整を施している。蓋はリング状に粘土紐を貼り付けたつまみをもち、全体に扁平なもの(686~687)と丸味のある天井部から口縁に至るもの(688)があり、いずれも天井部外面に回転ヘラケズリ調整をもつ。長頸壺(689)は全体に風化が激しく、とくに体部上半が著しい。頭部は接合する際の粘土の粒子が上下に動いた痕跡がみえる。体部上半はカキ目のあとナデ、下半は横方向のケズリ痕跡がみえ、底面の切り離しは回転ヘラ切りで高台がつく。

末館I・II窯跡は至近距離にあり、同一の古窯跡群を形成していたと考えてよいと思う。末館古窯跡群杯類土器を高径指數と外傾度によって大きく5群に分けてみた。本窯跡出土土器の特徴は、I・II群の外傾度の差が大きく、III・IV群の外傾度は7~29°までバラつきをもつが、20~30°の間に集中する傾向がある。V群は比較的小形で深い器形をとるものである。末館II窯跡の杯はIV群に多く、蓋の形態差は末館I窯とは相違しているので、多少の時間差を考えねばならない。とくに、長頸壺(689)は頭部から肩部の張りぐあいなどからみると、かなり下がるように見える。

(4) 西ヶ沢窯跡 (第50図)

本窯跡の窯体構造は、半地下式窯窓である。報告書によれば、燃焼部落ち込み下層より、概要

須恵器がみつかっている。須恵器は杯・壺がある。杯の底面の切り離しは回転ヘラ切りと回転糸切りがあるが、量比は不明であり、無調整のようである。杯の高径指数による法量類は、高径指数25.9~27.8、口径13.8~13.9cm、外傾度が35~36°である。この法量は郷土館窯III類や成沢窯の組成に近い様相であるが、回転糸切りが多いのが異なるようである。

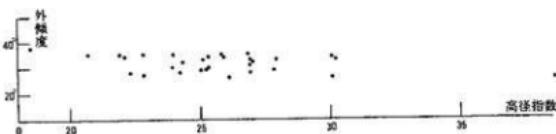
(5) 竹原窯跡 (第50図)

概要 本窯跡の窯体構造は、半地下式窯窓のようである。出土遺物は窯燃烧部から須恵器の杯・高台杯・蓋・壺と円面鏡などがある。杯類土器の底面切り離しはすべて回転ヘラ切りである。杯(703)は、体部下端に回転ヘラケズリ調整をもつ。法量は高径指数31.2、口径14.4cm、外傾度33.5°である。

(6) 郷土館窯跡 (第51図)

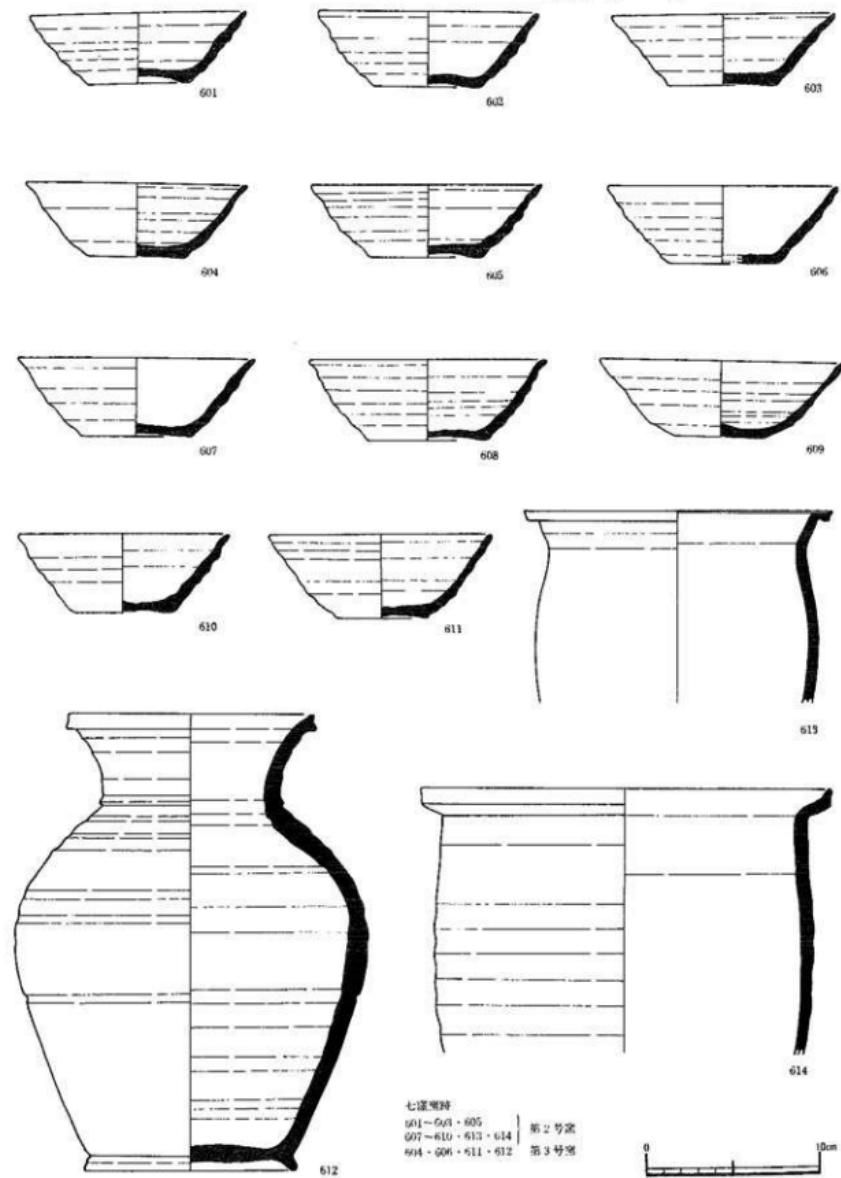
概要 本窯跡の窯体構造は、半地下式窯窓である。報告書によれば、遺物は窯本体内と灰原から須恵器がみつかっている。須恵器の器種には杯・高台杯・蓋・壺などがある。杯類土器類を高径指数による法量によって次のように分類できる。I類(707)高径指数27、口径14cm、外傾度38°。II類(708~713)高径指数20.7~22.8、口径13.4~14.1cm、外傾度27~35°。III類(714~734)高径指数23.9~27.9、口径11.9~14cm、外傾度26~35°。IV類(735~737)高径指数30.1~30.9、口径10.6~12.6cm、外傾度26~34°。V類(738)高径指数38.5、口径11.4cm、外傾度25°。杯はロクロ成形で無調整である。ロクロ切り離しが、回転ヘラ切り(707~735)と回転糸切り(736~738)に分けられる。調整技法は、体部と底部との境界が丸味をもつもの、底部から二次底部面を介して体部へ至るもの、底部と体部との境界がはっきりしているものなどが見られる。蓋は天井部外面に回転ヘラケズリ調整をもち、口縁部端は小さく「く」字形に折り曲げているもの(739)、断面「S」字形のようなもの(740)などがある。

特徴 郷土館窯跡の須恵器杯は第43図のように法量から大きく5群に分けてみた。本窯跡出土土器の特徴は高径指数が20~30間に、外傾度も25~35°間に集中する傾向をもち、これは末館I・II窯跡や物見窯と著しい相違である。第IV・V類とした4個のうち3個が、底面の切り離しが回転糸切りであり、本窯以降、須恵器にも回転糸切り技法が用いられるようになると考へられる。

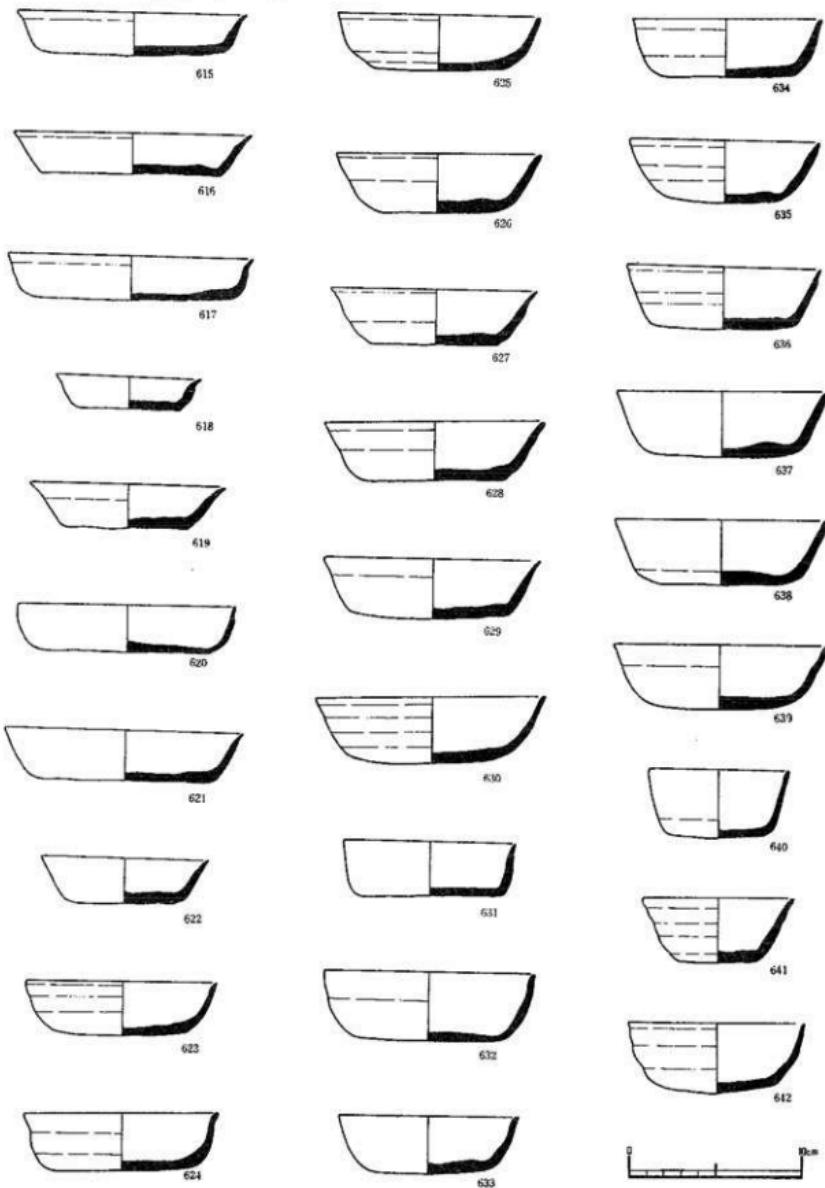


第43図 郷土館窯跡

第2節 遺物

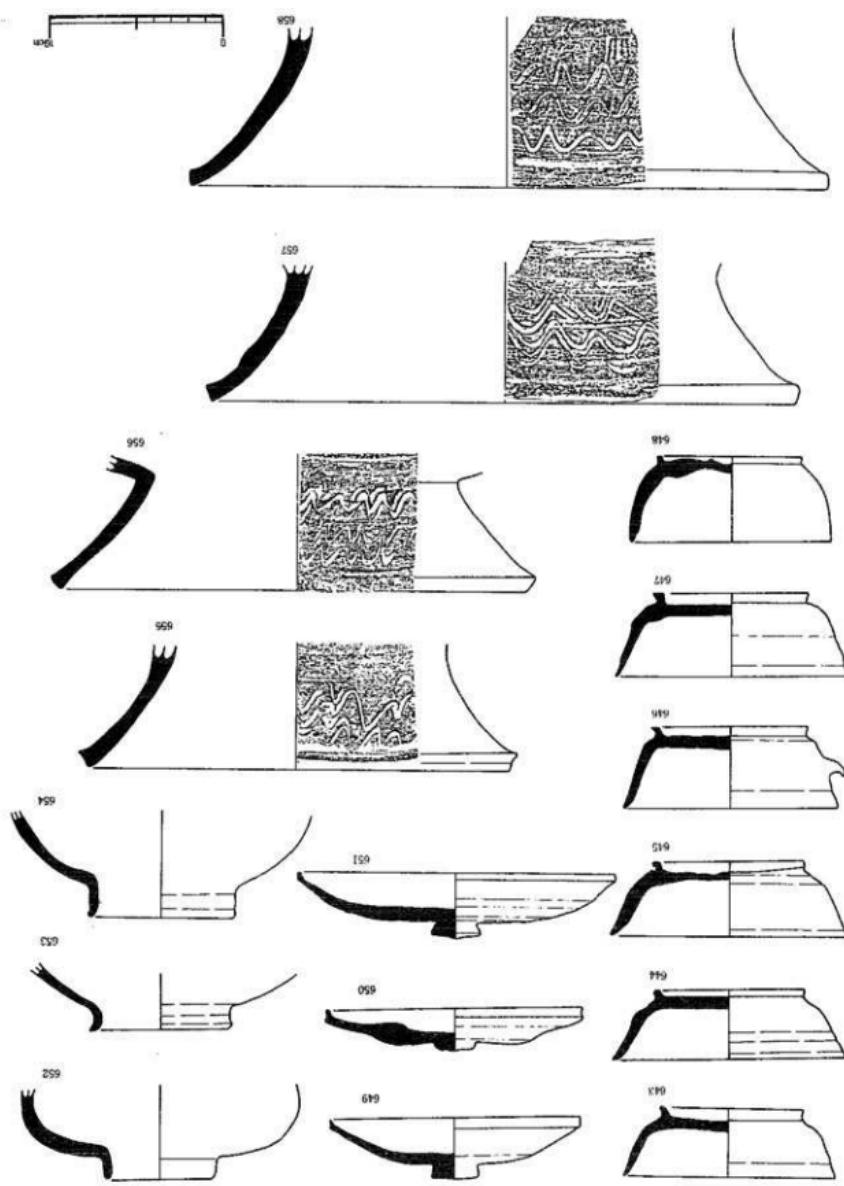


第44図 七堡窯跡出土土器

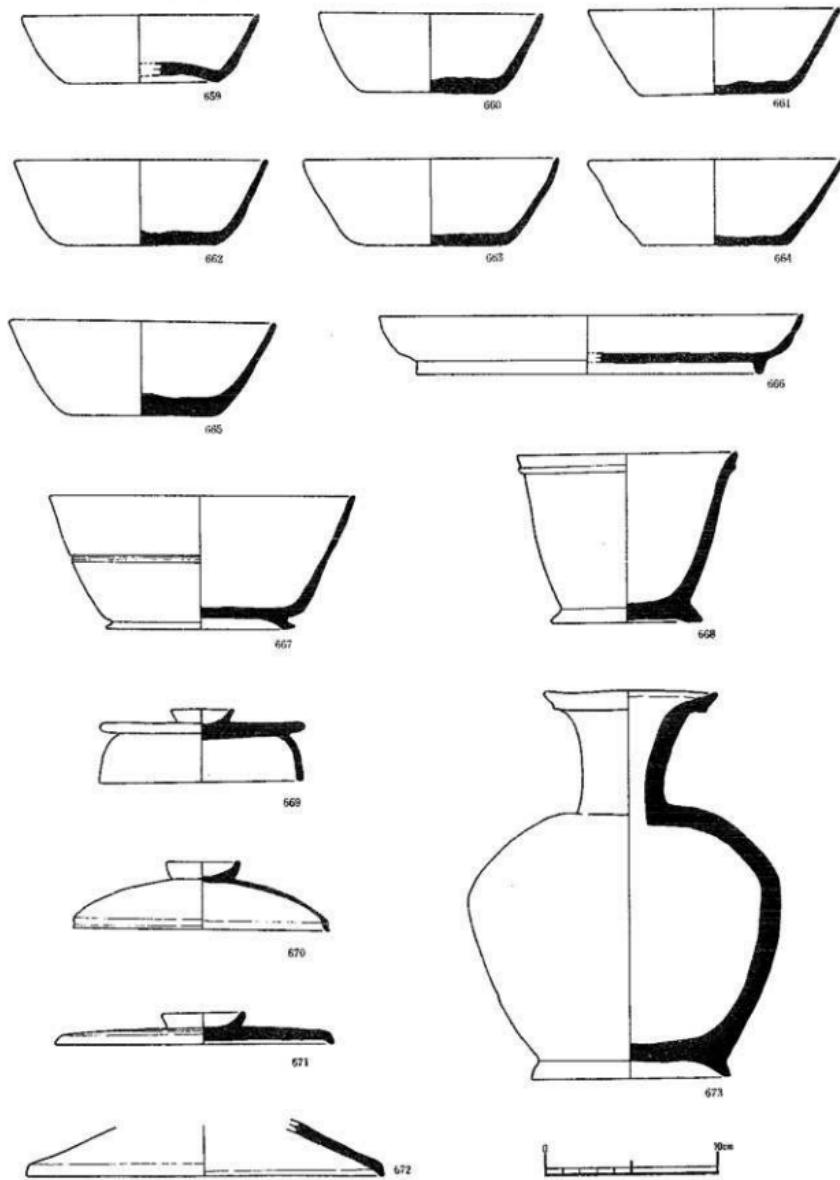


第45圖 末館窯跡出土土器(1)

第46圖 水湖漢墓出土玉器(2)

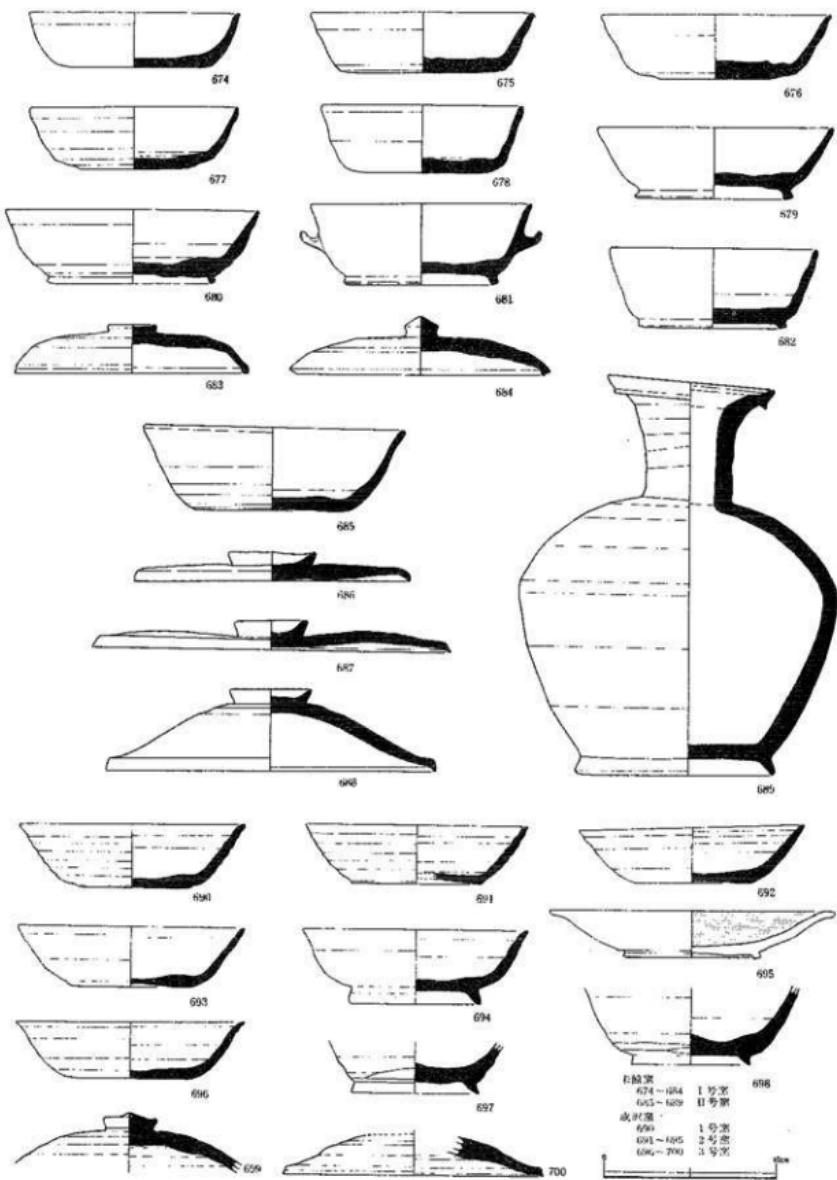


第2章 玉器



第47图 未館墓葬出土土器(3)

第2節 遺物

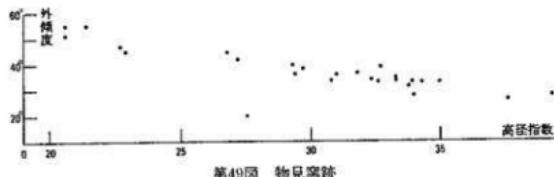


第48圖 末館塚跡出土土器(4)・成沢塚跡出土土器

(7) 物見窯跡

概

要 本窯跡の窯体構造の特徴は、焚口に扁平な河原石を置き、燃焼部側壁にも石を用いた天井



第49図 物見窯跡

部構造をもつ「平窯」である。報告書によれば出土遺物は須恵器で杯・皿・甕などがある。

分類法によって分類すると次のようになる。I類(741~745) 高径指数20.6~22.9、口径

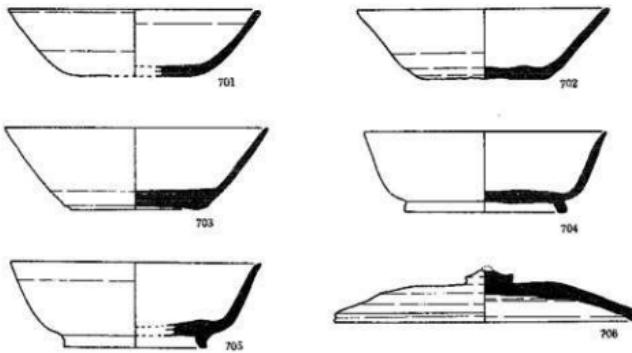
12.6~14cm、外傾度45~55°。II A類(746) 高径指数27.5、口径9.8cm、外傾度20°。II B類(747~750) 高径指数26.8~29.6、口径12.8~13.2cm、外傾度36~44°。III類(751~764) 高径指数30.8~35、口径13.2~14.2cm、外傾度28~39°。IV類(765~766) 高径指数37.6~39.3、口径12.5~12.7cm、外傾度26~28°。甕(767)は長胴で底部は丸底、タタキ痕跡をもつものが多いようである。

分類

要 本窯跡出土土器の特徴は次のようになる。I類としたものは皿で、從来なかった器種である。主体となる杯はIII類で高径指数30~35の間にあり、外傾度も30~40°の間に集中する特徴がみられる。

(8) 成沢窯跡 (第48図)

本窯跡の窯体構造は半地下式密窯である。報告書によれば、窯は3基以上あり、3号→

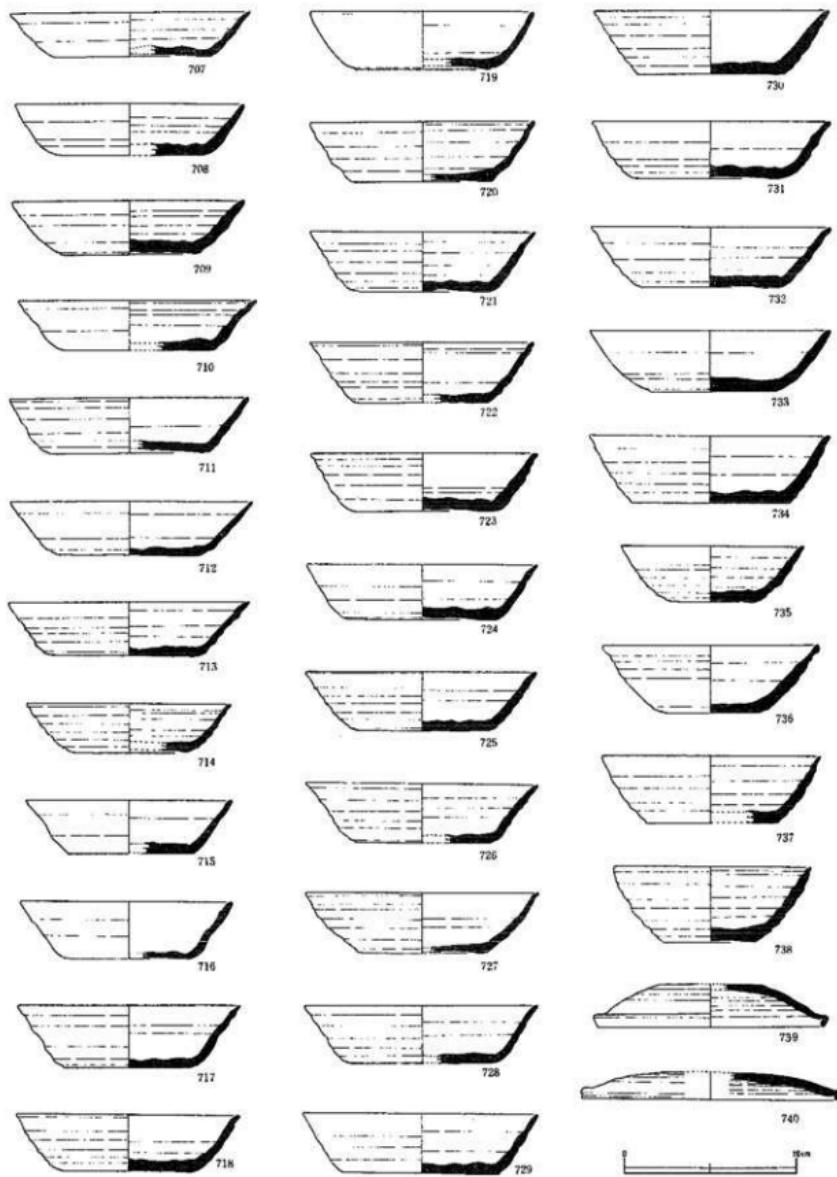


西ヶ沢窯跡 701~702

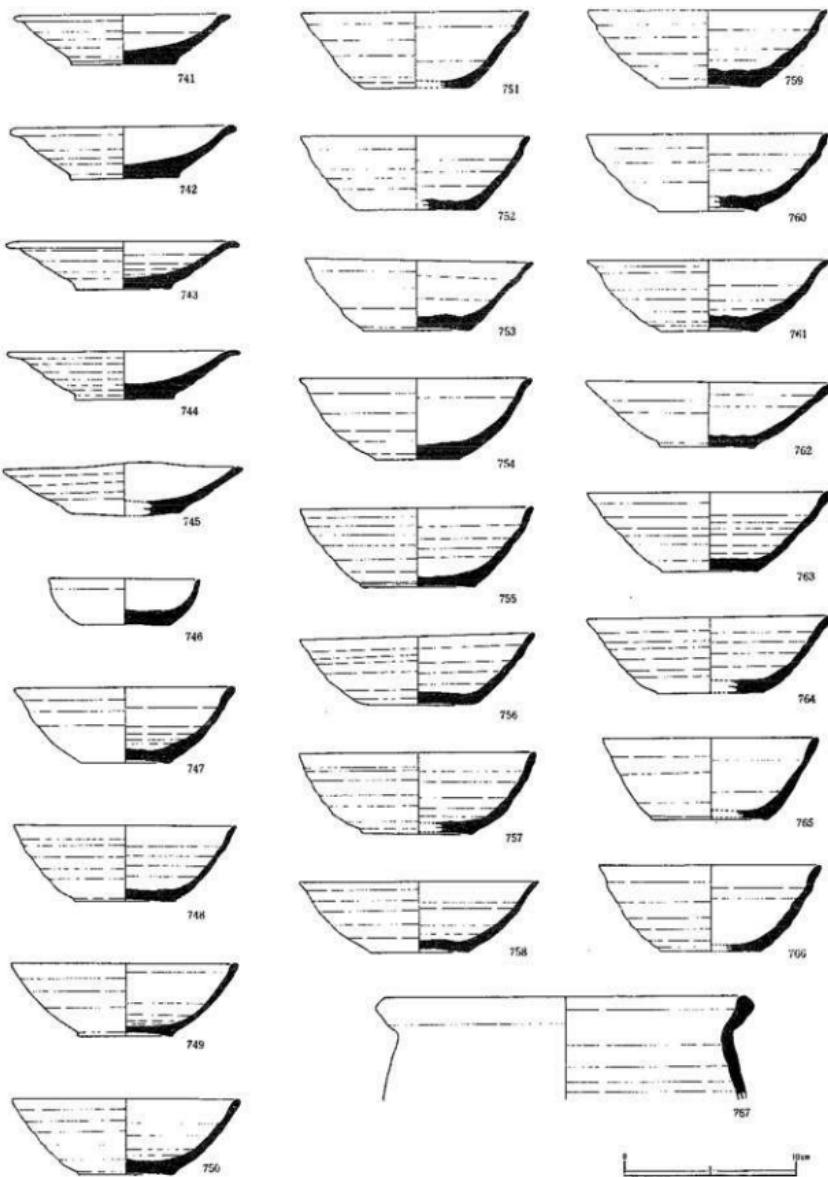
竹原窯跡 703~706

第50図 西ヶ沢窯・竹原窯跡出土土器

第2節 道 物



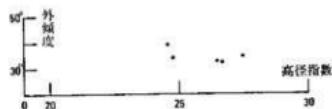
第51図 猿土館窯跡出土土器



第52图 物见窑跡出土土器

1・2号の順に構築されたとされている。ここでは、大きな時間差がないものとして、一括に扱う。須恵器は杯・高台杯であり、土師器は杯・高台皿・甕などがある。須恵器の杯は回転ヘラ切りで無調整である。土師器の杯は、回転糸切

りで無調整であり、内面黒色処理の破片もある。須恵器の杯を高径指数による法量によつて分類すると、高径指数24.6~27.5、口径12.7~13.3cm、外傾度32~39°に集中する。高台杯は体部下端に回転ヘラケズリ調整をもつもの(697・698)ともたないもの(694)がある。この回転ヘラケズリ調整は、高台を付す際に予定面を平滑にするためにおこなつたものであろう。蓋は宝珠形のつまみをもち天井部外面に回転ヘラケズリをもち、口縁部端を下方に折り曲げている。2号窯体内から内面黒色処理した土師器高台皿(695)が出土している。高台皿は内面にヘラミガキ調整をおこない、底面の切り離しは回転糸切りである。高台を貼り付ける際にヘラ状工具で強く押えた痕跡がみえる。成沢窯の須恵器杯は、郷土館窯第III類に近い指数をもつが、外傾度は30~40°に集中し底径指数が小さくなることがわかる。このように郷土館窯と同一法量をもつものであっても、年代的には新しい要素をもつてゐることを示している。また、窯体内から内面黒色処理された土師器(杯・高台皿)があり、すべて回転糸切りをもつことに注目しておきたい。



第53図 成沢窯跡

		高径指数25~35間の外傾度	杯の底面の切り離し技法および調整技法	その他の特徴
I	木館 I・II 窯	外傾度 7~29°間にあ るが20~30°間に集中 する	すべて回転ヘラ切り、体部 下端を回転ヘラケズリの調 整あり	III・IV類が主体で高 径指数25~35間に集 中する
II	郷土館窯	外傾度26~35°間にあ るが30~35°間に集中 する	32点中3点だけ回転糸切り で他はすべて回転ヘラ切り である 回転ヘラケズリの調整あり	II・III類が主体で高 径指数20~30前後に 集中する
III	物見窯	外傾度28~44°の間に あるが30~40°間に集中 する	すべて回転糸切り 無調整	II・III類が主体で高 径指数29~35間に集 中する 皿が焼かれている

第18表 須恵器窯比較表

(9) 須恵器の特徴と段階

古窯跡の出土遺物について、概観したわけであるが、一群を調査した窯体数が少なく、出土遺物の内容も乏しい。この中でも比較的内容のある末館I・II窯、郷土館窯、物見窯の出土の杯類土器を取り出して比較検討をおこなってみた。

前頁に示された各窯の特徴は時間差を示すものととらえ、それを以下『末館窯土器段階』『郷土館窯土器段階』『物見窯土器段階』と呼称することにする。

末館窯土器段階

『末館窯土器段階』は末館I・II窯跡だけである。末館II窯跡の蓋のリング状のつまみは、鳥屋三角田南跡出土のリング状つまみと類似している。「宮城県内を中心としたリング状つまみを焼成している窯跡は8世紀初頭から降っても8世紀中頃に位置づけられ、陶邑古窯跡群における出現時期と大差ないもの」というのが、現時点の一般的な位置づけであろう。ただし、秋田県では、本窯のリング状つまみと形態を異にするが手形山2号窯から、ツバ付リング状つまみが出土し、9世紀中葉の年代が与えられている。また、末館II窯跡と伝えられる長頸壺(673・689)は、肩の張りがなく、最大幅が体部中央になり8世紀末から9世紀初頭の年代であり出土地点に疑問をもっている。したがって、『末館窯土器段階』は8世紀中葉に操業年代の盛行期をおくが、8世紀末まで継続していたことが想定されるであろう。

『末館窯土器段階』とは木戸窯跡群、日の出山窯跡群A地点、鳥屋窯跡群の系譜をもつ末館窯跡の土器をもってあてることにする。本段階は8世紀中葉を中心とし、8世紀後葉を次段階の移行期と位置づけておきたい。

郷土館窯土器段階

『郷土館窯土器段階』には、竹原窯、郷土館窯、成沢窯跡群、西ヶ沢窯などが入るであろう。竹原窯は公表されている資料が少ないため、正確を期しがたいが、末館窯と郷土館窯の中間に位置する可能性が大きいと思われる。成沢窯跡群は、郷土館窯の杯類土器の法量比から年代は新しい要素をもっていることと、2号窯体内から出土した内黒土師器の高台皿を9世紀中葉の年代としておきたい。本窯出土の須恵器杯類土器はすべて回転ヘラ切りであり回転ヘラケズリ調整をもつものもある。この技法を考慮すれば、9世紀中葉の範囲を出ないが、もう少し古く位置づけてもよいかもしれない。郷土館窯が、成沢窯と比較して古式と思える要素は底径指数の大きいものや、外傾度の小さいものが多いことである。しかし、郷土館窯の須恵器IV・V群土器に回転糸切りが導入されているが、成沢窯では内黒土師器に回転糸切り痕があるのが顕著な違いである。これらから、本窯跡は8世紀末から9世紀初頭に位置づけておきたい。

『郷土館窯土器段階』は、8世紀後葉が前段階との移行期であり、9世紀前葉を盛行期ととらえ9世紀中葉までの操業期間となる。したがって、9世紀中葉から後葉にわたる時間が、次段階の移行期と位置づけておきたい。

物見窯土器段階

『物見窯土器段階』には、七窓窯跡群、物見窯跡などが入るであろう。本段階の杯類土器は回転糸切りで、無調整である。七窓窯跡群は前段階までの窯式と同様な窯室であるが、

物見窯は焚口部（送風部）があり天井部構造をもつ平窯である。窯式からみれば、七窯が古く、物見が新しいという年代の前後関係が成立つ。七窯窯跡群では小形品である杯類だけでなく、瓶・甕など大形品もある。物見窯は小形品が多いが丸底のタタキのある甕もある。したがって本段階では小形品だけでなく、大形品も依然として焼成したものであろう。年代の手がかりはないに等しい。

遠距離になるが、山形県東置賜郡川西町にある道伝遺跡から出土した寛平8年（896）の木簡が伴なったS D01の4層上と4層下の土器群をみてみる。4層上面からは須恵器の杯が4点、高台皿が1点、両黒・内黒土師器の高台杯3点などがある。須恵器・土師器とともに回転糸切りである。4層下面の須恵器杯は回転糸切り5、回転ヘラ切り1、不明1である。これらの土器の高径指数と外傾度は、物見窯III類と七窯窯I類と重なる範囲が大きいことがわかった。このような観察から、9世紀末から10世紀初頭の上器は、底部の切り離しは回転ヘラ切りから回転糸切りにほぼ移行しており、杯類土器の組成も『郷土館窯土器段階』から『物見窯土器段階』に移っている様相を示しているようである。したがって『物見窯土器段階』は9世紀後葉が前段階との接点であり、10世紀前半までの期間が操業期間となろう。

道伝遺跡

2 横手盆地の古代土器

横手盆地における奈良・平安時代の集落遺跡出土土器のなかで、発掘調査による良好な資料となると、きわめて少ない。遺構内出土土器であっても、同一時期を確定する床面出土資料となると、さらに僅少である。ここでは、古墳時代から奈良・平安時代の資料を紹介し、発掘調査によって遺構内出土と判断された一括資料を取り上げて、年代比定を試みることにする。

(1) 横手市オホン清水遺跡 (第56図)

遺跡は横手市塙字オホン清水にある。秋田県では最も古い須恵器（834）が出土している。短脚の有蓋高杯で、脚部の3箇所にある長方形の透しは配置が不均整である。おそらく、5世紀末・6世紀初頭の製品であろう。

概要

(2) 上野遺跡 (第56図)

遺跡は大曲市高闘上郷字上野にある。水田開墾中の出土品で、同一期の可能性が大きい。概土師器・杯（835）は非ロクロで黒色処理されていない。体部全体が丸味をもつ丸底であり、口唇部が小さく外反するように挽き出されている。口縁部外面はナデ、体部はケズリ

概要

→ハケメ→ヘラミガキであり、内面はハケメ→ヘラミガキの工程をへている。須恵器・杯(836・837)の底面の切り離しは回転ヘラ切り、無調整である。836は口径12.1cm、器高3.05cm、高径指数25.2、外傾度30°であり、836は口径13cm、器高3.0cm、高径指数23.1、外傾度29.5°である。土器の年代は8世紀代におさまるであろう。

(3) 狹半内遺跡 (第56図)

概要 遺跡は増田町狹半内にあり、須恵器は同一地点の出土と伝えられる。蓋(838)は天井部に回転ヘラ切りの痕跡のがこり、のち回転ヘラケズリ、ナデの調整をおこなっている。口縁部は端部を丸く、内傾する「かえり」がつく。「かえり」は、粘土から挽き出したものではなく粘土紐を貼り付けたようすがわかる。高台杯は磨滅が激しく調整などは不明である。土器の年代は8世紀前半代におさまるのではなかろうか。

(4) 下藤根遺跡 (第54・55図)

概要 遺跡は秋田県平鹿郡平鹿町中吉田字下藤根にある。全部で8軒の堅穴住居跡が調査され出土遺物・規模・形状・内部施設から検討した結果として3期にまとめられている。

第Ⅰ期の土器 (801~812)

土師器杯(801~804)は外面体部下半に段をもち、口縁部にわずかに内窓し、丸底で内面黒色処理されている。器面調整は口縁部内外面ともにヨコ方向のヘラミガキが、内面は外面の段に対してわずかに器壁が薄くなる部分より下に、底面の中心に向けて放射状のヘラミガキが施され、外面下半にもヘラミガキが施されている。801は口縁部中央および底部外面にあらいハケ目痕が残っている。須恵器杯(805)は体部内外面にロクロ痕があり、底部は回転ヘラ切りされており、切り離し部分と体部との境界は粘土が残っている。全体に丸味をもち、丸底風である。高径指数29.9、口径13.2cm、外傾度23°。土師器杯(806・807)は内面黒色処理されている。体部は丸味をもち、平底に近い丸底である。器面調整は口縁部内外面にヨコ方向のハケ目をのこし、ヨコ方向のヘラミガキ、体部内外面にこまかいヘラミガキを施している。高杯は2種類ある。808・809は杯部の内縁部が内窓し、体部下半に段をもつものともらないものがある。脚部は上半がせばまる筒形で裾が「ハ」の字状にひろがる。器面調整は杯口縁部は内外面ともにヨコ方向のヘラミガキが、内面下半は中心にむけて放射状のヘラミガキが施され、黒色処理されている。811の杯体部は内窓ぎみにひろがり、中位が角ぼり口縁部が短く内窓する。器高調整は内外面ともにヨコ方向のヘラミガキが施されている。この他、土師器の壺(810)、甕(812)などがあり底面に木葉痕が付いている。

第Ⅱ期の土器 (813~815)

須恵器杯はいずれも体部と底部の境界がはっきりせず丸味をもち、無調整である。底面

の切り離しは回転ヘラ切り（813・815）と回転糸切り（814）とがある。土師器の裏は頭に小さな段をもつものである。

第III期の土器 (816~823)

土師器・須恵器杯(816~819+822)はいずれも回転糸切り、無調整である。土師器鉢(820)の口縁部内外面はヨコナデ、胴部外面は上半にタテ方向のハケ目、下半はヨコ方向のハケ目があり、底面は木葉痕をもつ。土師器壺(821・823)はロクロ成形である。

各期の年代は、第I期が8世紀中葉、第II期が9世紀前葉、第III期が9世紀代におさまる範囲と位置づけておきたい。

(5) 中藤根遺跡 (第55図)

遺跡は平鹿郡平鹿町中吉田にある。^(註11)

概 要

第1号住居跡出土土器 (824)

土師器杯(824)は体部外面中央部に段があり段の下1cmのところまでハケ目がタテ方向にみられるが、その上に全面ヘラミガキがなされている。内面はきめ細かいヘラミガキを施している。非ロクロで内面黒色処理されている。

第2号住居跡出土土器 (825~829)

土師器は杯と壺、須恵器は杯だけである。土師器杯(825)は、非ロクロで底面は木葉痕で、体部下端に手持ちヘラケズリがなされている。須恵器の杯(826~828)はいずれも体部と底部の境界がはっきりせず丸味を持ち、無調整であり、底面の切り離しは回転ヘラ切りである。法量は高径指数24.4~26.2、口径13.2~14.5cm、外傾度29~35°である。

第3号住居跡出土土器 (830・831)

杯(830)は土師器で非ロクロであり黒色処理されていない。壺(831)は外面は幅1cmのハケ目で、上・下から調整されている。

B区竪穴遺構 (832・833)

土師器杯(833)は非ロクロ成形であり、平底である。外面は全面回転ヘラケズリ、内面はきめ細かいヘラミガキであるが、黒色処理はされていない。須恵器杯(832)の底面の切り離しは回転ヘラ切りで、体部下端から底部にかけて指(布)による調整がある。

各遺構の年代は第1号住居跡出土土器は8世紀前葉、第3号住居跡出土土器・B区竪穴遺構出土土器は8世紀後葉、第2号住居跡出土土器は、8世紀末・9世紀初頭に位置づけておきたい。

(6) 平鹿遺跡 (第56図)

遺跡は平鹿郡増田町増田字平鹿にある。^(註12) 平鹿遺跡の平安時代の遺構は灰白火山灰に覆われており、また土器の組成にも大きな相違がないため、同一期の所産と考えても大過ない

概 要

と判断している。土師器には杯・鉢・壺・鍋などがあり、須恵器は壺がある。杯類土器の底面の切り離しは、すべて回転糸切りである。特徴のあるものだけを取り上げたい。土師器杯(840)の法量は、高径指數26.4、口径13cm、外傾度48.5°である。杯(845)は非ロクロで内面黒色処理されている。底面には木葉痕があり、体部下端は手持ちのヘラケズリがある。

- 灰白色火山灰** 平鹿遺跡の遺構群を覆っていた灰白色火山灰は、分析の結果、宮城県内に降灰している灰白・白土層と呼称しているものと同種の火山灰と同定されている。灰白色火山灰は貞觀12年(870)以降、承平4年(934)間の降灰といわれ、おおよそ10世紀前半頃の年代をあてている。ただし、灰白色火山灰は複数降灰の可能性があり、鍵層とならないという意見もある。
- 年 代** 本遺跡出土土器の年代はおおよそ9世紀後半から10世紀初頭におさまるようであり、灰白色火山灰との年代観の間には大きな差はないとしておきたい。

(7) 内村遺跡 (第57図)

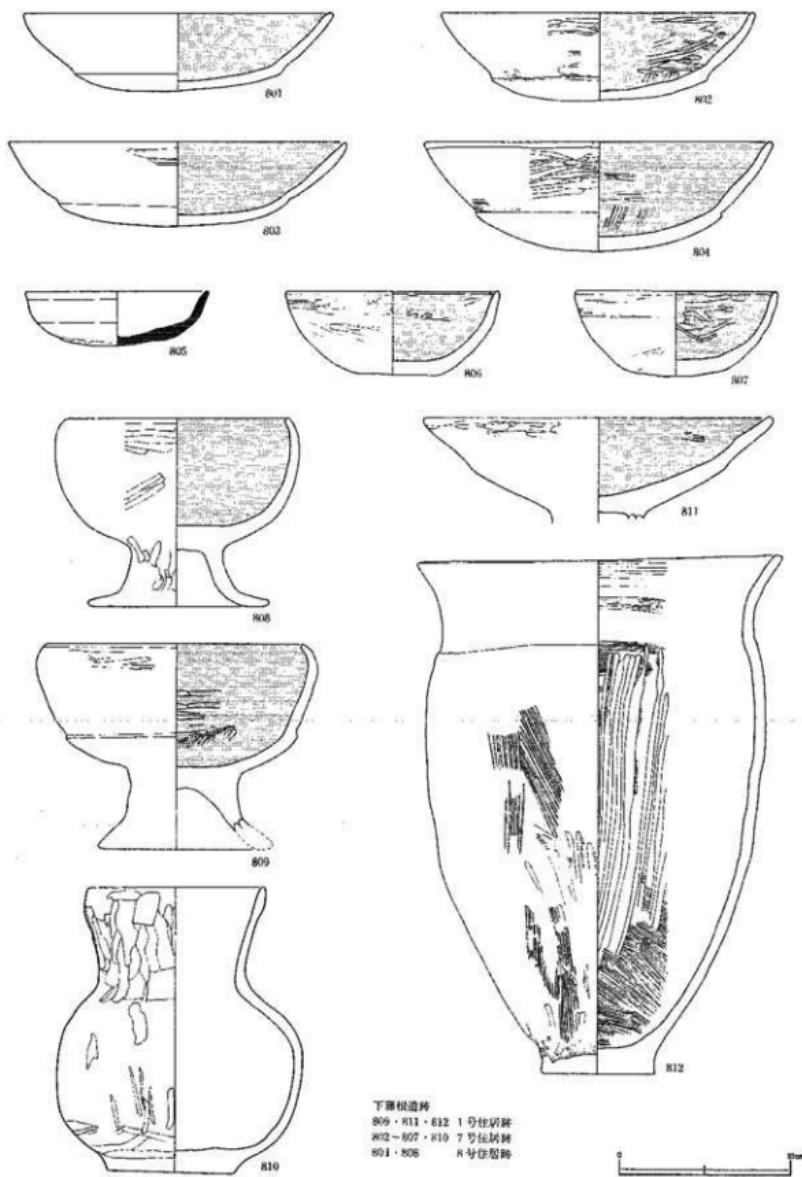
- 概 要** 遺跡は仙北郡千畠村千屋字内村にある。⁽⁴¹³⁾平安時代の遺構であるSK16に一括廃棄された土器である。ここではSK16から出土した土器を一括に取扱う。土師器は杯・皿・台付皿・托・椀・鉢・壺・鍋などがあり、黒色処理された土師器には杯(「深椀」が適切かもしれないが、ここでは杯としておく)、須恵器は長頸壺・壺などがある。遺跡内からは施釉陶器、和鏡も出土している。杯類土器の底面切り離し技法は、すべて回転糸切りである。皿・台皿(852~856)としたものの中には托(854)とみたいもののほか、高台のつくもの(857)

- 杯 の 法 量** がある。杯(858~863)の法量は、高径指數28.1~41.1、口径12.1~14.1cm、外傾度27~38.5°である。黒色処理された土器は内面処理・両面処理があり、高台を付すものもある。865・866は外表面は回転ヘラケズリのあと横方向のヘラミガキが、864~870は体外面が横方向のヘラミガキ、867は体部下端の一部に手持ちヘラケズリがある。872の体外面と体部下端に手持ちヘラケズリのあと、横方向のヘラミガキがある。いずれも、体内面の上半が横方向、下半は放射状のヘラミガキがある。高台には角高台(868・869・871)、直線的で高い高台(872)など新旧の要素が混じっているようにもみえる。無高台杯(864~867)の法量は、高径指數30.8~34、口径12~14.1cm、外傾度27~35°である。施釉陶器は緑釉である。875は
- 綠 軸 陶 器 和 鏡** 京都産で、製作年代は10世紀前半、876は美濃窯東濃産で、製作年代は9世紀末~10世紀初頭におさまるであろう。和鏡は「端花鳳凰八棱鏡」で、10世紀中頃から11世紀代にかけて製作され使用されたものであろう。

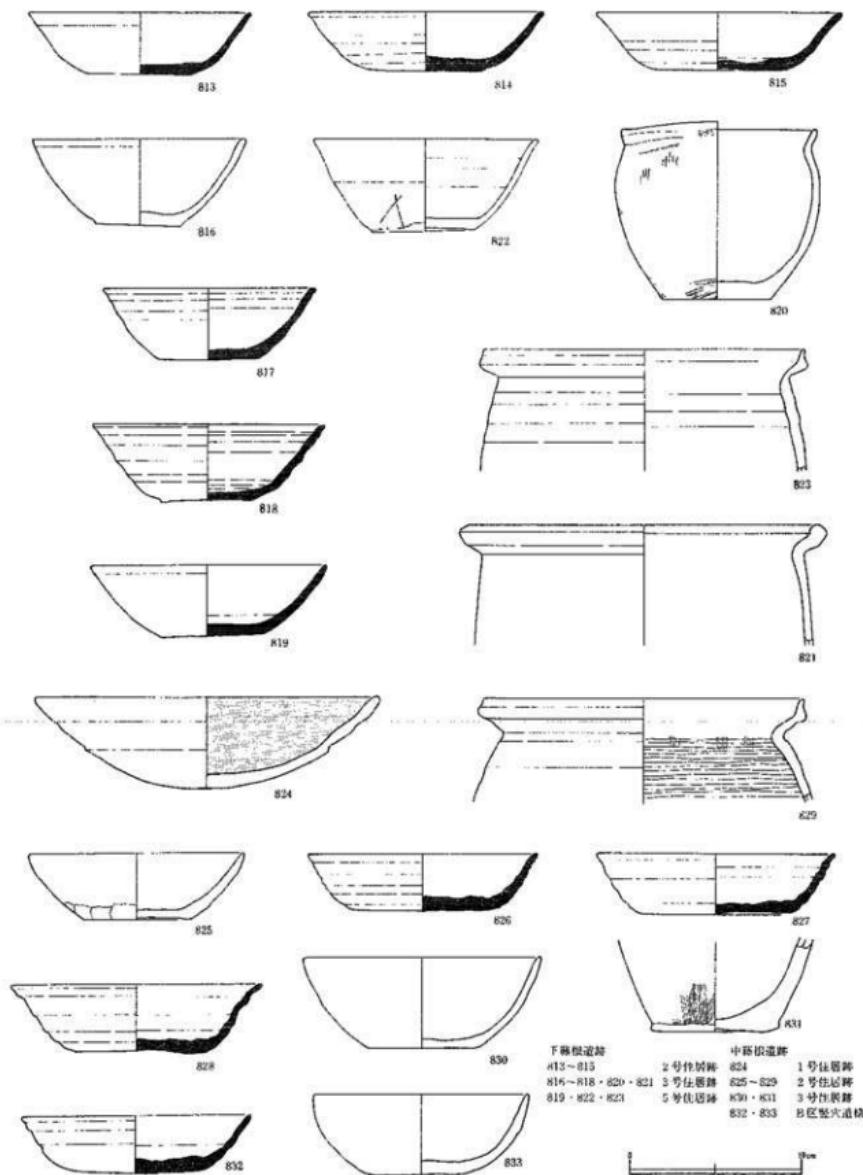
- 本遺跡出土土器の年代は、杯類土器を見るかぎり時間差をもつようにみられるが、一括廃棄した出土状況や質感から見ると時間差は感じられない。また、緑釉・和鏡なども併せ代考慮せざるをえないだろう。したがって、本遺跡出土土器の廃棄年代は10世紀中葉から後葉にわたる時期と位置づけておきたい。

- 古代の地名** 内村遺跡の南側は大畠部落である。オバタケは古代の御畠を意味する地名ではなかろうか。当地点は千畠村安城寺にも近く、古代山本郡定額寺「安隆寺」の可能性をもつであろう。

第2節 遺物

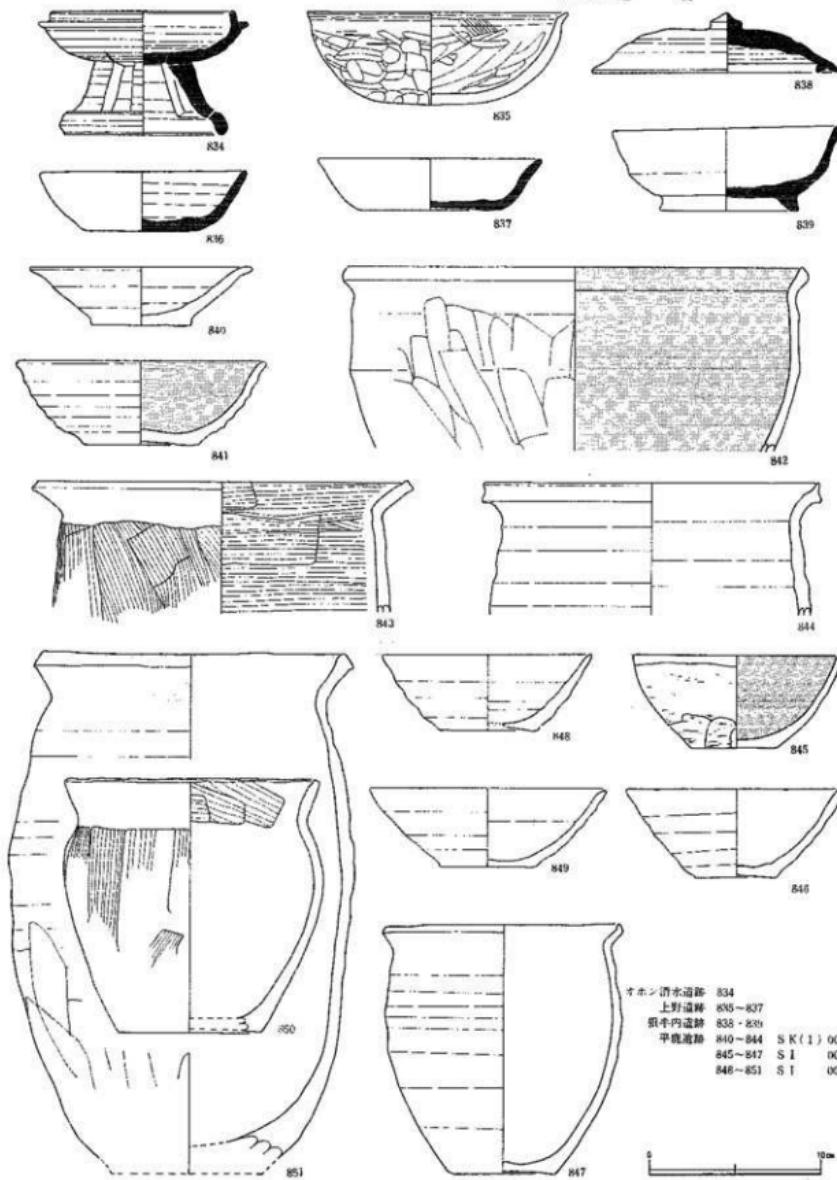


第54図 横手盆地の古代土器(1)

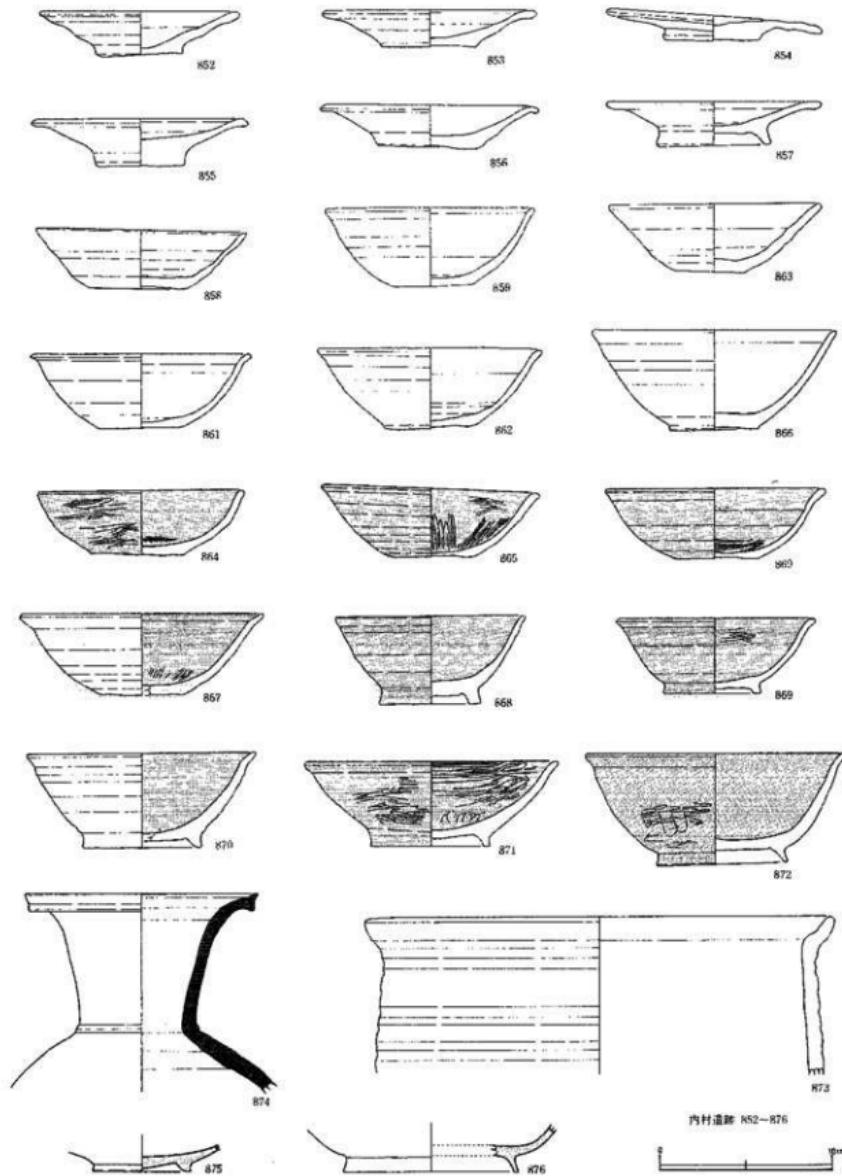


第55図 横手盆地の古代土器(2)

第2節 遺物

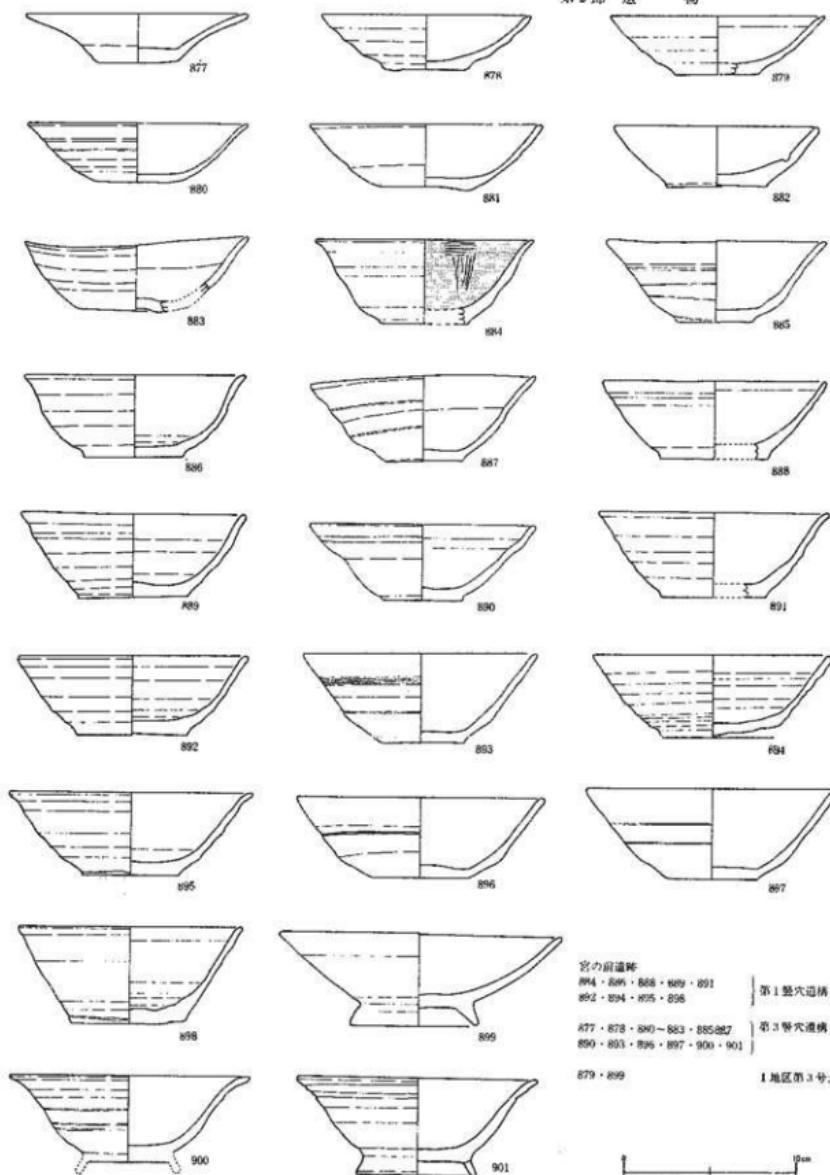


第56図 横手盆地の古代土器(3)



第57図 前手盆地の古代土器(4)

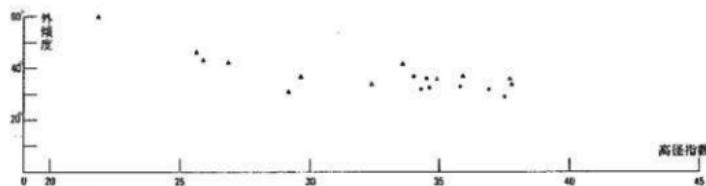
第2節 遺物



第58図 横手盆地の古代土器(5)

(8) 宮の前遺跡 (第58図)

- 概要** 遺跡は雄勝郡稻川町八面字宮の前にある。土器焼成施設と考えられる竪穴遺構が数多く発見されている。第1竪穴遺構からは赤褐色・明褐色を呈し、底部に回転糸切り痕をもち無調整の土師器・内黒土師器と須恵器甕が出土している。ここでは時間差の少ないとと思われる第1・3竪穴遺構と第3号土壤出土土器を一括に扱うこととする。第I類(877)高径指数21.8、口径12.8cm、外傾度60°。第II類(878~881)高径指数25.6~27.4、口径12.1~13.4cm、外傾度42~46°。第III類(882~883)高径指数29.2~29.6、口径11.8~13cm、外傾度31~37°。第IV類(884~897)高径指数33.4~38.8、口径12.6~14.6cm、外傾度29~42°。第V類(898)高径指数43、口径13cm、外傾度28°。高台杯は杯部がわずかに外反気味の口縁部をもつもの(900・901)と内弯気味の口縁部をもつもの(898)に分けられよう。
- 年代** 本遺跡出土土器は内村遺跡の次段階に位置づけることができよう。とくに器高の低い皿やいわゆる足高台をもつものが特徴である。したがって、本遺跡の土器の年代は10世紀後葉以降の年代と位置づけておきたい。



第59図 宮の前遺跡竪穴遺構 (●第1竪穴遺構、▲第3竪穴遺構)

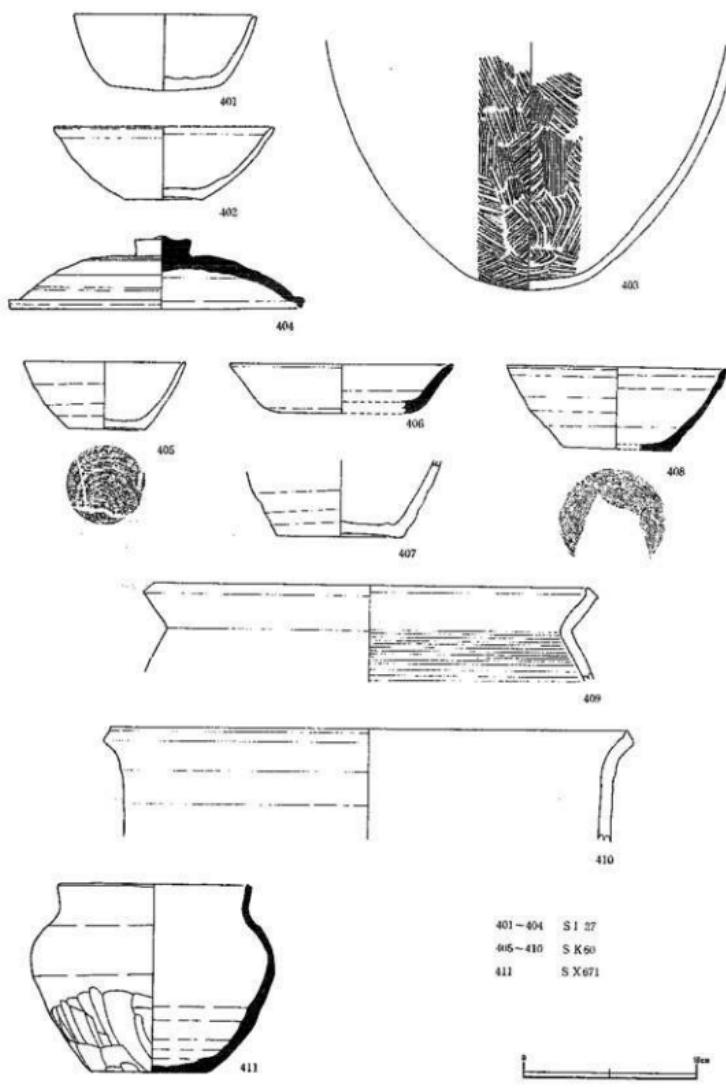
3 払田柵跡の基準土器

① 第6次発掘調査において、S I 27竪穴住居跡から出土した共伴資料である。S I 27の土器はカマド、貯蔵穴と床面から出土している。9世紀前半の共伴資料である。

SI 27の土器 (1) S I 27出土土器 (第60図)

土師器 401はロクロ成形で丸底風を呈し、底面の切り離しは回転ヘラ切りで、体外面・底面はていねいなヘラミガキを施している。高径指数41.1、口径10.7cm、外傾度21°。402はロクロ成形で底面の切り離しは回転糸切りで、調整はない。高径指数32、口径12.8cm、外傾度32°。403は丸底の甕の底部で平行タタキ目が不定方向に走っている。

須恵器 盖(403)は天井部に回転ヘラケズリがのこり、擬宝珠形のつまみがつく。口縁部は外反する平坦面つくり、端部は垂直にひき出している。



第60図 扶田横跡の基準土器

② 第7次発掘調査において、SK60土壤から出土した共伴資料である。本調査は外郭南門の北北西約10mのところにある約 $2 \times 2 \times 0.15\text{m}$ 程の不整方形の土壤である。覆土中木簡共伴土器から嘉祥2年(849)の年紀をもつ木簡と木器、植物種子および土師器・須恵器が出土した。9世紀中葉の資料である。

SK60の土器 (2) SK60出土土器 (第60図)

土師器 杯(405)はロクロ成形で、底面の切り離しは回転糸切りである。回転糸切り後、体部外面から下端にかけて回転ヘラケズリの調整を施している。高径指数41.3、口径9.3cm、外傾度28°。壺(409・410)はロクロ成形である。

須恵器 杯(406)はロクロ成形で、底面の切り離しは回転ヘラ切りと思われ、無調整である。高径指数22.8、口径12.7cm、外傾度35°。杯(408)はロクロ成形で、底面の切り離しは回転糸切り、無調整である。高径指数36.7、口径12.8cm、外傾度32°。

③ 第54次発掘調査において、SX671基礎地業中から出土した共伴資料である。SX671はSF650とSX670間の埋立て事業で、SX671地業とSF650地業間に時間差は認められず、創建時の連続作業である。したがって、SX671の年代は払田櫛跡創建期にあたる。この短頸壺の製作年代は8世紀中葉と思われ、遺構年代とは異なるかもしれない。

SX671の土器 (3) SX671出土土器 (第60図)

須恵器 短頸壺(411)はロクロ成形で体部下半に回転ヘラケズリ調整がある。底部には砂が付着し、砂底である。

4 横手盆地における須恵器・土師器の編年

横手盆地における須恵器窯と集落出土の土師器一括土器を取り上げ、該期の特徴と年代についてふれてきた。また、払田櫛跡の政庁域外から出土した遺構と共に共伴した土器についても紹介した。これらの資料から、相対編年を作成し、年代を与えると第19表のとおりとなる。

須恵器窯操業段階は第I期「末館窯土器段階」、第II期「郷士館窯土器段階」、第III期「物見窯土器段階」の3段階に大別され、将来細分化が可能である。また、操業の開始は8世紀中葉であり、10世紀中葉にはなくなってしまうようである。

土師器は遺構出土の共伴を精選して、おおよその年代をあてはめてみた。土師器としている土器群については、出現時期・組成・焼成施設・終末年代など未解決な課題が多く、

		実年代 (A.D.)	800	900	1,000	
須 恵 器	末館窯		—			
	郷土館窯		—	—		
	成沢窯			—		
	七窓窯			—		
	物見窯			—	—	
土 師 器	中藤根遺跡 第1号住居跡		—			
	下藤根遺跡第I期		—			
	払田柵跡S I 27		—	—		
	払田柵跡S K 60		—	—		
	平鹿遺跡			—	—	
	内村遺跡S K 16			—	—	
宮の前遺跡				—	—	

第19表 須恵器・土師器編年表

器種 類別 番号	土師器		内黒土師器		須恵器		計	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
I	38	93	0	0	3	7	41	100
II	458	88	8	1	57	11	523	100
II'	276	77	9	3	72	20	357	100
III	63	62	3	3	36	35	102	100
IV	82	41	13	6	106	53	201	100
計	917	75	33	3	274	22	1,224	100

第20表 杯底部の器種別出現率

型式学的な細別も今後の課題であるが、近い将来解決されるであろう。

横手盆地においては、9世紀後葉から、土師器が急激に増加する傾向がある。払田柵跡第10次発掘調査において、土師器・内黒土師器・須恵器杯底部の出現率の統計をとったものがある。第20表では、土師器と須恵器の出現率の反比例の関係が明瞭である。この傾向

土師器と須恵器の出現率

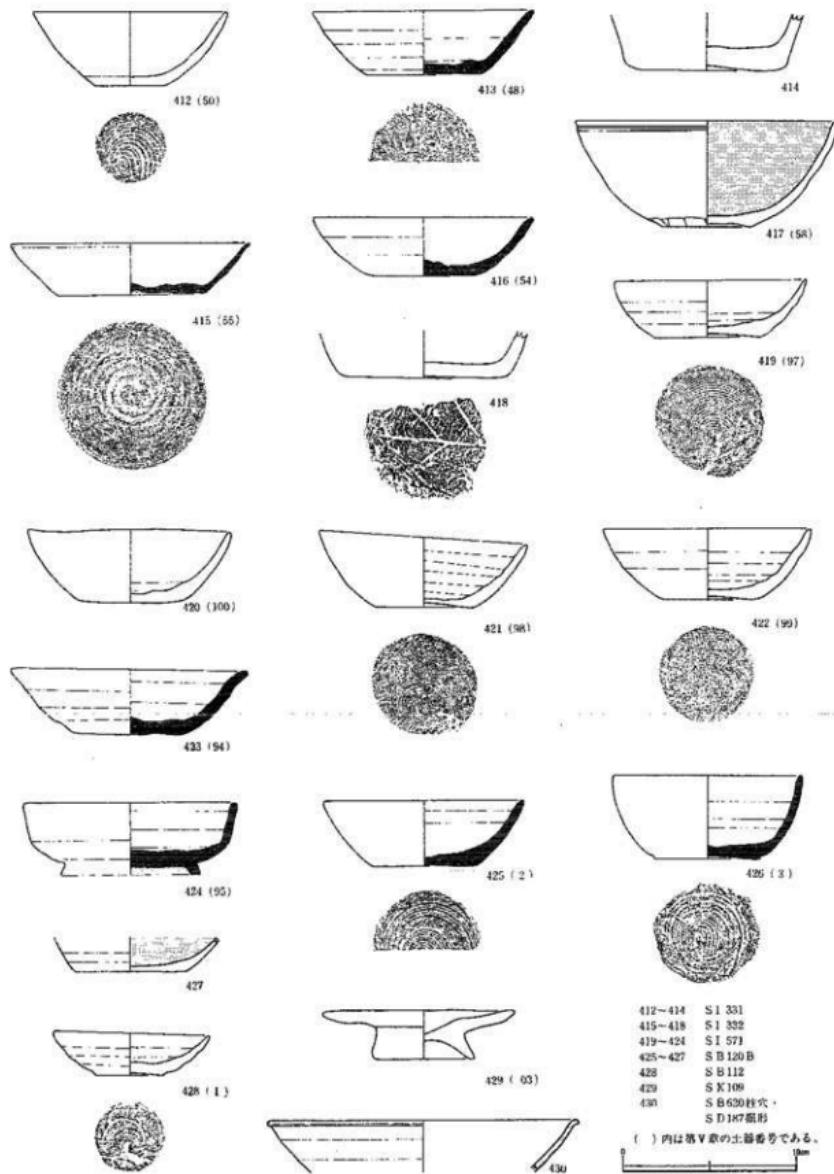
は秋田城跡第17次発掘調査においても

確認されていることである。土師器と須恵器のこの逆転現象は9世紀後葉から顕著にみられるようであり、須恵器窯の衰退と連動した現象とみることができよう。

5 各構造期の年代

さきに政庁各構造期の建物配置について検討した。次に横手盆地における須恵器・土師器の編年について素案をつくってみた。ここでは各構造期に属する構造から出土した主要な土器の編年位置について検討し、各構造期の存続年代について把握することにする。

第VI章 考 察



第61図 政府出土の主要土器

(1) 第Ⅰ期

第Ⅰ期は払田柵跡の創建期である。第Ⅰ期の創建年代は第Ⅰ期直前とした竪穴住居跡S I 331・S I 332・S I 571出土土器から推定することにする。しかし、S I 331・S I 332出土遺物は、共伴遺物の認定に問題を残している。S I 331では、第1層に廃絶後の埋土から出土したものが含まれている可能性をもつ。S I 332はS X 338と重複し、S X 338の方が新しい遺構であるが、S I 331の床面検出時点で確認しているので、本来S X 338の遺物がS I 331に含まれてしまった可能性をもつ。このような遺構内出土土器について「共伴」が「混入」か問題をもつが、いくつかの土器について検討してみたい。

概要
竪穴住居跡の土器

S I 331出土上器 土師器(412)はロクロ成形で体部下端に回転ヘラケズリをもつ。須恵器(413)は『郷土館窯土器段階』のものである。土師器(414)は鉢か壺の底部で非ロクロ土器である。S I 332出土土器 土師器(418)はロクロ成形で、底面の切り離しは調整により不明であるが、体部下端に手持ちのヘラケズリがある。須恵器(415・416)は『郷土館窯土器段階』のもので、415は郷土館窯第II類の法量と一致し、胎土・焼成などから、郷土館窯製品か隣接する古窯跡製品とみなしている。土師器(418)は鉢か壺の底部で底面に木葉痕が残っている。S I 571出土土器 土師器の杯(420・421・422)はロクロ成形で、底面の切り離しは回転糸切り、無調整である。須恵器(423)は『郷土館窯土器段階』のものであるが、424は前段階の要素をもっている。

郷土館窯製品

S I 331、S I 332、S I 571の出土土器に共通している要素を取り上げ年代を検討してみたい。土師器はロクロ成形が主体であるが、非ロクロ成形の鉢か壺と共に伴している。表杉ノ入式期には依然として非ロクロの土師器壺が使用されていることは、多くの遺跡でみられることがある。土師器杯の器形は国分寺下層式の系譜をひくものであるが、調整技法はすでに表杉ノ入式の段階に入っている。土師器の国分寺下層式期から表杉ノ入式期への過度期については、宮城県清水遺跡・御駒堂遺跡・宮前遺跡などでも考究され、岩手県における前期土師器の論考^(注15)、山形県における最近の縄年表^(注16)^(注17)^(注18)^(注19)などにおいても検討されているところである。これら周辺地域の上器の年代観を参考にすれば土師器の年代は8世紀末～9世紀初頭となるであろう。

年代

横手盆地においては下藤根遺跡第Ⅰ期の土器群と払田柵跡第Ⅰ期直前(S I 331・S I 332・S I 571)の土器群とは直接つながらず時間差があるようと思われ、この空間に位置する良好な土器群が見あたらない。もっとも、本来これらの土器群が直接つながるものであるとすれば、第Ⅰ期直前とした土器群の年代が古くなる可能性をもつだろう。しかしながら、現段階における東北地方の国分寺下層式期から表杉ノ入式期にわたる年代は8世紀末～9世紀初頭であり、払田柵跡第Ⅰ期直前の土器群もおおよそその時期となるであろう。また、共伴した須恵器は『郷土館窯土器段階』のものであり、郷土館窯か周辺窯跡の製品が含まれていることから、土師器の年代と一致することになる。したがって、第Ⅰ期の開始年代は8世紀末ごろとしておきたい。

創建年代

第I-A・B期の年代 第I期はA・Bの2期に分けた。第I-B期の年代は東脇殿S B120B-19・20・21から出土した土器から推定したい。この土器は東脇殿南妻側柱列の柱の抜き取り穴から出土したものである。内黒土師器杯(427)は、底面の切り離しが回転ヘラ切りで、体部下端に回転ヘラ切りの調整がある。須恵器杯(425・426)はいずれも回転糸切りで、再調整はない。これらの土器はおよそ9世紀中葉と思われるが時間の特定ができない。後述するように終末年代 第II期の終末年代が9世紀末と思われる所以、第I期の終末を9世紀中ばとしても土器年代と矛盾しない。したがって、第I-A期とB期との接点は9世紀前半の中ほどとしておきたい。

第15号木簡 ここで、第15号木簡についてふれなければならない。本木簡は平川南氏により次のように記文された。^(註20)

- ・□□□□□□□貳佰枝進
- ・□□□□□□□□□若櫻マ弓

〔實〕

□□□字四年六月廿六日

天平宝字4年は西暦760年にあたる。内容は貢進文書木簡と考えられる。これは、払田柵跡が城柵官衙遺跡として機能していた証拠となるものであろうか。もし、これが事実だとS X671の土器すれば払田柵跡第54次発掘調査において、S X671基礎地業から出土した須恵器の製作年代と一致する資料である。

第15号木簡はS E550(ホイド井泉跡)北側側溝から採集されたものであり、共伴遺物はない。当遺跡は昭和5年と昭和49年度以降11年間にわたって、発掘調査を行なってきたが、現時点では8世紀中葉の遺物が遺構と共に伴った資料は前述のS X671出土土器だけであり、この土器の製作年代が遺構年代を示すものかどうか、判断できなかった。詳述した政府域内の発掘調査では8世紀中葉の資料は皆無であり、竪穴住居跡出土土器をもって、第I期創建年代としたとおりである。

第15号木簡の示す年代と政府域の発掘調査によって示した創建年代の間には若干の時間差があることは充分承知しているが、上述の認識にたって、本報告書では政府域内の成果に基づく内容とした。

(2) 第II期

概要 第II期は前殿の規模が大きくなるとともに南辺板塀が北側に移動する。板塀の建て替えとともに政府門も整備される。主要建物は全部建て替えられるが、東西脇殿の南側一間がとれて5×2間となる。また、政府域外の北側にS B611、S B620などの建物がある。

本期の開始年代は、S B120B東脇殿南妻側柱列の柱抜き取り穴出土の土器である。終末年代はS B620柱痕内とS D187掘形内埋土から出土した灰釉の埋設時期である。したがって、第II期は9世紀後半・9世紀末までを中心とした政府であろう。

(3) 第III期

第III期は払田槽の政庁域がもっとも広くなり、正殿後方の北西部・北東部に付属建物群 概要ができる時期である。正殿・東脇殿・西脇殿・東前殿と西前殿の造営であり、全体にもっと充実した時期である。

S B620柱痕内とS D187掘形内埋土から灰釉陶器が出土し接合できた。灰釉椀(430)は美濃産光ヶ丘1号様式期で、製作年代は9世紀後半である。そこでS B620の廃棄とS B187の造営年代を9世紀末ごろと推定したい。したがって、第II期の終末と第III期の開始年代 開始年代を9世紀末としておきたい。第III期は9世紀末から10世紀前葉を中心とした政庁であろう。

(4) 第IV期

第IV期の政庁域は第III期のものをそのまま使用している時期である。正殿・脇殿と前殿 概要が建て替えられ、政庁東西門がなくなる時期である。

本期の遺物はS B639・S B638の資料であり、およそ10世紀中葉である。後述するようにな第V期の開始年代を10世紀中葉から後葉にわたる時期とした。第IV期は10世紀中葉を中心とする政庁であろう。

(5) 第V期

第V期は政庁域がきわめて小さくなり、正殿・東脇殿・西脇殿もひと廻り小さい規模となるが、前殿はほぼ前期同様の規模である。本期の終末を推測する遺物の手がかりは少ない。

本期の開始年代を決める資料は、正殿S B112-6掘形内埋土から出土した土師器小皿(828)である。この小皿の出現は宮城県多賀城跡におけるF群土器にあたり、灰白火山灰の直前あたりから見えるものである。F群土器は西暦930年前後から発生してくるものとされている。横手盆地における土師器小皿の出現は明確にしえないが、内村遺跡S K16併行期以後と予測しておきたい。このような予測から、土師器小皿の埋設年代は10世紀中葉から後葉にわたる時期をしたい。

終末年代を推定できる土器は政庁域内出土土器でもっとも新しい土器とした。正殿の東側にあるS X109土壙から出土した高台皿(429)がある。この土器は山形県境興野遺跡SK26土壙出土土器に近いものである。SK26土壙土器の年代については10世紀後半から11世紀前半と11世紀後半とに考え方が別れている。境興野遺跡のSK26土壙土器について共通する認識は、例えば石川県三浦遺跡上層式に後続する土器群に位置づけていることである。三浦遺跡上層式は多賀城跡F群土器に共通する土器群であろう。もし、このように位置づけられるすれば、払田槽跡SK109出土土器は10世紀後半から11世紀前葉に推定でき

るのではなかろうか。このような年代観から、第V期の終末年代は10世紀末ないし11世紀初頭頃としておきたい。

- 註1 小松正夫 1977 : 「秋田県の土師器について」 『考古風土記』 第2号 (昭和52年4月29日)
- 註2 奈良修介 1960 : 「上師器・須恵器の編年」 『秋田県史』 考古編 (昭和53年3月)
- 註3 奈良修介 1967 : 「土師器・須恵器の編年」 『秋田県の考古学』 (昭和42年2月15日)
- 註4 小松正夫 1975 : 「秋田城跡出土土器(1)一土師器杯について」 『秋田考古学』 32 (昭和50年3月)
- 日野 久 1976 : 「秋田城跡出土土器(2)一須恵器杯(台付杯)について」 『秋田考古学』 33 (昭和51年8月)
- 小松正夫 1976 : 「秋田県の土師器・須恵器について」 『歴史時代土器の研究』 I (昭和51年11月14日)
- 石郷岡誠一 1978 : 「秋田城跡出土土器(3)一須恵器(蓋)について」 『秋田考古学』 34・35 (昭和53年1月)
- 小松正夫・石郷岡誠一・日野久他 1981 : 「後城跡発掘調査報告書」 秋田市教育委員会 (昭和56年3月)
- 註5 武藤鉄城 1954 : 「秋田県仙北郡九十九沢窯跡」 『日本考古学年報2』 (昭和29年4月)
- 奈良修介・豊島昂 1960 : 「平鹿郡末館窯址」 『秋田県史』 (昭和35年3月)
- 大和久賀平 1963 : 「平鹿郡雄物川町末館窯址発掘調査報告書」 雄物川町文化財委員会 (昭和38年7月)
- 大川清他 1967 : 「足田遺跡発掘調査概報」 秋田県文化財調査報告書第10集 (昭和42年3月)
- 杉瀬 肇 1976 : 「郷土館窯跡」 横手市教育委員会 (昭和51年3月)
- 杉瀬 肇 1976 : 「成沢遺跡発掘調査報告書」 秋田県文化財調査報告書第36集 (昭和51年3月)
- 杉瀬 肇 1981 : 「物見窯について」 『秋田地方史論集』 (昭和56年2月)
- 庄内昭男 1984 : 「中山丘陵西麓の窯跡群」 『平鹿町史』 (昭和59年9月)
- 註6 山田 稔 1981 : 「リング状つまみの蓋について」 『陸奥国官窯跡群』 IV (昭和56年3月31日)
- 註7 藤田宥宣 1981 : 「道伝遺跡発掘調査報告書」 川西町教育委員会 (昭和56年3月)
- 註8 沢谷 敬・和泉昭一 1984 : 「オホン清水第一3次遺跡発掘調査報告書」 横手市教育委員会 (昭和59年3月31日)
- 註9 註1文献
- 註10 秋田県教育委員会 1976 : 「下藤根遺跡発掘調査報告書」 秋田県文化財調査報告書第39集 (昭和51年3月)
- 註11 秋田県教育委員会 1973 : 「中藤根遺跡」 (昭和48年12月15日)
- 註12 秋田県教育委員会 1983 : 「平鹿遺跡発掘調査報告書」 (昭和58年3月31日)

- 註13 秋田県教育委員会 1981 : 『内村遺跡発掘調査報告書』 秋田県文化財調査報告書第82集 (昭和56年3月)
- 註14 庄内昭男 1977 : 『宮の前遺跡』 福川町教育委員会 (昭和52年3月)
秋田県教育委員会 1979 : 『宮の前遺跡』 秋田県文化財調査報告書第64集 (昭和54年3月)
- 註15 丹羽茂・小野寺祥一郎 1981 : 『清水遺跡』 宮城県文化財調査報告書第77集 (昭和56年3月31日)
- 註16 小井川和夫・小川淳一 1982 : 『御駒堂遺跡』 宮城県文化財調査報告書第83集 (昭和57年3月25日)
- 註17 丹羽茂 1983 : 『宮前遺跡』 宮城県文化財調査報告書第96集 (昭和56年3月)
- 註18 遠藤勝博・相原康二 1983 : 「岩手県南部(北上川中流域)における所謂第I型式の土師器・前期土師器の内容について」 『考古学論叢』 (昭和58年3月31日)
- 註19 佐藤庄一・安部実 1983 : 『新青渡遺跡』 山形県文化財調査報告書第67集 (昭和58年3月31日)
- 註20 平川南 1984 : 「「ホイド清水」山七の木簡」 『弘田棚跡調査事務所年報1983』 (昭和59年3月31日)
- 註21 川崎利夫・安部実 1981 : 『境興野遺跡』 山形県文化財調査報告書第46集 (昭和56年3月31日)
- 註22 吉岡康輔 1967 : 『加賀三浦遺跡の研究』 (昭和42年3月)
吉岡康輔 1983 : 『東大寺領横江庄遺跡』 (昭和58年3月20日)
吉岡康輔 1983 : 「北陸地方の様相」 『愛知県陶磁資料館研究紀要』 2 (昭和58年3月31日)

第3節 政府の変遷と性格

前節までは、各遺構期の建物配置と年代について述べてきた。ここでは各遺構期の変遷と特徴を明らかにし、政府の性格について述べる。

1 政府の変遷

政府の変遷については、①各期の建物群の構成上の変遷、②各期の政府域の規模について検討を試みる。

(1) 構成上の変遷

普遍的な建物 政府の建物群は構成上大きく3群から成り立っている。

政府の各遺構期に普遍的に存在する建物をA群建物とする。このA群建物は、政府域内の建物をA-1群建物、政府域外の建物をA-2群建物に分けられる。A群建物の付属性的な建物をB群建物とする。政府域外北側にあって、常に政府と他の官衙ブロックとの連係的な建物をC群建物とする。

A-1群建物

A-1群建物には正殿、東・西脇殿、政庁南・北・東・西門、板塀がある。これらの建物のなかで、基本的建物である正殿、東・西脇殿は規模の大小はあってもほぼ同位置での建て替えである。板塀と政庁南・北門は位置の移動があり、政庁東・西門は出入りがある。このようにA-1群建物は基本的に第I期から第V期まで存続したものと考えることができる。

A-2群建物

A-2群建物には東前殿・西前殿がある。この建物は第I期(6間×1間)は小規模の建物であるが、第II期以降をもつ大規模な建物となる。本建物は同一位置での建て替えを踏襲し、第I期から第V期まで存続していた。

B群建物

B群建物は北東部建物、北西部建物とした一部の建物である。これらの建物は政府域の拡大に伴ない正殿後方に配置された付属建物群である。B群建物は第III・IV期に属している。

C群建物

C群建物は政府域外北側にあって、政府の連係的な建物で、北東部建物・北部建物・北西部建物とした一部の建物である。これらの建物は、政府と長森北麓に存在するであろう官衙ブロックをつなぐ役割を果したものであろう。C群建物は第I期・第II期・第V期に属している。以上、各建物群を構成要素ごとに配置すると第21表と第62図のようになる。

(2) 規模・機能の変遷

政府域を構成する板塀は板塀第I期から第4期までの変遷が認められた。この板塀の変遷は、同時に政府域の規模を規制しその延面積を変化させている。政府域の面積は第I期3,897m²、第II期3,647m²、第III期4,851m²、第IV期3,263m²であり、第III期がもっとも広く、第IV期がもっとも狭いことが認められる。

政府域を構成する建物は政府における固有な機能を果したものと考えることができる。

特にA-1・A-2群建物は第I期から第V期まで配置されているが、建物規模には変化

構成区分	遺構期 名稱	遺構期					
		第Ⅰ期 A期	第Ⅱ期 B期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期	
基本的建物 (A-1群)	正殿	●	■■■	●	●	●	●
	東脇殿	●	○	●	●	●	●
	西脇殿	●	■■■	●	●	●	●
	政庁南門	●	●	●	(●)	■■■■■	■■■■■
	政庁北門	(●)	■■■	●	●	■■■■■	●
基本的建物 (A-2群)	東前殿	●	■■■	●	●	●	●
	西前殿	●	■■■	●	■■■■■	●	●
付属的建物 (B群)	北東部建物			■■■■■	●	●	●
	北西部建物			■■■■■	●	●	●

凡例

● 新築・建て替え

○ 補修

■■■ 存続

第21表 遺構変遷表

がある。そこで、A群建物とした正殿・東脇殿・西脇殿・東前殿・西前殿の建物面積の変遷について比較検討してみたい。しかし、発掘調査においては対象となるすべての建物の柱痕は検出できていない。A群建物はほとんど同一位置での建て替えであり、掘形の一部しかわかっていない建物の方が多い。そこで掘形から建物規模を推定し、柱間尺度を30cmとして、建物を復原してみたのが第22表である。したがって、この数字は実際の建物面積と異なっているが、全体を見通すには有効である。

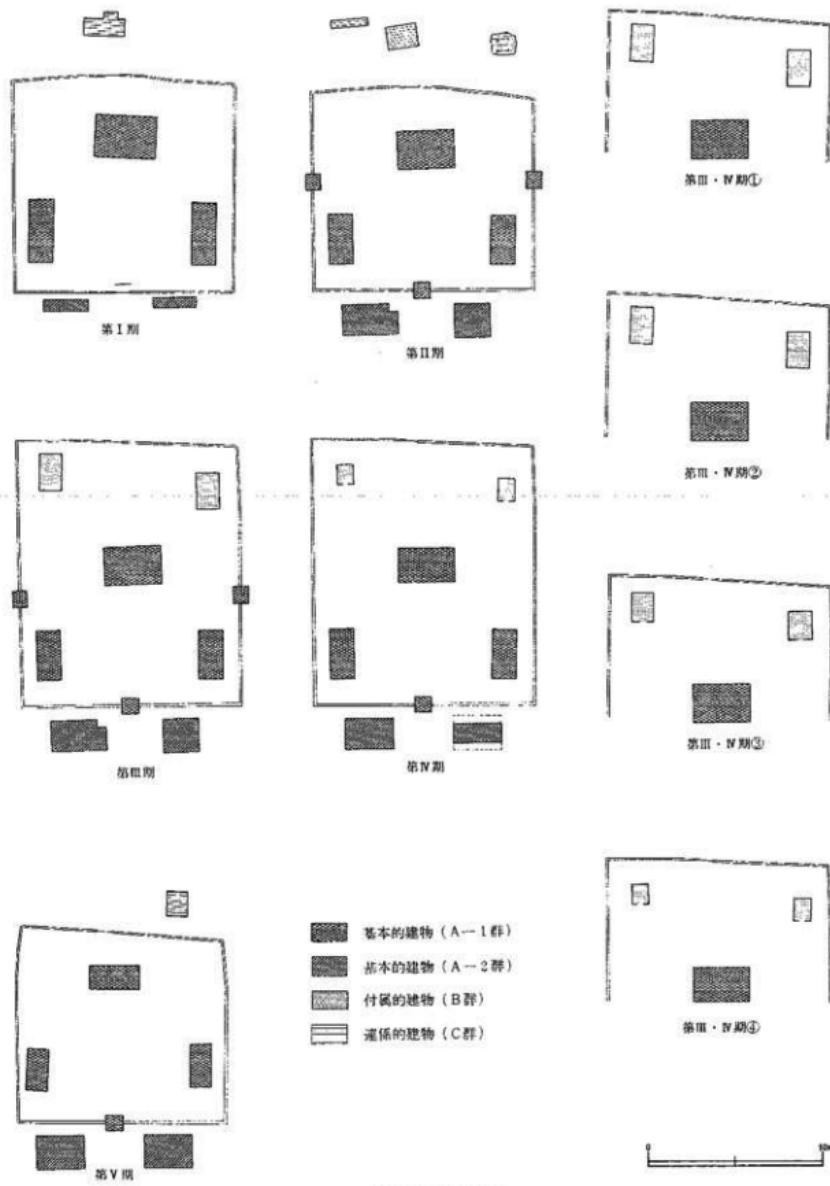
正殿は第Ⅰ期がもっとも大きいが、第Ⅴ期では半分以下になるほど縮小してしまう。東・西脇殿はわずかな縮小傾向をもつが、小さな変化にとどまる。東・西脇殿を比較すれば、第Ⅱ～Ⅳ期までは西脇殿が大きく、期Ⅴ期は東脇殿が大きい。東・西前殿は第Ⅰ期は小さいが、第Ⅱ期以降拡大傾向をもっている。東・西前殿を比較すれば、第Ⅰ～Ⅲ期は西前殿が大きく、第Ⅴ期では同等となる。東・西対称の建物は西建物が大きい傾向をもっている。

第63図は各遺構期におけるA群建物の面積の百分率である。A-1とA-2とを構成する建物群との延面積を比較してみると、第Ⅰ期では85.8%と14.2%でA-1群が広い面積をもち、第Ⅱ期では60.8%と39.2%、第Ⅳ期では57.4%と42.6%、第Ⅴ期では48.8%と51.2%とに推移する。このように、時間の経過とともにA-1群建物の比重は減少し、A-2群建物の比重が増加していることがわかった。面積比から見ると第Ⅱ期以降前殿の来した機能がだいに増大したといえる。

南面する正殿を中心、東・西脇殿と政庁南門に囲まれた所に広場がある。広場は当初一辺130尺(39m)前後の正方形である。この広さは第Ⅱ期以降多少の変動はあっても、基

建物規模の復原と面積

東・西対称建物の面積



第62圖 政府變遷圖

本的にはほぼ同規模の変遷である。

(3) 各造構期の特徴

ここでは政府の各造構期の特徴をまとめてみたい。

第Ⅰ期

第Ⅰ期は8世紀末に創建され、9世紀前半の政府である。A・B期は9世紀前半の中ほど接点を求める。

本期は、正殿、脇殿、政府門のA-1群建物と前殿のA-2群建物およびC群建物により構成されている。建物はすべて掘立柱である。

政府域を画する板塀は約210尺(63m)四方で正殿、東・西脇殿がコの字形に配置され、これらの建物と政府南門に囲まれて約130尺(39m)四方の広場が用意されている。正殿、脇殿の建物規模に比較して、前殿が小さく造られている。これらA群建物は以後の各造構期の規範となって受け継がれ、政府の機能の最も重要な部分として把握できる。政府の建物は地形に沿ってもともと有効的に配置され、儀式空間を充分に配慮した型式になっているよう思われる。

政府域の北側には、調査には至っていないが政府と長森北麓の官衙ブロックを配慮したC群建物が配置されていたと思われる。

第Ⅰ期はA期とB期に2分したが、A期は創建期であり、B期は一部建物の建て替えと補修である。

第Ⅱ期

9世紀後半に造営され、9世紀末までの政府である。

本期は、正殿、脇殿、政府門のA-1群建物と前殿のA-2群建物およびC群建物により構成されている。建物はすべて掘立柱である。

板塀は北辺・東辺・西辺は変わらないが、南辺が3.6~4m北側に移動する。正殿、東・西脇殿がコの字形に配置され、これらの建物と政府南門に囲まれて、広場がある。板塀には政府南・東・西門(3間×2間)が建ち、一段と整備される。板塀の北への移動は東・西前殿が大規模となり、また地形の制約のためもある。このため、東・西脇殿の南北柱間が1間短かくなってしまった。前殿の建物面積が広くなるのは第Ⅱ期からである。

政府域北側には、掘立柱建物や竪穴住居跡などがみられる。

第Ⅲ期

9世紀末に造営され、10世紀前葉を中心とする政府である。

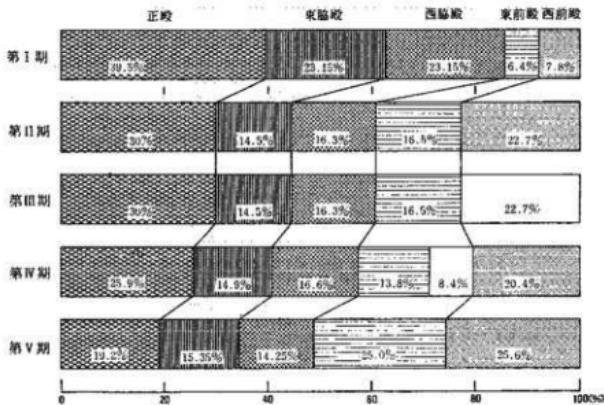
本期は、正殿、脇殿、政府門のA-1群建物と前殿のA-2群建物およびB群建物により構成されている。建物はすべて掘立柱である。

政府域がもっとも広く設定された時期である。正殿、東・西脇殿がコの字形に配置され、これらの建物と政府南門に囲まれた広場がある。正殿、脇殿、政府南・東・西門、東前殿および西前殿は第Ⅱ期の位置を踏襲して建て替えられている。北辺の板塀は北に移動して、広い政府域を設定している。正殿北方の東西には東・西対称の付属建物群を配置している。

(単位尺 30.0cm)

	造 構	規 模 (間)	桁行全長(尺)	梁行全長(尺)	建物面積(m ²)	身合面積(m ²)
正 殿	SB110	5×4	60	24/41	221.4	129.6
	SB111A	5×3	(55)	(24)/(37)	(183.2)	(118.8)
	SB111B	5×3	55	(24)/37	183.2	(118.8)
	SB111C	5×3	53	22/32.5	155.0	104.9
	SB112	5×2	48	23	99.4	99.4
東 脇 廊	SB120A	6×2	(60)	(24)	(129.6)	(129.6)
	SB120B	6×2	(60)	(24)	(129.6)	(129.6)
	SB121A	5×2	(47)	(21)	(88.8)	(88.8)
	SB121B	5×2	(47)	(21)	(88.8)	(88.8)
	SB121C	5×2	47	21	88.8	88.8
	SB122	5×2	42	21	79.4	79.4
西 脇 廊	SB499	6×2	(60)	24	(129.6)	(129.6)
	SB500A	5×2	(48)	(23)	(99.4)	(99.4)
	SB500B	5×2	(48)	(23)	(99.4)	(99.4)
	SB500C	5×2	48	23	99.4	99.4
	SB501	5×2	39	21	73.7	73.7
東 前 廊	SB310	6×1	42	9.5	35.9	35.9
	SB311A	5×4	(35)	(18.5)/(32)	(100.8)	(58.3)
	SB311B	5×4	35	18.5/32	100.8	58.3
	SB312A	(7×4)	(46)	(18)/(32)	(132.5)	(74.5)
	SB312B	7×4	46	18/32	132.5	74.5
西 前 廊	SB540	6×1	(44)	(11)	(43.6)	(43.6)
	SB541	7×3	(53)	(22)/(29)	(138.3)	(104.9)
	SB542A	7×4	(46)	(17.5)/(23.5)	(122.1)	(72.5)
	SB542B	7×4	46	18/32	132.5	74.5

第22表 A-1、A-2 建物群の規模・面積のモデル



第63図 A-1, A-2 建物群の面積の百分率

第IV期

10世紀中葉を中心とする政府である。

第IV期の特徴

本期は正殿、脇殿、政府門のA-1群建物と前殿のA-2群建物およびB群建物により構成される。建物はすべて掘立柱である。

政府域は第III期と同規模である。正殿、東・西脇殿がコの字型に配置され、これらの建物と政府南門に囲まれた広場がある。正殿、脇殿、および前殿は建て替えている。この時期から政府東・西門がなくなってしまう。正殿と西前殿の建物面積がわずかに減少し、脇殿と東前殿は維持される。正殿後方の東西には東・西対称の付属建物群が配置され、各建物の平面および規模は異なるが、構成および配置はほぼ同じである。

第V期

10世紀後葉を中心とし、10世紀末から11世紀初頭までの政府である。

第V期の特徴

本期は正殿、脇殿、政府門のA-1群建物と前殿のA-2群建物およびC群建物により構成される。建物はすべて掘立柱である。

政府域がもっとも狭く設定された時期である。正殿、東・西脇殿がコの字型に配置されこれらの建物と政府南門に囲まれた広場がある。北辺・西辺の板塀位置は南と東に移動して狭い政府域を設定している。正殿は廂をもたない建物となり、東・西脇殿も一廂り小さい建物となる。東前殿は同規模に、西前殿はわずかに大きく、東西同規模の建物となっている。

政府域北側にはC群建物が1棟みられる程度である。

2 政府の性格と機能

(1) 払田柵跡の区画施設

払田柵跡政府が板塀で周囲を囲まれ、正殿を中心として東・西脇殿がコの字型に配置され、これらと政府南門によって囲まれた部分に広場があり、政府域外南側には南辺板塀に接して東・西前殿がある。これらの主要な建物は、第I期から第V期まで配置されていたことがわかった。この政府は払田柵跡全体のなかで、どのような位置と場所にあり、どのように復原されているのか、現在までの発掘調査の成果からもう一度とらえ直してみる。

払田柵跡には長森と真山の二丘陵を取り囲むように角材列がめぐっている。これが外郭線で全体から見れば橢円形であるが、部分的には直線や、ゆるやかな曲線である。外郭を区画する角材は丸太を二ツ割、四ツ割した後、手斧で四角に面取り加工したものが多く、その大きさは一辺22~30cmの方形ないし長方形である。下端の加工は一方から削って尖らせたものが多く見られるが一様ではない。角材は布堀りをして埋設している。布堀りは上面幅35~40cm、深さ60~80cmで、角材は掘形の中央あるいは左右の壁に沿って据え、底面のレベルは場所によって異なり隣接する角材間でも約30cmほどの高低差のあるもの、中には碇板や木屑を入れたりしたものなどがある。角材の間隔は密接して隙間なく並んでいる。

板塀

外郭線角材列

角材の樹種はスギが主体で、クリ・カツラ・コナラが混じっている。外郭角材列は一列で1時期の仕事である。

内郭線の築地 土塀と角材列

内郭線は長森丘陵裾をとり囲む築地土塀と角材列からなる。長森丘陵端の東・南・西裾に築地土塀が、長森北側の低地に角材列が遺存し、一連の内郭線を形成している。内郭線上には南北に八脚門があり、南門が4時期、北門が2時期の仕事である。内郭角材列は四列で、二列が1単位の2時期である。北側二列が古く、南側二列が新しい時期のものである。

長森丘陵の裾には内郭線角材列と連続して築地土塀がある。築地土塀の構築方法は整地後、版築による幅6~7m、厚さ20~30cmの盛土整地の基礎地業をおこない、その上に基底幅3m(10尺)の築地本体を造っている。本体は黄色粘質土・暗褐色粘質土・黒色土で、中にこぶし大の礫を混入している。本体の積土は軸線に対し、5~6m前後、高さ70~80cm前後で変化し、その境には幅2~3cmの別種の土が認められる。これは堰板の痕跡と思われるが、本体に沿った添柱・寄柱といえる柱跡は検出していない。

内郭線第I期 と第II期

内郭線I期は築地土塀と角材列でつくられ、角材列は築地のほぼ中央で接している。内郭線II期の角材列は南側に位置を移してつくり替え、築地本体は崩壊した本体の中央に溝を掘って材木を立てたり、本体のつくり替えや補修をしている場所もある。

角材列をめぐる 諸問題

角材列をめぐる問題は角材が築地土塀の芯材であったか、板垣のように並列していたかということである。第9次発掘調査において内郭線の築地と角材は連続する構造物であったことを確認した。昭和5年の第1次発掘調査では、内郭角材列倒壊と認められる状況を確認している。これが正しいとすれば、倒壊角材の地上高は3~3.6m(10~12尺)、また角材の上部に貫を通して綴綴りをしていたように見えるものもある。おそらく、角材列は築地と同等な性格を有したものであろう。

政府と板塀

外郭と内郭に囲まれた長森丘陵の中央に政庁がある。政庁は正殿、東・西脇殿がコの字型に配置され、政庁南門によって囲まれた広場があり、政庁域外南側に東・西前殿がある。これらの建物群は政庁第I期から第V期まで配置されていた。政庁域を区画する施設は板塀であり、政庁域の範囲は各遺構期によって異なっている。

板塀の実態と 復原

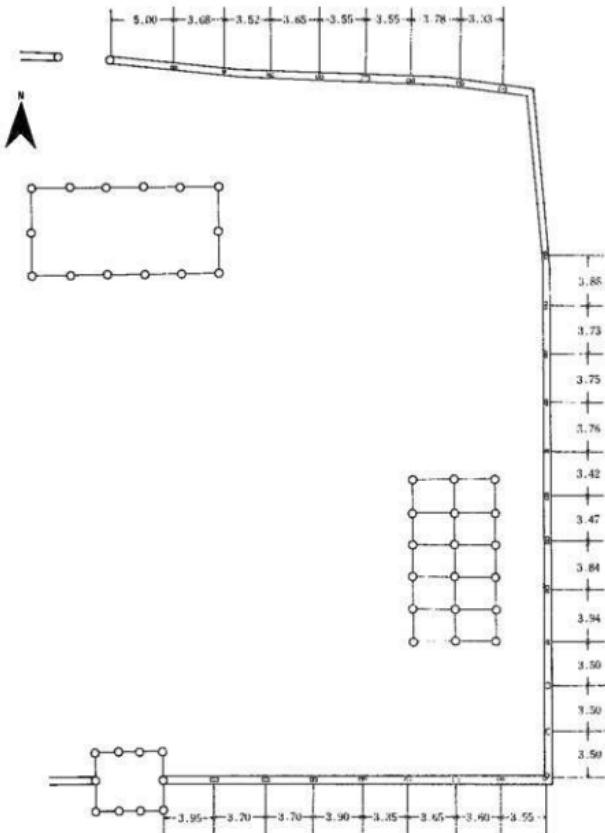
板塀の実態はどのようなものであろうか。板塀第4期に相当する東半の記録から復原してみたい(第64図)。板塀は布掘りのなかに、ある一定間隔に太い角柱材か丸太柱材があり、この太い角柱・丸柱の間を板材で塞ぐ構造である。布掘りは上面幅15~60cm(平均20~45cm)、底面幅10~40cm(平均15~40cm)、深さ10~60cm(平均35~60cm)である。角柱・丸柱はおおよそ3.55~3.7m間隔でならぶため、「12尺等間の柱」と呼んでいる。柱寸法は角柱13×22~24×37cm、丸柱16~25cmである。柱は角柱17箇所と多く、丸柱2ヶ所であり、基本的には角柱なのである。12尺等間の柱を塞ぐ板材寸法は土層の観察から厚さ6~12cmであるが、幅ははっきりしない。12尺等間の角柱と板塀は同時に埋設したものである。

「12尺等間 の柱」

以上、板塀第4期の実態を復原してみたが、板塀第1期~第3期については詳細はつかみきれなかった。板塀SD143は上述の内容とほぼ同じように復原できるし、補修と思われ

る部分もある。板塀の平面図をみると、ある間隔で布掘りの幅が外にふくらむところがある。このような観察から、払田櫛跡の板塀は12尺前後の間隔に太い角柱材を置き、この角柱間を板材で塞いでいたと復原できるように思われる。

このように、払田櫛跡の区画施設は、外郭域（角材列）・内郭域（角材列・築地土塀）・政庁域（板塀）と三重になっている。この区画施設のなかで、内・外郭域は不整橿円形であり、政庁域は方形ないし長方形を呈している。払田櫛跡の主要施設は、内郭域と政庁域によって区画され、政庁を中心とした一つの複郭を形成し、その変形した複郭構造のなかに 複郭構造



第64図 板塀4期の12尺等間柱模式図(単位m)

配置しているのであろう。

(2) 城柵官衙遺跡の政庁

7世紀から9世紀にかけて、陸奥・越・出羽の城柵名が多数みられる。ここでは、発掘調査の進んでいる城柵官衙遺跡について紹介する。各遺跡の存続時期と主要建物の規模・構造などについては、第23表を参照されたい。

多賀城跡

概要 遺跡は宮城県多賀城市に所在する。^(註3) 遺跡の大部分は丘陵上にあり、外郭線の一部は沖積地を走る。外郭線築地は不整方形を呈し、南辺約880m、西辺約660m、北辺約780m、東辺約1,010mである。外郭線上に東、南、西の3門が確認されている。政庁は南斜面の丘陵上にあり、多賀城跡の中央やや南よりに位置し、方約100mの部分である。

多賀城は陸奥国府であり、鎮守府や陸奥・出羽按察使の所在地でもある。政庁遺構は大きく第I期～第IV期までの変遷が考えられているが、第V期を設定する考え方もある。^(註4) 政府城は単郭といわれているが、複郭とする見解もある。政庁域区画施設は築地土壠である。第I期は削り出し基壇をもつ正殿と、東・西脇殿があり、これらの建物と南門によって、囲まれた広場があり、政庁域外南側に東・西前殿がある。正殿後方建物は第II期以降配置されるようである。創建年代は瓦から龍龜～天平12年とされ、さらに文献検討から養老・神亀年間とされている。終末年代は10世紀中頃や10世紀末から11世紀とする見解がある。

胆沢城跡

概要 遺跡は岩手県水沢市佐倉河に所在する。^(註5) 南外郭線からはじまる微高地をとりこむ形の胆沢局状地の東崖部北端にあたる。

胆沢城は延暦21(802)年に中に造営されたもので、多賀城から鎮守府がうつされたとされている。外郭線は一辺約668mの築地によって区画されている。政庁は外郭内中央南寄りにある。政庁の区画施設は一本柱列と内溝による。政庁遺構は大きく第I期から第III期に分けられ、各期2小期の変遷がある。政庁域内の建物は、現在わかっているのは正殿と政庁東門だけであり、今後の発掘調査によって解明されるであろう。創建年代は延暦21(802)年であり、終末年代については10世紀以降とされている。

志波城跡

概要 遺跡は岩手県盛岡市太田に所在し、零石川と北上川の合流点付近の、零石川の河岸段丘上に立地する。^(註6)

延暦22(803)年に造営され、弘仁4(813)年ごろ廃された遺跡である。外郭線南辺では幅約2.4mの築地で、その内・外側にそれぞれ2～3mの溝がある。築地の南約40mのところにも幅約6mの大溝が東西に走っている。外郭は方8町四方と復原されているが、北辺は流失している。遺跡中央やや南寄りに、一辺方約150mの築地がある。政庁域内には正殿、政庁南・北・西門のほか、付属建物群がみつかっている。

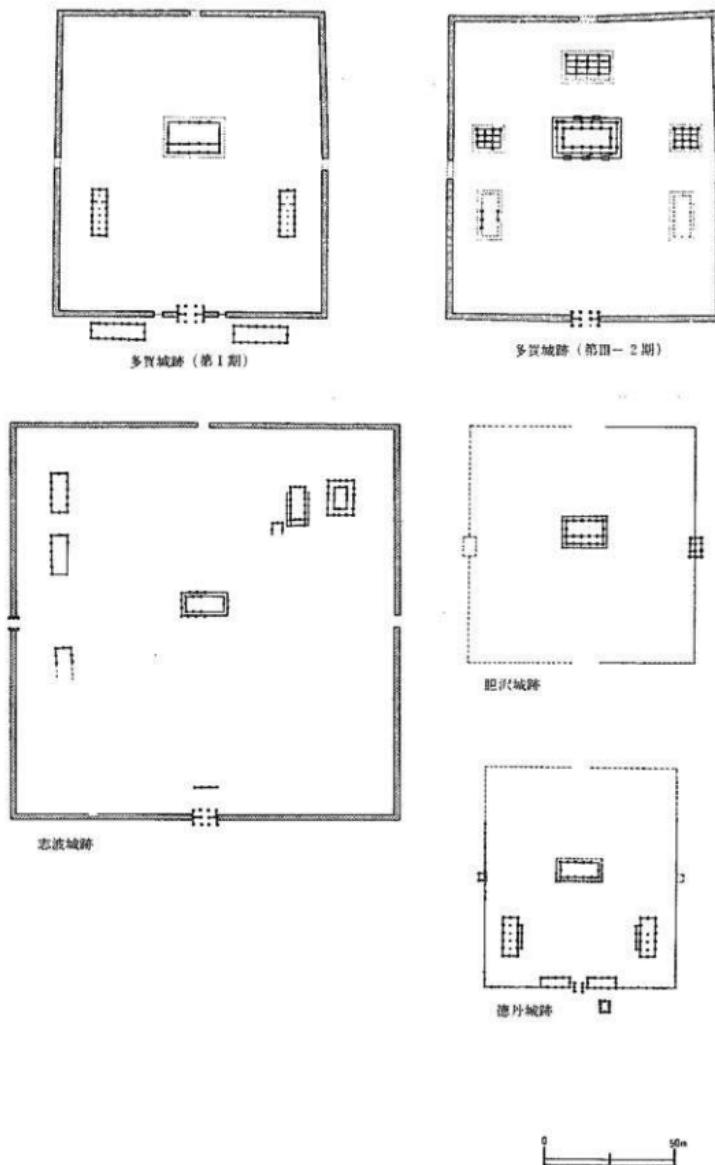
徳丹城跡

概要 遺跡は岩手県紫波郡矢巾町西徳田に所在し、北七川ぞいの自然堤防上に立地している。^(註7)

遺構番号	遺構名	年代	遺跡の立地	位置	区画	規模 (東西×南北) (m)	正殿 (間)	東・西廊間 (間)	南門 (間)	北殿 (間)	東・西北門 (間)	北方建物群	東・西南殿 (間)	その他	
多賀城	I	8C前半	尾山城 中央や東南寄り	築地		103×116	5×3(南庭)	7×2(東)	3×2	ナシ	不明	ナシ	東西に7×2	瓦葺	
	II	8C中頃~780					7×4(縦・四面廊)	7×2(縦)	3×2(縦)	4×4(横)(縦)	ナシ	ナシ	ナシ	無廊・北級・瓦葺	
	III-1	780~						5×2		3×2	北に1間	ナシ	ナシ	西のみ5×4	
	III-2	8C末~869					7×4(縦・四面廊)	5×2	3×2(縦)	4×4(横)	不明	ナシ	ナシ	東西棟3×3間瓦葺	
	IV-1	869~						5×4		5×4(縦)	不	明	ナシ	瓦葺	
	IV-2							5×4			不	明	有	ナシ	北に一部とりつく
	IV-3	a 終末10C中頃						5×4		5×2 縦1×1	東西3×2(推定)	有	e 窓西のみ 5×4		
忍沢城	I	802~	柱列構 1/3	中央 南北寄り	柱列構	85.92×87.76	A5×2(土塁) B5×2(南・北)		未	未	未	東1間	未	未	
	II	9C後半~10C一部					C5×3(南面+土塁) 築 D5×3(南面) 築	未	未	未	東1間	未	未		瓦葺建物出現
	III	10C以降					E6×5(土塁+南面廊) 築 F6×5(上階+南面廊) 築	未	未	未	東3×2	未	未		
志波城	9C前葉	沖積地	中央や東南寄り	築地	150×150			未	3×2	ナシ	西門 A 1間 B 2×1	有	東南に官衙 建物		
勝丹城	813~	沖積地	ほぼ中央	柱列構	74.46×85		5×2(四面上階)	東 A5×2(北)西面 B5×2(縦) 西 5×2(東・東面)	1×2	ナシ	西1×1	未	ナシ	南門東西建物 4×2間	
城柵	I	9C前半	沖積地 中央	柱列構	柱列構	115×115	5×3	5×2(東)	1間	ナシ	東・西1間	ナシ	東1棟 西2棟		
	II A	10C中					5×3(北面)	東に縦 西に縦	3×2	7×1	東3×2 西推定	有	東・西4×2(東)		瓦葺
	II B						5×3(北面)	3×2(東) 東は推定	3×2	7×1	東3×2 西推定	有	東・西4×2(東)		
	III A	10C後葉					5×3(縦・東・縦)	(西は推定)	3×2	ナシ	2×1	西に有	東1棟(北) 西2棟(東)(北)		
	III B	11C前半						7×2(縦・東・縦)	3×2	ナシ	2×1	西に有	東3棟 西2棟		
八森遺跡		低丘陵	不明	二重の跡	90×90		7×3(縦)	未	3×2	7×1	未	未	未		
秋田城	1	8C中頃~	低丘陵 中央や西寄り	築地			5×4(南庭)	未	未	未	不明	ナシ	未		
	2	9C初~					5×3(南庭)	未	未	未	不明	ナシ	未		
	3	9C前半~					5×3(南庭)	未	未	未	不明	東のみ有	未		築地が瓦葺
	4	9C前半~					5×3(南庭)	未	未	未	東辺 建物	有	未		
	5	9C後半~					5×3(南庭)	未	未	未	東辺 建物	有	未		
	6	10C初~					100×不明	5×2? (縦?)	未	未	未	東辺 建物	有	未	
私情田跡	I	8C末・9C前半	低丘陵 長森丘陵中央	板塀		63×63	5×4(南庭)	6×2(東)	1間	ナシ	(北1間)東西不明	ナシ	東・西 6×1		
	II	9C後半・9C末				64.5×(55.5~57.6)	5×3(南庭)	5×2(東)	3×2	ナシ	北1間 東西3×2	ナシ	東5×4 西7×3		
	III	9C末・10C前葉				(63.6~64.5)×(75~76.5)	5×3(南庭)	5×2	3×2	ナシ	北1間 東西3×2	有	東5×4 西7×3		
	IV	10C中頃				(63~63.6)×(75~76.5)	5×3(南庭)	5×2		ナシ	北1間 東西ナシ	有	東7×2 西7×4		
	V	10C後葉・11C初				(58.7~60.2)×(52.7~57.2)	5×2	5×2 縦柱		ナシ	北1間 東西ナシ	ナシ	東7×4 西7×4		

第23表 城柵官衙遺跡の政府一覧

第3節 政府の変遷と性格



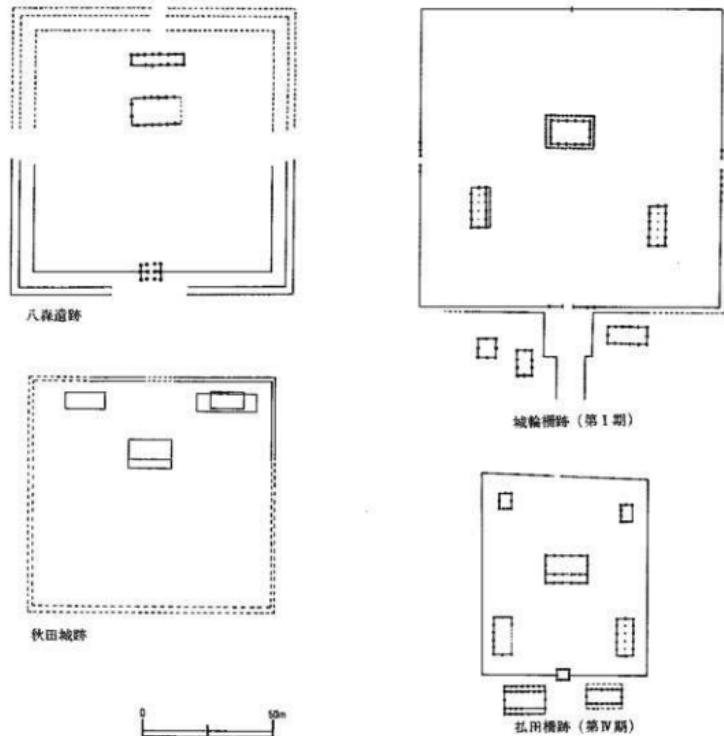
第65図 城標政厅跡平面図(1)

徳丹城は弘仁4(813)年ごろ以前からあった志波城を水害にあいやすいという理由で移転させたものである。外郭線は丸太列が一辺350mの方形を呈している。政庁は外郭内の中間にあり、区画施設は一本柱列で東西74.46m×南北85mである。政庁域内南半の発掘調査が進み、正殿、東・西脇殿、政庁南・西門と南門東側建物、南門西側建物が東・西対称位置にみつかっている。創建年代は弘仁4(813)年頃であり、終末年代は9世紀の早い時期のようである。

城輪槽跡

概要 遺跡は山形県酒田市城輪に所在し、飽海平野の中央やや東寄りの沖積地にある。^(註12)

出羽国府は数回移転しているが、城輪槽跡は仁和3(887)年5月20日条に記す延暦年中造営の出羽国府「井口国府」とされている。遺跡は一辺約720mの方形の外郭をもち、外郭の東西南北各辺のほぼ中央部に八脚門がある。政庁域は遺跡の中央部に位置し、周辺より約1m高くなっている。これは自然堤防を整地して利用したからである。外郭各門と政庁



第66図 城輪政庁跡平面図(2)

各門は、幅6～9mの大路によって連絡している。城輪柵政庁は方形の単郭であり、区画施設の変更はあっても位置の変更はない。政庁は大きく3期に区分されている。建物配置はI・II・III期で大きく異なっている。I期は正殿、東・西脇殿がコの字型に配置され、1本柱一間の南門と広場がある。政庁域外南側に建物もあるが、東西対称の配置ではない。II期はすべての建物の建て替えと同時に、正殿後方に北殿をはじめとする付属建物群が配置され、もっとも充実した時期である。III期は礎石建物となり、正殿後方の建物が少ない。創建年代は9世紀前半とされ、一時八森遺跡に国府機能は移るが、10世紀から11世紀前半までの出羽国府とされている。

八森遺跡

遺跡は山形県飽海郡八幡町に所在し、城輪柵跡の東方3kmの丘陵上にあたる。^(註13)

概

要

仁和3(887)年5月の記事に、出羽守坂上茂樹が出羽国府を嘉祥3(850)年の大地震で被害を受けたので、国府を最上郡大山郷に遷したいと要請したのであるが、朝廷は「旧府近側高敏之地」を選んで国府を遷すよう命じている。この井口国府が城輪柵であり、八森遺跡が「高敏之地」を位置した遺跡に比定されている。政庁と思われる遺構は方約90mの範囲に正殿、北殿を配置しているようであるが、詳細はわかっていない。

秋田城跡

遺跡は秋田市寺内町の高清水に所在する。^(註14)高清水岡は東西1,200m、南北1,100mほどの不整扇形地で約76haの広がりをもつ、標高約30mの岡には名泉が湧くのでこの名があるといわれている。

概

要

秋田城は天平5(733)年に出羽柵を秋田村の高清水岡に遷し置いたものである。はじめは旧名のまま出羽柵といわれたらしいが、天平宝字4(760)年3月に「阿支太城」(九部足人解)と見えることなどから、この頃から秋田城と呼ばれていたらしい。現在発掘調査の進んでいる秋田城政庁は、天平宝字年間に置かれた秋田城のようである。秋田城の外郭は約550mの不整多角形を呈し、瓦葺の築地土塀である。政庁は正殿と北東・北西部の付属建物群と、北辺・東辺の区画施設がわかっている。遺構は6期の変遷が考えられている。この中で、北東・北西部の建物群は第3期以降から出てくるようである。詳細は今後の発掘調査によって判明するであろう。

以上の城柵官衙遺跡と払田柵跡とのおもな近似点と相違点をまとめてみたい。

近似点と相違点

①政府域は方形ないし長方形で、すべての遺跡に共通している。②払田柵跡の政府域は、各遺構期によって推移するが、他の遺跡では同一位置を踏襲している。③東・西脇殿は、5×2間～7×2間と共通している。④正殿、東・西脇殿はコの字型に配置され、その中央に方形の広場を形成している。⑤払田柵跡第I期のA-1群建物は多賀城第I期、城輪柵跡第I期によく似ている。⑥払田柵跡第I期のA-2の建物は多賀城第I期に近似しているが、第II期以降は対応しない。⑦払田柵跡は創建から終末期まで、掘立柱建物であるが、他の遺跡では掘立柱建物から礎石建物に変わる傾向をもっている。

払田柵跡と城輪柵官衙遺跡のおもな特徴をまとめると次のようになる。

特

徴 ①遺跡は外郭線と政庁などによって2～3重と厳重に囲まれ、外郭諸門以外から政庁の中に入れない構造となっている。②遺跡のほぼ中央部に政庁がある。政庁の平面形は方形ないし長方形である。正殿、東・西脇殿は東・西対称のコの字型に配置され、これらと政庁南門に囲まれた部分に方形の広場が形成されている。③政庁建物のなかで、脇殿が5×2間～7×2間とおおよそ同規模である。④北殿は国府である多賀城、城輪轍、八森遺跡にしかみられない。⑤払田柵跡の前殿は、多賀城第I期にしか類例がない。⑥他の国府にみられる南殿建物はどの遺跡にもみられない。⑦多賀城政庁は、規模・建物構成・主要建物の構造などを他の城柵官衙遺跡と比較して、一つ上の格式をもっている。

(3) 大宰府と各国府の政庁

大宰府政庁と他の各国府政庁のなかで、政庁の構造が判明しているのは大宰府（福岡県）^(#16)と肥前国府（佐賀県）、伯耆国府^(#17)（鳥取県）、近江国府^(#18)（滋賀県）、下野国府^(#19)（栃木県）^(#20)などである。ここで取り上げた大宰府と各国府政庁の主要建物については第24表、存続時期については第25表を参照されたい。^(#21)

遺跡・遺構名		正殿	東・西殿	西・脇殿	南門	後殿	前殿	横	他の建物
多賀城	I期	片5×3	7×2	7×2	3×2	なし	なし	なし	東・西南門前殿
	II期	●4×7×4	●7×2	●7×2	●3×2	●4×4	なし	なし	興殿、北殿
	III-2期	●7×4	●5×2	●5×2	●3×2	●4×4	なし	東西・●袖	
	IV-1期					●袖5×4	なし	3×3	
下野	A期	推定	15×2	15×2	推定	不明	東西8×2	なし	
	B期	推定	15×2	16×2	推定	不明	7×2 ●7×2	なし	
	C期	推定	●15×2	●15×2	●3×2	不明	●2×1	なし	
	D期	推定	15×2	16×2	●3×2	不明	なし	なし	
近江		●4×7×5	●16×2	●16×2	不明	●4×7×4	不明	東●2×2 西推定	
伯耆	A期	片5×4	推定3×2	13×2	3×2	12×2	5×2	西3×3	
	B期	片5×4	推定13×2	13×2	3×2	13×2	5×2	東3×2 西3×2	
	C期	●5×3	●13×2	●13×2	●3×2	●5×2	なし	西●3×3 東●3×2	
	D期	5×3	13×2	13×2	3×2	5×2	なし		
筑波	III期	不明	6.11×2	4以上×2	不明	不明	不明	不明	
肥前		四9×4	7×2	7×2	3×2	7×2	7×2	不明	西側廊
城輪轍	I期	5×3	5×2	7×2	3×2	不明	なし	なし	南門前方の建物
	II期	5×2	7×2	7×2	3×2	7×1	なし	なし	南門前方の建物、北東・北西部の建物
	III期	●片7×3	●片7×3	不明	●3×2	不明	なし	なし	北西部の建物、南門前方の建物
八森遺跡		●7×3	●7×3	不明	3×2	7×1	不明	不明	

凡例：壁石 四：四曲輪付建物 棚：南北柵付建物 片：片面付建物 総：統括建物

第24表 国府政庁建物一覧

国名	等級	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	備考
陸奥	大		I	II	III								10世紀後半には廃絶
出羽	上				I		八脚門	II	III				一時八森溫跡へ移転
下野	上		A	B	C	D							10世紀初め北に移転?
武藏	大												10世紀後半政府廃絶
近江	大		?										10世紀後半政府廃絶
因幡	上												
伯耆	上		A	B	C	D							
出雲	上				?		?						意宇郡街と同様
美作	上			I	II								713年に創置
播磨	大												10世紀ごろに大きく強化
周防	上												
讃岐	上												
土佐	中												
筑後	上		西ノ丸			御門							2度移転
肥前	上												小城郡へ移転?
肥後	大		東ノ丸										飽田郡へ移転?
薩摩	中												

第25表 国府温跡の存続時期

大宰府

大宰府政府では第I～III期の変遷がある。第III期は藤原純友の乱で941年に焼失した建物を復興したものである。第I・II期は不明な点が多い。第III期政府の平面形と区画施設は、全体に南北に長い長方形で正殿と中門を結ぶ回廊による正方形の郭があり、その南北両側にさらに築地による郭がつく複郭構造である。規模は東西111m、南北210mである。

建物は回廊によって囲まれた中央の郭に、正殿と東西対称の位置にある各2棟の脇殿がコの字型に配置されている。北の郭の中央に北殿、その北の東西には樓がある。南の郭では中門の南側に衛門舎があったと推定されている。正殿は凝灰岩切石積基壇を伴う7間×4間の四面附建物、東西各2棟の脇殿は埴積基壇を伴う7間×4間の東・西廂付建物、中門は八脚門、回廊は単廊である。また主要な建物は礎石建物である。

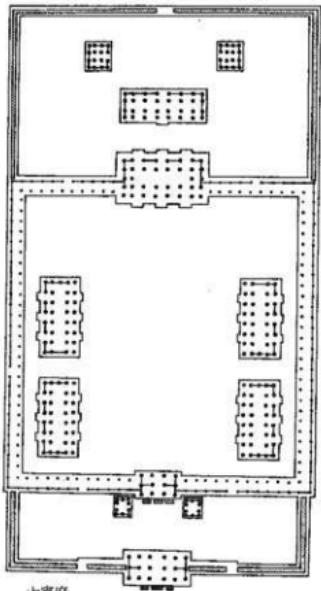
大宰府政府は規模、区画施設、建物構成、構造などを比較して、他の各國府に類例がなく、むしろ律令制のもとで朝堂院のような区画をも備え、西海道九国二島を総括し、外交・国防の任を併せ最も重要官庁で地方官衙のなかで格別の地位を占めていたことがわかる。とくに注目すべきことは、政府中央に回廊がめぐり、南北に郭のつく複郭、正殿のすぐ南側に建物がないことである。

肥前国府

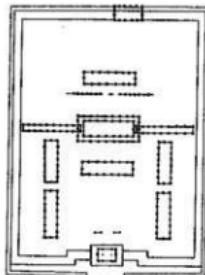
政府城は築地と溝をめぐらし、東西77m×南北104mの規模である。政府は単郭で、正殿と東・西脇殿が各2棟ずつあり、コの字型の配置をとっている。正殿の南北に建物が置か

概要

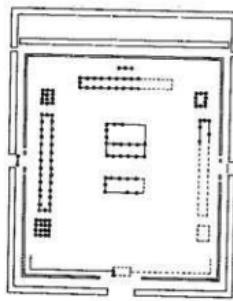
概要



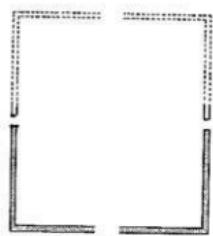
大宰府



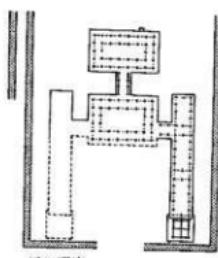
肥前国府



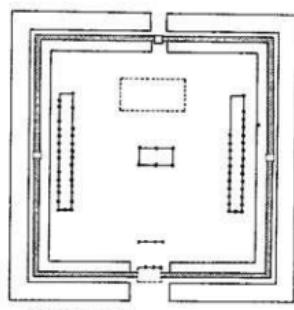
伯耆国府 (B期)



筑后国府 (二期)



近江国府



下野国府 (C期)



第67図 国府政府跡平面図

れている。肥前国府は、大宰府政府の⁽²⁾ほどのスケールであるが、よく似た配置をとり、特に脇殿が各2棟あるのが特徴である。

伯耆国府

政庁域の規模はA期が東西66.5m×南北73.2m、C・D期が78×88.5mでありコの字型概要の配置をとっている。脇殿は13間×2間と長大であり、正殿の南北に建物があり、楼もあったことがわかる。

近江国府

政庁域は東西72m×南北84m以上の築地がめぐらしている。正殿は創建当初から基壇上に建てられ、主要建物は瓦葺である。東・西脇殿は16間×2間と長大であり、脇殿の南端に樓がつくようである。正殿、東・西脇殿はコの字型の配置をとり、これらの建物と中門とに囲まれた範囲に広場がある。正殿の北側に北殿がある。中門の南側の発掘調査が行なわれていないのでわからないが、おそらく複郭を呈していたと推定されている。

下野国府

政庁域は正方形ないし長方形の単郭である。規模はA期が東西86.4m×南北90m、B期概要が94.5m×94.5m、C・D期が89.8m×約91mであり、一本柱列から築地に変遷している。正殿は未調査であるが、東・西脇殿は15・16間×2間と長大であり、A～C期まで南殿がある。建物配置は正殿、東・西脇殿がコの字型をなしていると思われる。楼はない。

以上の各國府政府と私田権跡との近似している点は、政庁域が方形・長方形をなすこと、正殿、東・西脇殿がコの字型の建物配置をなし、これらの建物と南門とにかくこまれた広場をもつてていることである。

各國府政府のおもな特徴をまとめると次のようになる。

①政庁は平均すれば70m×90mの方形ないし長方形の単郭であるが、近江国府は複郭の可能性がある。②正殿、東・西脇殿はコの字型の建物配置をとっている。③正殿、東・西脇殿、南門、北殿は、すべての国府に普遍的に認められる。国府のなかには南殿と樓は存在しない国府もある。④下野・近江・伯耆国府の脇殿の規模は、下野(15・16間×2間)、近江(16間×2間)、伯耆(13間×2間)と長大であり、必ずしも國の等級と比例しない。肥前国府は東・西脇殿各2棟となっている。⑤正殿の後方には、北殿は配置されても、付属建物群が存在しない。⑥正殿、脇殿などの基本的な建物は、同一位置で建て替えられ、配置形式も大きな変化はみられない。⑦正殿、脇殿などの基本的な建物は、掘立柱建物から、礎石建物へと変化している。

(4) 政府の比較と類型

大宰府政府は朝堂院の区画を備え、朝堂院を簡略化した型式をとっている。肥前国府が大宰府政府に近似していることは各國府の建物配置型式が朝堂院との類似性をもつていることを示している。⁽²⁾⁽³⁾國府が朝堂院プランを素型としていることは、國府の正殿は大極殿に、脇殿は朝堂の簡略化した変形であり、朝集殿院は前殿とみなすことができるようである。

大宰府政府

朝堂院プラン

大宰府政庁と肥前国府との対比のなかで注目したいのは、大宰府政庁は複郭であり、肥前国府が単郭であるとともに南殿を配置していることである。この南殿の消滅時期が平安宮における大極殿南門の欠如という変化と一致することを考慮すると、大極殿南門の変形^(註24)として南殿が営まれたとみるのも一案であろうという指摘がある。官衙には、大宰府のよ
政府の2類型 うに政庁南門・中門のある複郭をもつ政庁と肥前国府のように単郭で南殿をもつ政庁の2類型があることになる。ところで肥前・伯耆・下野国府には南殿があり、近江国府がないということを検討してみたい。肥前・伯耆・下野国府は上国であり、政庁は単郭である。近江国府は大国で、政庁の正殿は瓦積基壇をもつ礎石建物であり、当初から築地で区画され、他の国府と対比して、一ランク上の格式をもち、複郭をもつ政庁の可能性があるのでなかろうか。

多賀城政庁 陸奥国府である多賀城政庁は単郭とされているが複郭という考え方もある。^(註25) 陸奥国は大国であり政庁の第Ⅰ期正殿は削り出し基壇をもち、第Ⅱ期以降玉石積、凝灰岩切石積の基壇をもつ礎石建物で、当初から築地で区画している。多賀城政庁は大宰府回廊の規模とは同一に近く、大宰府に準ずる格式の官衙である。

政庁の近似点と相違点 多賀城政庁の建物配置の原型は、大宰府政庁に酷似し、他の国府政庁に近似しているが、朝集殿院にあたる前殿を省略していないところに相違がある。前殿のある遺跡は多賀城と払田櫓跡だけであり、徳丹城の政庁南門の東西に接する建物も変形とみなすことができるかもしれない。前殿は8世紀前半から8世紀末段階の城柵官衙遺跡には配置された基本的建物なのであり、9世紀以降、機能の変化により必ずしも左右対称型として設置されなかつたのである。払田櫓の前殿は当初から終末まで建て替えられているが、この間機能の拡充という変化がともなったことと思われる。払田櫓のA-1、A-2群とした基本的な建物は、ほぼ同一位置で建て替え、建物配置が踏襲されている。

多賀城は、蝦夷に対する外辺施設であり、鎮守府、陸奥・出羽按察使が置かれた監督官衙でもある。律令国家の陸奥・出羽の經營は多賀城を中心とする特別行政区の取り扱いであったので、多賀城がその管轄下の城柵官衙遺跡政庁の建物構成および配置などの規範となつたのである。

二重構造 城柵官衙遺跡の特徴の一つは、外郭城と内郭城（政庁城）の二重構造となっていることである。二重構造は他の国府ではいまのところ認められていない。城柵官衙遺跡の外郭城のプランは、方格形を呈するものと不整多角形を呈するものとある。方格形をもつものは、7世紀末・8世紀初頭以降の仙台郡山遺跡や、8世紀前半の城生柵跡などの段階と、9世紀前半の胆沢城、志波城、徳丹城、城輪柵跡の段階の遺跡である。方格形をもたないものは、多賀城、桃生城、伊治城、宮沢遺跡、秋田城、払田柵跡などで、8世紀前半から8世紀末・9世紀初頭段階の遺跡である。ただし、仙台郡山遺跡と城生柵跡は現在発掘調査中で、不明な点が多い。このような遺跡のあり方は律令国家の陸奥・出羽国經營の節目と理解できそうである。

これまで、大宰府政庁と各國政庁、多賀城政庁と城柵官衙遺跡政庁について比較検討を

行なってきた。多賀城政府は陸奥国府であるとともに、城柵官衙遺跡の規範となる地域性をもっていた。肥前国府が大宰府を規範としていたことは大宰府が西海道諸国の規範となっている可能性を示している。このように、多賀城は陸奥・出羽間に、大宰府は西海道諸国に強い管轄権をもっていたことになるのではなかろうか。また、各國政府は國の等級に応じた建物の規模・構成・構造をもっていた可能性がある。城柵官衙遺跡の変遷をみれば、律令国家の經營姿勢が遺跡の位置・建物の規模・構成・構造に反映されているように思われる。

払田柵跡政府における建物配置型式が、郡衙にもあてはまるのかが問題である。

郡庁の建物配置は左右対称型と非対称型の二類型に大別できる。^(註26) 対称型はコの字型の配置をとり、方半町ほどの郡庁院を形成するものである。非対称型は対称型の変形とみなされる例や、関連のない例もある。これらは、律令国家により新設された郡衙と豪族の居宅を郡衙としているという考え方もある。^(註27) 左右対称型の建物をもつ遺跡には、名生館遺跡(宮城県)、宮尾遺跡(岡山県)、下本谷遺跡(広島県)、小郡遺跡(福岡県)などがあるが、各國府や城柵官衙遺跡の政府とは異なるものである。ところで、神野向遺跡(茨城県鹿島町・鹿島郡衙)では、政庁と正倉院がみつかっている。政庁には主殿と南殿があり、回廊で政庁域を区画している。^(註28) 回廊は御殿前遺跡(東京都北区・豊島郡衙推定地)で一部見つかっている。^(註29) これらの建物群が、國府の建物配置とどのような類似点と相違点があるのか、また、全国に14箇所ある神郡だけにみられることなのかななど、今回検討することができなかった。

郡庁との対比

神野向遺跡

御殿前遺跡

(5) 政府の性格と機能

遺跡は外郭、内郭、政庁の三重構造となっているが、内郭城と政庁域は政庁を中心とした複郭構造の変形とみなすことができる。払田柵政府は、鎮守府のあった多賀城政府を規範としてつくられた。したがって、払田柵跡は城柵官衙遺跡であると位置づけることができた。

政庁は南面する正殿を中心としてコの字型に東・西脇殿を配置し、これらの建物と方形の広場が形成されている。この建物配置型式は城柵官衙遺跡に共通する要素である。政庁は第Ⅰ期から第Ⅴ期まで、全5時期の変遷がわかった。創建年代は8世紀末であり、終末年代は10世紀末・11世紀初頭であろう。

政庁の建物は、正殿、東・西脇殿としたA-1群と東・西前殿としたA-2群および正殿後方のB群により構成されている。A-1、A-2群は当初より終末まで一貫して存続し、B群はⅢ・Ⅳ期にのみみられる建物である。北殿と樓はなかった。第Ⅰ期の政庁域は方63m(210尺)、広場は方39m(130尺)と規格性の高い配置を示している。

このように払田柵跡の政庁は、行政・軍事の機能を果たした古代城柵官衙遺跡の中核施設であった。

註1 本稿ではSB110・SB111A・SB111B・SB111C・SB112建物を正殿と、SB120・SB121A・SB121B・SB121C・SB122建物を東脇殿と、SB499・SB500A・SB500B・SB500C・SB501建物を西脇殿と、SB310・SB311A・SB311B・SB312A・SB312B建物を東前殿と、SB540・SB541・SB542A・SB542B建物を西前殿と、SB284A・SB284B・SB246A・SB246Bを政府南門と、SB100・SB101・SB645を政府北門と、SB129A・SB129Bを政府東門と、SB530A・SB530Bを政府西門と表記した。また、国政府の正殿の南側にある建物を南殿、正殿の北側にある建物を北殿と統一表記した。

註2 本表は第11回古代城柵官衙遺跡検討会で研究発表された進藤秋輝氏の『シンポジウム「城柵遺跡の政府について」問題提起』配布資料を参考に作成した。

註3 宮城県多賀城跡調査研究所 1970～1983：『多賀城跡』 宮城県多賀城跡調査研究所年報1969～1982（昭和45年3月31日～昭和58年3月31日）

宮城県多賀城跡調査研究所 1980：『多賀城跡—政府跡・図録編一』（昭和55年3月25日）

宮城県多賀城跡調査研究所 1982：『多賀城跡—政府跡・本文編一』（昭和57年3月25日）

註4 註3文献

註5 上藤雅樹 1984：『宮城』『日本の古代遺跡』15（昭和59年10月5日）

註6 阿部義平 1983：『古代城柵政府の基礎的考察』『考古学論叢』I（昭和58年3月31日）

註7 註3文献

註8 註5文献

註9 水沢市教育委員会 1975～1984：『胆沢城跡』（昭和50年3月～昭和59年3月）

註10 盛岡市教育委員会 1978～1980：『太田方八丁遺跡』（昭和53年3月～昭和55年3月）

盛岡市教育委員会 1981：『志波城跡I—太田方八丁遺跡範囲確認調査報告一』（昭和56年）

盛岡市教育委員会 1981～1984：『志波城跡』（昭和56年3月～昭和59年3月）

註11 矢巾町教育委員会 1981～1984：『徳丹城跡』（昭和56年3月～昭和59年3月）

註12 酒田市教育委員会 1971～1984：『史跡城輪櫓跡』（昭和46年～昭和59年3月）

註13 八幡町教育委員会 1978：『八森遺跡』（昭和53年3月）

註14 秋田市教育委員会秋田城跡発掘調査事務所 1973～1984：『秋田城跡』（昭和48年3月～昭和58年3月）

註15 岡田茂弘 1985：『事実確認と討論』『庄内考古学』第19号（昭和60年2月）

註16 福岡県教育委員会 1969～1971：『大宰府史跡』（昭和44年～昭和46年）

九州歴史資料館 1972～1984：『大宰府史跡』（昭和47年～昭和58年）

註17 佐賀県教育委員会 1981：『肥前国府跡』II（昭和56年）

註18 飯吉市教育委員会 1976～1978：『伯耆国府跡発掘調査概報』（昭和51年～昭和53年）

註19 滋賀県教育委員会 1977：『近江国衙跡発掘調査報告』（昭和52年3月31日）

註20 栃木県教育委員会・栃木県文化振興事業団 1979～1984：『下野国府跡』（昭和54年～昭和59年）

- 註21 註3文献
- 註22 山田敏史 1984 : 「国衙・郡衙の構造と変遷」 『講座日本歴史2古代2』 (昭和59年11月25日)
- 註23 註22文献
- 註24 註22文献
- 註25 註6文献
- 註26 註22文献
- 註27 高井悌三郎 1970 : 「郡衙跡」 『新版考古学講座』 6 (昭和45年)
- 註28 鹿島町教育委員会 1985 : 「神野向遺跡」現地説明会資料 (昭和60年2月24日)
- 註29 中島広顯 1985 : 「御殿前遺跡—豊島郡衙推定地一」 『第11回古代東北城柵官衙遺跡検討会』資料 (昭和60年2月11日)

結語

払田柵跡は、明治35年秋から翌36年春にかけて千畳村百目木の水田下から出土した埋木などを、古代の城柵の遺材と考えた後藤宙外によって発見され、昭和5年10月に実施された文部省嘱託上田三平の発掘調査とその報告によって、それ以後、蝦夷征討の兵士の駐在する軍事的性格の強い城柵の実像として、広く世間にその見解が定着した。上田は報告にあたって、外郭線上の木材列を特に「柵木」と命名している。

しかるに、昭和44年以降、宮城県多賀城跡調査研究所が多賀城跡を発掘調査するによんで、多賀城の内郭部は政庁跡で、そこには近江國府などと同様な建物の配置があり、四隅を築地土塀が取り囲んでいること、防禦的色彩が強い土塁と考えられていた外郭線が、実はこれも官衙に見られる築地土塀であったことから、これを契機に従来の軍事的性格が強いとする城柵の見解に対し、一般官衙との類似性が強く指摘されるようになった。

秋田県教育委員会が払田柵跡調査事務所を現地に設立したのは、昭和49年4月である。これは、丁度前記の新しい見解の提示された時期でもあった。3年後の昭和51年には、内郭・長森丘陵の北東裾部において、築地土塀とそれに接続する角材列の内郭線が調査された。昭和52年からは、長森丘陵上の政庁跡と考えられる平坦地の調査に入った。本報告がその成果の集成である。

払田柵跡の調査は現在までのところ、外郭南門、内郭南門・北門、ホイド井泉、内郭線築地土塀、政庁跡などで、その総調査面積は19,622m²である。事務所開設以来11年を経過したが、総合的見地に立つと、遺跡の性格解明とこれをとりまく歴史的環境を復原する調査は、ようやく第一歩を踏み出したばかりと言え、今後に期待するもの大である。以下、政庁跡調査の成果を列記してまとめとしたい。

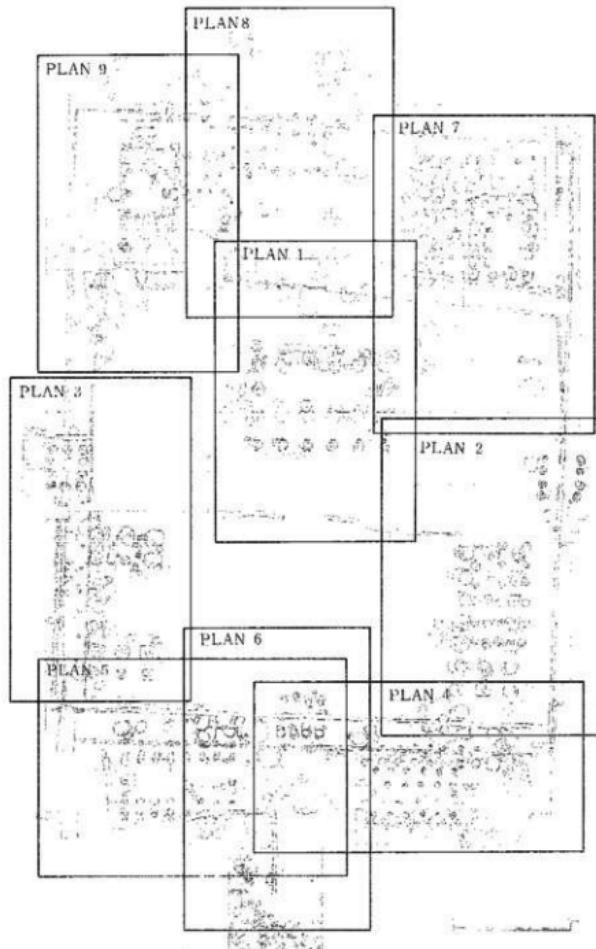
- 1 扟田柵跡は、外郭、内郭と政庁跡の複郭構造をなしており、政庁は内郭の中央部に位置する。
- 2 政庁は遺跡のはば中央部の長森丘陵上の平坦地に造営され、その平面形は創建期は方形、第II期以降は長方形の規格である。
- 3 政庁の創建年代は8世紀末、終末年代は10世紀末か11世紀初頭で、約2世紀余の存続期間が推定される。
- 4 政庁は板塀に囲まれており、その区画の移動と建物の改変から、5期の変遷が認められる。その規模は第I期（創建期）南北63m、東西63mの方形、最大規模の第III期は南北75~76.5m、東西63.6m~64.5mの長方形、最小の規模は終末V期で、南北52.7m~57.2m、東西53.7m~60.2mのこれも長方形である。

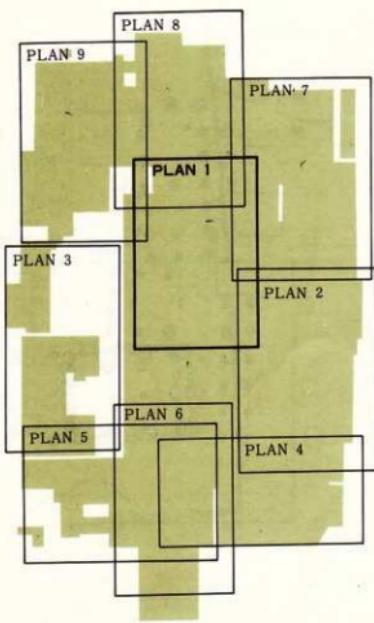
- 5 政府の板塀には、門が設置されている。だが、第Ⅰ期、第Ⅳ期、第Ⅴ期の東・西門は確認できていない。
- 6 政府には正殿、東・西脇殿のほかに北西部と北東部に付属建物がある。付属建物は、第Ⅲ期と第Ⅳ期にのみ存在する。また、南辺の板塀に近接して東・西前殿が配置されている。これは全期間存在する。
- 7 政府の主要建物は、すべて獨立柱建物である。
- 8 建物の面積推移を見ると、前殿の面積が第Ⅱ期以降に大幅に増大する。これは時期が下るにつれて、前殿のもつ機能が変化したととらえることができる。
- 9 払田構跡創建期の政府の区画と建物配置は、陸奥国府である多賀城政府を規範として造営されたものと思考される。

払田構跡調査事務所

所長 岩見誠夫

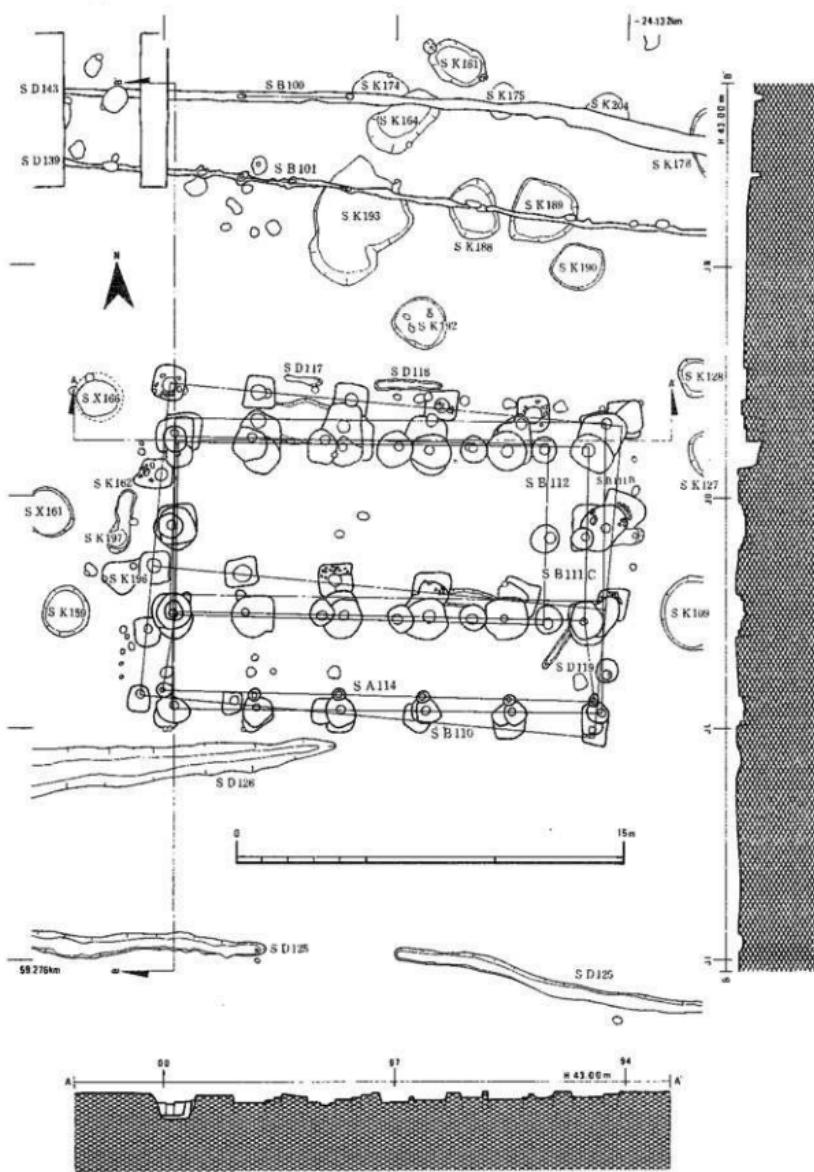
遺構図面

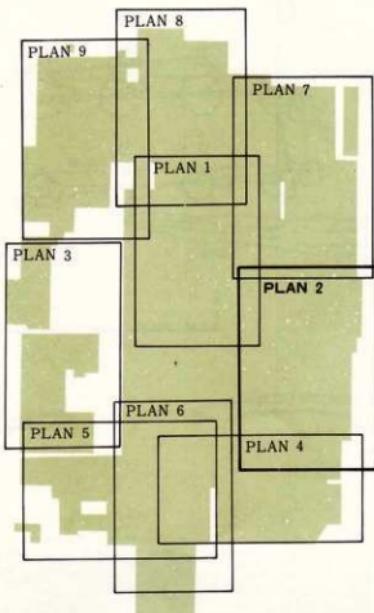




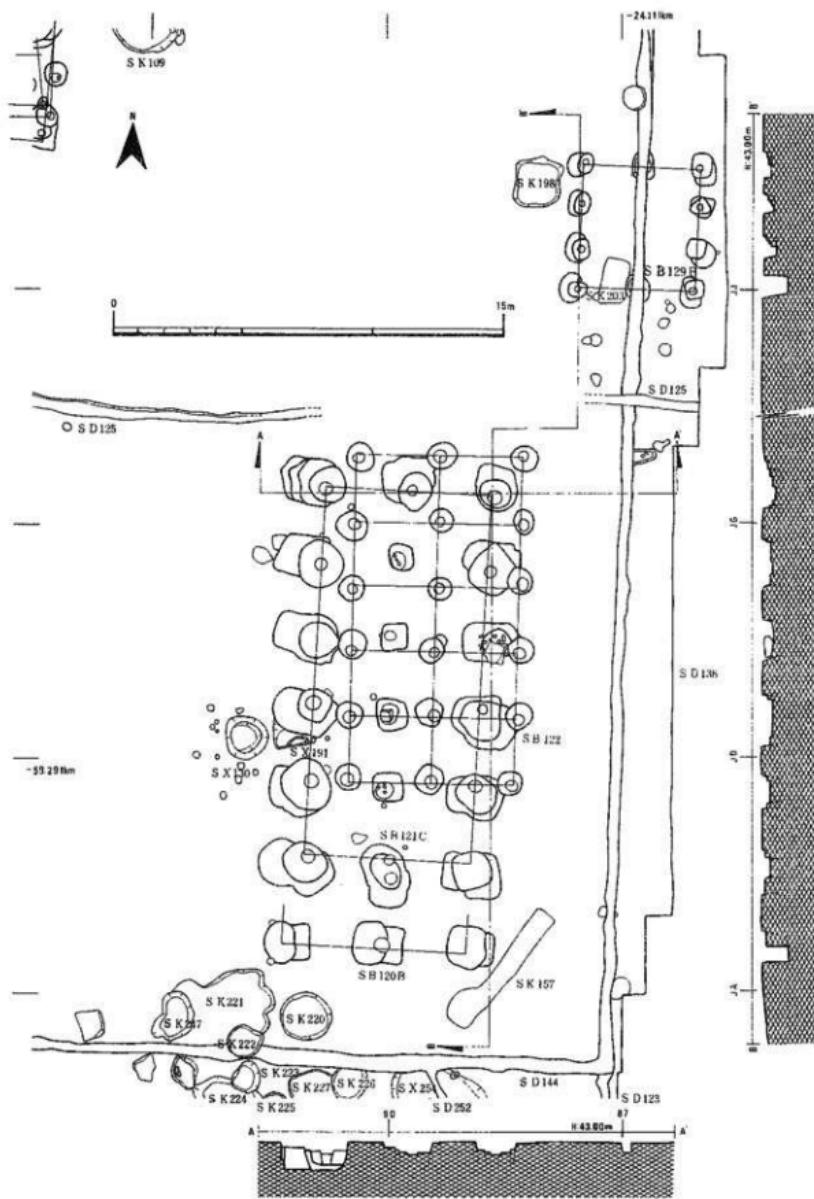
対応写真P.L. 4・5・6・28

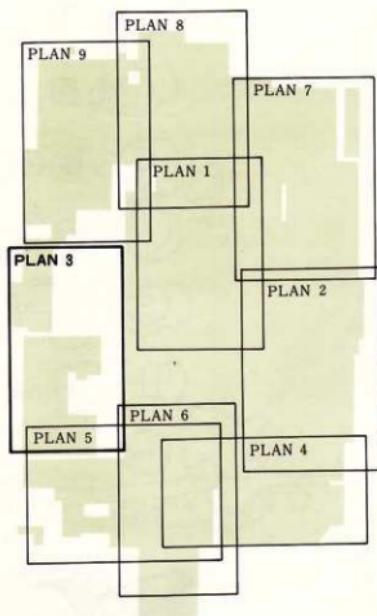
PLAN 1





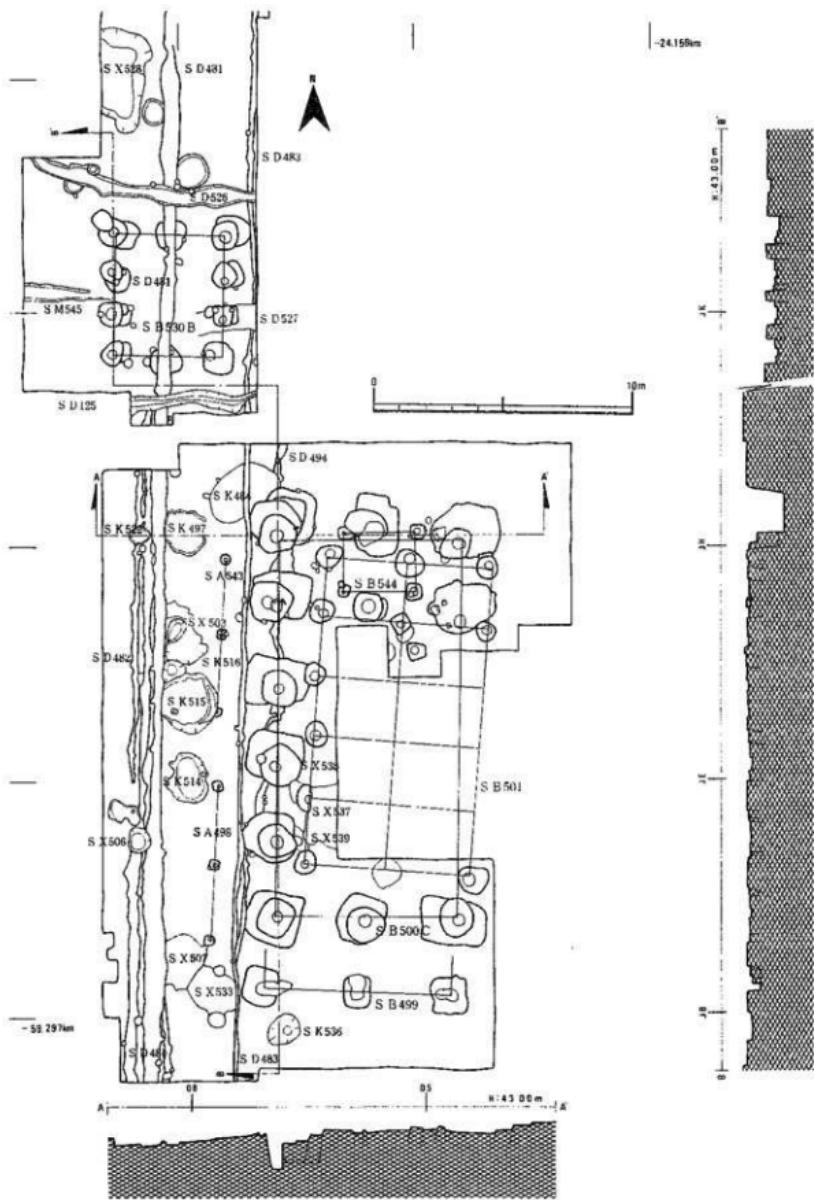
対応写真P.L. 7・8・9・24・27



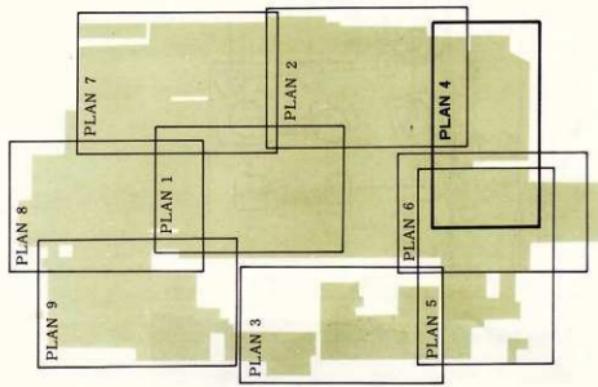


対応写真P.L. 10・11・25・30

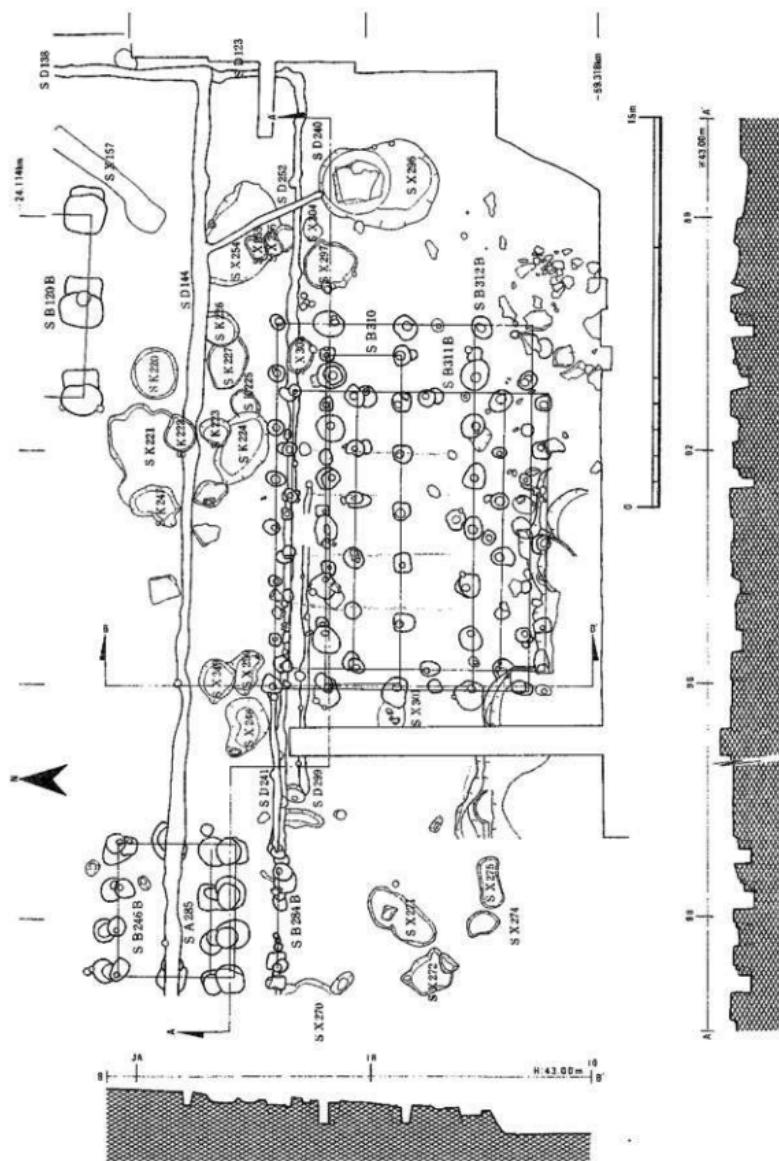
PLAN 3

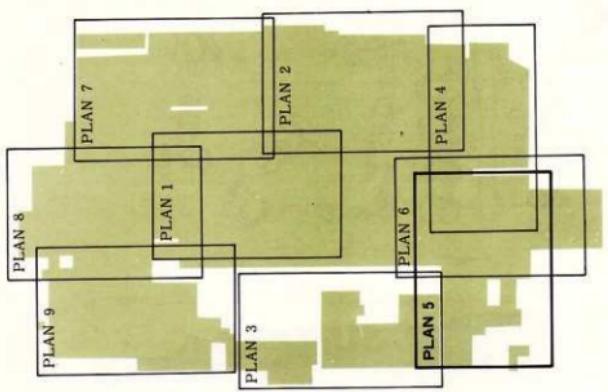


対応写真PL. 12・13・14・26

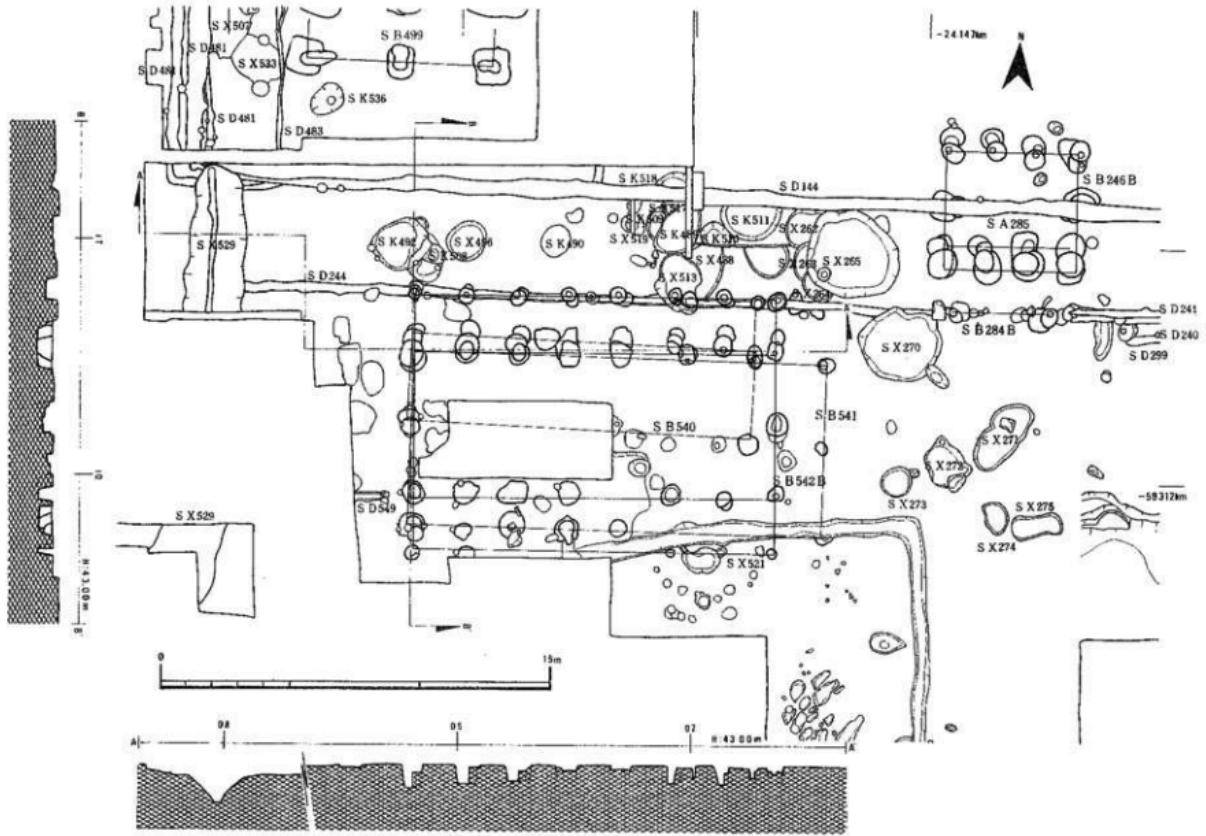


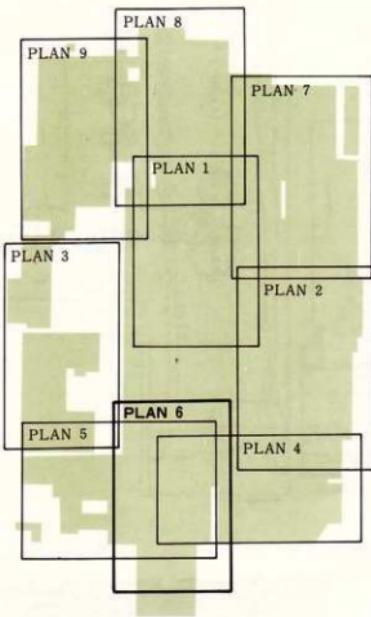
PLAN 4





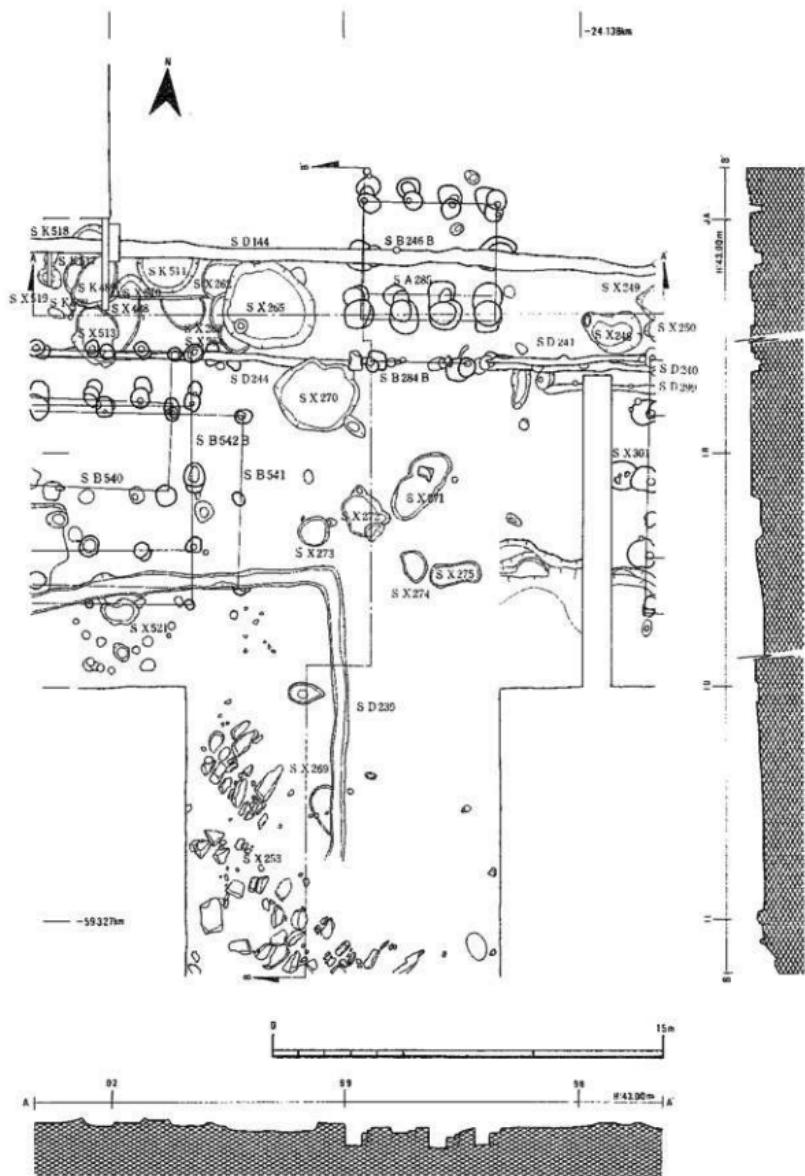
对位写真P.L. 15·16·26·30

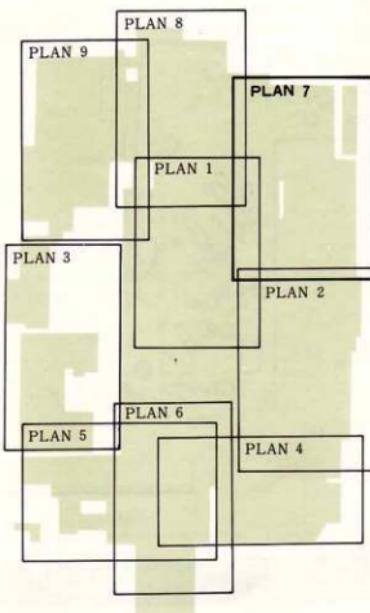




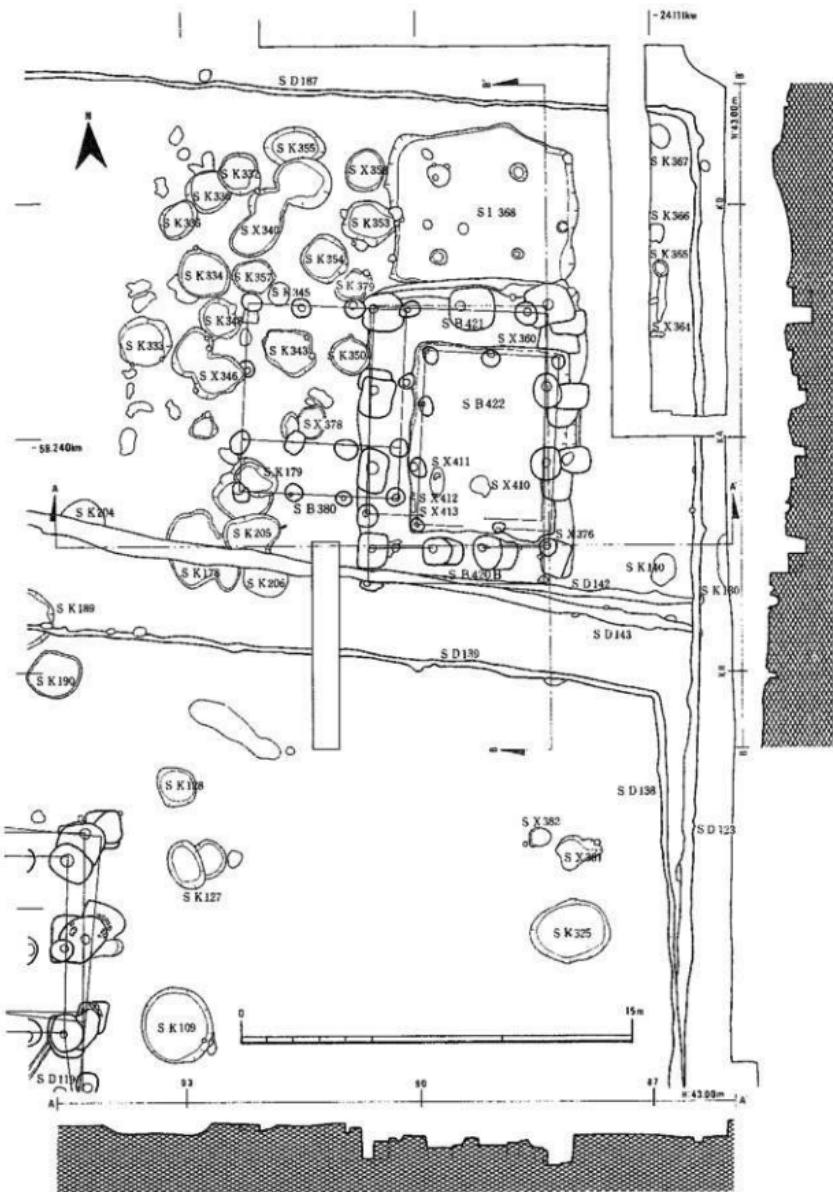
対応写真P L. 23・36

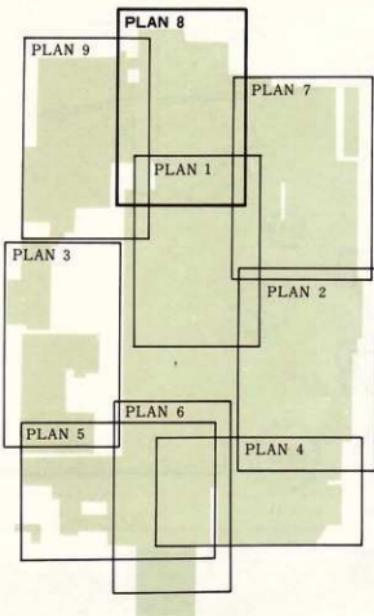
PLAN 6





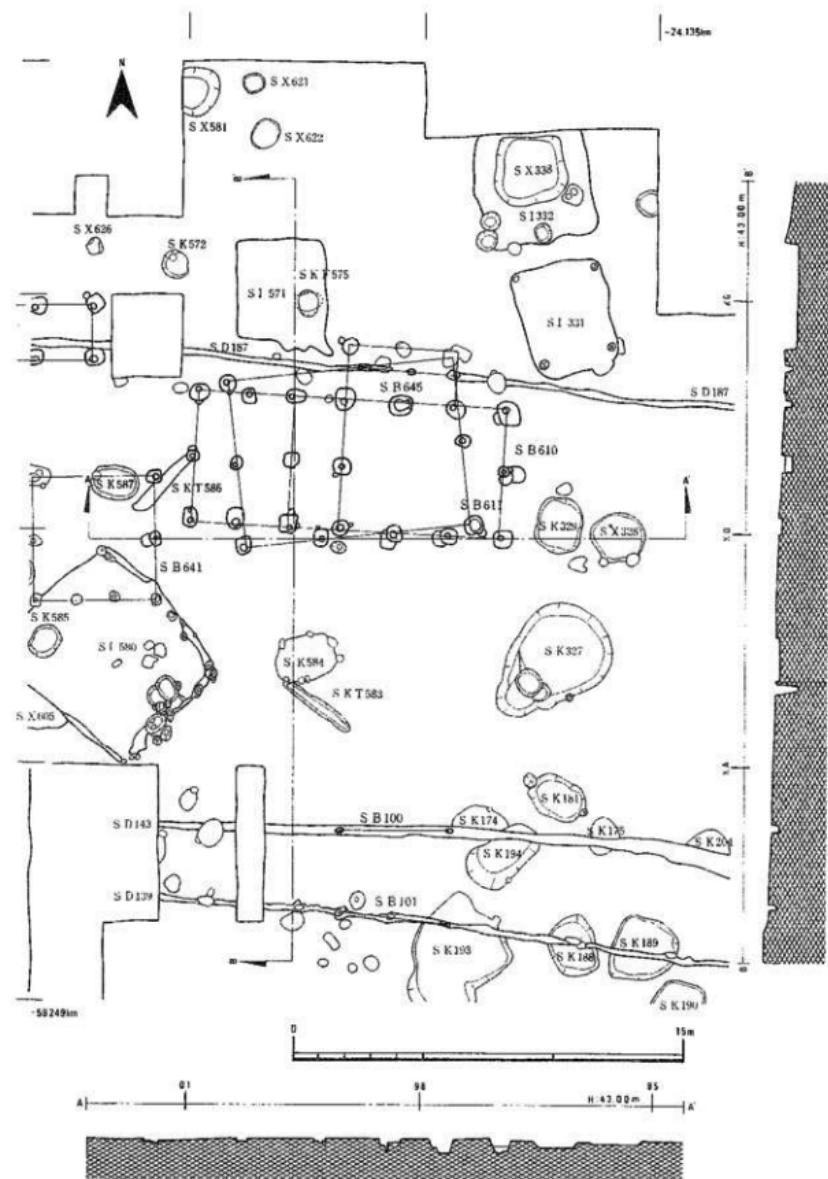
対応写真 P.L. 17・18・27・28・29・31・32・33

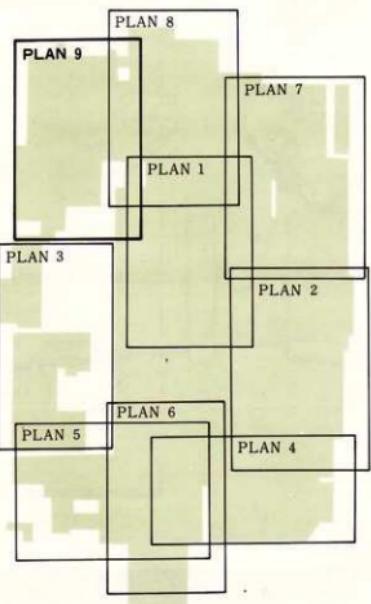




対応写真P L. 22・25・31・34・35

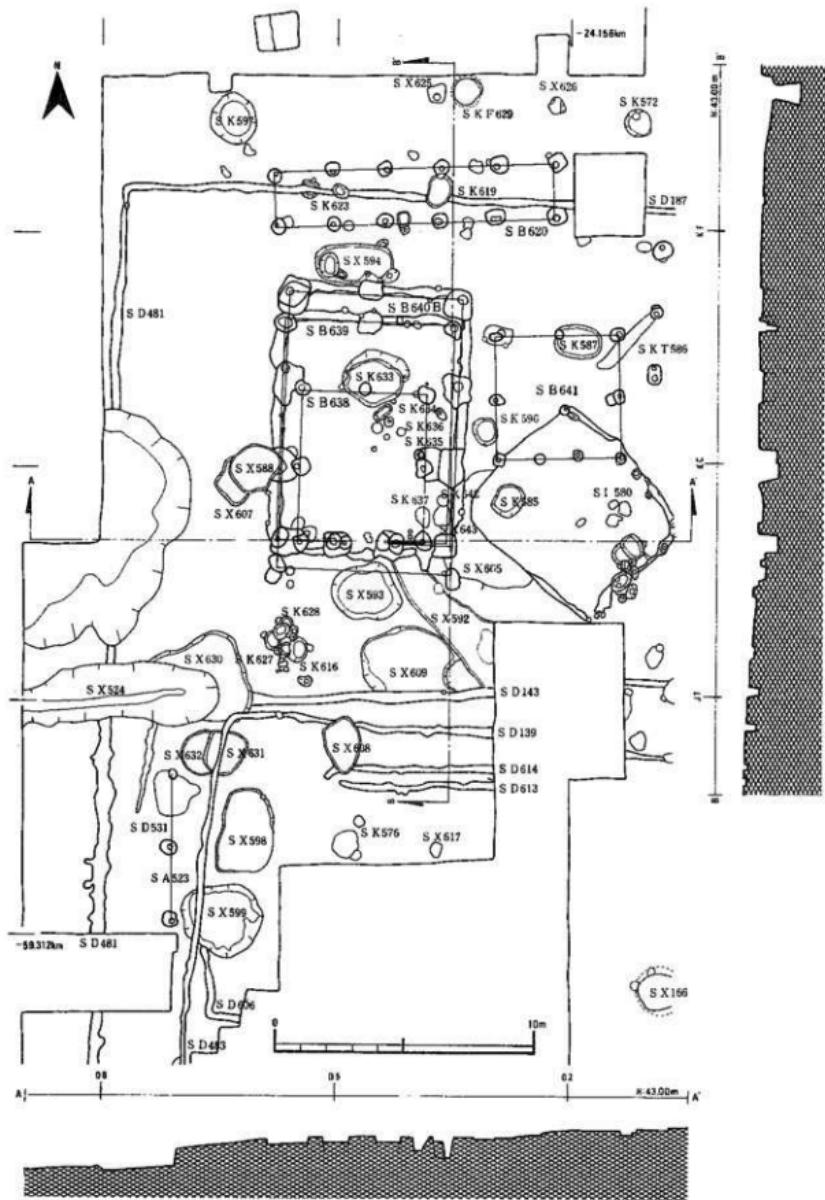
PLAN 8





対応写真 P.L. 19・20・21・29・31

PLAN 9



名 称	造 構	規 模	棟 方 向	廊	(m) 桁行全長	尺	(m) 梁行全長	尺	(m) 身舎梁行	尺	(m) 廊	尺	(cm) cm/尺	(m ²) 建物面積	(m ²) 身舎面積	建 物 方 位 (桁を基準とする)
政 府 南 門	SB284A	1	EW		—	—			—	—			—			—
	SB284B	1	EW		3.73	12.5							29.8			N-88°30'-W
	SB246A	3 × 2	EW		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB246B	3 × 2	EW		5.02	16.5	4.56	15	4.56	15			30.4	22.9	22.9	N-88°-W
政 府 北 門	SB100	1	EW		4.14	14							29.6			N-89°30'-W
	SB645	2	EW		3.67	12							30.6			N-86°30'-W
	SB101	1	EW		4.24	14							30.3			N-84°-W
政 府 東 門	SB129A	3 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB129B	3 × 2	NS		4.71	15.5	4.56	15	4.56	15			30.4	21.5	21.5	N-2°30'~3'-E
政 府 西 門	SB530A	3 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB530B	3 × 2	NS		4.67	15.5	4.21	14	4.21	14			30.1	19.7	19.7	N-0°30'~4'-E
北東部建物	SB420A	3 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB420B	3 × 2	NS	S	10.68	35	6.71	22	6.71	22	1.37	4.5	30.5	80.9	71.7	N-0°30'-W
	SB421	3 × 2	NS		7.96	26	6.73	22	6.73	22			30.6	53.6	53.6	N-0°30'-W
	SB422	3 × 2	NS		6.69	22	5.17	17	5.17	17			30.4	34.6	34.6	N-3'-E
	SB380	3 × 3	NS	S	7.27	24	6.06	20	—	—	30.3	44.1	—	N-3°30'-E		
北 部 建 物	SB610A	6 × 2	EW	N	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	SB610B	6 × 2	EW	N	11.88	40	—	—	5.05	17	—	—	29.7	60.0	60.0	N-87°-W
	SB611	3 × 2	EW		8.67	29	6.43	21.5	6.43	21.5			29.9	55.7	55.7	N-83°30'-E
北 西 部 建 物	SB640A	3 × 2	NS	S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	SB640B	3 × 2	NS	S	10.68	35	6.71	22	6.71	22	—	—	30.5	—	71.7	N-3'-E
	SB639	3 × 2	NS		8.4	28	6.6	22	6.6	22			30.0	55.4	55.4	N-2'-E
	SB638	2 × 2	NS		5.78	19	4.86	16	4.86	16			30.4	28.1	28.1	N-0°30'~1°30'-E
	SB641	2 × 2	NS		4.77	16	4.77	16	4.77	16			29.8	22.8	22.8	N-1°30'-W
	SB620	5 × 1	EW		10.73	36	2.09	7	2.09	7			29.8	22.4	22.4	N-88°~88°30'-E

第26表 建 物 一 覧 (1)

名 称	造 構	規 模	棟方向	廂	(m) 桁行全長	尺	(m) 梁行全長	尺	(m) 身寄梁行	尺	(m) 廂	尺	(cm) cm/尺	(m ²) 建物面積	(m ²) 身寄面積	(m ²) 建 物 方 位 (桁を基準とする)
正 殿	SB110	5 × 4	EW	S	17.7	60	12.14	41	7.1	24	5.03	17	29.6	214.9	125.7	N-85°30'-W
	SB111A	5 × 3	EW	S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	SB111B	5 × 3	EW	S	16.67	55	11.25	37	—	—	—	—	30.3	187.5	—	N-89°30'-W
	SB111C	5 × 3	EW	S	15.9	53	9.75	32.5	6.62	22	3.15	10.5	30.0	155.0	105.3	N-88°30'~90°-W
	SB112	5 × 2	EW		14.45	48	6.92	23	6.92	23			30.1	100.0	100.0	N-88°~88°30'-W
東 脇 殿	SB120A	6 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB120B	6 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB121A	5 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB121B	5 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB121C	5 × 2	NS		14.19	47	6.34	21	6.34	21			30.2	90.0	90.0	N-2°30'~3°-E
	SB122	5 × 2	NS		12.6	42	6.3	21	6.3	21			30.0	79.4	79.4	N-1°30'-E
西 脇 殿	SB499	6 × 2	NS		—	—	7.15	24	7.15	24			29.8	—	—	N-2°-E
	SB500A	5 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB500B	5 × 2	NS		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB500C	5 × 2	NS		14.5	48	6.95	23	6.95	23			30.2	100.8	100.8	N-0°~0°30'-E
	SB501	5 × 2	NS		11.82	39	6.36	21	6.36	21			30.3	75.2	75.2	N-2°30'~4°30'-E
東 前 殿	SB310	6 × 1	EW		12.64	42	2.86	9.5	2.86	9.5			30.1	36.2	36.2	N-89°-W
	SB311A	5 × 4	EW	NS	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB311B	5 × 4	EW	NS	10.68	35	9.76	32	5.64	18.5	2.29 1.83	7.5 6	30.5	104.2	60.2	N-90°-W
	SB312A	7 × 2	EW		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB312B	7 × 4	EW	NS	14.03	46	9.76	32	5.49	18	2.14	7	30.5	136.9	77.0	N-88°~88°30'-W
西 前 殿	SB540	6 × 1	EW		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB541	7 × 3	EW	N	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB542A	7 × 4	EW	NS	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
	SB542B	7 × 4	EW	NS	13.94	46	9.7	32	5.45	18	1.97 1.87	6.5 7.5	30.3	135.2	76.0	N-89°-W
	SB544	1 × 1	—		2.75	9	2.29	7.5	2.29	7.5			30.5	6.3	6.3	—



私田耕跡全景 1947年11月1日撮影



弘田村跡全景

- 1 北東▶南西
2 西▶東





松田遺跡全景 1984年撮影

正敷跡

- 1 正敷跡全景
(東→北)
- 2 同 上
(西→東)
- 3 同 上
(東→西)



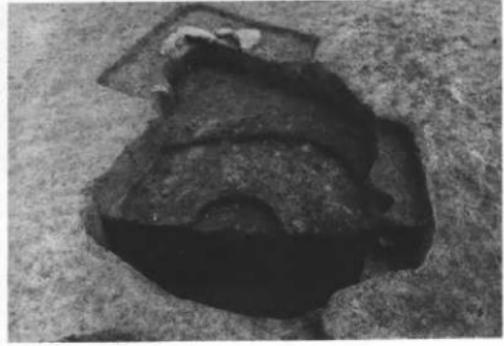
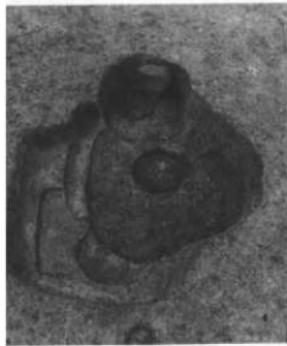
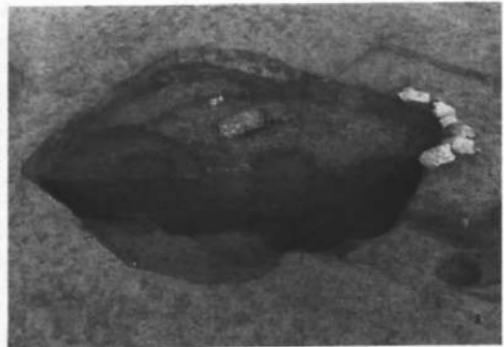
正 殿 蘭

- 1 東 半 部
(南▶北)
- 2 西 半 部
(南▶北)



正殿跡

- 1 S B110-13柱
(北▶南)
- 2 S B110・S B111-16・
S A114-2柱
(南▶北)
- 3 S B110・S B111-7柱
(南▶北西)
- 4 S B110-19・S B111-17・
S A114-3柱
(南▶北)
- 5 S B110・S B111-9柱
(南西▶北东)



東 陽 離 跡

- 1 東陽離跡全景
(西→東)
2 同 上
(北→南)



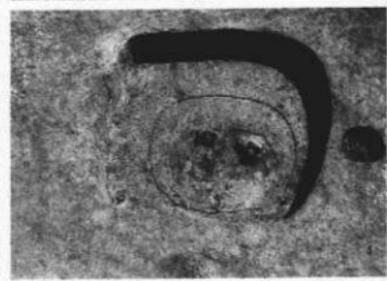
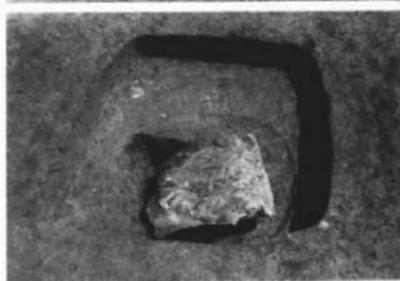
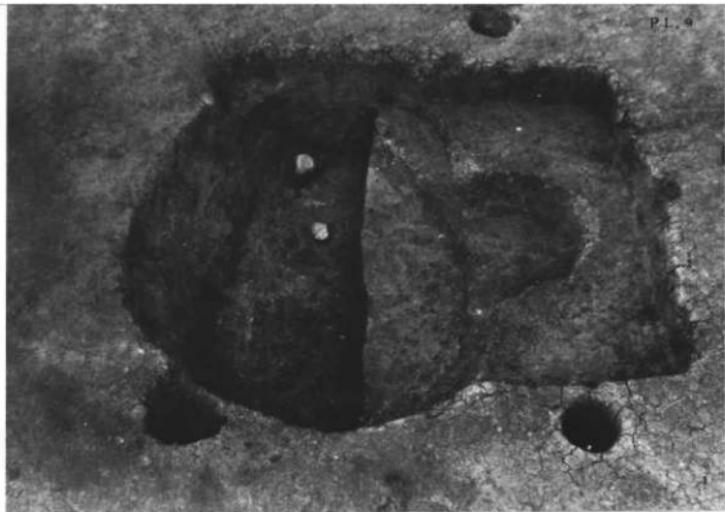
東島殿跡

- 1 120・121—3柱
(南→北)
- 2 S B 121—7柱 (礫石)
S B 122—10柱
(北→南)
- 3 S B 120・121—17柱
(西→東)



東 脊 殿 路

- 1 S B 120—21柱
(南對北)
- 2 S B 120—5柱
(南對北)
- 3 S B 120—8柱
(北對南)
- 4 S B 120—11柱
(西對東)
- 5 S B 120—14柱
(西對東)



- 1 西周金文
(上) 同
(下) 同
2 同
3 同



西 廛 殿 路

- 1 SB499+SB500—3柱
(西▶東)
- 2 同 上
(西▶東)
- 3 SB499—21柱
(南▶北)



東前殿跡

- 1 東前殿跡全景
(南東▶北西)
2 同 上
(西▶東)
3 同 上
(東▶西)



東前殿跡

- 1 S B310—13柱
(東▶西)
- 2 S B310—6 ·
S B312—15柱
(北▶南)
- 3 S B311—7柱
(西▶東)



東前殿跡

- 1 S B310-7 · S B312-16柱
(東►西)
- 2 同 上
(北►南)
- 3 同 上
(北►南)



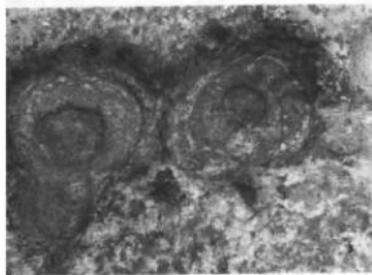
西前殿跡

- 1 西前殿跡東部全景
(南→北)
- 2 西前殿跡全景
(東→西)
- 3 同 上
(北→南)



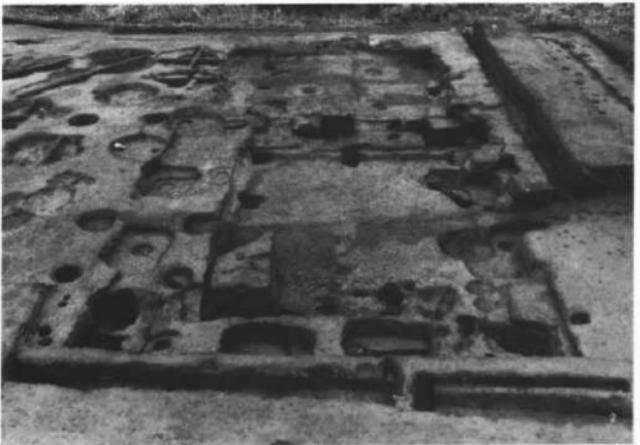
西前殿跡

- 1 SB542-10柱
(東▶西)
- 2 SB541-2・SB542-3柱
(南▶東)
- 3 SB541・SB542-1柱
(南▶北)
- 4 SB540-1・SB541-9柱
(西▶東)



北東部

- 1 S B 420~422・
S I 368建物跡
(西▶北)
- 2 同 上
(南▶北)
- 3 S B 380建物跡
(南▶北)



北東部

1. S B420A・B—5柱
(西▶西)
2. S B420A・B—9柱
(南▶北)
3. S B380—4柱
(西▶東)



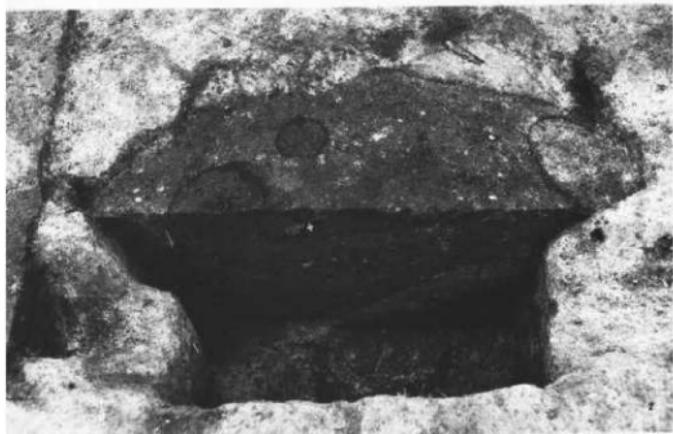
北 西 部

- 1 北西部全景
(南▶北)
- 2 S B 638~640全景
(南▶北)



北 西 部

- 1 SB640—1柱
(東▶西)
- 2 SB639·640—4柱
(東▶西)
- 3 SB638—8, 639·
640—10柱
(北▶南)



共圖版

- 1 SBC03 全體
(上)面
- 2 同 (上)面



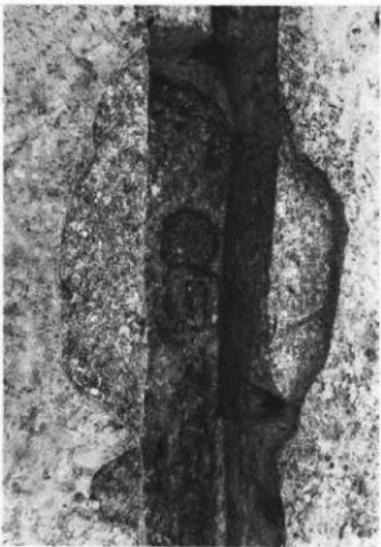
北 部

- 1 政行政城北部全景
(南▶北)
- 2 间 上
(东▶西)
- 3 S B610·611建筑物
(东▶西)



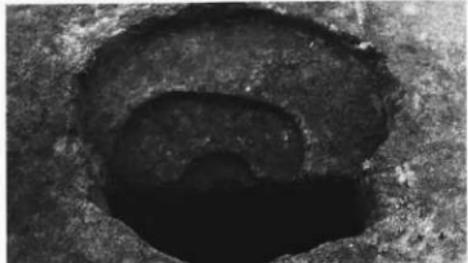
政序南門誌

- 1 政序南門誌全照
(正►北)
- 2 同
(上►南)
- 3 SB246-6柱
SD144
(左►南)



政府東門跡

- 1 SB129全景 (西▶東)
- 2 同 上 (北▶南)
- 3 SB129-9柱 (南▶北)
- 4 SB129-10柱 (東▶西)



政府西・北門跡

- 1 S.B530 全景
(西▶東)
- 2 同 上
(南▶北)
- 3 S.B645 全景
(南▶北)



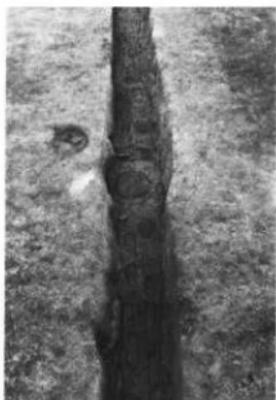
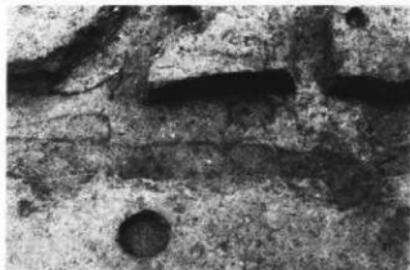


板 湾 跡

- 1 政寧城南側を区画する板塀跡
S D144・244 (東▶西)
- 2 S D144 (東▶西)
- 3 同 上 (西▶東)
- 4 同 上 (西▶東)

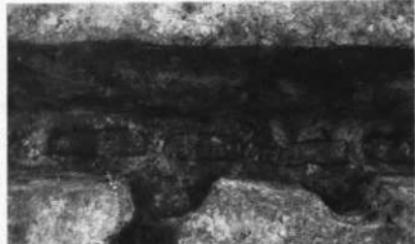
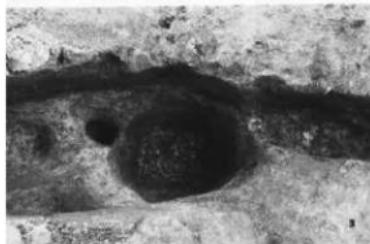
板 構 部

- 1 政寧城東側を区画する板縫跡
(南▶北)
- 2 同 上
(南▶北)
- 3 S D 123・142・143接点
- 4 S D 138 (南▶北)
- 5 S D 138内柱痕跡
- 6 同 上
- 7 S D 138内板材痕跡



板 帋 跡

- 1 政 府 城 北 壁 を 区 划 す る 板 帋 跡
S D 139・142・143
(西→東)
- 2 网 上
S D 139・143
(西→東)
- 3 S D 139 内 板 帋 距
- 4 S D 143 内 板 帋 距



板 構 跡

- 1 政府城北側を区画する板垣跡
S D 139・143
(西▶東)
- 2 S D 139・143・483
(西▶東)
- 3 同 上
(西▶東)





板塊跡

- 1 政府城西側を区画する板塊跡
(南▶北)
- 2 同 上
SD483
(北▶南)
- 3 同 上
南西隅
(西▶東)



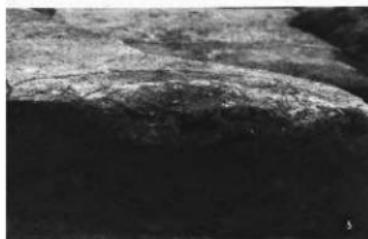
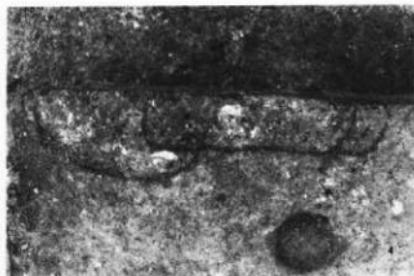
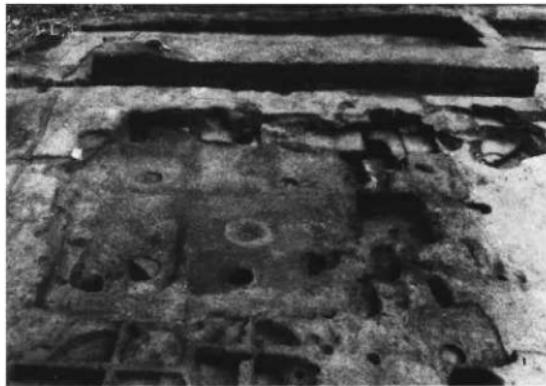
板塀跡

- 1 政府城北西部を区画する板塀跡 S D481
(南▶北)
- 2 政府城北側を区画する板塀跡 S D187
(北西▶北東)



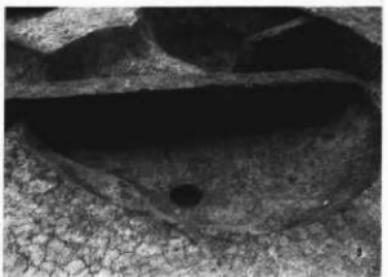
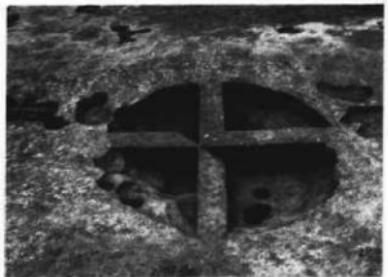
北草部

- 1 SI 368全景 (西→東)
- 2 工房跡出土鉄片
- 3 SX411
- 4 SX413
- 5 SX411
- 6 SX413



北東部

- 1 土壙群
(南▶北)
- 2 S K333土壙
(南▶北)
- 3 S X340土壙
(南▶北)
- 4 S K353土壙
(南▶北)



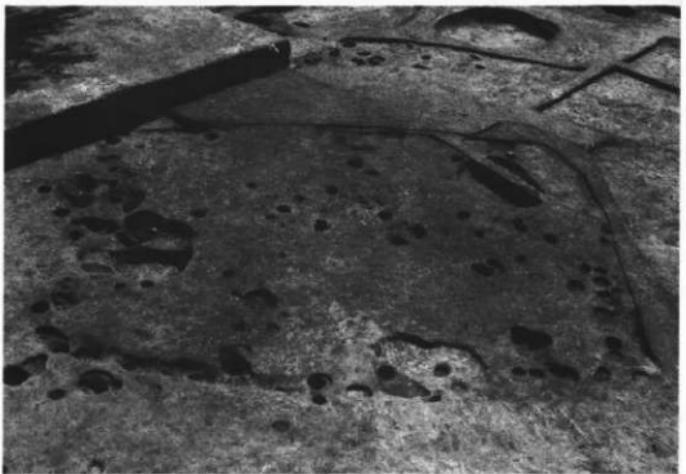
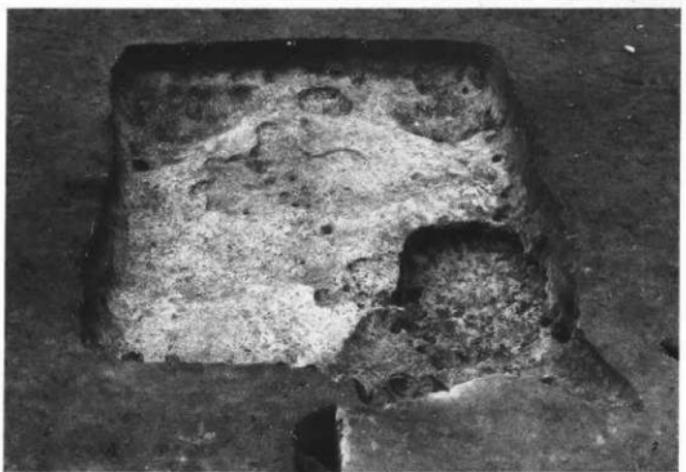


北 部

- 1 SII 331全景 (东►西)
2 SII 331+332全景 (西►东)

北 部

- 1 S I 571カマフ
(北西▶南東)
- 2 S I 571
(南▶北)
- 3 S I 580
(北東▶南西)

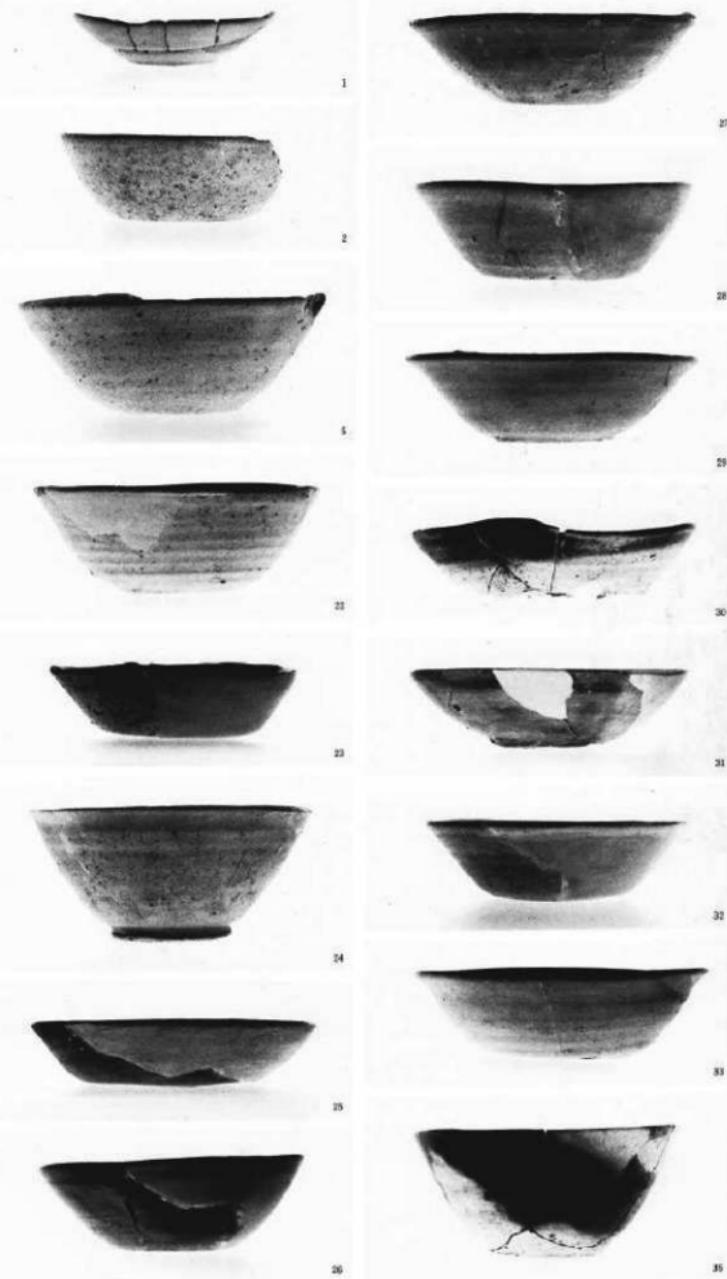




1 SK 489火山灰
堆积状物
(西→东)
2 SX 253露頭岩石
(东→西)
3 SD 239
(南→北)

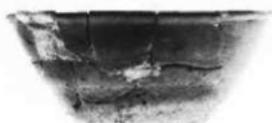


出土遺物(1)

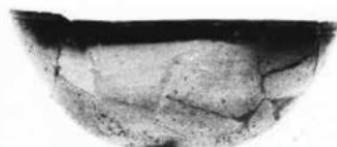




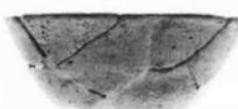
57



58



59



60



61



62



63

63



64

64



65

65



66

66



67



68



90



91



94



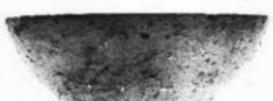
95



96-A



99



100



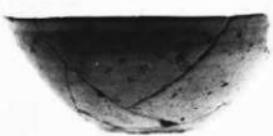
103



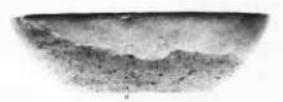
102



96-B



105



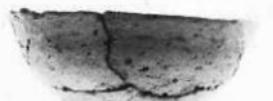
97



106



98



107



41



42



43

出土遺物(5)



91



46



181—a



181—b



182—a



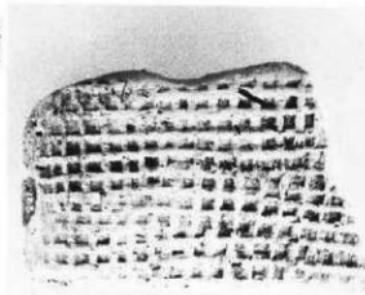
182—b



183—a



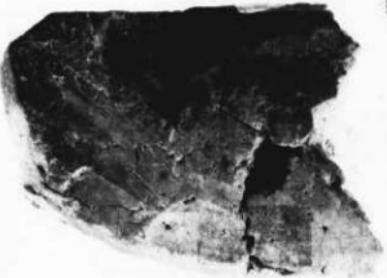
183—b



104—5



105—5



105—6



104—6



105—4



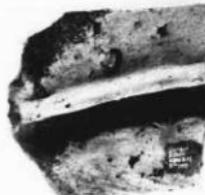
105—5



187-a



187-b



188



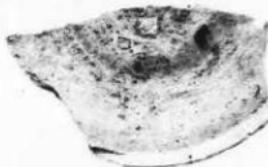
189



190-a



190-b



191



192

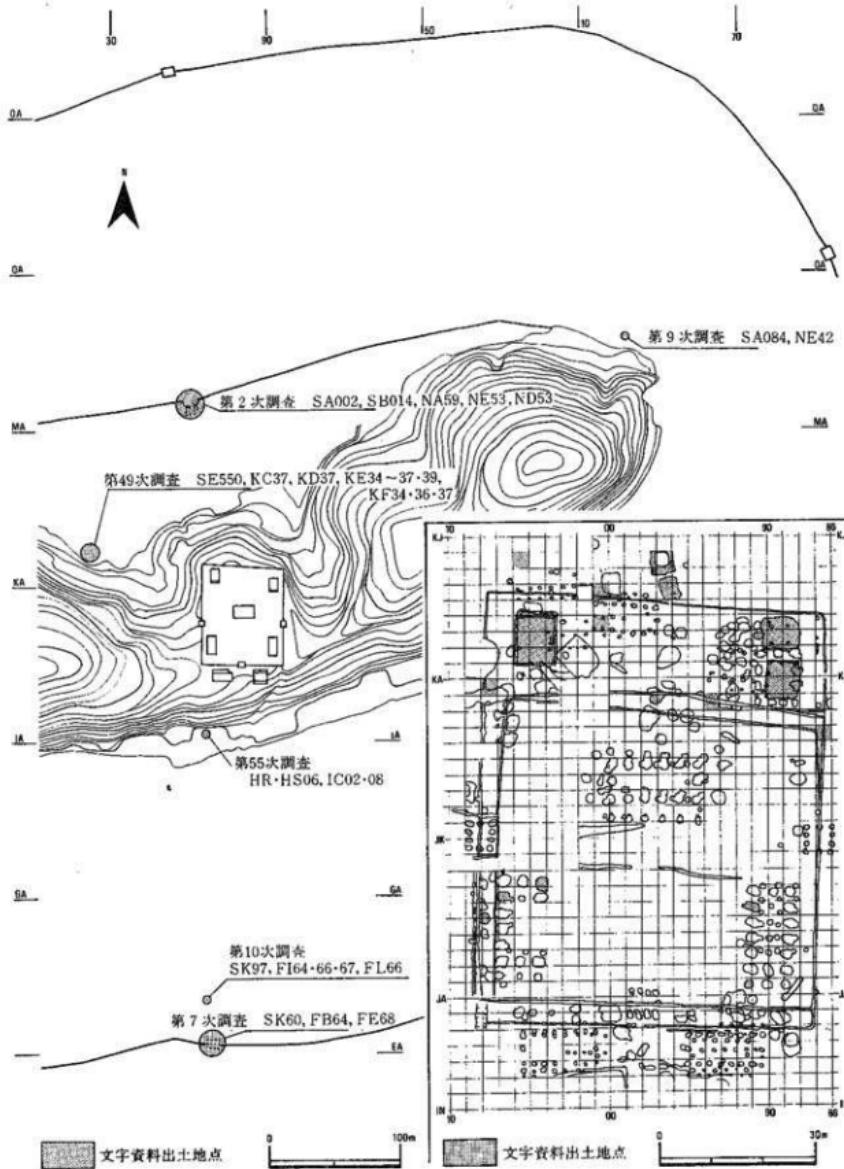


193



194

別 編 1



文字資料分布図

出土文字集成

1 木 簡

第1号木簡

P L. 45

口件籍請取 閏四月廿六日 寺書生仙口氏監

(223) × 24 × 5

第2号木簡

P L. 46

〔事カ〕

- ・ 鮑海郡少隊長解 申進□□□□
- ・ 六月十二日 少隊長春日口繼

294 × 29 × 7

第3号木簡

P L. 47

- ・ 口十火 大根二石八斗八升
- ・ 口二斗八升二合

(153) × 23 × 5

第4・5号木簡

P L. 48・49

〔尤カ〕

- ・ 嘉祥二年正月十日下稻日紀 □年料
- 〔合カ〕 〔束カ〕 〔別筆〕 〔二カ〕
・ □三千八百卅四口 「勘了 正月十口」

237 × 22 × 5

第6号木簡

P L. 48・49

六月廿口

- ・ 口如件 假粟
- 〔強カ〕
・ 口直口口

(72) × 31 × 2

第7号木簡

P L. 50・51

墨痕が認められる。

(58) × (17)

第8号木簡

P L. 50・51

口九月口

(59) × (25)

第9号木簡

墨痕が認められる。

P L. 50・51

(30) × (32)

第10号木簡

墨痕が認められる。

P L. 50・51

(118) × 33 × 6

第11号木簡

□□

P L. 52・53

(26) × 21 × 4

第12号木簡

□□□□□□□

P L. 52・53

(131) × (21) × 6

第13号木簡

□解 申請□□

P L. 52・53

(75) × (22) × 3

第14号木簡

- □□□□□□□□
- □□□□□□□

P L. 52・53

(111) × (14) × 3

第15号木簡

P L. 54・55

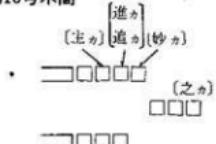
- □□□□□□□貳佰枝進
- □□□□□□□□□若櫻マ弓

(貸付)
□□字四年六月廿六日

(195) × 22 × 5

第16号木簡

P L. 54・55



(170) × 32 × 6

第17号木簡

P L. 56・57

×解 申請借稻×

(112) × 22 × 4

第18号木簡

P L. 56・57

(日か)(秋か)(伏か)
 □□隊□□□□之□□□
 (連か)
 □公隊十人□□□□

(256)×(106)×(27)

第19号木簡

P L. 58・59

長 五尺五寸七分「□」

[方か]
 [大か] (口か)
 □□□徑師万呂

万呂
万呂

抹消

(232)×35×8

第20号木簡

P L. 58・59

(足か) (司か)
 □ 虎口 子土女万呂

[村か]
 大口

(172)×(14)×(1)

第21号木簡

P L. 58・59

[般か]
 □□長

(145)×(23)×6

第22号木簡

P L. 58・59

□□

(101)×(13)×(1)

第23号木簡

P L. 60

墨痕が認められる。

281×(6)×4

註

- 木簡番号は登録順の通し番号で、1~23を収めた。
- 糸文下段のアラビア数字は、木簡の長さ×幅×厚さを示す（単位はmm）。欠損しているものは現存部分の法量を括弧つきで示した。
- 糸文・図版は木簡番号にしたがって配列した。また図版は原則として原寸大とした。
- 本文に使用した符号は次の通りである。
 - 欠損文字のうち字数が確認できるもの。
 - 欠損文字のうち字数が推定できるもの。
 - 欠損文字のうち字数の数えられないもの。
 - 記載内容からみて上または下に少なくとも一字以上の文字を推定したもの。
 - 異筆・追筆。
 - 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。
 - 糸文に加えた註で疑問の残るもの。

文字資料	出土地点	文字資料	出土地点
官	第35次 SX372	余〔官〕	出土地点不明 1点
	第47次 SK515	前	出土地点不明 1点
	第49次 KC37	懺悔	出土地点不明 1点
	第49-3次 KF36III	中	第2次 SB014
	第53次 SB640-6	大津郷	第2次 NA59
	出土地点不明 5点	中大	第2次 ND53
缶舍	第49-3次 KF37	音丸	第2次 NE53
	出土地点不明 4点	杯	第9次 NE42
厨	第7次 FE68II	名	第35次 SI331B
	第10次 FI67	犬	第35次 SX363
	第12次 SK194, JQ86	方	第49次 KE36IV
	第47次 SB500-6	七	第49次 KE35IV
	第49次 KE37IV, KE34III	上	第49-2次 KE36
	第49次-3次 KF36II・III, KF37II・III		第49次-3次 KF34, KF36III
	第53次 KC05III, SI601・602	缶	第49-3次 KF36III
	出土地点不明 12点	音	第49-3次 KF36II
舎	第35次 SI331	全	第49-3次 KF36III
	第49-3次 KF34, KF36, KF36III	坏	第49-3次 KF36III
	第53次 SB638	廳	第35次 SX353
	出土地点不明 3点		第53次 KF00III
生	出土地点不明 1点	千	第55次 IC08
文	出土地点不明 1点	賀	第35次 SX363
伴	出土地点不明 1点	成	第12次 SD123, JQ86
館	出土地点不明 2点	〔政〕所〔厨〕	第49-2次 KF36
安	第35次 SX326	一百〔枝〕	第30次 出土地点不明
	第49-2次 KE36	蘿木田	第2次 SA002
	出土地点不明 1点	〔藤〕木	出土地点不明 1点
左	出土地点不明 1点	行	出土地点不明 2点
官〔舎〕	出土地点不明 1点	最上四	出土地点不明 1点
酒	出土地点不明 1点	〔火〕(則天文字の可能性あり)	出土地点不明 1点
厨家	出土地点不明 1点		
第弟	出土地点不明 1点		

文字別出土地点一覧

2 墨書・刻書文字

土器番号	文 字	器 種	器 形	部 位	調査次数	出 土 地 点
1	厨	土師器	杯	底外	KZ1	不明
2	厨	土師器	杯	底外	KZ1	不明
3	厨	土師器	杯	底外	KZ1	不明
4	厨	土師器	杯	体外	KZ1	不明
5	厨	土師器	杯	底外	KZ1	不明
6	厨	土師器	杯	体外	KZ1	不明
7	厨	土師器	杯	体外	KZ1	不明
8	厨	土師器	杯	体外	KZ1	不明
9	厨	土師器	杯	体外	KZ1	不明
10	厨	土師器	杯	体外	KZ3	不明
11	厨	土師器	杯	体外	KZ3	不明
12	厨	須恵器	杯	底外	KZ16	不明
13	厨	土師器	杯	体外	12	JS93
14	厨	土師器	杯	体外	10	FI67
15	厨	土師器	杯	底外	12	SK194
16	厨	土師器	杯	底外	12	JQ86
17	厨	土師器	杯	底外	47	SB500 - 6
18	厨	土師器	杯	底外	49	KE37IV
19	厨	土師器	杯	体外	49	KE37IV
20	厨	土師器	杯	体外	49	KE37IV
21	厨	土師器	杯	体外	49	KE34III
22	厨	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36II
23	厨	土師器	杯	底外	49 - 3	KF36III
24	厨	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36III
25	厨	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36III
26	厨	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
27	厨	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF37III
28	厨	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
29	厨	土師器	杯	底外	53	KC05III
30	厨	土師器	杯	底外	53	SI601・602
31	官	須恵器	杯	体外	KZ1	不明
32	官	須恵器	蓋	体外	KZ1	不明
33	官	須恵器	杯	底外	KZ1	不明
34	官	須恵器	杯	底外	KZ3	不明
35	官	土師器	杯	底外	KZ5	不明

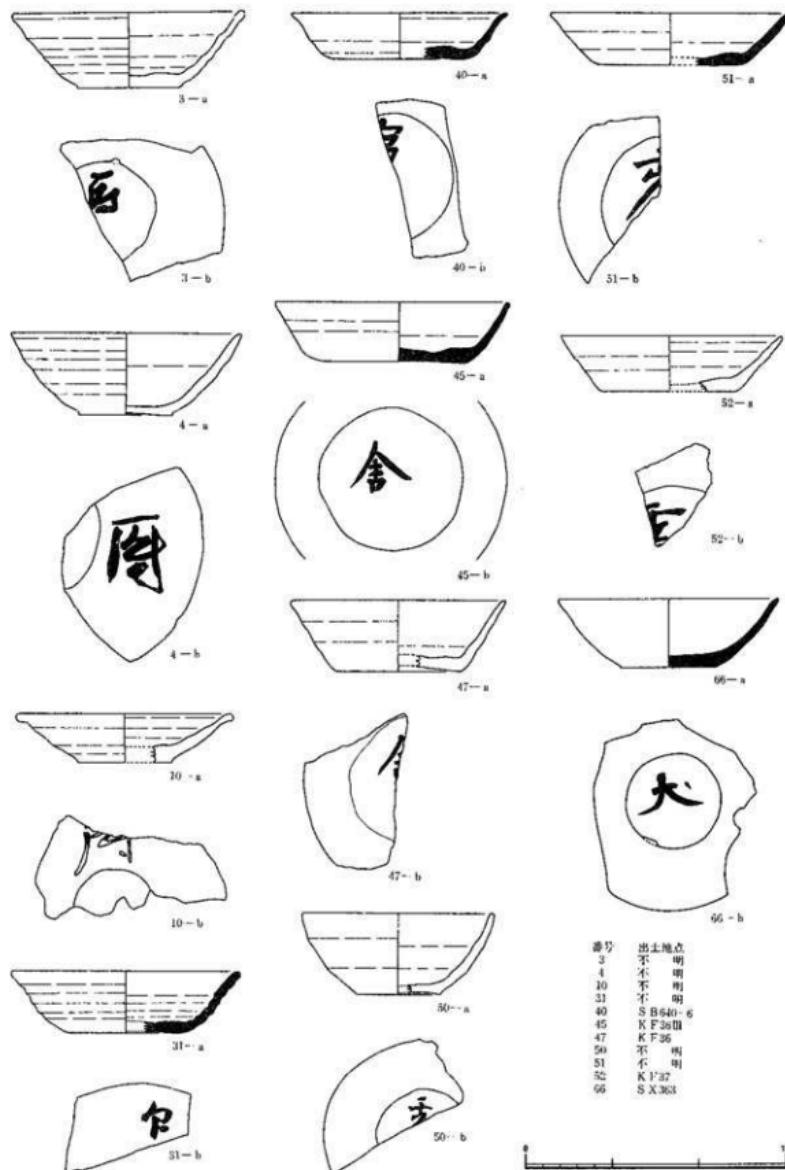
土器番号	文 字	器 種	器 形	部 位	調査次数	出 土 地 点
36	官	須恵器	杯	底外	35	SX372 (JT90)
37	官	須恵器	杯	底外	47	SK515
38	官	須恵器	杯	体外	49	KC37
39	官	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF36III
40	官	須恵器	杯	底外	53	SB640 - 6
41	舍	須恵器	杯	底外	KZ 1	不 明
42	舍	土師器	杯	底外	KZ 1	不 明
43	舍	土師器	杯	底外	KZ 3	不 明
44	舍	土師器	杯	底外	35	SI331
45	舍	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF36III
46	舍	土師器	杯	底外	49 - 3	KF34
47	舍	土師器	杯	底外	49 - 3	KF36
48	舍	須恵器	杯	底外	53	SB638
49	缶舍	土師器	杯	底外	KZ 1	不 明
50	缶舍	土師器	杯	底外	KZ 1	不 明
51	缶舍	須恵器	杯	底外	KZ 1	不 明
52	缶舍	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF37
53	缶舍	土師器	杯	体外	KZ 1	不 明
54	(舍々) 官□	土師器	台付杯	底外	KZ 1	不 明
55	缶舍	土師器	杯	底外	不 明	不 明
56	安	土師器	杯	底外	KZ 1	不 明
57	安	土師器	杯	体外	35	SX326
58	安	土師器	杯	体外	49 - 2	KE36
59	上	土師器	杯	体外	49 - 2	KE36
60	上	土師器	杯	体外	49 - 3	KF34
61	上	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF36III
62	館	須恵器	杯	底外	KZ 1	不 明
63	□館	土師器	杯	体外	KZ 1	不 明
64	庵	須恵器	杯	底外	35	SX353 (KC90)
65	庵	須恵器	杯	底外	53	KF00III
66	犬	須恵器	杯	底外	35	SX363
67	□(周元文字合)	土師器	杯	体外	KZ 1	不 明
68	音	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36II
69	缶	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF36III

土器番号	文 字	器 種	器 形	部 位	調査次数	出 土 地 点
70	賀	土師器	杯	体外	35	SX363
71	酒	土師器	杯	底外	KZ1	不 明
72	千	須恵器	杯	底外	55	IC08
73	七	土師器	杯	体外	49	KE35IV
74	生	須恵器	杯	底外	KZ1	不 明
75	成	土師器	杯	底外	12	SD123, JQ86
76	全	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF36III
77	前	土師器	杯	体外	KZ12	不 明
78	中	土師器	杯	底外	2	SB014
79	中大	土師器	杯	底外	2	ND53
80	杯	須恵器	蓋	体外	9	NE42
81	坏	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36III
82	{第 九} 〔第 九〕 □	土師器	杯	体外	KZ3	不 明
83	伴	須恵器	杯	体外	KZ1	不 明
84	左	土師器	高台付杯	底外	KZ1	不 明
85	文	須恵器	杯	底外	KZ1	不 明
86	方	須恵器	杯	体外	49	KE36IV
87	名	須恵器	杯	底外	35	SI331B
88	音丸	須恵器	杯	底外	2	NE53
89	周家	須恵器	蓋	体外	KZ1	不 明
90	{政 九}[第 九] □所□	土師器	杯	体外	49 - 2	KF36
91	{官 九}余□	須恵器	蓋	体外	KZ5	不 明
92	大津郷	須恵器	杯	底外	2	NA59
93	懺悔	土師器	杯	底外	KZ1	不 明
94	□	須恵器	杯	体外	KZ1	不 明
95	□	土師器	杯	体外	KZ1	不 明
96	□	須恵器	杯	底外	KZ1	不 明
97	□	土師器	杯	体外	KZ1	不 明
98	□	須恵器	杯	底外	KZ1	不 明
99	□	須恵器	杯	体外	KZ1	不 明
100	□	土師器	蓋	体外	KZ1	不 明

土器番号	文 字	器 種	器 形	部 位	調査次数	出 土 地 点
101	□	土師器	杯	底外	KZ 1	不 明
102	□	土師器	杯	体外	KZ 1	不 明
103	□	須恵器	杯	体外	KZ 3	不 明
104	□	須恵器	杯	体外	KZ 3	不 明
105	□	土師器	杯	体外	KZ 3	不 明
106	□	須恵器	杯	底外	KZ 5	不 明
107	□	須恵器	杯	底外	7	FB64 II
108	□	須恵器	杯	体外	10	FL66
109	□	土師器	杯	底外	12	SB121C~D - 7
110	□	土師器	杯	底外	12補	SB121A - 21
111	□	須恵器	杯	底外	35	SI 332
112	□	須恵器	杯	体外	35	SX332
113	□	須恵器	杯	底外	35	SX372
114	□	土師器	杯	底外	35	SX332
115	□	須恵器	蓋	体外	35	SX368
116	□	須恵器	瓶	底外	35	SX363
117	□	土師器	杯	体外	44	44 - 4 Cトレンチ
118	□	土師器	瓶	底外	47	JT07
119	□	須恵器	杯	底外	47	SB530 - 9
120	□	土師器	杯	体外	47	SB500 - 5
121	□	土師器	杯	体外	49	KD37
122	□	須恵器	杯	体外	49	SE550
123	□	土師器	杯	体外	49	KE37IV
124	□	土師器	杯	体外	49	KE37IV
125	□	土師器	杯	体外	49	KC37III
126	□	須恵器	杯	底外	49	SE550
127	□	土師器	杯	体外	49	SE550
128	□	土師器	杯	体外	49	KE37VI
129	□	土師器	杯	底外	49	KE37
130	□	土師器	杯	体外	49	SE550
131	□	須恵器	杯	体外	49	SE550
132	□	土師器	杯	体外	49	SE550
133	□	土師器	杯	体外	49	SE550
134	□	土師器	杯	体外	49	KD37III
135	□	須恵器	高台付杯	底外	49	KD37IV

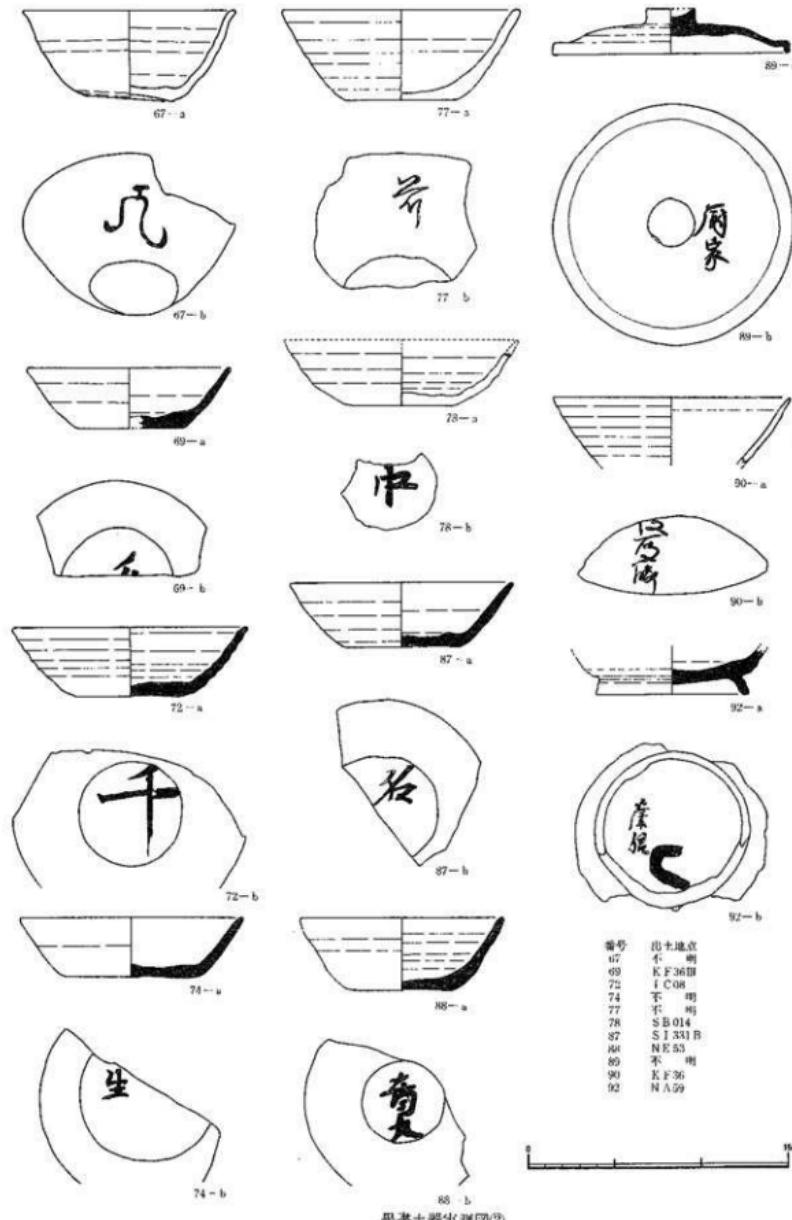
土器番号	文 字	器 種	器 形	部 位	調査次数	出 土 地 点
136	□	土師器	杯	体外	49	KD37III
137	□	土師器	杯	体外	49	KD37IV
138	□	須恵器	杯	体外	49	KD37III
139	□	土師器	杯	体外	49	KE34 I
140	□	須恵器	杯	底外	49	KE34III
141	□	須恵器	杯	体外	49	KE34
142	□	土師器	杯	体外	49	KE34III
143	□	土師器	杯	体外	49	KE35III
144	□	土師器	杯	体外	49	KE35IV
145	□	土師器	杯	体外	49 - 2	KE39
146	□	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF36III
147	□	土師器	杯	底外	49 - 3	KF36II
148	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36II
149	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36II
150	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36II
151	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36II
152	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36III
153	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36III
154	□	須恵器	杯	体外	49 - 3	KF36III
155	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36III
156	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF36
157	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
158	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
159	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
160	□	須恵器	杯	底外	49 - 3	KF37II
161	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
162	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
163	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
164	□	土師器	杯	体外	49 - 3	KF37II
165	□	須恵器	杯	体外	53	KH05
166	□	土師器	杯	底外	53	KG98
167	□	須恵器	杯	底外	53	SK597
168	□	須恵器	杯	底外	53	SB639
169	□	須恵器	杯	体外	53	SB640
170	□	土師器	杯	底外	53	SI601・602

土器番号	文 字	器 種	器 形	部 位	調査次数	出 土 地 点
171	□	須恵器	杯	底外	55	IC02
172	厨	須恵器	杯	底外	7	FE68II
173	(刻印)	土師器	杯	底外	35	SX332
174	(刻印)	土師器	杯	底外	35	SX326
175	(刻印)	土師器	杯	底外	47	SB500 - 1
176	(刻印)	土師器	杯	底外	53	KD00
177	□	須恵器	杯	底外	53	SX605
178	[枝ガ] 一百□	角材			30	30 - 2 地点
179	□隊木	角材				不 明
180	最上四	角材				不 明
181	禡木田	角材			2	SA002
182	行	角材				不 明
183	行	角材				不 明



墨書土器実測図①

別編 1



拂因棚せり、生子の木簡字

高柳家書簡落葉十兵衛(今東市)
の孫某少年の拂因棚せりあ也

件 箔 請 书 四月廿六日

寺 李 生 仙 氏 盆

詠^模
二字は是跡あらざる。原文の書體、皆に籀字
おのの書風、纏平安朝初頭をもく下りることを證す
と思ふ。木版の近唐文書^{此書には空龜四耳の傳}
明法書同解。檢兵士備。楮墻。并戎穿革一充を有

些々に用ひしむた。書體と見え候

後藤宙外から高階秀蔵氏にあてた書簡 (昭和13年4月18日付)

件 箔 請 书 四月廿六日

寺 李 生 仙 氏 盆

第1号木簡 (模写)